

# 土木工事施工管理の手引き

令和2年4月

福岡市

# 目 次

## 第1編 総則編

1. 土木工事施工管理の手引きについて .....	1
1.1 目的	
1.2 適用	
2. 工事請負契約から工事完成までの流れ .....	2
3. 主任（監理）技術者等 .....	3
3.1 一般	
3.2 建設業法に規定されている監理技術者、主任技術者の資格	
3.3 主任技術者	
3.4 監理技術者	
3.5 現場代理人	
3.6 技術者選任表	
4. 施工体制 .....	5
4.1 総則	
4.2 施工体制台帳・施工体系図	
5. 建設業退職金共済制度 .....	6
6. コリンズ（CORINS）への登録 .....	7
7. 腕章について .....	8
7.1 目的	
7.2 対象者	
7.3 腕章の仕様	
7.4 対象工事	
8. 工事現場に掲げる標識について .....	10
8.1 建設業の許可票	
8.2 労災保険関係成立票	
8.3 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識	
9. 工事現場における交通事故等の防止について .....	12

## 第2編 施工管理編

1. 一般事項	
1.1 施工管理関係図書	1-1
1.2 工事関係書類	1-1
2. 施工計画書	
2.1 施工計画書の目的	2-1
2.2 施工計画書記載事項の内容	2-2
2.3 施工計画書作成の留意点	2-3
2.4 施工計画書作成要領	2-5
3. 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）	
3.1 設計図書の照査	3-1
3.2 着工前測量成果簿	3-2
4. 工程管理	
4.1 目的	4-1
4.2 工程管理上の留意点	4-1
4.3 作成要領	4-2
5. 土木工事施工管理基準	
5.1 目的	5-1
5.2 適用	5-1
5.3 構成	5-1
5.4 管理の実施	5-1
5.5 管理項目及び方法	5-1
5.6 規格値	5-2
5.7 その他	5-2
6. 出来形管理基準	
6.1 目的	6-1
6.2 出来形管理基準及び規格値	6-1
6.3 出来形管理上の留意点	6-1
○ 出来形管理基準及び規格値 目次	6-3
○ 出来形管理基準及び規格値 一覧表	6-28

7.	品質管理基準	
7.1	目的	7-1
7.2	品質管理基準及び規格値	7-1
7.3	公的試験機関での品質管理試験を行う項目	7-1
7.4	品質管理上の留意点	7-1
	○ 品質管理基準及び規格値 目次～一覧表	7-3
	○ 公的試験機関での品質管理試験を行う項目	7-53
8.	写真管理基準	
8.1	目的	8-1
8.2	適用範囲	8-1
8.3	工事写真の分類	8-1
8.4	工事写真の撮影基準	8-1
8.5	整理提出	8-2
8.6	その他	8-3
	○ 撮影箇所一覧表	8-4
	○ 品質管理写真撮影箇所一覧表	8-5
	○ 出来形管理写真撮影箇所 目次	8-11
	○ 出来形管理写真撮影箇所 一覧表	8-36
9.	段階確認等	
9.1	材料承諾・確認	9-1
9.2	段階確認・立会事項	9-2
10.	安全管理	
10.1	目的	10-1
10.2	安全管理上の留意点	10-1
10.3	事故報告	10-3
11.	再生資源	
11.1	再生資源利用計画、再生資源利用促進計画	11-1
11.2	建設発生土	11-1
11.3	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	11-3
12.	出来形数量計算書	
12.1	目的	12-1
12.2	作成上の留意点	12-1
12.3	作成要領	12-1
12.4	転石体積の計算要領（案）	12-2
13.	提出書類等参考様式	13-1

# 第1編 総則編



## 1 土木工事施工管理の手引きについて

### 1.1 目的

この「土木工事施工管理の手引き」（以下「手引き」という。）は、その施工に際し受注者が実施すべき基本的な内容について、手続き、施工や安全体制の確保、及び工程・出来形・品質管理等について、管理の適正化を推進するため、施工管理上の運用や「土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-23 施工管理」に規定する施工管理（工程・出来形・品質・写真）及び規格値等を取りまとめたものである。

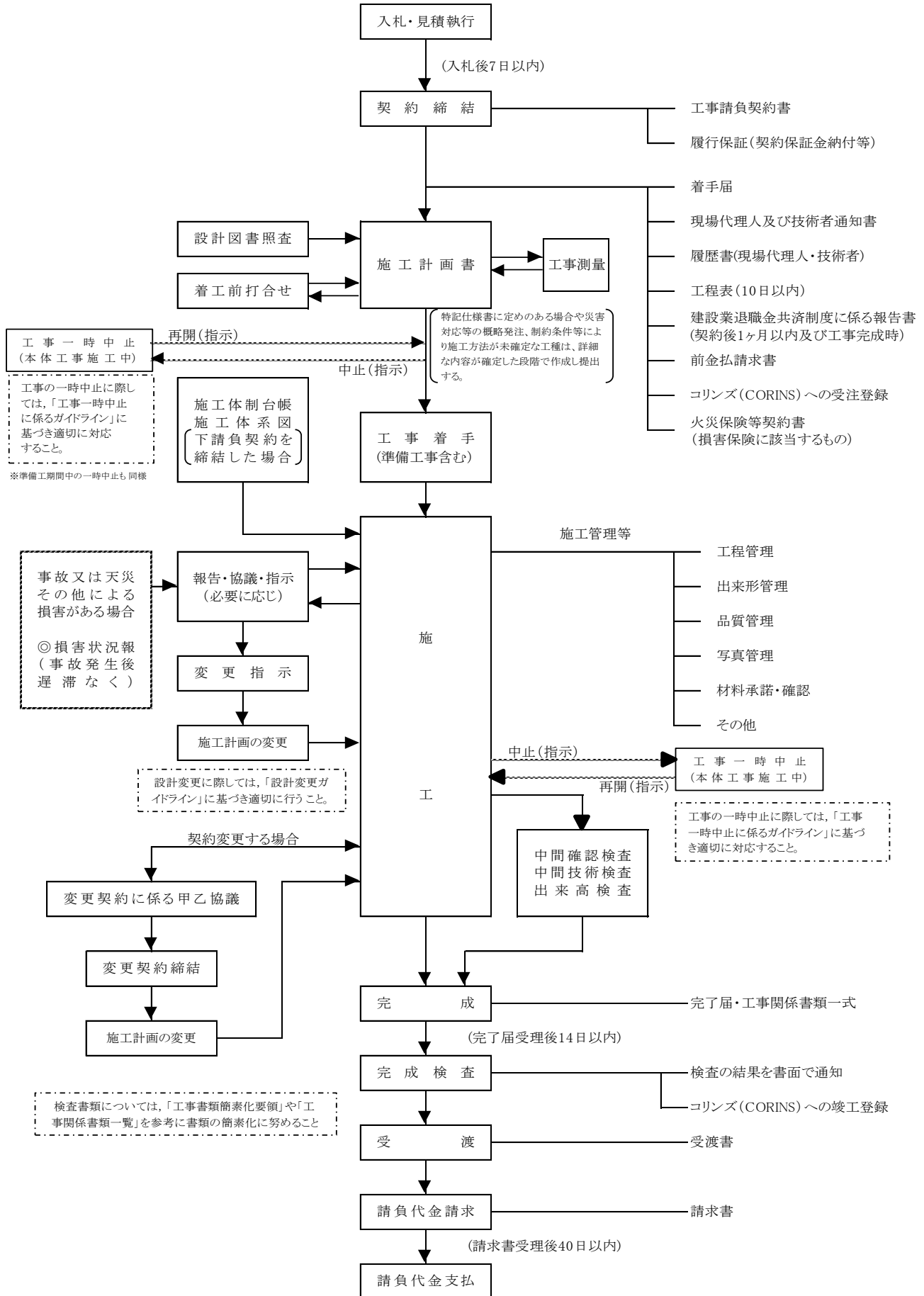
土木工事の施工について、契約図書に定められた工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを主目的とし、そのために必要な施工体制や施工管理等について記述しており、工事受注者・発注者等関係者が効率的に活用できるよう編集したものである。

### 1.2 適用

この「手引き」は、福岡市が発注する土木工事に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

その他工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

## 2 工事請負契約から工事完成までの流れ





### 3 主任（監理）技術者等

#### 3.1 一般

主任（監理）技術者は、建設業法第 26 条（主任技術者及び監理技術者の設置等）及び工事請負契約書第 10 条（現場代理人、主任技術者等及び専門技術者）に基づき、常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければならない。

また、建設業法第 26 条第 3 項において、公共性のある施設もしくは工作物または多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事（工事 1 件の請負代金額が 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上のもの）については、主任（監理）技術者は、工事現場ごとに「専任の者」でなければならないと規定されている。なお、監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれと同等の資格を有する者であること。又「専任の者」とは、その工事現場に常勤し、専ら職務に従事することを要する者である。

現場代理人については、工事請負契約書第 10 条（現場代理人、主任技術者等及び専門技術者）に基づき、当該工事現場に常駐しなければならないとされている。

工事現場におくべき主任（監理）技術者の資格は、下記のとおり規定されている。

#### 3.2 建設業法に規定されている監理技術者、主任技術者の資格

許可を受けている業種	指定建設業(7業種)			その他(22業種)		
	土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、ほ装、電気、造園			大工、左官・とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請契約の請負代金合計金額	4,000万円*以上	4,000万円*未満	4,000万円以上は契約できない	4,000万円*以上	4,000万円*未満	4,000万円以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級国家資格者</li> <li>国土交通大臣特別認定者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級国家資格者</li> <li>二級国家資格者</li> <li>実務経験者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級国家資格者</li> <li>実務経験者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級国家資格者</li> <li>二級国家資格者</li> <li>実務経験者</li> </ul>	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であった請負金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合は、7,000万円以上)となる工事				
監理技術者資格者証の必要性	必要		必要ない	必要		必要ない

\* 建築一式工事の場合は 6,000万円

### 3.3 主任技術者

建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負工事の金額の大小に関係なく、工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして、必ず現場に「主任技術者」を置かなければならない。

### 3.4 監理技術者

#### (1) 監理技術者等の職務

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理および施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

#### (2) 監理技術者の配置

次のような場合には、元請業者が当該工事現場に専任で配置すべき監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。(建設業法第26条第3項、第4項)

- ①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事を直接請負い、
- ②かつ、そのうち4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上を下請契約して工事を施工する場合。

#### (3) 監理技術者資格者証の携帯

元請業者が当該工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、「監理技術者資格者証」の交付を受けた者の中から選任しなければならない。選任された監理技術者は、資格者証の携帯が義務づけられ、発注者の請求があったときは資格者証を提示しなければならない。

(平成20年11月28日より、建設業法の一部が改正され、専任の監理技術者を配置する場合、いわゆる民間工事にも監理技術者資格者証、講習修了証が必要となった(従来はいわゆる公共工事のみ必要))

### 3.5 現場代理人

(1) 発注者から直接工事を請け負い、工事を施工する場合は、必ず工事現場に工事請負契約書第10条に定める「常駐の現場代理人」を置かなければならない。

(2) 現場代理人は、工事の施工上支障ない場合にあっては、主任技術者(又は監理技術者)を兼務して差しつかえない。

### 3.6 技術者選任表

技術者	資格要件	現場代理人との兼務	他現場との兼務
主任技術者	1,2級建設機械施工・1,2級土木施工管理技術士(建設部門・農業土木・森林土木)実務経験者	可	可 ※注
専任の主任技術者	1,2級建設機械施工・1,2級土木施工管理技術士(建設部門・農業土木・森林土木)実務経験者	可	不可
専任の監理技術者	1,2級建設機械施工・1,2級土木施工管理技術士(建設部門・農業土木・森林土木)実務経験者	可	不可

※注：建設業法第26条第3項に該当する他現場との兼務は、不可である。

## 4 施工体制

### 4.1 総則

建設業法第 24 条の 7 により施工体制台帳および施工体系図の作成が受注者に義務づけられ、建設業法施行規制の改正により平成 7 年 6 月 29 日より実施されている。

また、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律第 15 条により、受注者が作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないとされている。

### 4.2 施工体制台帳・施工体系図

施工体制台帳及び施工体系図は、工事を施工するために下請契約を締結した場合には、必ず作成しなければならない。施工体制台帳は、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間工事現場ごとに備え置かなければならず、施工体系図はその期間中当該工事現場の見やすい場所に掲示する必要がある。

加えて、入札契約適正化法の規定により公共工事においては、施工体制台帳の写しを発注者へ提出するとともに、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っているので、「元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類」と「再下請通知の記載事項と添付書類」を併せた全体で、施工体制台帳となる。また、平成 13 年 10 月 1 日から公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされ、施工体制台帳の拡充が図られることとなった。

※施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書の作成については、国土交通省の作成例を参考に  
するものとし、作成例については国土交通省のホームページを参照すること。

([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000191.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html))

※また、施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書の記入例については、国土交通省 九州地方整備局作成の「よくわかる建設業法」「施工体制台帳の作成のポイント」に掲載されている。

## 5 建設業退職金共済制度

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-40 第5項に、受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。ただし、中小企業退職金共済法において除外されるものは、免除されるものとするが、建設業退職金共済制度に係る報告書は、工事請負契約締結後、1ヵ月以内及び工事完成時（完了届提出時）に発注者に提出しなければならない。なお、掛金収納書を提出できない場合（例：工事契約締結当初は、工事製作の段階であるため、建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等）についても、免除される場合と同様の取扱とする。また、受注者は建設業退職金共済制度に加入した場合は、共済証紙の購入及び共済証紙受払簿を作成し、監督職員から共済証紙受払簿の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。と規定されている。

本市では、発注者の立場として掛金収納書及び建設業退職金共済制度に係る報告書の提出を求めている。また、建設労働者に対して共済証紙の交付を適正に行っているかの確認を工事監督時及び検査時に行っているところである。なお、これら確認時に必要な資料として、受注者で作成される書類の提示を求めているが、例えば、求める資料が発注者によって異なったり、受注者側においても作成する全ての書類を提示用で準備したりするなど、過度な負担となっている場合もあるため、受発注者双方の事務処理軽減を目的として、「提示する書類の一定程度の統一化」について、別途、工事書類簡素化要領で定めているところであるので、参考とされたい。

## 6 コリンス(CORINS)への登録

受注者は、受注時、変更時、完成時、訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関：日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請する。また、登録完了後に登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。

### 6.1 登録対象工事

受注・変更・完成・訂正時において工事請負代金額が 500 万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。

### 6.2 登録時期

受注時： 契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内

変更時： 変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内

完成時： 工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内

訂正時： 適宜

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合のみ行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

### 6.3 登録に関する留意事項

登録に関する留意事項は、日本建設情報総合センター(JACIC)のホームページを参照すること。  
(<http://ct.jacic.or.jp/>)

## 7 腕章について

受注者は、現場における責任の自覚と意識の高揚、ならびに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を図るため、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）は腕章を着用するものとする。なお腕章の仕様については監督職員と協議するものとし、着用箇所は腕の見易い所を原則とする。なお、腕章のほかにも名札を着用することが望ましい。

### 7.1 目的

- ・住民の信頼に応え、技術者の責任の自覚と意識の高揚
- ・発注者・受注者相互、元請・下請負者相互及び住民から見た責任者の明確化

### 7.2 対象者

- ・現場代理人
- ・監理技術者又は主任技術者

### 7.3 腕章の仕様

- ・着用箇所は、腕の見易い所を原則とする。
- ・仕様は別紙による。

### 7.4 対象工事

- ・全ての工事を対象とする。

## 腕章の仕様

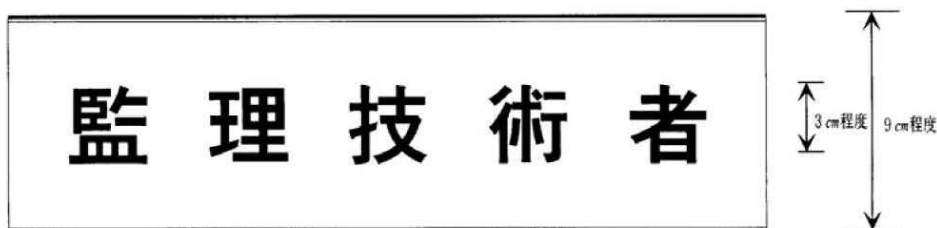
(監督職員が、受注者と協議する腕章の仕様は、下記を例とする。)

例：現場代理人の場合



- 注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可。  
2. 既に使用の腕章で、類似品も可。

例：監理技術者の場合



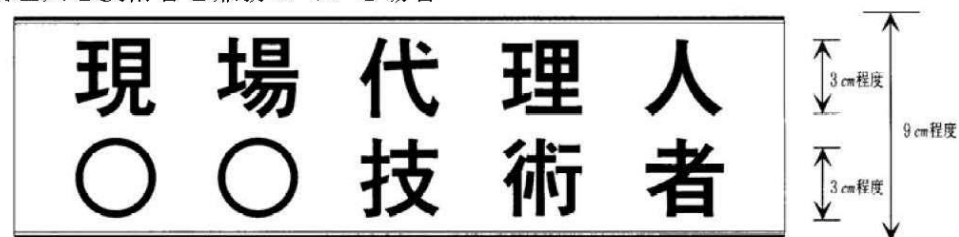
- 注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可。  
2. 既に使用の腕章で、類似品も可。

例：主任技術者の場合



- 注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可。  
2. 既に使用の腕章で、類似品も可。

例：現場代理人と技術者を兼務している場合



- 注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可。  
2. 既に使用の腕章で、類似品も可。

## 8 工事現場に掲げる標識について

工事現場に掲げる標識は、その店舗及び建設工事の現場ごとに掲げる「建設業の許可票」のほか、「労災保険関係成立票」、「建退共加入者証」等、関連法令規則等に則り工事現場に掲示しなければならない。

### 8.1 建設業の許可票

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。標識を掲げる意義は次のとおりである。

- (1) 建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにすること。
- (2) 建設工事は、工事現場が移動するとともに、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであることから、対外的にその責任主体を明確にすること。

本来、建設業法は建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約適正化等を図ることによって、適正な施工の確保、発注者の保護、建設業の健全な発展の促進等を目的に定められている。したがって、建設業者は建設業法の遵守は言うまでもないが、行政担当部局は適切に指導を行う必要がある。よって、「建設業の許可票」については、元請はもとより下請業者の許可票も掲示を指導しているところである。

法2条（定義）

3号「建設業者」とは、建設業の許可を受けて建設業を営むものをいう。

法40条（標識の掲示）

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

別記 様式第29号（施行規則第25条関係）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

↑ 25cm以上 ↓	建設業の許可票	
	商号又は名称	
	代表者の氏名	
	主任技術者の氏名	専任の有無
	資格名	資格者証交付番号
	一般建設業又は特定建設業の別	
	許可を受けた建設業	
	許可番号	国土交通大臣 許可( )第 号 知事
	許可年月日	
	← 35cm以上 →	



## 8.2 労災保険関係成立票

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」に下記のように記載されている。

(建設の事業の保険関係成立の標識)

第 77 条 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は労災保険関係成立票（様式第 25 号）を見易い場所に掲げなければならない。

様式第 25 号

労災保険関係成立票	
保険関係成立 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
労働保険番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
事業の期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
事業主の 住所氏名	〇〇市〇〇区〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇建設株式会社〇〇支店 取締役支店長 〇〇〇〇〇
注文者の氏名	国土交通省九州地方整備局〇〇工事事務所
事業主代理人 の氏名	〇〇〇建設株式会社〇〇支店 所長 〇〇〇〇

※標識の仕様 縦 25cm 以上 横 35cm 以上 文字 黒 地色 白

## 8.3 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識

建退共制度に加入した事業主は、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所及び工事現場の出入口等の見易い場所に下記の標識（シール）を掲示する。

# この工事の元請事業主は 建退共に参加しています

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合  
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう  
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう  
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう  
手帳の更新を忘れずに

勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構

建 退 共 〇 〇 県 支 部

電 話 〇 〇 〇 ( 〇 〇 〇 ) 〇 〇 〇 〇

## 9 工事現場における交通事故等の防止について

工事現場における交通事故等の防止については、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-32(交通安全管理)第4項に下記のとおり規定されている。

### 4. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

## 工事現場における標示施設等の設置基準

この基準は、工事現場における安全を図るため、道路工事（道路占用工事を含む。以下同じ。）等における標示施設ならびに保安施設の設置及び管理について定める。

なお、この基準の他に「土木工事安全施工技術指針」「建設工事公衆災害防止対策要綱」も併せて参考とし、安全確保に努めなければならない。

### （工事の標示）

1 工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表 様式 1 を参考とするものとする。

#### （1）工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

#### （2）工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

#### （3）工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

#### （4）施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

#### （5）施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

### （防護施設の設置）

2 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考(1)を参照）

### （迂回路の標示）

3 道路工事等のため、迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐は除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。

（参考(2)及び参考(3)を参照）

なお、標示板の設置にあたっては、別表 様式 2 を参考とするものとする。

### （色彩）

4 工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅 10cm）を用いるものとする。

### （管理）

5 工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

また、標示施設には歩行者等に配慮するため、必要に応じて標示施設の色調にあわせた緩衝材を施すこと。

114cm

140cm

**ご迷惑をおかけします**

**〇〇〇〇〇〇〇を  
なおしています**

**平成〇年〇月〇日まで  
時間帯 21:00 ~ 6:00**

**舗裝修繕工事**

**発注者 福岡市〇〇局〇〇課**  
**電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**

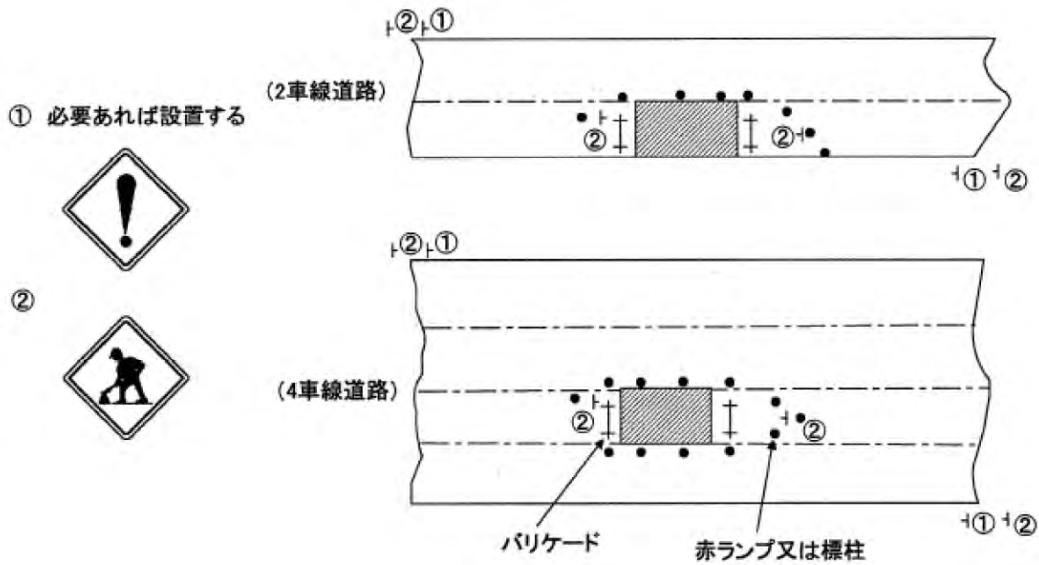
**施工者 〇〇〇〇建設株式会社**  
**電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇**  
**(緊急)電話 〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇**

- (注) 1 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗裝修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- 2 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cm、区画線の太さは0.5 cmとする。

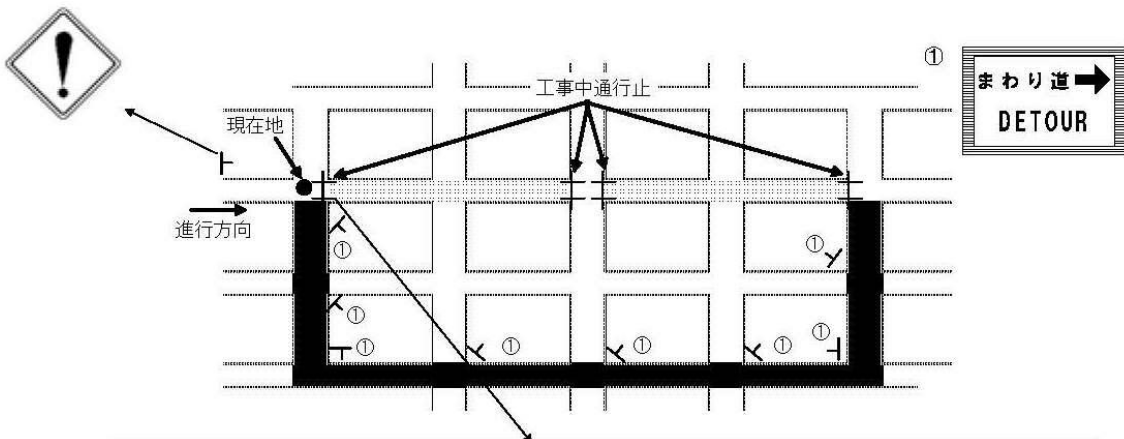


- (注) 1 色彩は矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。  
2 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例

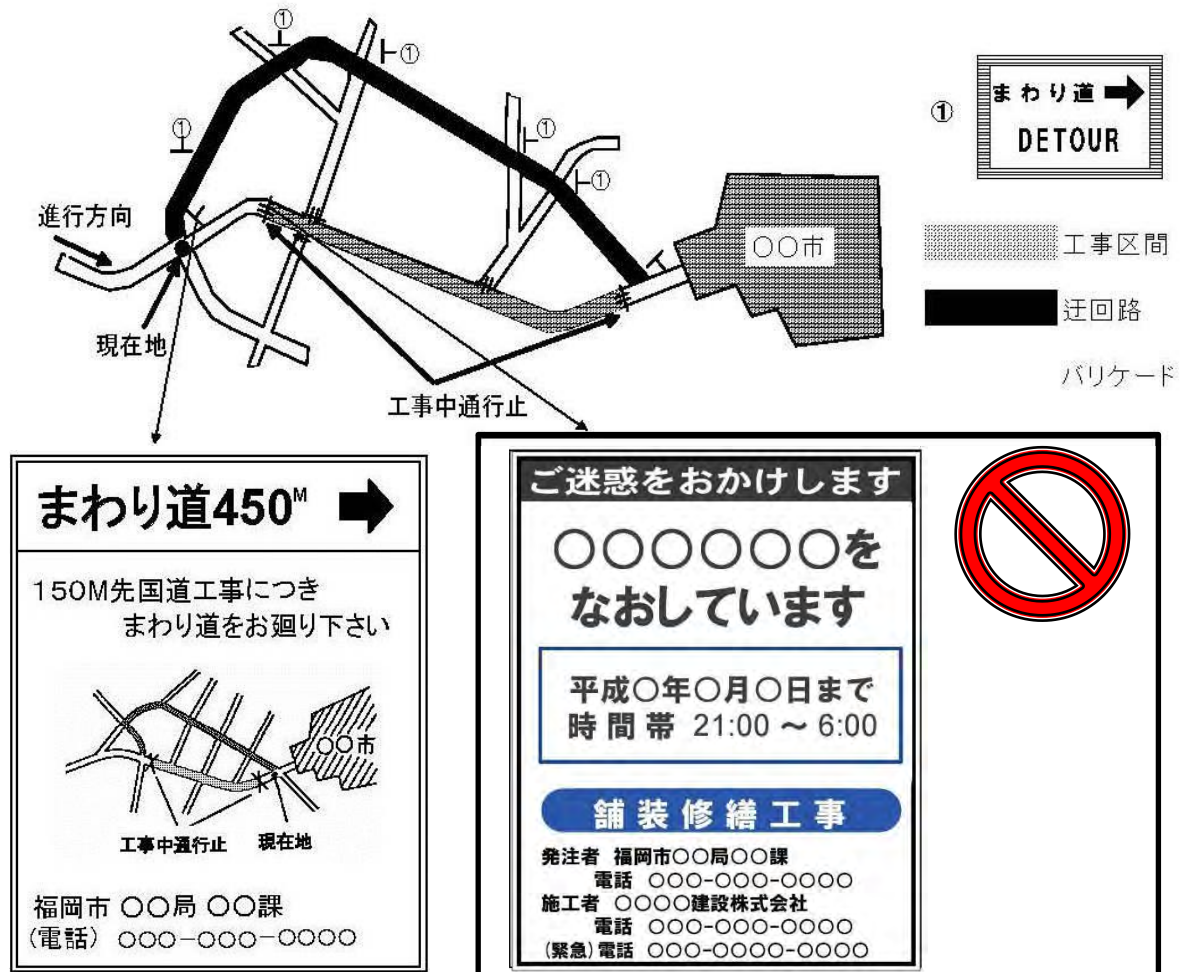


参考(2) 工事中迂回路の標示例 (市街地の場合)  
(進行方向に対する標識の設置例を示す)

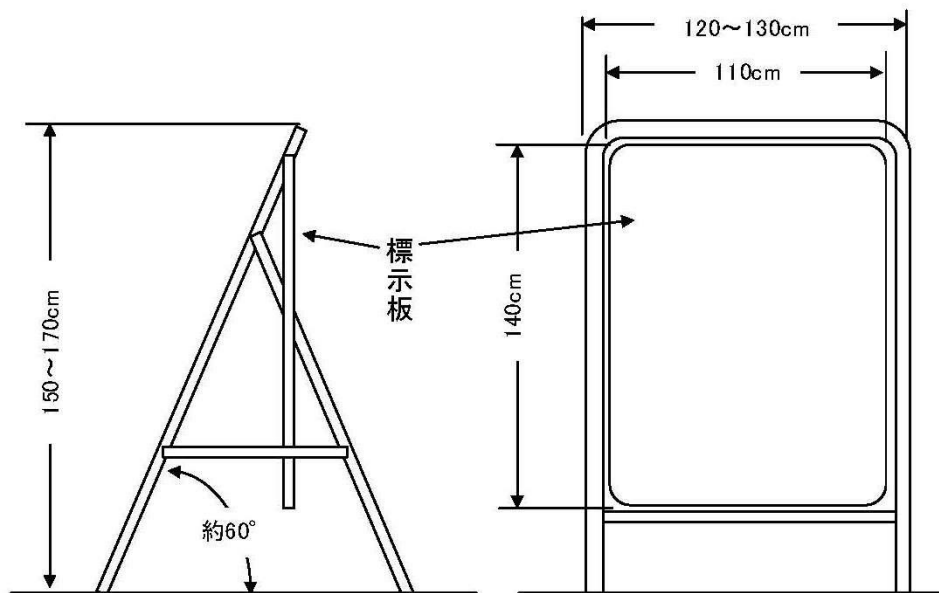


<p><b>ご迷惑をおかけします</b></p> <p>〇〇〇〇〇〇を なおしています</p> <p>平成〇年〇月〇日まで 時間帯 21:00 ~ 6:00</p> <p><b>舗裝修繕工事</b></p> <p>発注者 福岡市〇〇局〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (緊急)電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>		<p><b>まわり道 450M →</b></p> <p>この先国道工事につき まわり道をお廻り下さい</p> <p>福岡市〇〇局〇〇課 (電話) ×××-××××-××××</p>
--	--	---

参考(3) 工事中迂回路の標示例（一般交通影響有りの場合）  
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



参考(4) 設置方法の一例



## 工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について

### 1 工事情報看板的設置について

予定されている工事に関する情報を提供するため、工事を開始する約1週間前から工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板的を設置する。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や歩道の無い道路等については、この限りでない。

なお、工事情報看板は、様式1及び図1を参考にドライバーから看板内容が見えないように設置する。

### 2 工事説明看板的設置について

実施されている工事に関する情報を提供するため、工事開始から工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を設置する。

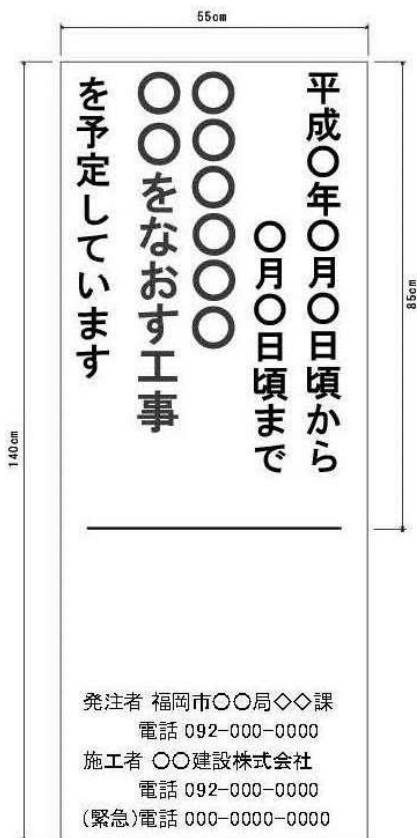
ただし、短期間に完了する軽易な工事や歩道の無い道路等については、この限りでない。

なお、工事説明看板は、様式2及び図1を参考にドライバーから看板内容が見えないように設置する。



(様式1) 工事情報看板  
(工事を予告するための看板)

工事開始約1週間前～工事を開始するまで



(様式2) 工事説明看板  
(工事を説明する看板)

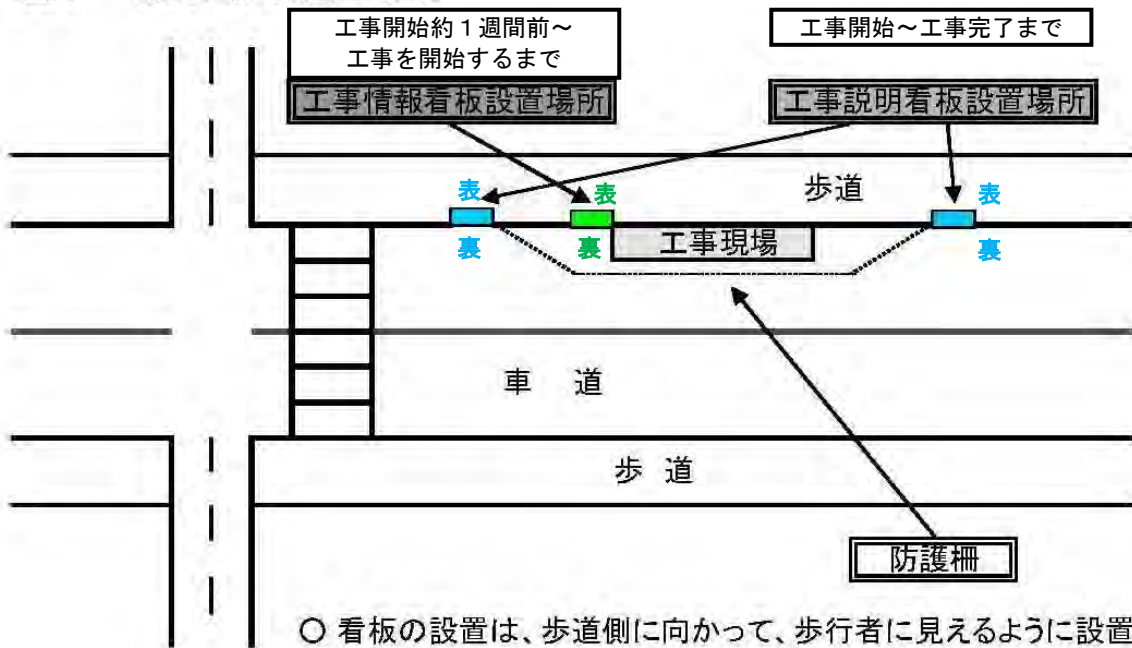
工事開始から工事終了まで



(様式備考)

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

図1 標示板の設置場所



- 看板の設置は、歩道側に向かって、歩行者に見えるように設置
- 防護柵は必要に応じて、夜間照明等を設置すること。

## 第 2 編 施工管理編



# 1 一般事項



# 1 一般事項

## 1.1 施工管理関係図書

規 定		図 書
共通仕様書関係		「土木工事共通仕様書 区画線設置工事共通仕様書」(福岡市)
		「水道工事共通仕様書」(福岡市)
		「漁港漁場関係工事共通仕様書」(公益社団法人全国漁港漁場協会)
施工管理基準書関係	一般土木工事	「土木工事施工管理の手引き」(本書)
	水道工事	「水道工事施工管理基準[土木編]」(福岡市水道局)
	下水道工事	「下水道(土木)工事施工管理基準」(国土交通省国土技術政策総合研究所)
	港湾工事	「港湾工事共通仕様書」(国土交通省港湾局)
	農業土木工事	「土木工事施工管理基準」(福岡県農林水産部)
	漁港漁場工事	「福岡県農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準」(福岡県農林水産部)
	公園緑地工事	「公園緑地工事施工管理基準」(福岡市住宅都市局みどりのまち推進部)
その他示方書及び指針・要綱等図書		「コンクリート標準示方書」「道路土工指針」「舗装設計施工指針」 「道路橋示方書」等、その他「土木工事共通仕様書」に記載された要綱等

## 1.2 工事関係書類

工事着手前から工事完成時に至るまでに作成が必要な書類を「工事関係書類一覧表」として示しているので参考とされたい。なお、一覧表に関しては工事着手前から工事完成時の一般的な流れを踏まえて整理しているため、工事内容により一覧表以外で書類作成が必要な場合は、受発注者で協議を行うものとする。

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品	提出必要数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用				
契約	契約書	1 工事請負契約書	契約事務規則第28条1項	-	様式(契約課)	○				-	-	○	●	
		2 請書	契約事務規則第28条2項	-	様式第6号(契約課)		○			-	-	○	●	・契約金額が100万円以下(工事又は製造の請負契約)の場合は契約書を省略することができ、代わりに「請書」を徴する。
		3 見積書	契約事務規則第28条3項	-	様式第10号(契約課)		○			-	-	○	●	・契約金額が10万円以下の場合には「見積書」をもって契約書にかえることができる。
設計図書	4 共通仕様書	-	-	-	-	○			-	-		●		
	5 特記仕様書	-	-	-	-	○			-	-	○	●		
	6 契約図面	-	-	-	-	○			-	-	○	●		
	7 現場説明書	-	-	-	-	○			-	-		●		
	8 質問回答書	-	-	-	-	○			-	-		●		
	9 工事数量総括表(金抜設計書)	-	-	-	-	○			-	-	○	●		
	契約関係	10 着手届	契約事務規則第32条3項	-	様式第13号(契約課)		○	○		◎	1	○	●	・工事に着手したときはその翌日(当該翌日が休日となる場合は、当該翌日以後直近の休日でない日)までに提出。 ・契約書の作成を省略する場合(請書を徴する場合や見積書をもって契約書にかえる場合)省略可。
		11 現場代理人及び技術者通知書	工事請負契約書第10条1項	-	様式		○	○		◎	1	○	●	・配置予定技術者調書に記載のある技術者と同一であること。
		12 履歴書	-	-	様式		○	○		◎	1	○	●	・「現場代理人及び技術者通知書」とともに提出。
13 現場代理人の雇用を証する書面		【提出不要】	-	-										
14 技術者の資格及び雇用を証する書面		【提出不要】	-	-										
15 請負代金内訳書		・工事請負契約書第3条1項 ・共通仕様書3-1-1-2-1	-	-	-								●	・共通仕様書で適用除外としている。
16 工程表		・工事請負契約書第3条1項 ・共通仕様書3-1-1-3	-	-	-		○	○		◎	1	○	●	・契約締結後、10日以内の提出。 ・契約変更時同様とする。
17 建設業退職金共済制度に係る報告書(当初)		共通仕様書1-1-1-40-5	・土木工事施工管理の手引きP6 ・建設業退職金共済制度の掛金等の取扱い改正について(通知)(H11.7.15 財契309号)	-	様式(検査課)		○	○		◎	1	○	●	・契約締結後、1ヶ月以内の提出。
18 建退共掛金収納書		共通仕様書1-1-1-40-5	・土木工事施工管理の手引きP6 ・建設業退職金共済制度の掛金等の取扱い改正について(通知)(H11.7.15 財契309号)	-	-		○	○		◎	1	○	●	・当初に証紙購入の場合、上記報告書表面または白紙に掛金収納書を貼り付けし、提出。 ・提出できない事情がある場合、理由を上記報告書に記載する。
19 下請負人(建設用機械使用)通知書【廃止予定】		工事請負契約書第7条1項	-	-	様式		○	○						・発注者は受注者に、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
20 監督員通知書	工事請負契約書第9条1項、3項	-	-	様式1-1		○			◎	-		●	・2名以上監督員を置いた場合及び発注者の権限の一部を委任した場合は通知すること。(例:総括監督員、委託監督員)	
前金払	21 前金払請求書	工事請負契約書第34条1項	前金払、中間前金払及び部分払の事務取扱いについて(H22.4.1改正 契約課)	様式(契約課)		○	○		◎	1	○	●	【対象】 契約金額が100万円を超える契約 【割合及び支払限度額】 契約金額(履行期間が2年度以上にわたる契約は当該年度の出来高予定金額)の10分の4以内。(支払限度額は10億円) 【請求】 履行期限(履行期間が2年度以上にわたる契約)にあつては、当該年度末日)前1月まで。 【支払】 発注者は、請求を受けた日から14日以内に支払わなければならない。(工事請負契約書第34条2項)	
	22 保証事業会社の保証証書	工事請負契約書第34条1項	前金払、中間前金払及び部分払の事務取扱いについて(H22.4.1改正 契約課)	-		○	○		◎	1	○	●		



工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品	提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考	
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用					
工事	建設リサイクル	23 分別解体等の計画等(別表3)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条1項		様式		○	○		☆:電子 ●:紙 ■:電子または紙	1		【対象】 特定建設資材を使用する工事または、特定建設資材廃棄物を排出する工事で、請負金額が500万円以上の工事。 ・監督職員は、入札後、契約締結までの間に受注者(元請)に提出を求め、計画内容について説明を受ける。		
		24 建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	積算運用の手引きⅡ-112~121	様式-3	○				-	-		【対象】 上記同 ・監督職員は、工事の着手前に、環境局循環型社会推進部産業廃棄物指導課の確認を受け、住宅都市局建築指導部建築物安全推進課に通知する。 ・監督職員においては、契約内容に変更が生じ本項が該当となった場合は、すみやかに手続きを行うこと。		
その他	25 コリンズ(CORINS)登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-5	土木工事施工管理の手引きP7	-			○	○		-	-		【対象】 請負金額500万円以上の工事。 ・受注時・変更時・完成時は、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録し、監督職員に提示する。 (旧称:工事カルテ受領書)		
	26 特定建設作業実施届出書	騒音規制法・振動規制法 第14条第1項(第2項)	特定建設作業のしおり	様式第9(環境保全課)			○		◎	◎	2		・特定建設作業を実施する場合は、当該作業を開始する日の7日前(届出日及び作業開始日を除く7日前)までに、当該作業を行う場所の区役所生活環境課に提出すること。		
工事	設計図書	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1, 2	・土木工事施工管理の手引きP2-1~20 ・工事書類簡素化要領土木工事編(H31.4)	鑑:様式2-1		○	○		◎	2(注)		・工事着手前(工事始期日以降30日以内)に提出。(共通仕様書1-1-1-8) ・軽微な変更の場合、変更施工計画書の提出は不要。(簡素化) (注)2部提出(押印後、1部返却)		
		表紙	【作成不要】	-	-										
		目次	【作成不要】	-	-										
		(1) 工事概要	-	土木工事施工管理の手引きP2-5	-									・工事名、河川または路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容(工事数量総括表の工程・種別・数量等)を記載。 ・工程が1式表示及び主体工程以外については、工程のみの記載でもよい。	
		現場位置図	【作成不要】	-	-										
		図面	【提出不要】	-	-										
		(2) 計画工程表	-	土木工事施工管理の手引きP2-6	-									・横棒式工程表、斜線式工程表、ネットワーク等で作成。	
		休日取得計画表	特記仕様書	週休2日工事実施要領	様式									・週休2日工事を実施する場合、休日取得計画表を作成し、施工計画書に添付し提出する。	
		(3) 現場組織表	-	土木工事施工管理の手引きP2-7	-									・現場代理人については、夜間・休日等の緊急連絡先を記入 ・施工管理については、担当区分及び担当者指名等を記入(500万円未満不要)。 ・監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入(500万円未満は不要)。	
		施工体系図	特記仕様書	-	参考様式(国土交通省)									・施工体制台帳に添付。	
		建設業の許可証(写)	【提出不要】	-	-										
		作業員名簿 ※溶接工については備考参照。	【提出不要】	-	-									・既製杭工(共通仕様書3-2-4-4-21)及び鋼管矢板基礎工(共通仕様書3-2-4-9-11)における溶接工については、施工計画書に記載すること。 ・工場製作工(共通仕様書6-5-3-1-3、10-3-3-1-3、10-4-3-1-3)及び鋼製構脚工の現場継手工(共通仕様書10-3-8-11-3)における溶接工については、監督職員の請求があった場合、提示すること。	

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品	提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考	
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用					
施工計画	27	技術者及び作業員の資格を証する書面 ※圧接工、溶接工については備考参照。	【提出不要】	-	-									- 圧接工(共通仕様書1-3-7-6-1)及び溶接工(共通仕様書3-2-4-4-21, 3-2-4-9-11)については、監督職員の請求があった場合、提示すること。	
		技術者及び作業員の雇用を証する書面	【提出不要】	-	-										
		(4)指定機械	-	土木工事施工管理の手引き P2-8	-										- 設計図書で指定されている機械(騒音振動、排ガス規制、標準操作等)、監督職員が必要と認めた機械について記載。
		(5)主要船舶・機械	-	土木工事施工管理の手引き P2-8	-										- 設計図書で指定されていない主要なものについて記載。
		((6)主要資材)	【省略可】	土木工事施工管理の手引き P2-8	-										- 材料承諾願により確認できることから、記載不要。
		(7)施工方法	共通仕様書1-1-1-23-1 ※工程毎に各条文を確認すること。	土木工事施工管理の手引き P2-9~10	-										● - 主要工程毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮建物、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容を記載。 - 記載対象工程は、(1)主要な工程、(2)設計図書で指定された工法、(3)共通仕様書に記載されていない特殊工法、(4)施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項、(5)特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等を標準とする。
		各工程毎の作業計画	-	-	-										
		各工程の構造図	【作成不要】	-	-										
		仮設備計画	-	-	-										
		(8)施工管理計画	共通仕様書1-1-1-23-8	土木工事施工管理の手引き P2-11~14	-										
		工程管理計画	-	-	-										- 実施工の手法・管理方法
		品質管理計画表(総括表)	-	-	-										- 品質管理基準参照
		出来形管理計画表(総括表)	-	-	-										- 出来形管理基準参照
		出来形管理図表	【提出不要】	-	-										
		写真管理計画表(総括表)	-	-	-										- 写真管理基準参照
		(9)安全管理	-	土木工事施工管理の手引き P2-15~17, 10-1~2	-										●
		安全管理計画	-	-	-										● - 安全管理体制、安全対策、異常気象時の防災対策を記載。
		安全管理活動計画及び安全教育・訓練計画	共通仕様書1-1-1-26-9	-	-										● - 安全訓練の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針を記載。
		(10)緊急時の体制及び対応	-	土木工事施工管理の手引き P2-18	-										●
		緊急時の体制連絡系統図	-	-	-										● - 事故発生時の連絡系統図、対応策を記載。
		病院等の位置図	【作成不要】	-	-										
		防災対策組織表	-	-	-										● - 災害発生時の体制を記載。
		(11)交通管理	・共通仕様書1-1-1-32-3 ・共通仕様書3-1-1-13-3	土木工事施工管理の手引き P2-19	-										● - 交通管理、交通処理について記載。
		(12)環境対策	共通仕様書1-1-1-30-1	土木工事施工管理の手引き P2-19	-										- 大気汚染、水質汚濁、振動、騒音対策等について記載。
		(13)現場作業環境の整備	-	土木工事施工管理の手引き P2-19	-										- 現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策について記載。
		現場環境改善の実施計画	特記仕様書	-	-										● - 現場環境改善費対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出する。
		(14)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	-	土木工事施工管理の手引き P2-20	-										- 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、計画する。
処分業者一覧	【作成不要】	-	-										- アスコン、コンクリート、汚泥、建設発生土等の処分概要を1枚にまとめたもの。		
処理計画書	【作成不要】	-	-										- 留意事項、フロー図等。		

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品		提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用					
		運搬経路図 ※指定処分で搬入経路に制約がある場合は、備考参照。	【作成不要】	-	-										- 指定処分での残土処理において、搬入経路に制約のある処分先(核并)に搬入する場合は、経路図等を添付すること。
		再生資源利用計画書	共通仕様書1-1-1-18-5	・土木工事施工管理の手引き P11-1 ・積算運用の手引きⅡ-87~91	様式-6									●	全ての工事
		再生資源利用促進計画書	共通仕様書1-1-1-18-6	・土木工事施工管理の手引き P11-1 ・積算運用の手引きⅡ-87~91	様式-7									●	全ての工事
		建設発生土受入承諾書	・共通仕様書1-2-3-1-9, 10 ・共通仕様書1-2-4-1-14, 15	・土木工事施工管理の手引き P11-1~2 ・積算運用の手引きⅡ-96	様式-3									●	・処分場所及び処分業者の変更を生じる場合は、事前に監督職員に届け出て変更の承諾を得なければならない。
		(15)その他	-	土木工事施工管理の手引き P2-20											・契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。
		現場環境改善の実施計画	特記仕様書	-	-									-	・現場環境改善費対象工事の場合、具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出する。
		技術提案等の履行確認表	福岡市総合評価方式実施ガイドライン	-	様式(技術企画課)									-	・総合評価方式により契約した場合に作成し、施工計画書に含めて提出する。
		地下埋設物確認書	・共通仕様書1-1-1-26-16 ・特記仕様書	-	様式		○	○						●	・施工計画書に添付する。
		各管理者との確認資料(地下埋設物)	【提出不要】	-	-										・各管理者との確認時に使用した資料は提出不要。
		道路使用許可証(写)	【提出不要】	-	-										・施工計画書への添付不要。(提出ではなく提示で可)ただし、監督職員から提出の請求があった場合は写しを提出する。 ※【施工中】NO.7同様
ICT	28	ICT活用工事(土工)実施計画書	特記仕様書	ICT活用工事(土工)実施要領	様式		○	○		■		1		-	・ICT活用工事(土工)を行う希望がある場合、契約後、協議書、ICT活用工事(土工)実施計画書等を提出する。
照査	29	設計図書の照査確認資料												●	・契約書第18条第1項の範囲を超えないこと。
		設計図書と差異有り	・工事請負契約書第18条1項 ・共通仕様書1-1-1-3-2	土木工事施工管理の手引き P3-1	様式2-3		○	○		☆		1		●	・契約書第18条第1項1~5号に該当する事実があった場合、様式2-3を鑑として確認資料(現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等)を監督職員に提出する。
		設計図書と一致							○	-	-			●	・契約書第18条第1項1~5号に該当する事実がない場合(設計図書と一致している場合)は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。
着工前 測量	30	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)			鑑:様式2-1		○	○		☆		2(注)		●	(注)2部提出(押印後、1部返却)
		工事測量結果(設計図書との照合)			-										
	31	設計図書と差異有り	共通仕様書1-1-1-37-1	土木工事施工管理の手引き P3-2~8	鑑:様式2-1		○	○		☆		2(注)		●	・設計図書と差異があった場合のみ監督職員に提出し、指示を受ける。 (注)2部提出(押印後、1部返却)
		設計図書と一致			-			○	-	-				●	・設計図書と一致している場合は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。

工事関係書類一覧【工事着手前】

種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	参照	様式	書類作成者		位置付け		成果品	提出必要部数(紙)	一件書類	500万円未満の必要書類	備考			
						発注者	受注者	提出	提示	ASP使用							
建設副産物	32	産業廃棄物処理計画書	福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第23条	・積算運用の手引きⅡ-87~91 ・産業廃棄物処理計画書の提出について(産業廃棄物指導課)	様式1 (産業廃棄物指導課)		○			☆:電子 ●:紙 ■:電子または紙	2 (注)		●	【対象】 産業廃棄物の発生見込量が500m3以上の工事。 ・工事着手の15日前までに環境局産業廃棄物指導課に提出すること。 (注)2部提出(押印後、1部返却)			
	33	産業廃棄物処理委託契約書	共通仕様書1-1-1-18-2	積算運用の手引きⅡ-88~91	-		○		○	-	-		●	・現場から発生する産業廃棄物の処理を収集運搬業者及び処分業者に委託する場合。			
電子納品	34	工事概要	特記仕様書	福岡市電子納品の手引き土木工事編	様式	○				☆			●	【対象】 電子納品対象工事。(手引き参照) ・発注者で入力後、受注者へ渡す。			
	35	事前協議チェックシート			様式	○				☆					●		
ASP	36	事前協議チェックシート(情報共有システム活用工事用)	特記仕様書	情報共有システム活用の手引き	様式	○				☆			●	【対象】 情報共有システム活用工事。(手引き参照) ・発注者で入力後、受注者へ渡す。			
施工体制	37	施工体制台帳	・建設業法 第24条の7第1項 ・入札適正化法 第15条第1項、第2項 ・共通仕様書 1-1-1-10-1、4	・施工体制台帳の作成のポイント(九州地方整備局) ・よくわかる建設業法(九州地方整備局) ・土木工事施工管理の手引きP5	鑑:様式2-1 参考様式(国土交通省)	○	○			☆	1		●	・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、下請契約を締結した時は施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。 ・変更があったときは遅滞なく変更があった年月日を付記し、すでに記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、または既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。			
		契約書の写し(発注者⇄元請)	-	-	-										鑑の写しのみ。		
		契約書の写し(元請⇄全下請)	-	-	-										●	①契約書 ②注文書・請書+基本契約書 ③注文書・請書+基本契約約款 いずれかの書面とする。 ※契約書記載事項の14項目は必ず記載。	
		建設業の許可証(写)	【提出不要】	-	-											元請、下請ともに不要。	
		元請・主任技術者または監理技術者の資格を証する書面	-	-	-											・監理技術者を専任の要する工事に配置する場合には監理技術者資格者証の写し	
		元請・主任技術者または監理技術者の雇用を証する書面	-	-	-											・健康保険等の写し(3ヶ月以上の雇用関係が必要)	
		元請・専門技術者の資格及び雇用を証する書面	-	-	-											・主任技術者資格を有することを証する書面の写し ・健康保険等の写し(3ヶ月以上の雇用関係が必要) ・専門技術者を置いた場合に添付。	
		上記以外の作業員の資格及び雇用を証する書面	【提出不要】	-	-											元請、下請ともに不要。	
		作業員名簿	【提出不要】	-	-											元請、下請ともに不要。	
		再下請負通知書	建設業法 第24条の7第2項	-	-	参考様式(国土交通省)											
		契約書の写し(下請⇄下請)	-	-	-											●	①契約書 ②注文書・請書+基本契約書 ③注文書・請書+基本契約約款 いずれかの書面とする。 ※契約書記載事項の14項目は必ず記載。
		警備会社認定書	【提出不要】	-	-												
		警備員名簿	【提出不要】	-	-												
教育実施状況	【提出不要】	-	-														
交通誘導警備業務合格書	【提出不要】	-	-														
38	施工体系図	・建設業法 第24条の7第4項 ・入札適正化法 第15条第1項 ・共通仕様書 1-1-1-10-2、4	・施工体制台帳作成のポイント(九州地方整備局) ・よくわかる建設業法(九州地方整備局) ・土木工事施工管理の手引きP5	参考様式(国土交通省)	○	○				☆	1		●	・工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出される施工体制台帳に添付しなければならない。			
39	地場企業下請不使用理由書	特記仕様書	-	-	様式-1	○	○			☆	1		-	・下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、施工体制台帳に添付のうえ提出。			
40	施工体制台帳チェックリスト	【廃止】	-	-	-												

## 2 施工計画書



## 2 施工計画書

### 2.1 施工計画の目的

施工計画作成の目的は、図面・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等定めるものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものである。

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-4 施工計画書 1. 一般事項に、「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を、監督職員に提出しなければならない。」と規定している。従って、施工計画書は、受注者の責任において作成するもので、発注者が施工方法等の選択について注文をつけるものではない。

また、施工計画書には、下記の事項について記載するよう規定されている。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

さらに、「監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

この外、2. 変更施工計画書には「受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。」

また、3. 詳細施工計画書には「監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。」と規定されている。

ただし、工期や数量だけの軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出は要しない。

※主要資材については、材料承諾願により確認できることとして、工事書類簡素化要領（土木工事編）に基づき記載不要としている。

## 2.2 施工計画書記載事項の内容

土木工事共通仕様書に規定されている記載事項の標準的内容は下表のとおりである。

記 載 事 項		内 容
工 事 概 要		工事名、河川又は路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容
計 画 工 程 表		横棒式工程表、斜線式工程表、ネットワーク等で作成
現 場 組 織 表		現場の組織、編成、命令系統、業務分担
指 定 機 械		設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械
主 要 船 舶 ・ 機 械		設計図書で指定されていない使用機械
主 要 資 材		指定材料、主要材料、材料試験方法
施 工 方 法		主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容
施 工 管 理 計 画	工程管理	実施工程の手法・管理方法
	品質管理	品質管理計画表
	写真管理	写真管理計画表
	出来形管理	出来形管理計画表
安 全 管 理		安全管理体制、安全対策、異常気象時の防災対策、安全訓練の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針
緊急時の体制及び対応		事故発生時の連絡系統図、対応策 災害発生時の体制
交 通 管 理		交通管理、交通処理
環 境 対 策		大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策
現場作業環境の整備		現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策
再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法		再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設発生土受入承諾書 ※建設発生土の処分先が桜井処分場の場合、搬入経路図を添付
そ の 他		契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。

ただし、主要資材については、材料承諾願により確認できることとして、工事書類簡素化要領（土木工事編）に基づき記載不要としている。



## 2.3 施工計画書作成の留意点

### 2.3.1 施工計画の基本事項

施工計画作成時に検討する基本的項目は、次のとおりである。

- ① 工事の目的、内容、契約条件等の把握
- ② 現場条件（地形、気象、道路状況、近接状況、環境、制約条件等）
- ③ 全体工程（基本工程）
- ④ 施工方法（施工順序、使用機械等）
- ⑤ 仮設備の選択及び配置

### 2.3.2 施工計画書作成の要点

施工計画書作成は、上記基本事項を十分調査・検討・把握し、施工性・経済性・安全性との関連を繰り返し検討（施工計画作成フロー図参照）しながら、最適施工体制を決定する事が重要である。

公共工事を施工するための計画書作成は、すでに受注を決定し、施工開始期日を前提として作成される場合が一般的である。このことから、受注時の自社の体制・実施能力との関連も検討し、確実に施工できるものでなければならない。だが現実性を追うあまりに、新技術・新工法等を検討できないようでは、技術の進歩はあり得ない。たとえ小規模でも新技術・新工法の採用を含めた幅広い検討が必要である。

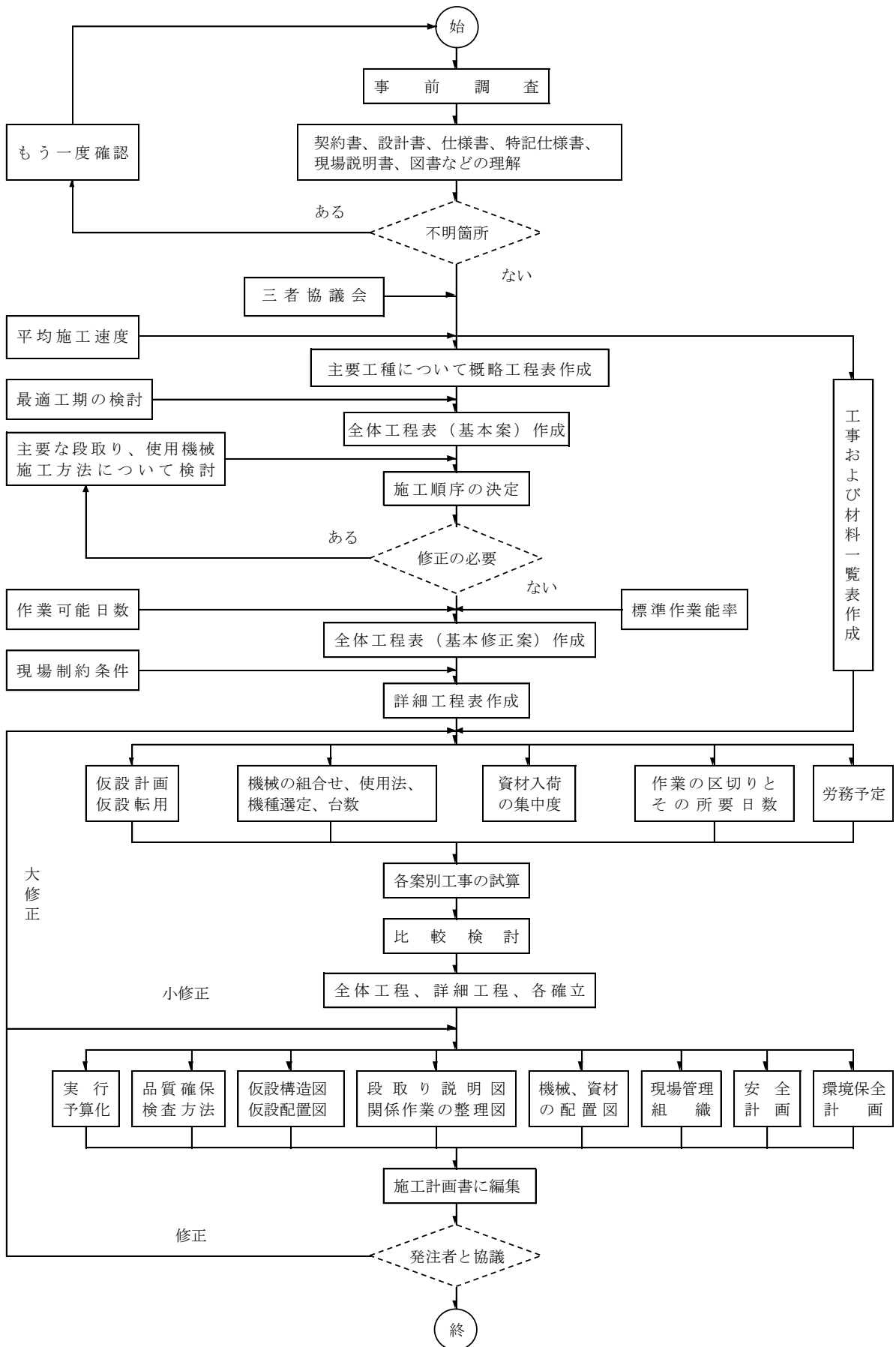
現在の土木産業には、生産性の向上・環境保全といった大きな社会的要求があり、これらの問題に対し積極的な社会参画という形で取り組み、計画段階から具体的なかつ、効果的な方法を計画書に反映させることも考慮しなければならない。

具体的検討項目は、次のとおりである。

- ① 生産性の向上に関する標準的な検討項目
  - (a) 合理的な分割施工
  - (b) 仮設の独自性
  - (c) 作業の規格化・標準化
  - (d) 新技術・新工法の採用
  - (e) 施工の機械化
- ② 環境保全に関する標準的な検討項目
  - (a) 環境の観点からの資材や機械の選別
  - (b) 地域社会への貢献
  - (c) 廃棄物の減量化・適正処理
  - (d) エネルギー利用の効率化
  - (e) 社員の意識改革

このように、施工計画の作成にあたっては、基本事項を十分把握し、経済性・施工性等を検討することは勿論、現在の社会的要請も認識し、自主性・創意性を失わないような形で幅広い検討を行うことが重要である。

### 2.3.3 施工計画書作成フロー図



## 2.4 施工計画書作成要領

### (1) 工事概要

工事の概要及び内容を記載する。工事内容は工事数量総括表の工種・種別・数量等を記入する。  
(工種が1式表示及び主体工種以外については、工種のみ記載でもよい。)

#### 【記載例】

#### 工 事 概 要

工 事 名	〇〇地区〇〇工事
河川または路線名	市道〇〇〇〇号線
工 事 場 所	〇〇市〇〇区〇〇丁目地内
請 負 代 金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
契 約 年 月 日	平成〇年〇月〇日
工 期	自平成〇年〇月〇日～至平成〇年〇月〇日
発 注 者	〇〇局〇〇部〇〇課 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
受 注 者	〇〇建設株式会社 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 〇所在地 〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇-〇〇〇

#### 工 事 内 容

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	摘要
道路改良	土工			式	1	
	基礎工	既製杭工	鋼管杭打設	本	23	
	擁壁工	1号擁壁工		m	40	
		2号擁壁工		m	25	
		ブロック積工		m <sup>2</sup>	200	
	路盤工	下層路盤工		m <sup>2</sup>	700	
		上層路盤工		m <sup>2</sup>	700	
	舗装工	表層工		m <sup>2</sup>	700	
	仮設工			式	1	

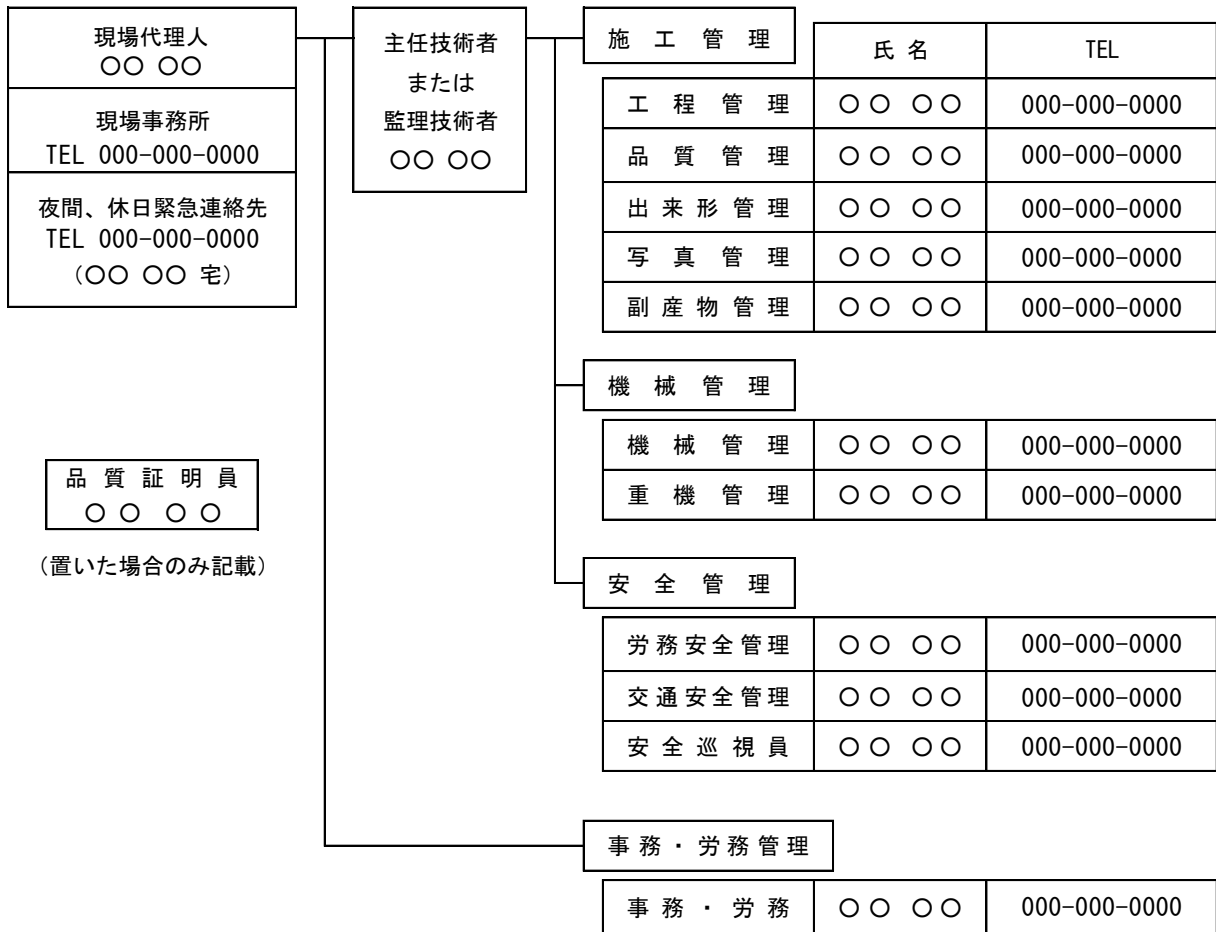


(3) 現場組織表

1. 工事に従事する構成員による現場組織表を作成する。
2. 現場代理人については、夜間、休日等の緊急連絡先を記入する。
3. 施工管理については、それぞれの担当区分及び担当者氏名等を記入する。
4. 監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入する。
5. 施工体制台帳の提出を義務付けられた工事は、施工体系図を作成し施工体制台帳に添付する。

【記載例】

現 場 組 織 表



(4) 指定機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）について記載する。

【記載例】

機械名	規格	台数	使用工種	摘要
オールケーシング掘削機	クローラ式 1200mm	1	基礎杭打設	
ラフテレーンクレーン	油圧ロープ式 25 t 吊	1	仮設矢板打	
油圧式バイブロハンマ	220 P S	1	〃	

(5) 主要船舶・機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械以外の主要なものについて記載する。

【記載例】

機械名	規格	台数	使用工種	摘要
バックホウ	0.45m3	1	掘削工	排ガス規制
ブルドーザ	16t	1	路体盛土工	排ガス規制

(6) 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材について、品質証明方法及び材料確認時期等について記載する。なお、資材搬入時期と計画工程表が整合していること。

【記載例】

品名	規格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期			摘要
					〇月	〇月	〇月	
生コンクリート	24N/mm2	300m3	〇〇生コン	試験成績表	■■■■■			
鉄筋	D13~D19	6.8t	〇〇製鉄	ミルシート	■■■■■			
再生クラッシュラン	RC-40	50m3	〇〇碎石	試験成績表	■■■■■			

ただし、主要資材については、材料承諾願により確認できることから、工事書類簡素化要領（土木工事編）に基づき記載不要としている。

## (7) 施工方法

工種（注）毎の作業フロー図を記載し、各作業段階における①～⑤の該当項目について記述する。

- ① 工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、埋設物、障害物等）について調査した結果
- ② 主要な工種の施工時期と降雨・出水・濁水・台風時期等の関連
- ③ 上記①・②から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点・制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等）・基準点・地下埋設物・地下障害物の防護方法
- ④ 制約条件および埋設物・障害物防護の円滑な処理を行うための関係機関との協議・調整事項
- ⑤ 使用予定機械

★（注）：記載対象工種は（１）～（６）を標準とする。

- （１）主要な工種
- （２）設計図書で指定された工法
- （３）土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
- （４）施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- （５）特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等
- （６）その他

仮設備計画は①～⑤の項目について、位置図・概略図を用いて、具体的に記載する。

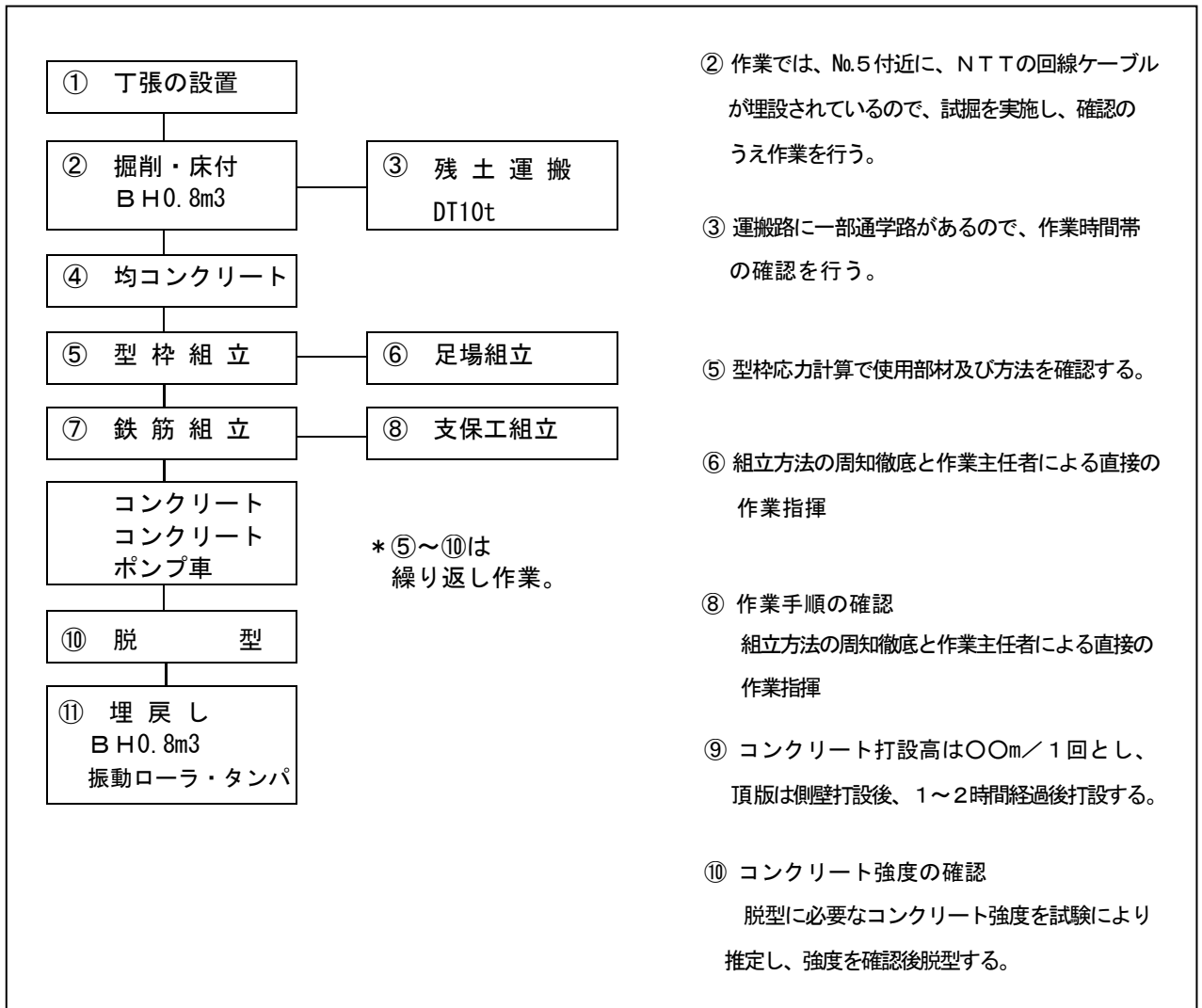
- ① 仮設備の構造・配置計画・安全を確認するための応力計算
- ② 仮設建物・材料・機械等の仮置場
- ③ プラント等の機械設備
- ④ 運搬路・仮排水・仮設電力
- ⑤ 工事標識・保安施設・防護施設

土木工事共通仕様書において、監督職員の「指示」「承諾」を得て施工するもの、または「協議」「報告」「提出」するもののうち、事前に記載できるもの、および施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

【記載例：函渠作業フロー】

基本事項

施工場所は既設水路であり、田植え時に用排水が流入し作業にならない。このため、函渠は、〇月までに完成しなければならず、〇月には着工し、計画工程に添って作業を実施する。作業にあたっては、油脂類の流出により下流域の〇〇取水場に影響が無いよう十分注意する。





(8) 施工管理計画

(8) - 1 工程管理計画

計画工程に対する、実施管理方法を記載する。

【記載例】

- ① 管理手法：ネットワークにより管理する。
- ② 日常管理：各種別又は細別毎の実施作業量を把握し、計画作業量を維持するため労務・機械等の配置を検討する。
- ③ 週間・月間管理：毎週月曜日・毎月3日に工事進捗率の確認を行う。
- ④ 進捗管理：工事開始より2ヶ月間は2週間に1回工程曲線を用いて管理を行い、計画に対し〇%の差が生じた場合は、フォローアップを実施する。又それ以降は、1ヵ月1回、同様の管理を実施する。

(8) - 2 品質管理計画

「品質管理基準」を参照して品質管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記述されているか。
- ② 施工規模に見合った試験回数になっているか。
- ③ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督職員で協議が必要)
- ④ 管理方法や処理方法は妥当か。
- ⑤ 適切な試験方法か。

【記載例：品質管理計画】

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	5000m3	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	
	施工	現場密度の測定	5000m3	1000m3/回	5回	試験成績表 成果一覧表	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	700m3	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	
		CBR 試験	700m3	〃	1回	〃	
	施工	現場密度の測定	700m3	500m3/回但し 1500m3 未満3回	3回	試験成績表 成果一覧表	
		プルフローリング <sup>※</sup>	700m3	全幅、全区間	1回		
函渠工	コンクリート 24-8-20	圧縮強度試験	500m3	荷卸し時	3回	試験成績表 成果一覧表	
		スランプ試験					
		空気量測定					
		塩化物含有量 試験	500m3	打設日1日につき 2回ただし、午前の 試験結果が規制値の1/2以下の 場合は午後の試験を省略できる。	3回	試験成績表	

(8)－3 出来形管理計画

「出来形管理基準」を参照して出来形管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記載されているか。
- ② 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
- ③ 不可視部の対応は検討されているか。
- ④ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督職員で協議が必要)

【記載例：出来形管理計画】

工 種	種 別	管理項目	管理方法	測定基準・箇所	摘要
土工	路体盛土工	基準高・法長 幅	出来形管理図表 出来形展開図	40mに1箇所 No. 20、No. 22 No. 24、No. 26 合計 4 箇所	
	法面整形工	厚さ	出来形管理図表		
カルバート工	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形展開図	両端・施工継手 及び図面の 寸法表示箇所	
	均しコンクリート	幅・厚さ・延長	出来形展開図		
	躯体コンクリート	基準高・厚さ 幅・高さ・延長	出来形展開図		
管渠型側溝	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40mに1箇所 No. 10、No. 12 No. 14、No. 16 No. 18、No. 20 合計 6 箇所	
	側溝本体工	基準高 延長	出来形管理図表 出来形展開図 出来形管理図表		
コンクリート ブロック積	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40mに1箇所 No. 10、No. 12 No. 14、No. 16 No. 16+8.0 合計 5 箇所	
	コンクリート基礎	幅・高さ 基準高	出来形管理図表		
		延長	出来形展開図		
	胴込・裏込 コンクリート 裏込砕石	厚さ	出来形管理図表		
コンクリート ブロック積	基準高・法長 延長	出来形展開図 出来形管理図表			

(8)－4 写真管理計画

「写真管理基準」を参照して、写真管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加・削除するものとする。
- ② 撮影箇所一覧表に記載ない工種については、監督職員の承諾を得て取扱を定めるものとする。
- ③ 正面撮影については、一般供用している車道上などの危険を伴う場合、歩道上などの安全な場所から撮影を行うものとする。

【記載例：総合撮影計画】

No	撮 影 区 分	撮 影 項 目
1	着手前全景撮影	起点・終点・正面より撮影
2	工事進捗状況写真	〃 (月末に撮影)
3	安全管理写真	別紙計画表
4	品質管理写真	〃
5	出来形管理写真	〃
6	使用材料写真	鋼管杭 (本数・断面寸法・長さ)
7	仮設物写真	事務所・倉庫・休憩室
8	災害写真	被災状況及び被災規模等
9	完成写真	起点・終点・正面より撮影

【記載例：安全管理写真計画】

No	撮影項目
1	各種標識類の設置状況
2	各種保安施設の設置状況
3	安全訓練等の実施状況
4	交通誘導員交通整理状況
5	機械・器具点検状況
6	安全パトロール状況
7	現場環境改善－安全関係

【記載例：品質管理撮影計画】

工種	種別	試験項目	撮影箇所	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No. 21	1回	土質毎1回	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
		CBR試験	//	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No. 21	1回	土質毎1回	
		プルーフローリング <sup>※</sup>	全区間試験状況	1回	土質毎1回	
下層路盤工	施工	締固め密度の測定	No. 25	1回	路盤毎1回	
		プルーフローリング <sup>※</sup>	全区間試験状況	1回	路盤毎1回	
カルバート工	コンクリート 24-8-20	圧縮強度試験	躯体1週・4週	1回	コンクリートの種類毎1回	
		スランプ試験	躯体打設時			
		空気量測定				
		塩化物含有量試験				

【記載例：出来形管理撮影計画】

工種	種別	撮影項目	撮影箇所	撮影時期	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	敷均し締固め	巻出し厚さ	No. 21	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No. 21	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	No. 21	施工後	1回	200mに1回	
路床盛土	敷均し締固め	巻出し厚さ	No. 23	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No. 23	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	No. 23	施工後	1回	200mに1回	
下層路盤工	敷均し締固め	敷均し厚さ	No. 21	施工中	1回	各層毎500mに1回	
		転圧状況	No. 21	施工中	1回	各層毎500mに1回	
		修正状況	No. 21	修正後	1回	各層毎500mに1回	
		仕上り厚さ	No. 21	修正後	1回	各層毎200mに1回	
カルバート工	基礎砕石	幅・厚さ	No. 21+8	施工後	1回	40mに1回	
		均しコンクリート	幅・厚さ	No. 21+8	施工後	1回	40mに1回
	躯体コンクリート	鉄筋位置間隔 継手寸法 かぶり寸法	No. 21+8	組立後	3回	打設ロット <sup>※</sup> 毎に1回	
		養生状況	No. 21+8	養生時	1回	養生方法毎に1回	
		幅・高さ・厚さ	No. 21+8	脱枠後	1回	100mに1回	

## (9) 安全管理計画

### 1. 主な法令、指針

安全管理計画を立案するための基本となる法律及び土木工事共通仕様書等で示されている主な指針を下記に示す。

- ① 労働安全衛生法
- ② 土木工事安全施工技術指針
- ③ 建設機械施工安全技術指針
- ④ 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針
- ⑥ 中規模建設工事現場における安全衛生管理指針
- ⑦ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針

### 2. 検討項目

安全管理計画を作成するための検討項目は下記のとおりである。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要項目は法令・指針等を活用し詳細な計画を行う。

#### (1) 安全衛生管理体制

安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選任し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にする。

#### (2) 労働者の危険または健康障害を防止するための対策

- ① 機械・器具・爆発物による危険防止
- ② 掘削、伐木作業等から生ずる危険防止
- ③ 通路・床面・階段等の保全
- ④ 労働者の作業行動から生ずる災害を防止するための対策
- ⑤ 労働災害発生の急迫した危険があるときの処置

#### (3) 労働者の就業にあたっての対策

- ① 安全衛生教育の方法
- ② 就業制限に関する処置
- ③ 高年齢者等についての処置

#### (4) 第三者施設に対する安全対策

家屋・道路・河川・鉄道・ガス・水道・電気・電話・地下構造物等に近接して工事を行う場合の処置

#### (5) 爆発及び火災防止対策

- ① 爆発物等の危険物を備蓄し、使用する場合の処置
- ② 火薬類を使用し工事を施工する場合の処置
- ③ ガソリン・塗料等の可燃物を使用する場合の処置

#### (6) その他

- ① 工事車両・重機類の事故防止対策
- ② 足場・型枠支保工等仮設の安全対策
- ③ 大雨・強風等の異常気象時の防災対策
- ④ 工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合の対策
- ⑤ 工事安全訓練の実施方法・頻度等
- ⑥ 工事安全巡視の実施方法

### 3. 安全衛生管理計画

安全衛生管理の組織化については、専任または複数の管理者選任および救護技術管理者等の選任については、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等関係法令を参照する。

#### 【記載例】

安全管理組織表

組織区分 → 一般組織

労働者数 → 10人以上50人未満

安全衛生推進者 ○○ ○○	労務安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	○○ ○○	TEL 000-000-0000

安全管理組織表

組織区分 → 一般組織

労働者数 → 50人以上100人未満

安全管理者 ○○ ○○	衛生管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	産業医	○○ 医院	TEL 000-000-0000
安全委員会 委員 ○○ ○○	労務安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
安全委員会 委員 ○○ ○○	火薬消費管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	○○ ○○	TEL 000-000-0000

安全管理組織表

組織区分 → 下請混在組織（一般工事）

→ 下請混在組織（特定工事）※

労働者数 → 50人以上100人未満

→ 30人以上

統括安全衛生責任者 ○○ ○○	安全衛生責任者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
		○○ ○○	TEL 000-000-0000
元方安全衛生責任者 ○○ ○○	産業医	○○ 医院	TEL 000-000-0000
	労務安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	○○ ○○	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	○○ ○○	TEL 000-000-0000

※特定工事・・・採道等の建設の仕事・圧入工法による作業を行う仕事・人口が集中している地域内の道路若しくは道路に隣接した場所や鉄道の軌道上、軌道に隣接した橋梁の建設の仕事

#### 4. その他

安全管理活動および安全教育・訓練計画を記載する。

##### 【記載例：安全活動計画】

実施項目	場所	参加予定者	内 容	頻度
朝礼	現場	現場作業従事者	当日の作業手順および体操	毎日
KY活動	現場	現場作業従事者	当日の危険予知および安全作業に関する事項	毎日
安全会議	現場	現場作業従事者	日々の安全活動に対する反省・評価	各週
安全訓練	現場	(別紙予定表参照)		
安全巡視	現場	〇〇巡視員	現場内および周辺の監視・連絡による安全確保	毎日

##### 【記載例：安全教育・訓練計画】

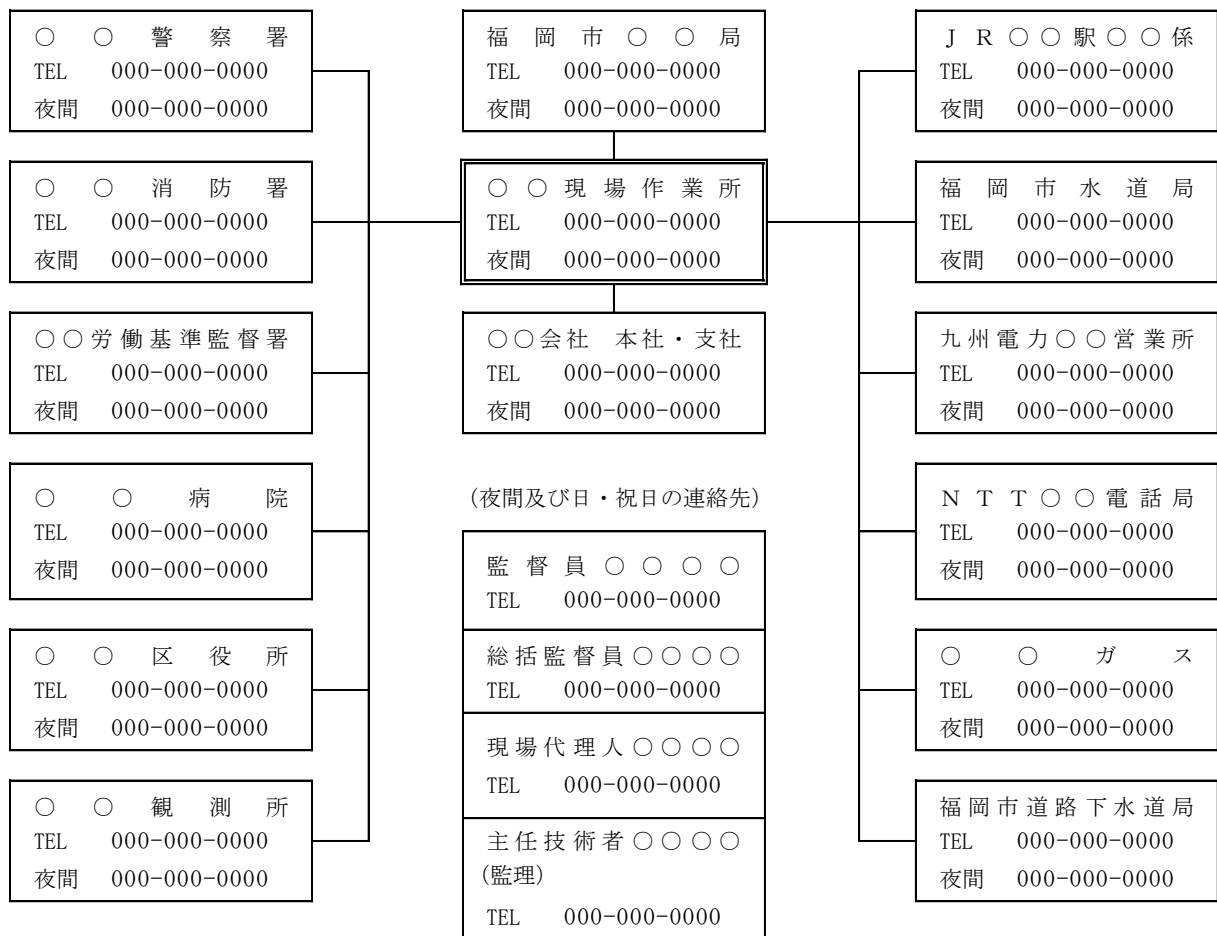
月日	時間	場所	内容	詳細	講師	備考
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所  現場周辺	①本工事の内容等の周知徹底ならびに予想される事故防止対策  ②災害防止対策予行演習	①作業内容：土留工 鋼矢板打設作業の予想される危険および事故防止対策を参加者全員で検討し、安全作業に対する意識を高める。  ②「雨で法面が崩壊した状況を想定」 ・巡視路の確認 (実際の場合の車両、徒歩巡視の把握) ・連絡方法の把握 (無線機、携帯電話の感度) ・立入禁止処置の実施方法の確認 ・問題点の整理・防災実施方法の確認	〇〇 〇〇	
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所	①先月の反省と評価  ②工事進捗状況の説明	①労務安全管理者の作業行動に対する評価 ・評価に対する作業者の感想 ・今月の安全作業の目標を参加者全員で検討し決定する。  ②主任技術者からの進捗状況の説明および今後の進捗予定説明 ・今後の作業から予想される危険と対策の検討	〇〇 〇〇	

(10) 緊急時の体制及び対応

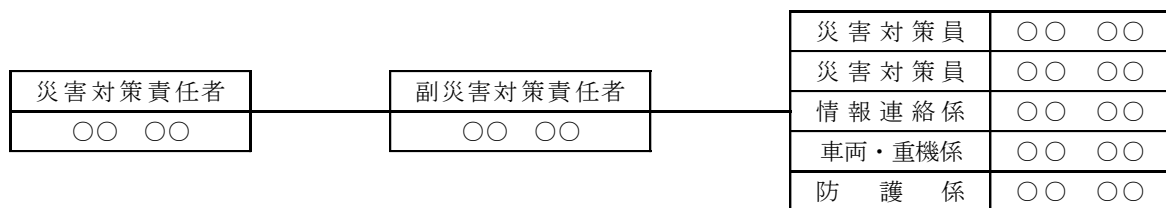
1. 事故又は災害時の緊急事態発生時に対応できるよう、監督職員・関係機関・受注者等への連絡系統図を記載する。系統図には、夜間及び日・祝日における関係機関への連絡先も記入する。
2. 事故、災害発生時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。

【記載例】

緊急時の体制連絡系統図



防災対策組織表





## (11) 交通管理

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-32 交通安全管理に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要な項目は省令・指針等を活用し、詳細な計画を行う。

- (1) 工事中運搬路として、一般道路を使用するときの対策及び歩行者等第三者に対する対策
- (2) 工事中資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者・交通誘導警備員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。
- (3) 一般道路に係る工事の安全対策
- (4) 指定された工事中道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法
- (5) 工事中道路を共有するときの対策
- (6) 一般道路上の、材料又は設備等の保管・整理方法
- (7) 過積載防止対策等
  - ① 積載重量制限を超えて土砂を積み込まず、また積み込ませない。
  - ② さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。
  - ③ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにする。
  - ④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。
  - ⑤ 建設発生土の処理および骨材の購入に当たって、下請事業者および骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにする。
  - ⑥ 以上のことにつき、下請建設業者を十分指導する。
- (8) 建設発生土を認定施設一覧表に記載の処分場等へ搬入する工事車両は、発注局及び処分場名を記入し、車両外から確認できる場所（フロントガラス等）に必ず掲示すること。

## (12) 環境対策

工事現場の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・関係法令・仕様書の規定を遵守のうえ、下記の項目について対策を検討する。

- ① 騒音・振動対策
- ② 水質汚濁
- ③ ゴミ・ほこりの対策
- ④ 事業損失防止対策（家屋調査・地下水観測等）
- ⑤ その他必要事項

## (13) 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関し、下記項目について対策を検討する。

- ① 仮設関係
- ② 安全関係
- ③ 営繕関係
- ④ イメージアップ対策の内容
- ⑤ その他必要事項

(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、下記項目について計画する。

- ① 再生資源利用計画書
- ② 再生資源利用促進計画書
- ③ 指定副産物搬出計画（マニフェスト等）

(15) その他

その他、重要な項目について、必要により記載する。

- ① 官公庁への手続き
- ② 地元への周知
- ③ その他

### 3 設計図書の照査・ 工事測量の成果（着工前測量）



### 3. 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）

#### 3.1 設計図書の照査

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-3 設計図書の照査等 2. 設計図書の照査に、「契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない」と規定されている。ただし、該当する事実がない場合（設計図書と一致している場合）は、監督職員へその旨を書面にて提示し、受注者で保管する。

#### 工事請負契約書 第18条

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと  
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

上記のような該当する事実がある場合など、現場で発生もしくは発生が予想される諸問題について、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義及び1-1-1-6 監督職員にある書面によるやりとりを遺漏無く実施すること。特に、発注者に指示等を早急に求める場合は、速やかに実施すること。

## 3.2 着工前測量成果簿

### 3.2.1 目的

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-37 工事測量 1. 一般事項に、下記のとおり規定されている。

- 1 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事中用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。・・・後略

測量は土木工事の中で基本的なことであり且つ、構造物の出来形を左右する最も重要な作業である。

### 3.2.2 実施上の留意点

- (1) 管理内容は土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-37 工事測量に基づく、測量標（仮BM）、工事中用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認である。
- (2) 測量は「国土交通省公共測量作業規程」に基づいて実施する。
- (3) 近接する他の工事がある場合は、仮BM、中心線などの測量成果を照合しておく必要がある。
- (4) 中心線、縦断、横断測量の結果、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、その測量結果を設計図に朱色で記入し、監督職員に速やかに提出し指示を受けなければならない。
- (5) 測量標は、位置及び高さの変動がないよう保護杭等で適切な保護をしなければならない。また、用地巾杭、仮BM、工事中用多角点及び重要な工事中用測量標は、監督職員の承諾を得なければ移設してはならない。

### 3.2.3 実施要領

#### (1) 仮BMの設置

福岡市が設置している水準点から水準測量を行い仮BMを設置することを原則とする。水準測量は、平地においては3級水準測量、山地においては4級水準測量により行うものとする。基準となる水準点の選定は監督職員の指示を受ける。設置箇所については、工事延長が長い場合は100mに1箇所程度設けると、施工にあたって便利である。

#### (2) 中心線測量

監督職員の指示する基準点又はI・Pに基づき中心線測量を行い、測点の照合を行う。役杭（BC、EC、KA、KE）は保護杭又は引照点を設置し、その位置が正確に再現できるようにしておく。

#### (3) 縦断、横断測量

仮BMの設置、中心線の照合を行った後、縦横断測量を行い設計図面との照合を行う。

縦横断図は工事数量を算出する基礎となる資料であると共に、用地巾にも影響を来たすので、測点間における地形の変化にも留意し、変化点（プラス杭）を設ける必要がある場合は、図面を作成して監督職員と協議する。

#### (4) 用地境界確認

上記基本測量に引き続き用地境界測量を実施する。

用地境界杭が亡失又は移動している場合は、監督職員に協議しなければならない。なお、地権者の立会を得て再設置を行う。

#### (5) 管理項目に対する成果品

##### ① 仮BMの設置

測量成果表

仮BM設置箇所見取図、写真

- ②中心線測量
  - 測量成果表
  - 役杭等と引照との関係を示す見取図
- ③縦断、横断測量
  - 縦断図、横断図
- ④用地境界の確認
  - 用地杭調書

## 【作成例】

## 測 量 成 果 表

工事名 ○○地区改良工事

○○年○月○○日

○ B.M. No. 1～B.M. No. 2 のチェック

測定者 ○○○○

測 点	B S	I H	F S	G H	備 考
BM. No. 1	1.898	83.223		81.325	BM. 1, 81.325m
T P 1	1.663	83.439	1.447	81.776	
T P 2	1.785	80.249	4.975	78.464	
T P 3	0.711	76.167	4.793	75.456	
T P 4	1.022	75.865	1.324	74.843	
T P 5	0.256	74.009	2.112	73.753	
T P 6	0.209	71.356	2.862	71.147	
T P 7	0.198	67.343	4.211	67.145	
T P 8	0.036	62.826	4.553	62.790	
T P 9	0.983	59.36	4.673	58.153	
T P 10	1.428	57.650	2.914	56.222	
T P 11	2.995	59.042	1.603	56.047	
T P 12	4.410	60.160	3.292	55.750	
T P 13	2.392	60.675	1.877	58.283	
BM. No. 2	0.370	60.675	0.370	60.305	BM. 2, 60.307m
T P 13	1.663	59.946	2.392	58.283	
T P 12	3.015	58.765	4.196	55.750	
T P 11	1.148	57.194	2.719	56.046	
T P 10	3.552	59.773	0.973	56.221	
T P 9	4.831	62.982	1.622	58.151	
T P 8	4.731	67.519	0.194	62.788	
T P 7	4.779	71.921	0.377	67.142	
T P 6	3.200	74.343	0.778	71.143	
T P 5	2.642	76.394	0.591	73.752	
T P 4	2.106	76.949	1.551	74.843	
T P 3	3.865	79.718	1.096	75.853	
T P 2	4.440	82.905	1.253	78.465	
T P 1	1.384	83.156	1.133	81.772	
BM. No. 1			1.836	81.320	BM. 1, 81.325m
備 考	$81.325 - 81.320 = 5mm$ $10mm\sqrt{S} = 10\sqrt{0.6} = 7.746mm > 5mm$				
	∴ OK				

点検計算の許容範囲〔公共測量作業規程より抜粋〕

項目	区分				
	1級水準測量	2級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量
環 閉 合 差	$2mm\sqrt{S}$	$5mm\sqrt{S}$	$10mm\sqrt{S}$	$20mm\sqrt{S}$	$40mm\sqrt{S}$
既知点から既知点 までの閉合差	$15mm\sqrt{S}$	$15mm\sqrt{S}$	$15mm\sqrt{S}$	$25mm\sqrt{S}$	$50mm\sqrt{S}$

(注) Sは観測距離(片道、km単位)とする。



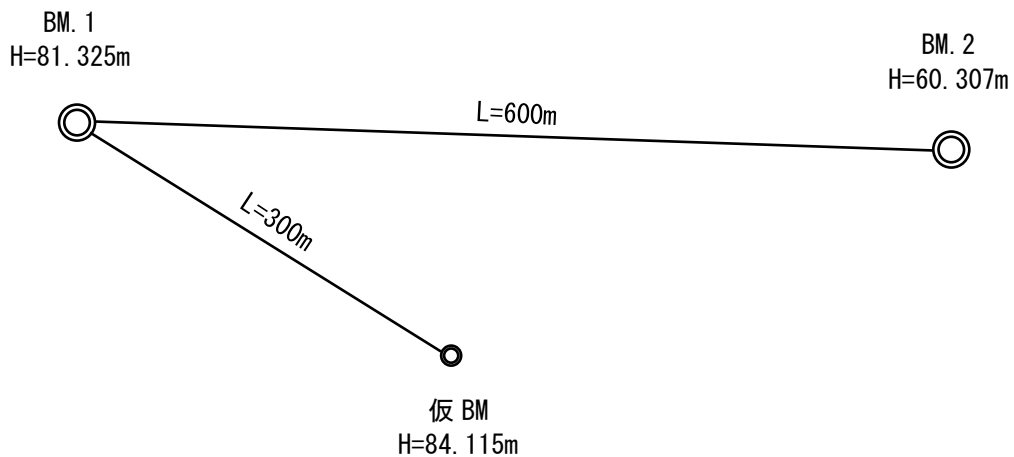
測量成果表

工事名 ○○地区改良工事  
・仮BM設置

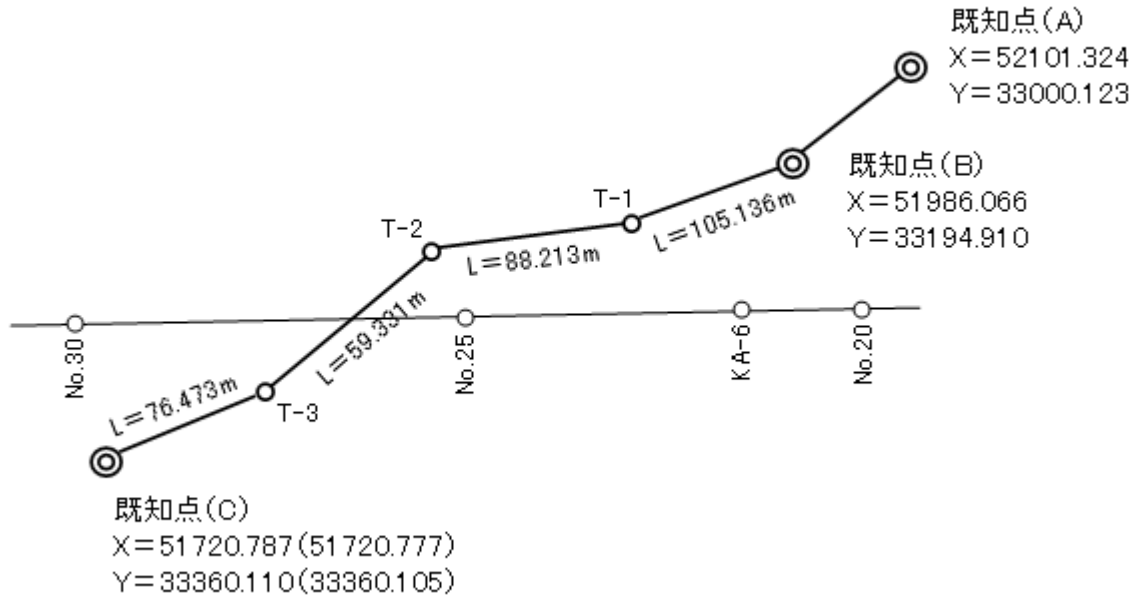
○○年○月○○日  
測定者 ○○○○

測点	BS	IH	FS	GH	備考
BM. No. 1	1.384	82.709		81.325	BM. 1, 81.325m
TP1	1.006	82.162	1.553	81.156	
TP2	0.637	80.314	2.485	79.677	
TP3	4.331	84.087	0.558	79.756	
TP4	2.229	85.948	0.368	83.719	
TP5	0.467	85.473	0.942	85.006	
仮BM	1.209	85.324	1.358	84.115	
TP5	0.976	85.983	0.317	85.007	
TP4	0.330	84.051	2.262	83.721	
TP3	1.111	80.857	4.295	79.756	
TP2	2.873	82.552	1.188	79.679	
TP1	1.685	82.843	1.394	81.158	
BM. No. 1			1.515	81.328	BM. 1, 81.325m
備考	$81.328 - 81.325 = 3mm$ $10mm\sqrt{S} = 10\sqrt{0.3} = 5.477mm > 3mm \quad \therefore OK$				

見取図



## 中心線測量



(            ) 書きは実測値

①既知点(B)から既知点(C)までの単路線方式による基準点間のチェックを行う。

水平位置の閉会差

実測距離	$\Delta X = 51720.777 - 51986.066$	$= -265.289$	
	$\Delta Y = 33360.105 - 33194.910$	$= 165.195$	
既知距離	$\Delta X = 51720.787 - 51986.066$	$= -265.279$	
	$\Delta Y = 33360.110 - 33194.910$	$= 165.200$	
閉合差	$X = -265.289 - (-265.279)$	$= -0.01$	
	$Y = 165.195 - 165.200$	$= -0.005$	
	$\sqrt{((-0.01)^2 + (-0.005)^2)}$	$= 0.011180\text{m}$	

配布点数 4

許容範囲  $150\text{mm} + 100\text{mm}(\sqrt{N}) \Sigma S$

$$\Sigma S = 105.136 + 88.213 + 59.331 + 76.473 = 329.153\text{m}$$

$$150 + 100(\sqrt{4}) \times 0.329 = 216\text{mm}$$

$$11\text{mm} < 216\text{mm}$$

∴OK

結合多角方式、単路線方式における点検計算の許容範囲

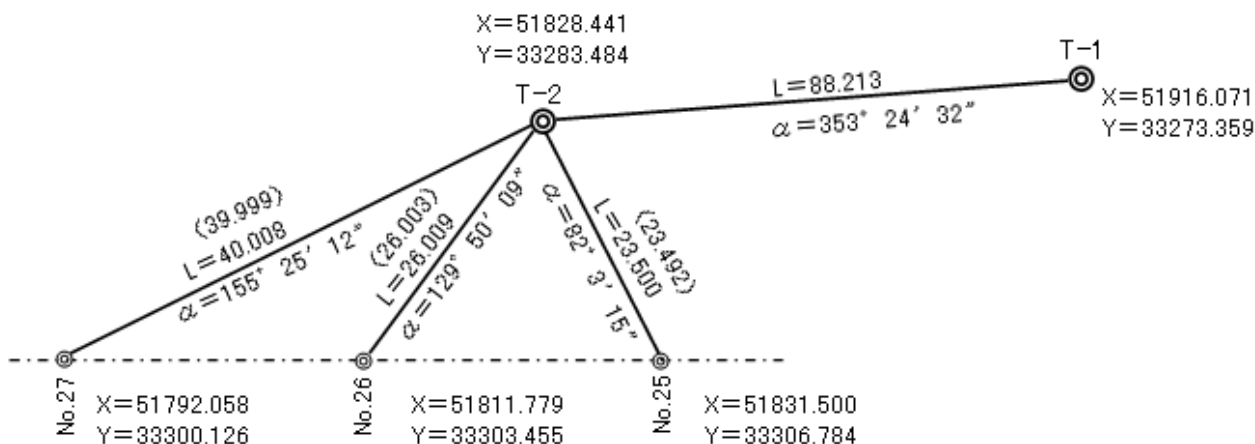
[公共測量作業規程より抜粋]

		1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4級基準点測量
・ 結合 単路線 多角	水平位置の 閉合差	$100\text{mm}+20\text{mm}\sqrt{N}\Sigma s$	$100\text{mm}+30\text{mm}\sqrt{N}\Sigma s$	$150\text{mm}+50\text{mm}\sqrt{N}\Sigma s$	$150\text{mm}+100\text{mm}\sqrt{N}\Sigma s$
	標高の閉合差	$200\text{mm}+50\text{mm}\Sigma s/\sqrt{N}$	$200\text{mm}+100\text{mm}\Sigma s/\sqrt{N}$	$200\text{mm}+150\text{mm}\Sigma s/\sqrt{N}$	$200\text{mm}+300\text{mm}\Sigma s/\sqrt{N}$
単位 多角点	水平位置の 閉合差	$10\text{mm}\sqrt{N}\Sigma s$	$15\text{mm}\sqrt{N}\Sigma s$	$25\text{mm}\sqrt{N}\Sigma s$	$50\text{mm}\sqrt{N}\Sigma s$
	標高の閉合差	$50\text{mm}\Sigma s/\sqrt{N}$	$100\text{mm}\Sigma s/\sqrt{N}$	$150\text{mm}\Sigma s/\sqrt{N}$	$300\text{mm}\Sigma s/\sqrt{N}$
標高差の正反較差		300mm	200mm	150mm	100mm

(注) N : 辺数  $\Sigma S$  : 路線長 (km)

②新点、T-1～T-3を設置する際にB～C間の誤差を補正する。

③新点、T-1～T-3により中心線をチェックする。



( ) 書きは実測値

較差の許容範囲は、次表に定めるとおりとする。[公共測量作業規程より抜粋]

区分	距離	20m 未満	20m 以上	摘 要
		平地	10mm	
山地	20mm	$S/1,000$		

No. 25  $23.500 - 23.492 = 0.008$

$S/2000 = 23.500/2000 = 0.012$

$0.008 < 0.012 \therefore \text{OK}$

No. 26  $26.009 - 26.003 = 0.006$

$S/2000 = 26.009/2000 = 0.013$

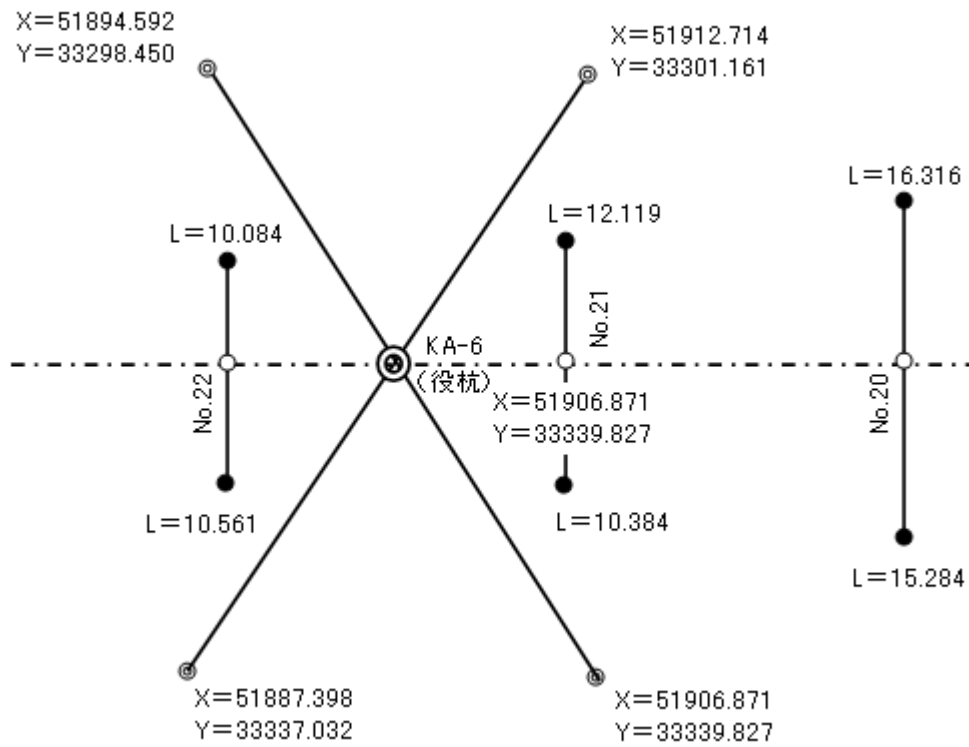
$0.006 < 0.013 \therefore \text{OK}$

No. 27  $40.008 - 39.999 = 0.009$

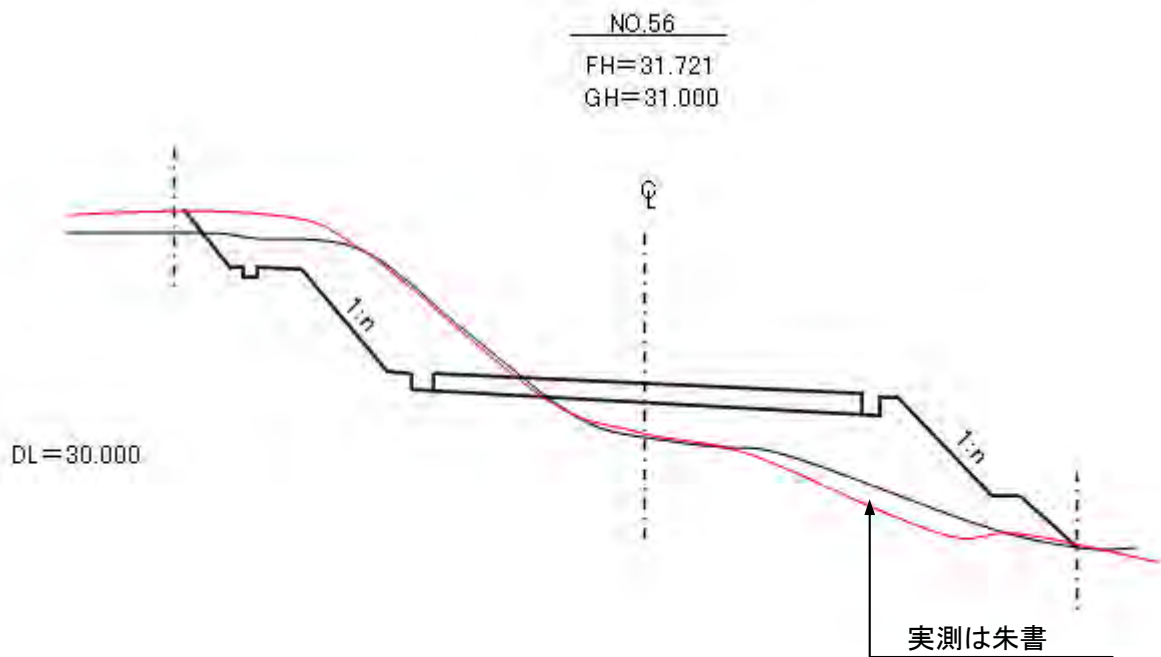
$S/2000 = 40.008/2000 = 0.020$

$0.009 < 0.020 \therefore \text{OK}$

- ④ 役杭及び測点杭は、工事の支障のない所に引照杭を設置する。必要に応じて座標を求めものとする。



横断測量



## 4 工程管理

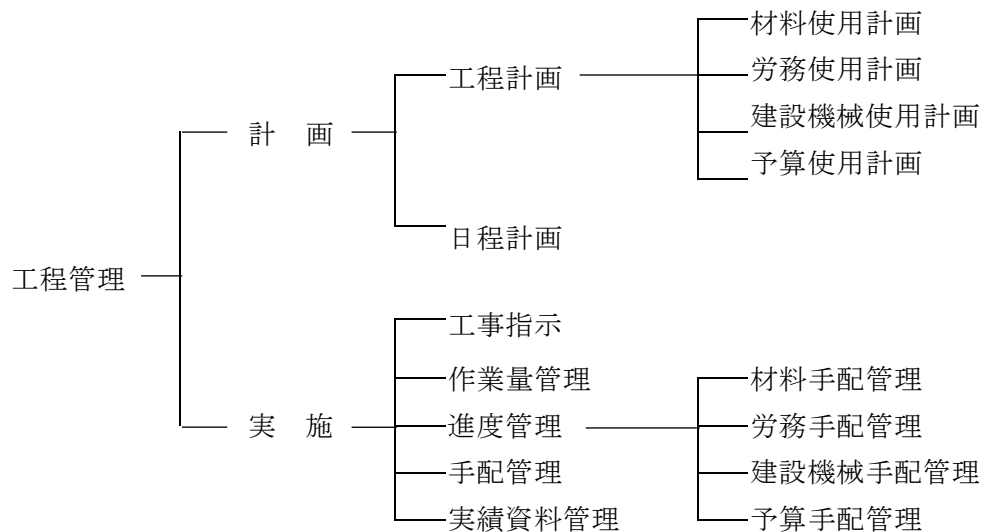


## 4. 工程管理

### 4.1 目的

工程管理の目的は、所定の工期内に与えられた工事を、①良い品質、②最低の費用、③最小の時間という相反する3つの目標を満足させて完成させることを目的としたものであり、計画、実施が良好であるかをチェックし、常に望ましい施工状態にしておく必要があるため、工事の各単位作業を有効に組合せて各単位作業工程を構成し、その単位作業工程をさらに総合工程に組立てて工程計画を樹立し、これに基づいて材料、労務、建設機械及び予算を順序よく手配運用しつつ契約条件に示された基準を満足する構造物を所定の工期内に完成していくための管理をいう。

したがって、工程管理の機能を具体的に示すと次のようになる。



### 4.2 工程管理上の留意点

(1) 工程表は、ネットワーク（PERT-CPM）により、作成することを原則とするが、単純な工事については横棒式工程表（バーチャート）により作成することができる。

工事内容に応じて適切な工程表を選択して管理する必要がある。

(2) 工程表は全体工程表だけでなく、重点的に管理を行う必要がある部分については、部分（細部）工程表を作成する。

(3) 工程の計画に当たっては、契約の完了月日ぎりぎりの工程としないで、工事の規模困難性、施工時期等を勘案して、少なくとも全工期の10～20%程度工期を短縮して計画することが望ましい。

(4) 計画工程と実施工程が相違を来たした場合、あるいは予想される場合、または変更指示契約変更があった場合は、残工事に対する変更工程表を作成する。

(5) 作成に当たっては、下記の事項を十分考慮して作成する。

#### 1) 工事および作業の制約

① 先行工事や後続工事の関連からの当該工事の着工、完了時期、施工方法。

② 現道工事等施工箇所の立地条件による施工時期、施工時間、施工方法。

③ 関係機関との協議、工事用地の確保、支障物件の撤去等の有無。

④ 公害防止対策の為の施工時間、施工方法。

#### 2) 環境（地形、地質、気象、水理等）を考慮した施工計画

- 3) 施工順序
- 4) 労務、機械の使用計画
- 5) 作業能力及び標準稼働時間の決定
- 6) 工事期間の作業可能日数の算定

#### 4.3 作成要領

##### (1) 工程計画の作成

- 1) 工事の施工順序と作業内容を決定する。
- 2) 各作業の標準作業量及び作業日数を決定する。
- 3) 各作業ごとに必要な技能、職種別人員配置及び機械の使用投入計画を決定する。
- 4) 各作業に必要な機械、施工施設及びその配置を決定する。

以上の手順により工程管理図が作成される。

##### (2) 日程計画の作成

工程計画で作業順序を決定後、各作業ごとに作業可能日数、標準作業量あるいは機械、労務、建設機械及び予算等の手配関係を検討し、いつ着手し、どのような日程でいつ終了するか  
の具体的な日程を計画することであって、これは全工事期間を対象として旬又は月毎の単位で示した日程計画および工事の内容や重要度に応じてある単位期間毎に日々の日程を示した各作業の日程計画などについて立案検討して作成する。

##### (3) 使用計画の作成

作業順序の決定後、各作業の日程計画に関連させて各作業に必要な材料、労務建設機械及び予算をいつ、どのように、どれだけ必要であるかを現有材料、建設機械労務などの能力を考慮して、工務実施における手配の基本とし、建設機械、材料の投入、使用計画表及び労務使用計画明細表を立案検討して作成する。

##### (4) 工程計画、日程計画、使用計画の調整

工程計画、日程計画、使用計画は相互に関連をもっており次の条件等により調整する。

- 1) 建設機械が限られた時期の外、使用できない場合
- 2) 突貫工事の場合
- 3) 日々雇用する労務者数をできるだけ年間平均して工事を実施する場合

##### (5) 実施工程表の作成

- 1) 計画工程の下段に赤書きで実施工程を記入し対比する。
- 2) 変更指示、契約変更、既済部分検査、技術検査など特記すべき事項を記入する。
- 3) 計画工程と作業日については種々の記入方法があるが、次項作成例には土日曜、祝日、盆休等休日を除いた日数を作業日とした例を示した。

#### 4.4 その他

実施工程表は、受注者が円滑な工事の実施と、その統制を図るためのものであるので、監督職員への提出は必要とせず、提示でよい。

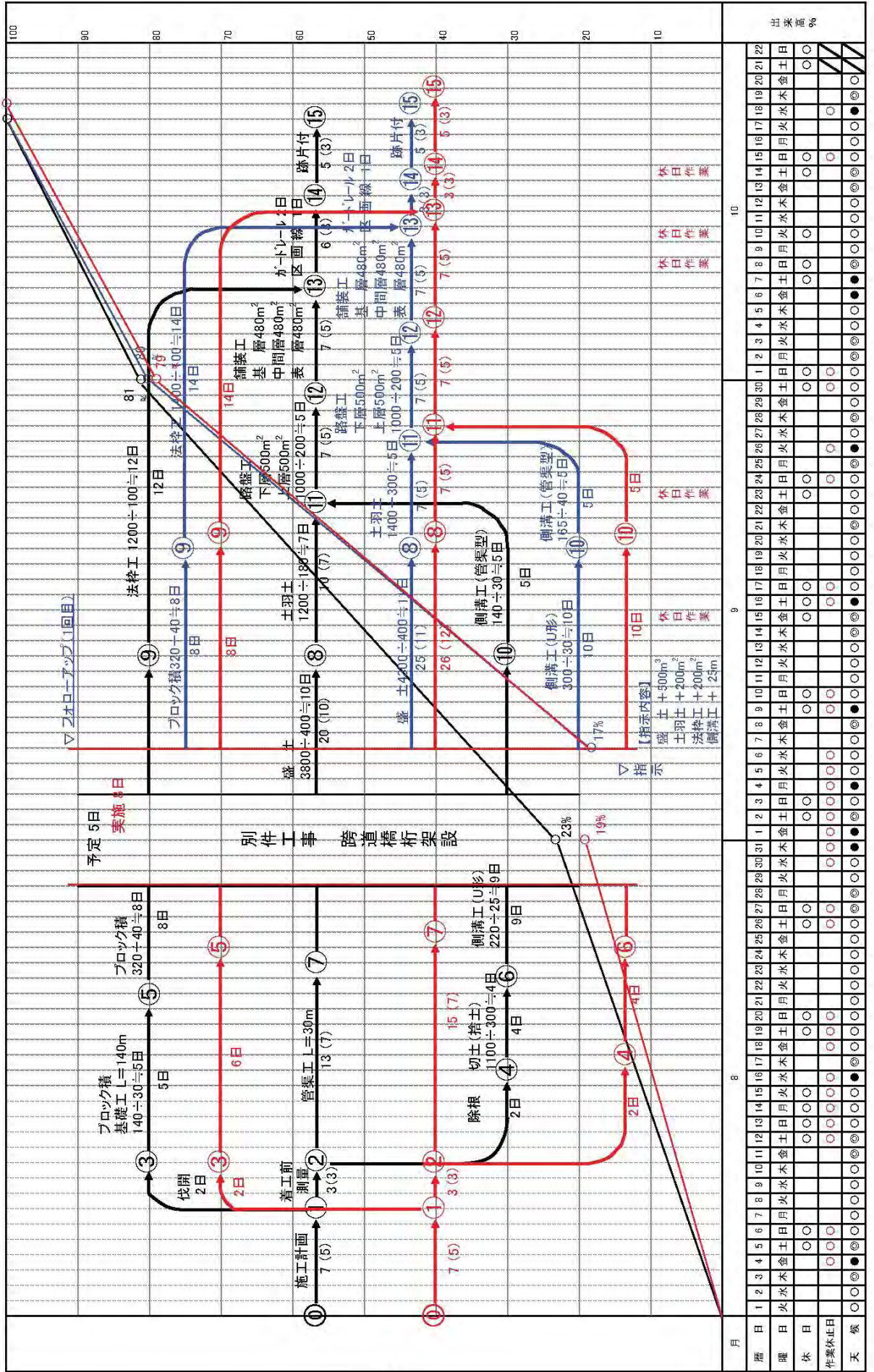


# 【実施工程作成例：ネットワーク式工程表】

## 〇〇〇工事計画工程表

自 平成〇年 8月 1日  
至 平成〇年 10月20日

工期





## 5 土木工事施工管理基準



## 5 土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、「土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-23 施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

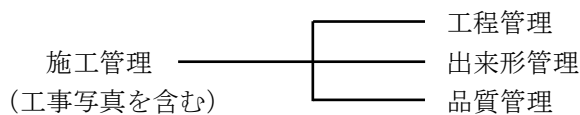
### 5.1 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

### 5.2 適用

この管理基準は、福岡市が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

### 5.3 構成



### 5.4 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。  
各種サンプリング試験（試料）については、施工位置や日時が偏らぬよう注意し、必要箇所数を現場に均等に配分した計画を作成した上で事前に監督員と協議を行うこと。
- (3) 受注者は、施工管理の目的が達せられるよう各工程の適切な時期に測定（試験）等を速やかに実施し、その結果を分析し以後の施工に反映させなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、監督員の請求があった場合には直ちに提示できるよう、適切な管理のもと整備・保管しておかななければならない。

### 5.5 管理項目及び方法

#### (1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又は、バーチャート方式 など）により作成した実施工程表により行うものとする。

ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

#### (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値およびその差分を記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において、測定箇所数を「〇〇mにつき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数で測定管理をするものとする。

### (3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理図表等を作成するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとし、また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

なお、「試験成績書等による確認」に該当する試験項目は試験成績書やミルシートによって規定の品質（規格値）を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検収を実施しなければならない。

### (4) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

## 5.6 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足するよう、常に確認しながら施工管理を実施しなければならない。

また、実測値の平均値（延長等にあつてはその合計延長とする）は、設計値を下回ってはならないものとする。

## 5.7 その他

土工において、情報化施工や3次元データによる出来形管理を行う場合は、財政局技術監理課へ相談することとする。

## 6 出来形管理基準





## 6 出来形管理基準

### 6.1 目的

出来形管理は、施工された構造物が発注者の意図する規格基準に対して、どの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理することである。

出来形管理は、施工管理基準の中で各工種の測定項目を定めた出来形管理基準や出来形に対する合否の判定の規格値を規定しており、それらの基準を遵守し管理を行い契約条件に十分満足するものでなくてはならない。また、不可視部分の構造物については工事完了後明確に確認できるように出来形（写真を含む）等の整理をすることが大切である。

そこで本項は、それぞれの目的に合致した出来形管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本事項を十分理解して、最も効果的な出来形管理を図ることを目的としてまとめたものである。

### 6.2 出来形管理基準および規格値

出来形管理基準及び規格値は、後述の 6.2 出来形管理基準及び規格値を参照のこと。

### 6.3 出来形管理上の留意点

出来形管理は、施工された出来形が契約条件を満足しているかを確認するために行うものであるとともに、出来高数量計算の基礎資料となるものである。

出来形管理資料として、提出すべき書類は以下のとおりである。

- ① 出来形管理総括表（既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出）
- ② 出来形管理図表（施工中は提示とし、工事完成時に提出）
- ③ 出来形数量計算書（施工中は提示とし、工事完成時に提出）

#### (1) 計 画

施工計画時に土木工事施工管理基準等関係規定に基づき、管理すべき測定位置（測点、位置等）測定項目（基準高、高さ、幅、厚さ、延長等）及び管理の方法（出来形管理図）を定めた出来形管理計画表を作成する。

なお、管理基準にないものは事前に監督職員と受注者で協議を行い、規格等適切に定める。

#### (2) 測 定

##### 1) 測定位置

現地の測定位置は、ペイント、釘、杭等（鉄筋、細竹、杭）で明確にしておく。

##### 2) 直接測量の原則

測量の方法は直接測量を原則とする。直接測量が困難な場合は間接測量とし、対象値の算出根拠を明確にしておく。基準高測量については、測量野帳が散逸しないよう保管には十分留意する。

##### 3) マーキング

測定位置に設計値を白色又は黒色、実測値を赤色ペイントで丁寧に記入する。延長については当該構造物の起終点に記入する。延長が長く、又は屈曲している状態の構造物延長は分割測量となるが、その分割点及び分割延長を赤色ペイントで記入しておく。取り上げ寸法も赤色ペイントで明瞭に記入する。

##### 4) 不可視部

不可視部については、測定方法、箇所等、適切に検討し測定を行う。

#### (3) 管 理

##### 1) 規格値

測定項目は全て規格値を満足していなければならない。設計値に対する測定値のバラツキ度合いは「土木工事の規格値」と照合して合否を判断する。規格値とは、測定値個々の値と設計値との施工誤差の許容範囲を示したもので、規格値が(－)で示されているから、総て(－)で施工してよいというものではなく、実測値の平均値は設計値を下回ってはならない。

## 2) 特殊な場合の設計値の表示方法

下記に示す事項等で、基準高、法長又は高さ、延長等が設計変更を伴わない程度で設計値と微小な差異を生じ、且つ設計数量を満足している場合は、監督職員の承諾を得てその値を設計値として出来形管理を行ってよい。

- ・現地取り合い
- ・コンクリートブロック積(張)の段割り

## 3) 基礎杭等の偏心

基礎杭及び井筒の偏心については、測定の結果を偏心の状態が明確に判断できるよう適切な方法で図示する。又、規格値内であっても、その偏心量が大きく、構造に影響を与えるおそれがある場合には、構造計算を行い安全性の確認を行う。

## 4) 出来形管理の方法

出来形管理の方法は下記の通り分類される。

### 【出来形管理展開図】

- ・設計数量が面積又は延長で示されているものの管理に適している。
- ・面積表示の代表的な工種はコンクリートブロック積(張)、土羽工等である。
- ・延長表示は出来高に該当する工種が多いが、作成例の道路改築工事全体展開通り、出来形と同一図面に記入する。延長表示の代表的な工種は、側溝、縁石、コンクリート擁壁工等である。

### 【設計図利用出来形管理図】

- ・平面、断面、側面等複雑な構造の工種の管理に適している。
- ・代表的な工種としては、橋梁上下部工、函渠工、樋門、水門等の構造物である。

### 【出来形管理図表】

- ・標準断面図及び設計値、実測値等を一覧表にして示した管理図表である。
- ・特殊な工種を除き当管理図で管理される。

## (4) 管理図表作成要領

### 1) 出来形管理展開図

- ①縦、横の縮尺を適宜選定して設計値により作図する。
- ②測点番号を記入する。
- ③設計値及び、設計値に対応する実測値及び差を朱書きで記入する。
- ④断面構造があるものについては、標準断面図を記入する。
- ⑤展開図上段付近に、それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

### 2) 設計図利用出来形管理図

- ①設計図面を利用し(縮小、転記を含む)して実測値及び差を朱書きで記入する。
- ②それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

### 3) 出来形管理図表

- ①標準断面図を記入する。
- ②規格値を記入する。

## 出来形管理基準及び規格値

目次(出来形管理基準)

6.2 出来形管理基準及び規格値

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
<b>第2章 土工</b>						
第3節 河川土工・海岸 土工・砂防土工	1-2-3-2		掘削工			6 - 28
	1-2-3-3		盛土工			6 - 28
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアル メ）壁工法		6 - 28
				多数アンカー式 補強土工法		6 - 28
				ジオテキスタイルを 用いた補強土工法		6 - 28
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		6 - 29
1-2-3-6		堤防天端工			6 - 29	
第4節 道路土工	1-2-4-2		掘削工			6 - 29
	1-2-4-3		路体盛土工			6 - 30
	1-2-4-4		路床盛土工			6 - 30
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		6 - 30
<b>第3章 無筋、鉄筋コンクリート</b>						
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			6 - 30

目次(出来形管理基準)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
<b>第2章 一般施工</b>						
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		6 - 31
				軽量鋼矢板		6 - 31
				コンクリート矢板		6 - 31
				広幅鋼矢板		6 - 31
				可とう鋼矢板		6 - 31
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		6 - 31
	3-2-3-6		小型標識工			6 - 31
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		6 - 32
				転落（横断）防止柵		6 - 32
				車止めポスト		6 - 32
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		6 - 32
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		6 - 32
	3-2-3-9		区画線工			6 - 33
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		6 - 33
				距離標		6 - 33
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			6 - 33
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		6 - 34
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		6 - 34
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			6 - 35
		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		6 - 35
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			6 - 35
	3-2-3-15		PCボックス製作工			6 - 36
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			6 - 36
		2	PC押し出し箱桁製作工			6 - 36
	3-2-3-17		根固めブロック工			6 - 37
	3-2-3-18		沈床工			6 - 37
	3-2-3-19		捨石工			6 - 37
	3-2-3-22		階段工			6 - 38
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		6 - 38
				鋼製フィンガージョイント		6 - 38
				埋設型ジョイント		6 - 39
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		6 - 39
		2	多自然型護岸工	かごマット		6 - 39
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		6 - 40
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		6 - 40
	3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		6 - 40
				プレキャストパイプ工		6 - 40
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		6 - 41
				L型側溝工		6 - 41
自由勾配側溝					6 - 41	
管渠					6 - 41	
2		側溝工	場所打水路工		6 - 41	
3		側溝工	暗渠工		6 - 41	

## 目次(出来形管理基準)

### 【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-30		集水柵工			6 - 42
	3-2-3-31		現場塗装工			6 - 42
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		6 - 43
				砕石基礎工		6 - 43
				割ぐり石基礎工		6 - 43
				均しコンクリート		6 - 43
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		6 - 43
				プレキャスト		6 - 43
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		6 - 44
				鋼管杭		6 - 44
				H鋼杭		6 - 44
		2	既製杭工	鋼管ソケット杭		6 - 44
	3-2-4-5		場所打杭工			6 - 45
	3-2-4-6		深礎工			6 - 45
	3-2-4-7		オープンケーソン 基礎工			6 - 46
3-2-4-8		ニューマチック ケーソン基礎工			6 - 46	
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			6 - 46	
第5節 石・ブロック積 （張）工	3-2-5-3	1	コンクリート ブロック工	コンクリート ブロック積		6 - 47
				コンクリート ブロック張り		6 - 47
				連節ブロック張り		6 - 47
		2	コンクリート ブロック工	天端保護ブロック		6 - 47
		3	コンクリート ブロック工			6 - 47
3-2-5-4		緑化ブロック工			6 - 48	
3-2-5-5		石積（張）工			6 - 48	
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工 粒調Fe含む		6 - 49
				上層路盤工 （粒度調整路盤工） 粒調Fe含む		6 - 49
				上層路盤工 （セメント（石灰） 安定処理工）		6 - 50
				加熱アスファルト 安定処理工		6 - 50
				基層工		6 - 51
				表層工		6 - 51

目次(出来形管理基準)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		6 - 52
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		6 - 52
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)		6 - 53
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		6 - 53
		5	半たわみ性舗装工	基層工		6 - 53
		6	半たわみ性舗装工	表層工		6 - 54
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		6 - 54
		2	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		6 - 54
		3	排水性舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)		6 - 55
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		6 - 55
		5	排水性舗装工	基層工		6 - 56
		6	排水性舗装工	表層工		6 - 56
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		6 - 57
		2	透水性舗装工	表層工		6 - 57

目次(出来形管理基準)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-11	1	グースアスファルト 舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		6 - 58	
		2	グースアスファルト 舗装工	基層工		6 - 58	
		3	グースアスファルト 舗装工	表層工		6 - 58	
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工			6 - 59
		2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工			6 - 59
		3	コンクリート舗装工	セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工			6 - 60
		4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層			6 - 60
		5	コンクリート舗装工	コンクリート 舗装版工			6 - 61
		6	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工)			6 - 61
		7	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工)			6 - 61
		8	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)			6 - 62
		9	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)			6 - 62
		10	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工			6 - 62
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工			6 - 63
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)			6 - 63
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)			6 - 64
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト 安定処理工			6 - 64
		5	薄層カラー舗装工	基層工			6 - 64
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工			6 - 65
		2	ブロック舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)			6 - 65
		3	ブロック舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)			6 - 66
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト 安定処理工			6 - 66
		5	ブロック舗装工	基層工			6 - 66
	3-2-6-15		路面切削工				6 - 67
	3-2-6-16		舗装打換え工				6 - 67
	3-2-6-17		オーバーレイ工				6 - 67



## 目次(出来形管理基準)

### 【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			6 - 68	
	3-2-7-3		置換工 (Fe石灰処理土を含む)			6 - 68	
	3-2-7-4		表層安定処理工	サンドマット海上		6 - 68	
	3-2-7-5		パイルネット工			6 - 69	
	3-2-7-6		サンドマット工			6 - 69	
	3-2-7-7			バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		6 - 70
					ペーパードレーン工		6 - 70
					袋詰式 サンドドレーン工		6 - 70
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクション パイル工		6 - 70	
	3-2-7-9			固結工	粉末噴射攪拌工		6 - 70
高圧噴射攪拌工						6 - 70	
スラリー攪拌工						6 - 70	
生石灰パイル工						6 - 70	
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		6 - 71	
				鋼矢板		6 - 71	
		2	土留・仮締切工	アンカー工		6 - 71	
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		6 - 71	
		4	土留・仮締切工	締切盛土		6 - 72	
	5	土留・仮締切工	中詰盛土		6 - 72		
	3-2-10-9		地中連続壁工 (壁式)			6 - 73	
	3-2-10-10		地中連続壁工 (柱列式)			6 - 73	
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 86		
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 30	
第12節 工場製作工 (共通)	3-2-12-1	1	一般事項	casting fee (metal support work)		6 - 74	
		2		casting fee (large rubber support work)		6 - 75	
		3		仮設材製作工		6 - 76	
		4		刃口金物製作工		6 - 76	
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組立検査を実施する場合 シミュレーション		6 - 77	
				仮組立検査を実施する場合		6 - 77	
	2	桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		6 - 79		
	3-2-12-4		検査路製作工			6 - 80	
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			6 - 80	
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			6 - 80	
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			6 - 81	
	3-2-12-8		アンカーフレーム 製作工			6 - 81	
	3-2-12-9		プレビーム用桁 製作工			6 - 82	
3-2-12-10		鋼製排水管製作工			6 - 82		
3-2-12-11		工場塗装工			6 - 83		

## 目次(出来形管理基準)

### 【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		6 - 84	
				ケーブルクレーン架設		6 - 84	
				ケーブルエレクション架設		6 - 84	
				架設桁架設		6 - 84	
				送出し架設		6 - 84	
				トラベラークレーン架設		6 - 84	
	3-2-13		架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		6 - 85	
				架設桁架設		6 - 85	
			架設工支保工	固定		6 - 85	
				移動		6 - 85	
			架設桁架設	片持架設		6 - 85	
				押出し架設		6 - 85	
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		6 - 85	
				張芝工		6 - 85	
				筋芝工		6 - 85	
				市松芝工		6 - 85	
				植生シート工		6 - 85	
				植生マット工		6 - 85	
				植生筋工		6 - 85	
				人工張芝工		6 - 85	
				植生穴工		6 - 85	
				2	植生工	植生基材吹付工	
	客土吹付工		6 - 85				
	3-2-14-3		吹付工（仮設を含む）	コンクリート		6 - 86	
				モルタル		6 - 86	
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		6 - 86	
				現場吹付法枠工		6 - 86	
	3-2-14-4	2	法枠工	プレキャスト法枠工		6 - 86	
	3-2-14-6		アンカー工		6 - 86		
	第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		6 - 87
		3-2-15-2		プレキャスト擁壁工		6 - 87	
3-2-15-3			補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		6 - 88	
				多数アンカー式補強土工法		6 - 88	
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		6 - 88	
3-2-15-4		井桁ブロック工		6 - 88			
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		6 - 89	
				グラブ浚渫船		6 - 89	
		2	浚渫船運転工	バックホ浚渫船		6 - 89	
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工		6 - 89		

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
<b>第1章 築堤・護岸</b>							
第3節 軽量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 30	
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	6 - 68	
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	6 - 69	
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7 バーチカルドレーン工	6 - 70	
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	6 - 70	
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	6 - 70	
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	6 - 43	
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 31	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	6 - 43	
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 31	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	6 - 47	
	6-1-7-4		護岸付属物工			6 - 90	
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	6 - 48	
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	6 - 47	
	6-1-7-7		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 48	
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 86	
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 39
				巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 39
				かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 39
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 86	
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 85	
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	6 - 29	
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	6 - 40
ふとんかご					3-2-3-27羽口工	6 - 40	
かご枠					3-2-3-27羽口工	6 - 40	
連節ブロック張り					3-2-5-3連節ブロック張り	6 - 47	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 87	
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	6 - 87	
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	6 - 37	
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	6 - 37	
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	6 - 37	
	6-1-9-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	6 - 40
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	6 - 40
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	6 - 37	
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	6 - 37	
	6-1-10-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	6 - 40
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	6 - 40
	6-1-10-8		杭出し水制工			6 - 90	

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 32	
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	6 - 49	
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	6 - 59	
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	6 - 63	
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	6 - 65	
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 41	
	6-1-11-10		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	6 - 42	
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	6 - 31	
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	6 - 33	
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	6 - 33	
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	6 - 31	
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			6 - 90	
	6-1-13-4		ハンドホール工			6 - 91	
<b>第2章 浚渫(川)</b>							
第2節 浚渫工 (ポンプ浚渫船)	6-2-3-2		浚渫船運転工 (民船・官船)		3-2-16-3浚渫船運転工	6 - 89	
第3節 浚渫工 (グラブ浚渫船)	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	6 - 89	
第4節 浚渫工(バックホウ 浚渫船)	6-2-5-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	6 - 89	
<b>第3章 樋門・樋管</b>							
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 30	
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	6 - 70	
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 44	
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 45	
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 31	
	6-3-5-6	1	2	函渠工	本体工		6 - 91
					ヒューム管		6 - 91
					PC管		6 - 91
					コルゲートパイプ		6 - 91
					ダクタイル鋳鉄管		6 - 91
		PC函渠	3-2-3-28プレキャスト カルバート工	6 - 40			
6-3-5-7		翼壁工			6 - 92		
6-3-5-8		水叩工			6 - 92		
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	6 - 37	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	6 - 37	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	6 - 37	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 40	
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	6 - 40		
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 41	
	6-3-7-4		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	6 - 42	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	6 - 41	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	6 - 40	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 32	
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	6 - 38	

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
<b>第4章 水門</b>						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	6 - 77
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	6 - 80
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	6 - 80
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	6 - 82
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	6 - 81
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	6 - 76
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	6 - 83
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 30
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 44
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 45
	6-4-6-6		矢板工(遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	6 - 31
	6-4-6-7		床版工			6 - 92
	6-4-6-8		堰柱工			6 - 92
	6-4-6-9		門柱工			6 - 92
	6-4-6-10		ゲート操作台工			6 - 92
	6-4-6-11		胸壁工			6 - 92
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	6 - 92
6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	6 - 92	
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17 根固めブロック工	6 - 37
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	6 - 37
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	6 - 37
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 40
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	6 - 40	
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 32
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	6 - 38
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 84
	6-4-9-5		架設工(ケーブル クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 84
	6-4-9-6		架設工(ケーブル エレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 84
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 84
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 84
	6-4-9-9		架設工(トラベラー クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 84
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 107
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 42
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	6 - 89
第12節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 38
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 108
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 108
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 108
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 108

## 目次(出来形管理基準)

### 【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第14節 コンクリート管理 橋上部工(PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁 製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション 桁製作工(購入工)	6 - 34
	6-4-14-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンショ ン桁製作工	6 - 35
	6-4-14-4		プレキャスト セグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャスト セグメント桁製作工 (購入工)	6 - 35
	6-4-14-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャスト セグメント主桁組立工	6 - 35
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 107
	6-4-14-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	6 - 85
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	6 - 85
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	6 - 89
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 108
	第15節 コンクリート管理 橋上部工(PC ホロースラブ橋)	6-4-15-3		支承工		10-4-5-10支承工
6-4-15-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 108
6-4-15-5			PCホロースラブ 製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	6 - 36
第16節 橋梁付属物工 (コンクリート 管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 38
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 108
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 108
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 108
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 108
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	6 - 49
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	6 - 52
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	6 - 54
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	6 - 57
	6-4-18-9		グースアスファルト 舗装工		3-2-6-11グース アスファルト舗装工	6 - 58
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	6 - 59
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	6 - 63
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	6 - 65
<b>第5章 堰</b>						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	6 - 76
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	6 - 77
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	6 - 80
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	6 - 80
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6 落橋防止装置製作工	6 - 80
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10 鋼製排水管製作工	6 - 82
	6-5-3-9		プレビーム用桁 製作工		3-2-12-9 プレビーム用桁製作工	6 - 82
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	6 - 81
	6-5-3-12		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	6 - 81
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	6 - 76
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	6 - 83

## 目次(出来形管理基準)

### 【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第5節 軽量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 30
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 44
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 45
	6-5-6-5		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	6 - 46
	6-5-6-6		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	6 - 46
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 31
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	6 - 92
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	6 - 92
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	6 - 92
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	6 - 92
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	6 - 92
	6-5-6-13		閘門工			6 - 92
	6-5-6-14		土砂吐工			6 - 92
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 87
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
6-5-7-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 45
6-5-7-5			オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	6 - 46
6-5-7-6			ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	6 - 46
6-5-7-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 31
6-5-7-8			堰本体工			6 - 92
6-5-7-9			水叩工			6 - 92
6-5-7-10			土砂吐工			6 - 92
6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 87	
第8節 魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			6 - 93
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			6 - 93
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 84
	6-5-10-5		架設工 (ケーブル クレーン架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 84
	6-5-10-6		架設工 (ケーブル エレクション架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 84
	6-5-10-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 84
	6-5-10-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 84
	6-5-10-9		架設工 (トラベラー クレーン架設)		3-2-13 架設工 (鋼橋)	6 - 84
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 107
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 42
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	6 - 89
第13節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 38
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 108
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 108
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 108
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 108

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第15節 コンクリート管理 橋上部工 (PC)	6-5-15-2		プレテンション桁製作工 (購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工 (購入工)	6 - 34
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	6 - 35
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	6 - 35
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	6 - 35
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 107
	6-5-15-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	6 - 85
	6-5-15-8		架設工 (架設桁架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	6 - 85
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	6 - 89
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 108
	第16節 コンクリート管理 橋上部工 (PC ホロースラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工
6-5-16-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 108
6-5-16-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	6 - 36
第17節 コンクリート管理 橋上部工 (PC 箱桁橋)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 107
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	6 - 36
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 108
第18節 橋梁付属物工(コン クリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 38
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 108
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 108
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 108
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 108
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 32
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	6 - 38
<b>第6章 排水機場</b>						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 30
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 44
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 44
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 31
	6-6-4-6		本体工			6 - 94
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			6 - 94
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 44
	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 45
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 31
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 87
	6-6-5-7		コンクリート床版工			6 - 94
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17 根固めブロック工	6 - 37
6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 41	
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 44
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 45
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 31
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	6 - 94



## 目次(出来形管理基準)

### 【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
<b>第7章 床止め・床固め</b>							
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 30	
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 44	
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 31	
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工			6 - 95
				植石張り		3-2-5-5石積(張)工	6 - 48
				根固めブロック		3-2-3-17 根固めブロック工	6 - 37
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 87	
6-7-4-8		水叩工	水叩工			6 - 95	
			巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 39	
			根固めブロック		3-2-3-17 根固めブロック工	6 - 37	
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	6 - 95	
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	6 - 95	
	6-7-5-6		側壁工			6 - 95	
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	6 - 95	
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 87	
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 47	
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 48	
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	6 - 43	
<b>第8章 河川維持</b>							
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	6 - 29	
	6-8-7-4		コンクリート舗装 補修工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	6 - 59	
	6-8-7-5		アスファルト舗装 補修工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	6 - 49	
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 32	
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 32	
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	6 - 33	
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	6 - 90	
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	6 - 91	
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	6 - 85	

目次(出来形管理基準)

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
<b>第9章 河川修繕</b>						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 30
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	6 - 29
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 85
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	6 - 40
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリート ブロック工 (連節ブロック張り)	6 - 47
				コンクリート ブロック張り	3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 47
				石張工	3-2-5-5石積(張)工	6 - 48
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 85
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 48
	6-9-6-4		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 47
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 32
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	6 - 67
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	6 - 67
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	6 - 67
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型 側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	6 - 41
				集水枳工	3-2-3-30集水枳工	6 - 42
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	6 - 31
	第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工
6-9-8-4			コンクリート面 塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	6 - 33

目次(出来形管理基準)

【第8編 斜面对策編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
<b>第3章 斜面对策</b>						
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 30
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 85
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 86
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 86
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 40
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	6 - 40
	8-3-4-6		アンカー工 (プレキャスト コンクリート板)		3-2-14-6アンカー工	6 - 86
8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	6 - 86	
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 44
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 87
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	6 - 87
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	6 - 88
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	6 - 88
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	6 - 97
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・ 排水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 41
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			6 - 96
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	6 - 41
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 41
	8-3-6-7		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	6 - 42
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			6 - 96
	8-3-7-5		集水井工			6 - 96
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 87
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	6 - 70
	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 31
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 44
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 45
	8-3-9-5		シャフト工 (深礎工)		3-2-4-6深礎工	6 - 45
	8-3-9-6		合成杭工			6 - 96

目次(出来形管理基準)

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
<b>第1章 道路改良</b>						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		6 - 97
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	6 - 83
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	6 - 68
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	6 - 68
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	6 - 69
	10-1-4-5		パーチカルドレーン工		3-2-7-7 パーチカルドレーン工	6 - 70
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	6 - 70
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	6 - 70
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 85
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 86
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 86
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	6 - 86
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 40
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	6 - 40	
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 30
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 44
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 45
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 87
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	6 - 87
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	6 - 88
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	6 - 88
ジオテキスタイルを用いた補強土工法				3-2-15-3補強土壁工	6 - 88	
10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	6 - 88	
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	6 - 47
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	6 - 48
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 44
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 45
	10-1-9-6		場所打函渠工			6 - 97
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	6 - 40
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 41
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	6 - 41
	10-1-10-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	6 - 42
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	6 - 41
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 41
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	6 - 41
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			6 - 97
	10-1-11-5		落石防護柵工			6 - 97
	10-1-11-6		防雪柵工			6 - 98
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			6 - 98
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			6 - 98
	10-1-12-5		遮音壁本体工			6 - 98

## 目次(出来形管理基準)

### 【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
<b>第2章 舗装</b>						
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	6 - 68
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	6 - 68
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7 アスファルト舗装工	6 - 49
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	6 - 52
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	6 - 54
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	6 - 57
	10-2-4-9		グースアスファルト 舗装工		3-2-6-11グース アスファルト舗装工	6 - 58
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12 コンクリート舗装工	6 - 59
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	6 - 63
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	6 - 65
	10-2-4		歩道路盤工			6 - 99
	10-2-4		取合舗装路盤工			6 - 99
	10-2-4		路肩舗装路盤工			6 - 99
	10-2-4		歩道舗装工			6 - 99
	10-2-4		取合舗装工			6 - 99
	10-2-4		路肩舗装工			6 - 99
	10-2-4		表層工			6 - 99
第5節 排水構造物工 (路面排水工)	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 41
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	6 - 41
	10-2-5-5		集水柵(街渠柵)・ マンホール工		3-2-3-30集水柵工	6 - 42
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	6 - 41
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 41
	10-2-5-8		排水工(小段排水・ 縦排水)		3-2-3-29側溝工	6 - 41
	10-2-5-9		排水性舗装用 路肩排水工			6 - 100
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	6 - 31
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		6 - 100
				ラバーシュー		6 - 100
				アンカーボルト		6 - 100
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 32
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 32
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 32
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	6 - 32
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	6 - 31
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		6 - 100
		2	大型標識工	標識柱工		6 - 100
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	6 - 33
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	6 - 33
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			6 - 101
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		6 - 101
10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		6 - 101	
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 38

目次(出来形管理基準)

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
<b>第3章 橋梁下部</b>							
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	6 - 76	
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			6 - 102	
	10-3-3-4		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	6 - 81	
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	6 - 83	
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 30	
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 44	
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 45	
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	6 - 45	
	10-3-6-6		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	6 - 46	
	10-3-6-7		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	6 - 46	
	10-3-6-8		橋台躯体工			6 - 103	
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 44	
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 45	
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	6 - 45	
	10-3-7-6		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	6 - 46	
	10-3-7-7		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	6 - 46	
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	6 - 46	
	10-3-7-9	1		橋脚躯体工	張出式		6 - 104
					重力式		6 - 104
					半重力式		6 - 104
2		橋脚躯体工	ラーメン式		6 - 105		
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 44	
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 45	
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	6 - 45	
	10-3-8-6		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	6 - 46	
	10-3-8-7		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	6 - 46	
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	6 - 46	
	10-3-8-9	1		橋脚フーチング工	I型・T型		6 - 105
					門型		6 - 106
	10-3-8-10	1		橋脚架設工	I型・T型		6 - 106
					門型		6 - 106
	10-3-8-11			現場継手工			6 - 106
	10-3-8-12			現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 42

## 目次(出来形管理基準)

### 【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁	
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	6 - 43	
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 31	
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	6 - 43	
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	6 - 31	
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 47	
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	6 - 90	
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	6 - 48	
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 47	
	10-3-11-6		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 48	
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 86	
	10-3-11-8			多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 39
				多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 39
				多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	6 - 39
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 86	
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 85	
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	6 - 29	
	10-3-11-12			羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 40
			ふとんかご		3-2-3-27羽口工	6 - 40	
			かご枠		3-2-3-27羽口工	6 - 40	
			連節ブロック張り		3-2-5-3連節ブロック張り	6 - 47	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 87	
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	6 - 87	
<b>第4章 鋼橋上部</b>							
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	6 - 77	
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	6 - 80	
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手 製作工	6 - 80	
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置 製作工	6 - 80	
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管 製作工	6 - 82	
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵 製作工	6 - 81	
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			6 - 107	
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	6 - 77	
	10-4-3-12		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	6 - 81	
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	6 - 83	
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 84	
	10-4-5-5		架設工(ケーブル クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 84	
	10-4-5-6		架設工(ケーブル エレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 84	
	10-4-5-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 84	
	10-4-5-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 84	
	10-4-5-9		架設工(トラベラー クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 84	
	10-4-5-10	1		支承工	鋼製支承		6 - 107
2			支承工	ゴム支承		6 - 107	

## 目次(出来形管理基準)

### 【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 42
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	6 - 89
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 38
	10-4-8-3		落橋防止装置工			6 - 108
	10-4-8-5		地覆工			6 - 108
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			6 - 108
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			6 - 108
	10-4-8-8		検査路工			6 - 108
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	6 - 44
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	6 - 45
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9 橋脚フーチング工	6 - 105
				T型	10-3-8-9 橋脚フーチング工	6 - 105
	10-4-9-6		歩道橋(側道橋) 架設工		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 84
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 42
<b>第5章 コンクリート鋼上部</b>						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁 製作工		3-2-12-9 プレビーム用桁製作工	6 - 82
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	6 - 81
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	6 - 80
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	6 - 80
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	6 - 83
	第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁 製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション 桁製作工(購入工)
スラブ橋					3-2-3-12プレテンション 桁製作工(購入工)	6 - 34
10-5-5-3			ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンシ ョン桁製作工	6 - 35
10-5-5-4			プレキャスト セグメント桁 製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャスト セグメント桁製作工 (購入工)	6 - 35
10-5-5-5			プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャスト セグメント主桁組立工	6 - 35
10-5-5-6			支承工		10-4-5-10支承工	6 - 107
10-5-5-7			架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	6 - 85
10-5-5-8			架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工 (コンクリート橋)	6 - 85
10-5-5-9			床版・横組工		3-2-18-2床版工	6 - 89
10-5-5-10			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 108
第6節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		6 - 109
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 107
	10-5-6-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 84
	10-5-6-5		架設工 (架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	6 - 84
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	6 - 89
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 108



## 目次(出来形管理基準)

### 【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第7節 PCホロースラブ 橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 107
	10-5-7-4		PCホロースラブ 製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	6 - 36
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 108
第8節 RCホロースラブ 橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 107
	10-5-8-4		RC場所打ホロー スラブ製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	6 - 36
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 108
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15 PCホロースラブ製作工	6 - 36
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 107
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	6 - 36
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 108
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	6 - 36
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	6 - 107
	10-5-11-4		架設工(片持架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	6 - 85
第12節 PC押出し箱桁橋 工	10-5-12-2		PC押出し箱桁製作 工		3-2-3-16 PC押出し箱桁製作工	6 - 36
	10-5-12-3		架設工 (押出し架設)		3-2-13架設工 (コンクリート橋)	6 - 85
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 38
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 108
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 108
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 108
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 108
<b>第6章 トンネル(NATM)</b>						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			6 - 109
	10-6-4-4		ロックボルト工			6 - 109
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			6 - 110
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3 覆工コンクリート工	6 - 110
	10-6-5-5		床版コンクリート工			6 - 110
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			6 - 111
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	6 - 41
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			6 - 111
	10-6-8-5		明り巻工			6 - 112

目次(出来形管理基準)

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
<b>第12章 電線共同溝</b>						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		6 - 113
	10-12-5-3		プレキャスト ボックス工	特殊部		6 - 113
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部		6 - 113
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			6 - 114
<b>第14章 道路維持</b>						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	6 - 67
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	6 - 67
	10-14-4-5		切削オーバーレイ工			6 - 115
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	6 - 67
	10-14-4-7		路上再生工			6 - 115
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	6 - 63
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 41
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	6 - 41
	10-14-5-5		集水柵・ マンホール工		3-2-3-30集水柵工	6 - 42
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	6 - 41
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 41
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	6 - 41
第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 32
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 32
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 32
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	6 - 32
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	6 - 31
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	6 - 100
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	6 - 33
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	6 - 101
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	6 - 101
第9節 軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 30
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 87
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	6 - 87
第11節 石・ブロック積 (張)工	10-14-11-3		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 47
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 48
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	6 - 97
	10-14-12-5		プレキャスト カルバート工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	6 - 40
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 85
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 86
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 86
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	6 - 86
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 40
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	6 - 40	

## 目次(出来形管理基準)

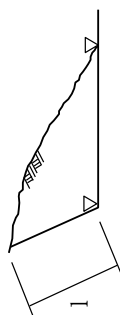
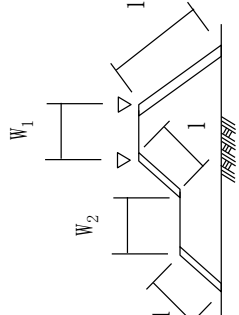
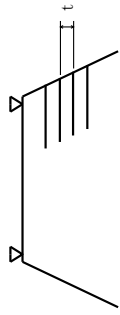
### 【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 38
	10-14-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 108
	10-14-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 108
	10-14-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 108
	10-14-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 108
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面 塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	6 - 33
<b>第16章 道路修繕</b>						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			6 - 116
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	6 - 80
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	6 - 67
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	6 - 67
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5 切削オーバーレイ工	6 - 115
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	6 - 67
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	6 - 115
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13 薄層カラー舗装工	6 - 63
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	6 - 41
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	6 - 41
	10-16-6-5		集水枡・ マンホール工		3-2-3-30集水枡工	6 - 42
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	6 - 41
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	6 - 41
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	6 - 41
第7節 縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	6 - 31
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 32
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	6 - 32
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	6 - 32
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	6 - 32
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	6 - 31
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	6 - 100
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	6 - 33
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	6 - 33
	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	6 - 101
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	6 - 101
第13節 軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	6 - 30
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	6 - 87
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	6 - 87
第15節 石・ブロック積 (張)工	10-16-15-3		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	6 - 47
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	6 - 48

## 目次(出来形管理基準)

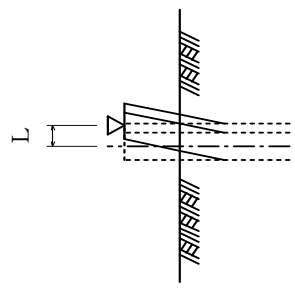
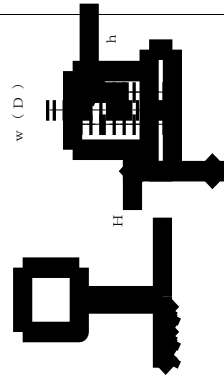
### 【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 出来形管理基準	頁
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	6 - 97
	10-16-16-5		プレキャスト カルバート工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	6 - 40
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	6 - 85
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	6 - 86
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	6 - 86
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	6 - 86
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	6 - 40
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	6 - 40	
第18節 落石雪害防止工	10-18-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	6 - 97
	10-18-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	6 - 97
	10-18-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	6 - 98
	10-18-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	6 - 98
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	6 - 116
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	6 - 107
	10-16-21-4		P C橋支承工		10-4-5-10支承工	6 - 107
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	6 - 38
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	6 - 108
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	6 - 108
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	6 - 108
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	6 - 108
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	6 - 108
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	6 - 42
	10-16-25-6		コンクリート面 塗装工		3-2-3-11 コンクリート面塗装工	6 - 33

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	3	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。基準高は掘削部の両端で測定。		
						法長l	-200 法長-4%			
1	2	3	3		盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。基準高は各法肩で測定。		
						法長l	-100 法長-2%			
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-100			
1	2	3	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土 工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t	-50			
						控え長さ	設計値以上			

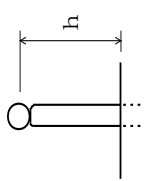
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	3	5		法面整形工(盛土部)	厚	※-30	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p>		
						高さ t				
1	2	3	6		堤防天端工	高さ t	-25	<p>幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長80mにつき1箇所、80m以下は2箇所、中央で測定。</p>		
						t ≥ 15cm	-50			
						幅 w	-100			
1	2	4	2		掘削工	基準高 ▽	±50	<p>施工延長40mにつき1箇所。延長40m以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		
						法長 1	-200			
						幅 w	法長-4% -100			

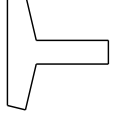
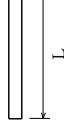
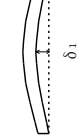
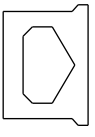

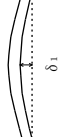
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	3	4	路体盛土工 路床盛土工		基準高 ▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
							法長 l	-100			
							幅	法長-2% -100			
1	2	4	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法面中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。			
1	3	7	4		組立て		平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D : n本間の延長 n : 10本程度とする φ : 鉄筋径  工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書 (設計編: 標準7編 2章 2.1) 参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書 (Ⅲコンクリート橋編 6.6) による。  注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁 (PC橋含む) の鉄筋については、第3編 3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物 (橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート (工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外) ) の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		

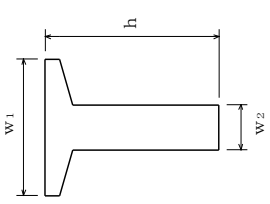
編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意 仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基礎高は施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のもは1施工箇所につき2箇所。変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合25m)につき1箇所、延長20m(又は25m)以下のもは1施工箇所につき2箇所。				
							根入長					設計値以上
							変位L					100
							延長					-50
3	2	3	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延長L	-200	1箇所/1施工箇所				
3	2	3	6		小型原織工	設置高さH	設計値以上	1箇所/1基礎 基礎1基毎				
							基礎					
							幅w(D)					-30
							高さh					-30
						根入れ長	設計値以上					

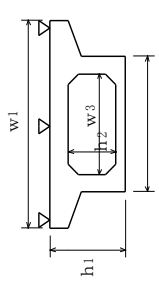
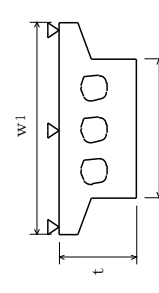
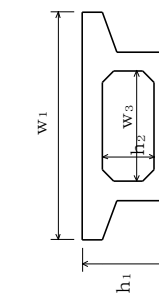


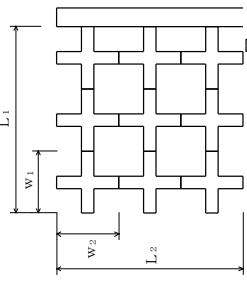
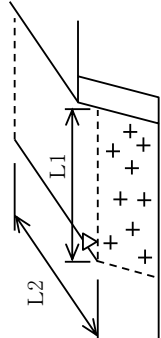
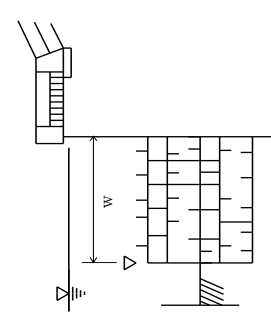
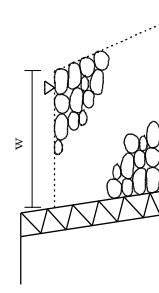
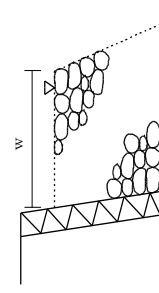
編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	防止柵工 (立入防止柵) 防止柵 (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。 1箇所/1施工箇所		
							高さ	h	-30			
							パイプ取付高 H		+30			
									-20			
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	w	-30	1箇所/施工延長40m 40m以下のものは、2箇所/1施工箇所。 1箇所/1施工箇所		
							高さ	h	-30			
							ビーム取付高 H		+30			
									-20			
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	w	-30	1箇所/1基礎毎 1箇所/1施工箇所		
							高さ	h	-30			
							延長	L	-100			
							ケーブル取付高 H		+30			
		-20										

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1箇所テストポイントにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1箇所/10本 10本以下の場合、2箇所測定。		
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表Ⅱ-5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量(充缶数)と塗布作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロレットの大きさは500mm <sup>2</sup> とする。		

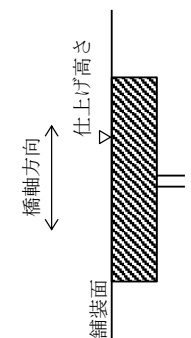
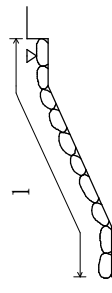
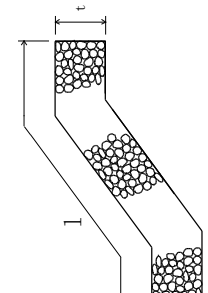
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	± L / 1000	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	 断面図  側面図  平面図	
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そ り $\delta_1$	±8			
						横方向の曲がり $\delta_2$	±10			
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10 ± L / 1000	桁全数について測定する。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	 断面図  側面図  平面図	
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そ り $\delta_1$	±8			
						横方向の曲がり $\delta_2$	±10			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	13	1	ポストテンション桁製作工	幅(上) w1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 L: 支間長 (m)		
						幅(下) w2	±5			
						高さ h	+10 -5			
						桁支間長 L	L < 15... ± 10 L ≥ 15...			
						横方向最大タワミ	± (L-5) か つ -30mm 以内 0.8L			
3	2	3	13	2	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁支間長 L	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所所で測定。		
						断面の外形寸法 (mm)	—			
						桁支間長 L	L < 15... ± 10 L ≥ 15...			
						桁支間長	± (L-5) か つ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8L			
3	2	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁支間長 L	—	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 L: 支間長 (m)		
						断面の外形寸法 (mm)	—			
						桁支間長 L	L < 15... ± 10 L ≥ 15...			
						桁支間長	± (L-5) か つ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8L			

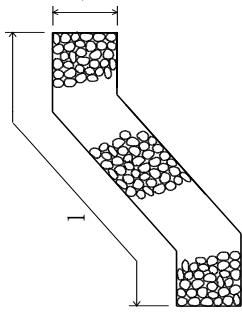
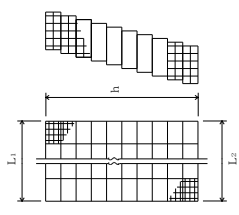
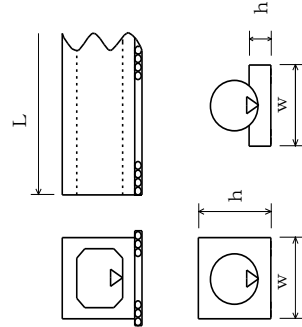
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	基準高 $\nabla$	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 L：桁長（m）		
						幅 $w_1, w_2$	-5～+30			
						厚さ t	-10～+20			
						桁長 L	L<15…±10 L≥15… ±(L-5) かつ-30mm以内			
3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	基準高 $\nabla$	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 L：桁長（m）		
						幅(上) $w_1$	-5～+30			
						幅(下) $w_2$	-5～+30			
						内空幅 $w_3$	±5			
						高さ $h_1$	+10 -5			
						内空高さ $h_2$	+10 -5			
						桁長 L	L<15…±10 L≥15… ±(L-5) かつ-30mm以内			
3	2	3	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) $w_1$	-5～+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 L：桁長（m）		
						幅(下) $w_2$	-5～+30			
						内空幅 $w_3$	±5			
						高さ $h_1$	+10 -5			
						内空高さ $h_2$	+10 -5			
						桁長 L	L<15…±10 L≥15… ±(L-5) かつ-30mm以内			

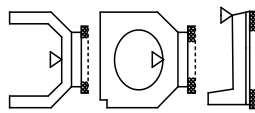
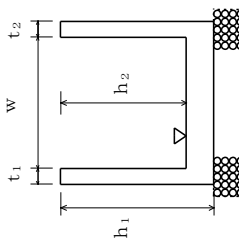
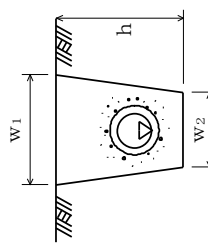
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	17		根固めブロック工	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。		<p>tは根固めブロックの高さ</p> 
						層				
						積				
						延長 $L_1$ $L_2$	-200			
						乱積				
延長 $L_1$ $L_2$	± t / 2 - t / 2	1 施工箇所毎								
3	2	3	18		沈床工	基準高▽	±150	1 組毎		
						幅	±300			
						延長	-200			
						層				
						積				
延長										
3	2	3	19		捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						幅	-100			
						延長	-200			
						層				
						積				
延長										

編	章	節	条	枝番	種	工	種	規格値	測定項目	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	22			階段工		幅	w	1箇所/1施工箇所		
								高さ	高さ			
								長さ	L			
								段数	数			
3	2	3	24	1		伸縮装置工 (ゴムジョイント)		据付け高さ	高さ	車道端部及び中央部付近の3点を測定。		
								表面の凹凸	凹凸	表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
								仕上げ高さ	高さ			
3	2	3	24	2		伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)		高さ	据付け高さ	高さについて車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点。		
								高さ	車線方向各点誤差の相対差	表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
								高さ	表面の凹凸			
								高さ	歯型板面の歯咬み合い部の高低差	歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
								高さ	歯咬み合い部の縦方向間隔 w1			
								高さ	歯咬み合い部の横方向間隔 w2			
								高さ	仕上げ高さ	仕上げ高さ		

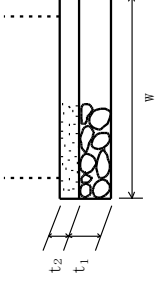
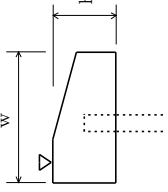
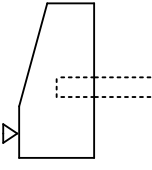
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						仕上げ高さ	舗装面に対し0~+3			
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						法長1	-200			
						延長L	-200			
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長1	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さt	-0.2t			
						延長L	-200			

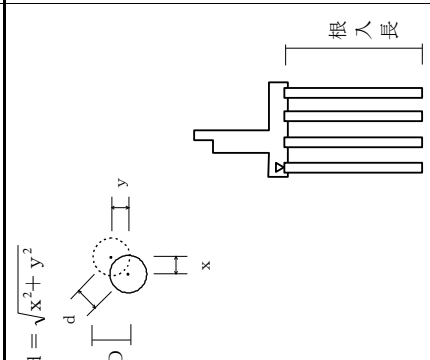
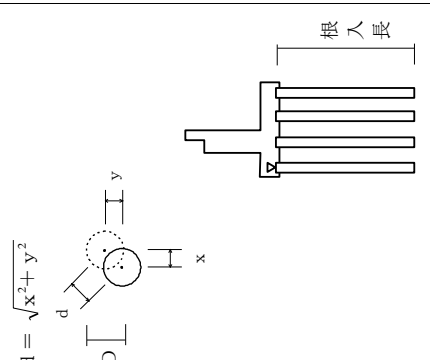


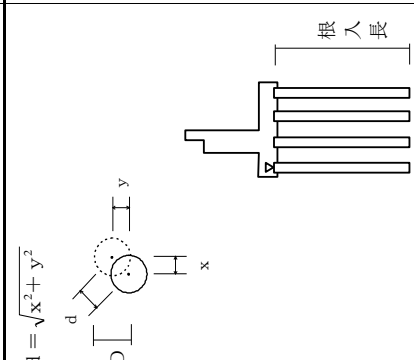
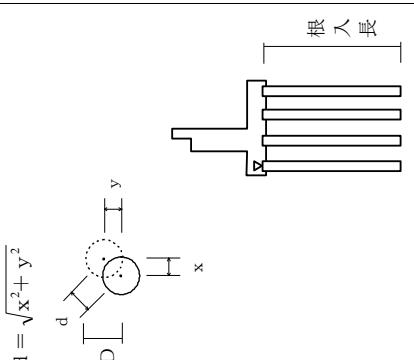
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 1	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						1 < 3m	-100			
						1 ≥ 3m	-50			
			厚	さ	t					
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご) (かご枠)	高さ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長	-200			
						L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>				
3	2	3	28		プレキャストカルバート 工 (プレキャストボックス工) (プレキャストバイブ工)	基準高	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ※印は、現場打部分のある場合 1 施工箇所毎		
						※幅	-50			
						※高	-30			
						延長	-200			
						L				

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキヤストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	側溝工 (プレキヤストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							延長 L	-200				1 施工箇所毎
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	側溝工 (場所打水路工)	基準高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							厚さ $t_1, t_2$	-20				
							幅 w	-30				
							高さ $h_1, h_2$	-30				
							延長 L	-200				1 施工箇所毎
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	側溝工 (暗渠工)	基準高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
							幅 $w_1, w_2$	-50				
							深さ h	-30				
							延長 L	-200				1 施工箇所毎

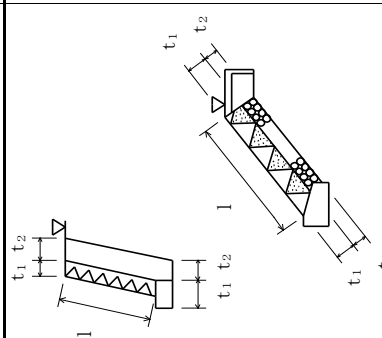
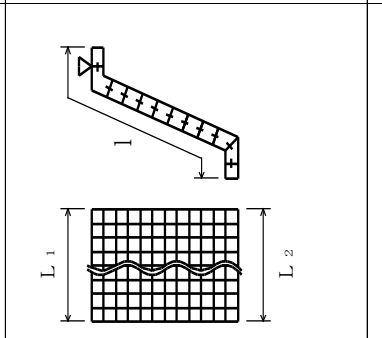
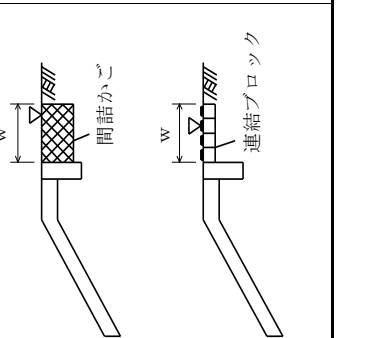
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	3		集水排水工		基準高▽	±30	1 箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
							※幅 $w_1, w_2$	-30			
							※高さ $h_1, h_2$	-30			
3	2	3	31		現場塗装工	塗膜厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。</p> <p>1 ロットの大きさは500m<sup>2</sup>とする。</p> <p>1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回を行い、その平均値をその点の測定値とする。</p> <p>ただし、1 ロットの面積が200m<sup>2</sup>に満たない場合は10m<sup>2</sup>ごとに1点とする。</p>			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	1	4	1	一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						長さ	-30			
						延	各構造物の規格値による			
3	2	1	4	3	基礎工(護岸) (現場打)	基準高	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						幅	-30			
						高さ	-30			
						延	-200			
3	2	1	4	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延	-200			
						延				

編	章	節	条	枝番	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	1	一般施工	4	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
3	2	1	一般施工	4	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	1	4	5	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径	設計径 (公称径) -30以上			
3	2	1	4	6	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	基準高 $\nabla$	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						ケーソンの長さL	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			
3	2	4	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 $\nabla$	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						ケーソンの長さL	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基準高 $\nabla$	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						根入 長	設計値以上			
						偏心量 d	300以内			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。		
						法長1	-50			
						法長2	-100			
						厚さ(ブロック積張)	-50			
						厚さ(裏込) t2	-50			
延長 L	-200									
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連筋ブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						法長1	-100			
						延長 L1, L2	-200			
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	1	4		緑化ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。		
						法長 l	l < 3m			
							l ≥ 3m			
						厚さ(ブロック) t <sub>1</sub>	-50			
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-100			
						延 長 L	-200			
3	2	1	5		石積(張)工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。		
						法長 l	l < 3m			
							l ≥ 3m			
						厚さ(石積・張) t <sub>1</sub>	-50			
						厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-100			
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X) 中規模以上/小規模以下	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) 中規模以上/小規模以下	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) 小規模以下			
3	2	1	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (粒調F e 含む)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起 こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を書 いた上での管理が可能な工事をいい、基 層および表層用混合物の総使用量が、 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合が該当 する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならな い。ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15			
						幅	-50	-50	-			
3	2	1	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (粒調F e 含む)	基準高▽	±20		-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起 こして測定。		
						厚 さ	-25	-30	-8			-10
						幅	-50	-50	-			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> )	中規模以下			
3	2	1	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線および端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を書いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚さ	-25	-8	幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mm <sup>2</sup> に1箇所の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。			
3	2	1	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線および端部で測定。			
						厚さ	-15	-5	幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mm <sup>2</sup> に1箇所の割でコアを採取して測定。			
3	2	1	6	1	一般舗装工	厚さ	-30	-8	中規模以上 小規模以下			
						幅	-50	-	中規模以上 小規模以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $\bar{X}_{10}$ )	中規模以上/小規模以下			
3	2	1	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線および端部で測定。	工事規模の考え方は、 中規模以上の工事とは、管理図等を書いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						厚  さ	-9	-3	幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mm <sup>2</sup> に1箇所の割でコアを採取して測定。			
						幅	-25	-				
3	2	1	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線および端部で測定。			
						厚  さ	-7	-2	幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mm <sup>2</sup> に1箇所の割でコアを採取して測定。			
						幅	-25	-				
						平坦性	3 m <sup>2</sup> プロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> )	中規模以下			
3	2	1	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	-45	-45	-15			
						幅	-50	-50	-			
3	2	1	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±20	-	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						厚さ	-25	-30	-8			-10
						幅	-50	-50	-			-

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X) 中規模以上/小規模以下	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) 中規模以上/小規模以下	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) 小規模以下				
3	2	1	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	基準高▽	±20	-	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割でコアーを厚さは、1,000mm2に1箇所の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことにも、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚 さ	-25	-30	-8				-10
						幅	-50	-50	-				-
3	2	1	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工)	基準高▽	±20	-	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割でコアーを厚さは、1,000mm2に1箇所の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚 さ	-15	-20	-5				-7
						幅	-50	-50	-				-
3	2	1	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	基準高▽	±20	-	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割でコアーを厚さは、1,000mm2に1箇所の割でコアーを採取して測定。			
						厚 さ	-9	-12	-3				-4
						幅	-25	-25	-				-

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X) 中規模以上/小規模以下	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) 中規模以上/小規模以下	規格値				
3	2	1	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	-	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mm毎に1箇所の割でコア一を採取して測定。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚 さ	-7	-9	-2				-3
						幅	-25	-25	-				-
3	2	1	9	6	排水性舗装工 (下層路盤工)	平坦性	3 m <sup>2</sup> 平方メートル (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下			基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						基準高▽	±40	±50	-				-
						厚 さ	-45	-45	-15				-15
3	2	1	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	幅	-50	-50	-	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。		
						基準高▽	±40	±50	-	-			
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
3	2	1	8	6	平坦性	幅	-50	-50	-	-			
						基準高▽	±40	±50	-	-			
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> )	中規模以下			
3	2	1	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	基準高▽	±20	-	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1箇の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、中規模以上の工事とは、管理図等を書いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	-25	-30	-8			-10
						幅	-50	-50	-			-
3	2	1	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工	基準高▽	±20	-	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000m <sup>2</sup> に1箇の割でコアーを採取して測定。		
						厚さ	-15	-20	-5		-7	
						幅	-50	-50	-		-	



編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
								個々の測定値(X) 中規模以上/小規模以下	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) 中規模以上/小規模以下	中規模以上/小規模以下				
3	2	1	9	5	排水性舗装工 (基層工)		基準高▽	±20	-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割合し、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割合で測定。 厚さは、1,000mm <sup>2</sup> に1箇所の割合でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことにも、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
							厚さ	-9	-12	-3				-4
							幅	-25	-25	-				-
3	2	1	9	6	排水性舗装工 (表層工)		基準高▽	±20	-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割合し、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割合で測定。 厚さは、1,000mm <sup>2</sup> に1箇所の割合でコアーを採取して測定。	コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
							厚さ	-7	-9	-2				-3
							幅	-25	-25	-				-
							平坦性	3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X) 中規模以上/小規模以下	測定値の平均 中規模以上			
3	2	1	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	-	基準高は、片側延長40m毎に1箇所の割 で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所を掘 り起こして測定。 幅は片側延長80m毎に1箇所の割に測 定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、基 層および表層用混合物の総使用量が、 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施工 管理に反映できる規模の工事をいい、同 一工種の施工が数日連続する場合が該当 する。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方 法によることが出来る。	
						厚さ	t < 15cm -30 t ≥ 15cm -45	-10 -15			
						幅	-100	-			
3	2	1	10	2	透水性舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	-	基準高は、片側延長40m毎に1箇所の割 で測定。 厚さは、片側延長80m毎に1箇所をコ アを採取して測定。 幅は、片側延長80m毎に1箇所の割に測 定。 ※歩道舗装に適用する。		
						厚さ	-9 -25	-3 -			
						幅	-	-			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値(X) 中規模以上/小規模以下	個々の測定値(X) 中規模以上/小規模以下	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) 中規模以上/小規模以下				
3	2	1	11	1	グーアスアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	基準高▽	±20	-	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mm2に1箇所の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことにも、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						厚  さ	-15	-20	-5				-7
						幅	-50	-50	-				-
3	2	6	11	2	グーアスアスファルト 舗装工 (基層工)	基準高▽	±20	-	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mm2に1箇所の割でコアーを採取して測定。			
						厚  さ	-9	-12	-3			-4	
						幅	-25	-25	-			-	
3	2	6	11	3	グーアスアスファルト 舗装工 (表層工)	基準高▽	±20	-	-	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mm2に1箇所の割でコアーを採取して測定。			
						厚  さ	-7	-9	-2			-3	
						幅	-25	-25	-			-	
						平 坦 性	3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $\bar{X}_{10}$ )	中規模以上 小規模以下			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は延長40m毎に1箇所、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所を掘り起 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起 として測定。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿であるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(ただし、10個の測定値の平均値( $\bar{X}_{10}$ )について満足しなければならぬ)。 ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	-45	-15				
						幅	-50	-				
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所、道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所を掘り起 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起 として測定。			
						厚さ	-25	-30				-8
						幅	-50	-				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X) 中規模以上/小規模以下	10個の測定値の平均( $\bar{X}_{10}$ ) 中規模以上/小規模以下	規格値			
3	2	1	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 遷青)安定処理工)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは1,000mm <sup>2</sup> に1箇所の割でコアーを採 取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t未滿 あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未滿。 厚さは、個々の測定値が10個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 ( $\bar{X}_{10}$ )について満足しなければならぬ。 ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場 合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方 法によることが出来る。		
						厚  さ	-25	-8				
幅	-50	-										
3	2	1	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは1,000mm <sup>2</sup> に1箇所の割でコアーを採 取して測定。			
						厚  さ	-9	-3				
幅	-25	-										

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X) 中規模以上/小規模以下	10個の測定値の平均( $\bar{X}_{10}$ ) 中規模以上/小規模以下			
3	2	1	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各 車線200m毎に水糸又はレベルにより1 測線当たり横断方向に3箇所以上測定、 幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。 平坦性は各車線毎に版縁から1mの線 上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未満 あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個以上 の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 ( $\bar{X}_{10}$ )について満足しなければならぬ。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場 合は測定値の平均値は適用しない。	維持工事においては、平坦性の項目を省 略することが出来る。
						厚 さ	-10	-3.5			
						幅	-25	-			
3	2	1	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	平坦性	コンクリートの硬化後 3 m <sup>2</sup> プロファイルカーにより 機械舗設の場合 ( $\sigma$ )2.4mm以下 人力舗設の場合 ( $\sigma$ )3mm以下		隣接する各目地に対して、道路中心線及 び端部で測定。		
						目地段差	±2				
						基準高▽	±40	±50			
3	2	1	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	厚 さ	-45	-15	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起 こして測定。		
						幅	-50	-			
						基準高▽	±20	-			
3	2	1	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起 こして測定。		
						幅	-50	-			
						基準高▽	±20	-			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $\bar{X}_{10}$ )	中規模以上/小規模以下			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは1,000mmに1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個以上9割以上で規格値を満足しなければならぬ(ただし、10個の測定値の平均値( $\bar{X}_{10}$ )について満足しなければならぬ。) ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-25	-8				
						幅	-50	-				
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 アスファルト中間層)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取して測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						厚 さ	-9	-3				
						幅	-25	-				
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 工)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線および端部で測定。 厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3箇所以上測定、 平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上全延長とする。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
						厚 さ	-15	-4.5				
						幅	-35	-				
3	2	6	12			平坦性	転圧コンクリートの硬化後、 3 m <sup>2</sup> 平方メートルにより ( $\sigma$ )2.4mm以下。					
						目地段差	±2					

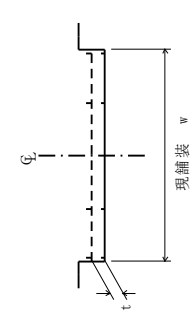
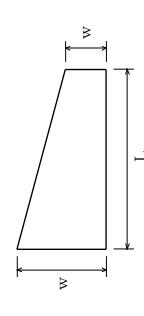
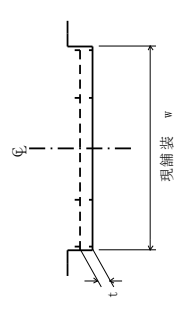
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X) 中規模以上/小規模以下	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) 中規模以上/小規模以下	規格値			
3	2	1	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は延長40m毎に1箇所割とし、 道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起 こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個以上 の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場 合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚  さ	-45	-15				
						幅	-50	-				
3	2	1	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±20	-	-	基準高は延長40m毎に1箇所割とし、 道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起 こして測定。		
						厚  幅	-25	-30	-8			
						幅	-50	-				



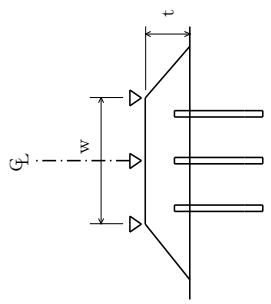
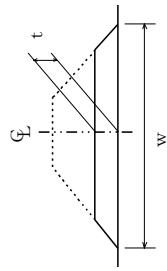
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $\bar{X}_{10}$ )	中規模以上/小規模以下			
3	2	1	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。 厚さは1,000mm <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方は、 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ(ただし、10個の測定値の平均値( $\bar{X}_{10}$ )について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						厚さ	-25	-30				-8
						幅	-50	-				-
3	2	1	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは1,000mm <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。			
						厚さ	-15	-20			-5	
						幅	-50	-			-	
3	2	1	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	基準高▽	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線および端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは1,000mm <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定。			
						厚さ	-9	-12			-3	
						幅	-25	-			-	

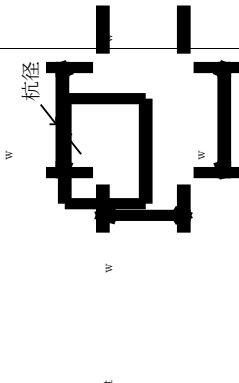
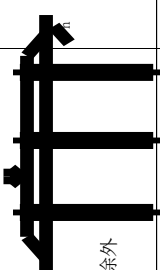
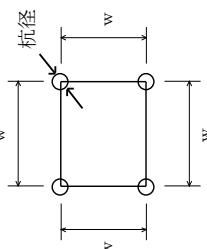
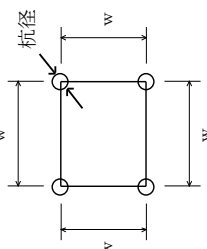
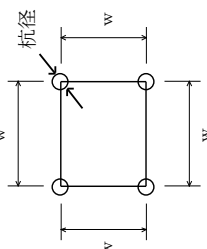
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X) 中規模以下	個々の測定値(X) 中規模以上	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) 中規模以上			
3	2	1	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線及び端部で測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起 こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの 施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱 アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場 合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	-45	-15	-15			
						幅	-50	-				
3	2	1	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	基準高▽	±20	±20	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、 道路中心線及び端部で測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起 こして測定。		
						厚さ	-25	-30	-8			
						幅	-50	-				

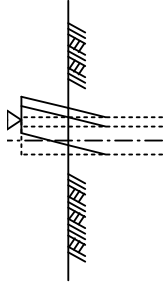
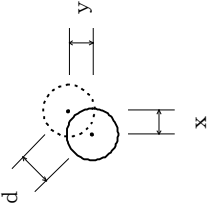
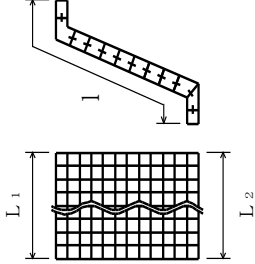
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均( $\bar{X}_{10}$ )	中規模以下			
3	2	1	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	基準高▽	±20	-	中規模以上	基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割でコアーを厚さは、1,000mm <sup>2</sup> に1箇の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方で、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことにも、10個の測定値の平均値( $\bar{X}_{10}$ )について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	-25	-30	-8			
						幅	-50	-	-			
3	2	1	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト) 安定処理工)	基準高▽	±20	-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割でコアーを厚さは1,000mm <sup>2</sup> に1箇の割でコアーを採取して測定。		
						厚さ	-15	-20	-5			
						幅	-50	-	-			
3	2	1	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	基準高▽	±20	-		基準高は、延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1,000mm <sup>2</sup> に1箇の割でコアーを採取して測定。		
						厚さ	-9	-12	-3			
						幅	-25	-	-			

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値 (X)	平均の測定値 ( $\bar{x}_n$ )			
3	土木工事共通編	6	15		路面切削工		厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高さ切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		
							幅 w	-25	—			
3	土木工事共通編	6	16		舗装打換え工		路盤	該当工種		各層毎1箇所/1施工箇所		
							工		-50			
							舗設		-100			
							工		-25			
									-100			
3	土木工事共通編	6	17		オーバーレイ工		厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
							幅 w	-25				
							延長 L	-100				
							平坦性					

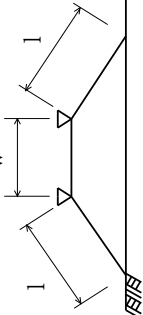
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	1	2		路床安定処理工	基準高 $\nabla$	±50	延長40m毎に1箇所の割で測定。 基準高、厚さは道路中心線及び端部で測定。		
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	1	3		置換工 (Fe石灰処理土を含む)	基準高 $\nabla$	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高、厚さは中心線及び端部で測定。		L <sub>1</sub>
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	1	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  w: (L)は施工延長40mにつき1箇所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		L <sub>2</sub>
						法 長 l	-500			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			

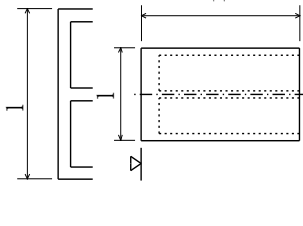
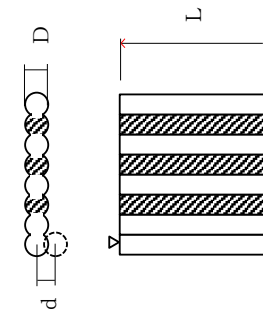
編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	1	5	パイプネット工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1箇所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
					厚さ t	-50			
					幅 w	-100			
					延長 L	-200			
3	2	7	6	サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
					幅 w	-100			
					延長 L	-200			

編	章	節	枝番	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	1	7	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクション パイル工)	位置・間隔 w	±100	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所以下は4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		
					杭 径 D	設計値以上			
3	2	1	8	サンドコンパクション パイル工)	打込長さ h	設計値以上	全本数		※余長は、適用除外
					位置・間隔 w	設計値以上	全本数 計器管理にかえることができる。		
3	2	1	9	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ▽	-50	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1箇所以下は4本測定。		
					位置・間隔 w	D/4以内			
3	2	1	7	地盤改良工	杭 径 D	設計値以上	全本数		
					深 度 L	設計値以上			
3	2	1	8	地盤改良工	位置・間隔 w	設計値以上	$L = l_1 - l_2$ $l_1$ は改良先端深度 $l_2$ は改良体天端深度		
					深 度 L	設計値以上			

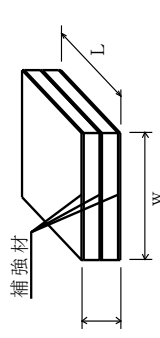
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	1	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100 設計値以上	基準高は施工延長40mにつき1箇所。延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
						根 入 長				
3	2	1	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さL	設計深さ以上 100	全数 (任意仮設は除く)		
						配 置 間 差				
3	2	1	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 1	-100 -200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長 L1 L2				

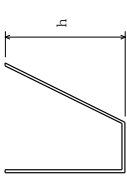


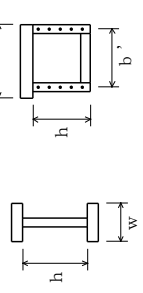
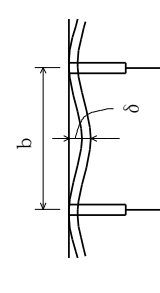
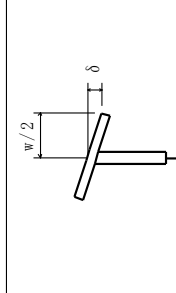
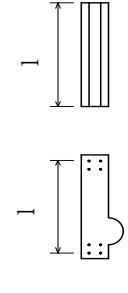
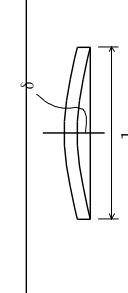
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
						天端幅 w	-100			
						法 長 l	-100			
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長50mにつき1箇所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		

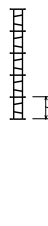


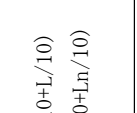
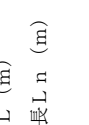

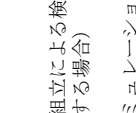
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	10	9		地中連続壁工(壁式)	基準高▽	±50	<p>基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1箇所。延長40m(又は 50m)以下のものについては1施工箇所につ つき2箇所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合 は25m)につき1箇所。延長20m(又は 25m)以下のものについては1施工箇所につ つき2箇所。</p>		
						連壁の長さ I	-50			
						変位	300			
						壁体長 L	-200			
3	2	10	10		地中連続壁工(柱列式)	基準高▽	±50	<p>基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1箇所。延長40m(又は 50m)以下のものについては1施工箇所につ つき2箇所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合 は25m)につき1箇所。延長20m(又は 25m)以下のものについては1施工箇所につ つき2箇所。</p>		D: 杭径
						連壁の長さ I	-50			
						変位 d	D/4以内			
						壁体長 L	-200			

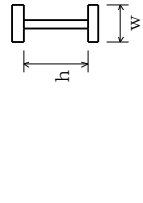
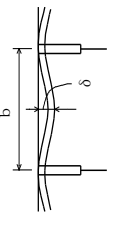
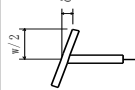
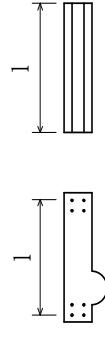
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要								
3	2	12	1	1	製造費 (金属支承工)	上下部	孔の直径差 +2 -0	製品全数を測定。										
						鋼構造物との												
						接合用ボルト孔	中心距離				センターボスを基準 にした孔位置のずれ 1以下							
							センターボスを基準 にした孔位置のずれ 1.5以下											
						アンカーボルト用孔(鑄放し)	孔の直径				+3 -1 +4 -2							
							孔の中心距離 JIS B 0403 CT13											
						センターボス	ボスの直径				+0 -1							
							ボスの高さ				1 -0							

編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	1	製造費 (金属支承工)	上巻の橋軸及び直角方向 の長さ寸法	JIS B 0403 CT13	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の 橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対し てはCT13を適用する。		
					全移動量 L	±2			
					組立高さ H	±L/100			
					構造用リフト	±3			
					高さ H	±3			
					リフト	(H/200+3) 小数点以下切り捨て			
					普通寸法	JIS B 0403 CT14			
					普通寸法	JIS B 0403 CT15			
					普通寸法	JIS B 0405 粗級			
					普通寸法	JIS B 0417 B級			
3	2	12	2	製造費 (大型ゴム支承工)	幅 w	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ (t) の 最大相対誤差		
					長さ L	0 ~ +1%			
					直径 D	0 ~ +15			
					厚さ t	±0.5			
					厚さ t	±2.5%			
					厚さ t	±4			
					平面度	1			
					平面度	(w, L, D) / 1000			
					平面度				
					平面度				

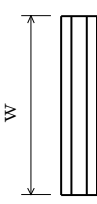
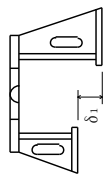

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	1	3	仮設材製作工	部	±3……1 ≤ 10 ±4……1 > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						材				
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	±2……h ≤ 0.5 ±3……0.5 < h ≤ 1.0 ±4……1.0 < h ≤ 2.0	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						外周長 L (m)	±(10+L/10)			

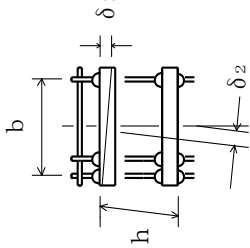
編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
							鋼桁等	トラス・アーチ等		
3	2	12	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション 仮組立検査を行う場合)	材 質 精 度	$\pm 2 \cdots \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2) \cdots \cdots 2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取れた 部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、 製造工場の発行するJISに基づく試験 成績表に替えることができる。	 I型鋼桁 トラス弦材		
					板 の 平 面 度 $\delta$ (mm)	$h / 250$  $b / 150$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリップの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)			
					フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w / 200$				
					鋼桁 部 材 長 l (m)	$\pm 3 \cdots \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots l > 10$ $\pm 2 \cdots \cdots l \leq 10$ $\pm 3 \cdots \cdots l > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材に ついて、主要部材全数を測定。			
					トラス、 アーチなど					
					圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$l / 1000$	主要部材全数を 測定。 l : 部材長 (m)			
					※ 規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 $\delta$ 、フランジの直角度 $\delta$ 、圧縮材の曲がり $\delta$ 」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。					

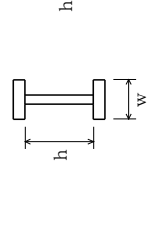
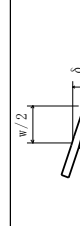

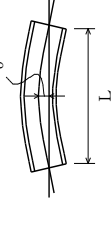
編	章	節	枝条	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要						
							鋼桁等	トラス・アーチ等								
3	2	12	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション 仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	± (10+L/10) ± (10+L <sub>n</sub> /10)	各桁毎に全数測定。	単径間の場合 L 多径間の場合 L1 L2 L3							
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	± 4……B ≤ 2 ± (3+B/2)……B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。								
						主構の組立高さ h (m)	± 5……h ≤ 5 ± (2.5+h/2)……h > 5	—	両端部及び中心部を測定。 							
						主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5……L ≤ 100 +25……L > 100	L : 測線上 (m)	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 							
						主桁、主構のそり δ (mm)	-5~-+5……L ≤ 20 -5~-+10……20 < L ≤ 40 -5~-+15……40 < L ≤ 80 -5~-+25……80 < L ≤ 200	各主桁について10 ~12m間隔を測定。 L : 主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 							
						主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ± 10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。 								
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h : 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 							
						現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	設計値 ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの。 設計値が5mm以下の場合は、マイナス値については設計値以上とする。 								
						※規格値の L, B, h に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「主桁・主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。										

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要								
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	材 精 度	フランジ幅 w (m)	±2……w ≤ 0.5  ±3……0.5 < w ≤ 1.0  ±4……1.0 < w ≤ 2.0  ±(3+w/2)……2.0 < w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。  床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った 部材の中央付近を測定。		I型鋼桁								
							腹板高 h (m)												
							板の平面度						h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。					
							箱桁等のフランジ 鋼床版の デッキプレート						b/150			h: 腹板高 (mm) b: 腹板又はリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)			
							フランジの直角度	w/200	主要部材全数を測定。										
							δ (mm)	±3…… 1 ≤ 10 ±4…… 1 > 10											
							部材長 l (m)												
							※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。												

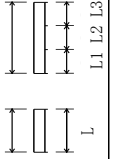

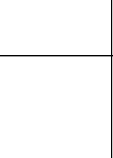

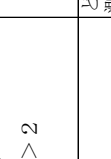
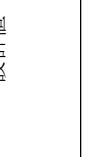
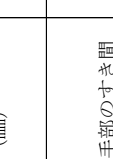
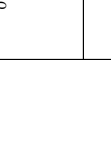


編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	4		検査路製作工	部材	部材長L (m)	$\pm 3 \dots L \leq 10$ $\pm 4 \dots L > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。	
						部材				
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。	
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta_1$ (mm)	設計値 $\pm 4$	両端及び中央部付近を測定。	
							フィンガーの食い違い $\delta_2$ (mm)	$\pm 2$		 (実測値) $\delta_2$
3	2	12	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長L (m)	$\pm 3 \dots L \leq 10$ $\pm 4 \dots L > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長1 (m)	$\pm 3 \dots 1 \leq 10$ $\pm 4 \dots 1 > 10$		
						部材				
3	2	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta_1$ (mm)	$b / 500$  $h / 500$  $\pm 5$	軸心上全数測定。	
							鉛直度 $\delta_2$ (mm)			
							高さ h (mm)			

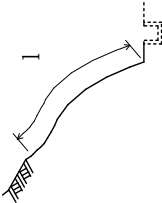
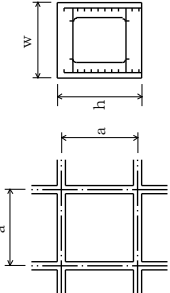

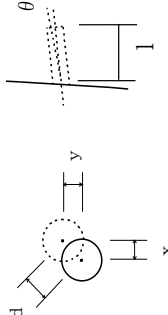
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	12	9		プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (mm)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。		I型鋼桁 トラス桁材		
						腹板高 h (m)						
						フランジの直角度 $\delta$ (mm)					w/200	
						部材長 l (m)					$\pm 3 \dots 1 \leq 10$ $\pm 4 \dots 1 > 10$	
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	主桁のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$	原則として仮組立をしない部材について 主要部材全数で測定。  各主桁について10～12m間隔を測定。				
						部材長 L (m)	$\pm 3 \dots L \leq 10$ $\pm 4 \dots L > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。				

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	11		工場塗装工		塗膜厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。</p> <p>ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1 ロットの大きさは、500m<sup>2</sup>とする。</p> <p>1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。</p> <p>ただし、1 ロットの面積が200m<sup>2</sup>に満たない場合は10m<sup>2</sup>ごとに1点とする。</p>		

編	章	節	枝番	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	13		架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブル クレーン架設) (ケーブル エレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバラー クレーン架設)	全長 L (m)	± (20+L/5)	各桁毎に全数測定。	単径間の場合  多径間の場合 	
					支間長 Ln (m)	± (20+Ln/5)			
3	2	13		架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブル クレーン架設) (ケーブル エレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバラー クレーン架設)	通り δ (mm)	± (10+2L/5)	L: 主桁、主構の支間長 (m)		
					そり δ (mm)	± (25+L/5)	主桁・主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (mm)		
3	2	13		架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブル クレーン架設) (ケーブル エレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバラー クレーン架設)	※主桁、主構の中心間 距離 B (m)	±4………B ≤ 2 ± (3+B/2) ……B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
					※主桁の 橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ±10	どちらか一方の主桁(主構)端を 測定。		
3	2	13		架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブル クレーン架設) (ケーブル エレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバラー クレーン架設)	※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁・主構の高さ (mm)		
					※現場継手部のすき間 δ 1, δ 2 (mm)	設計値 ±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ 1, δ 2のうち大きいものを。 設計値が5mm以下の場合、マイナス値 については設計値以上とする。		
3	2	13		架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブル クレーン架設) (ケーブル エレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバラー クレーン架設)			※は仮組立検査を実施しない工事に 適用		

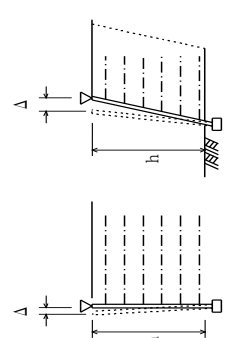
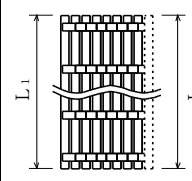
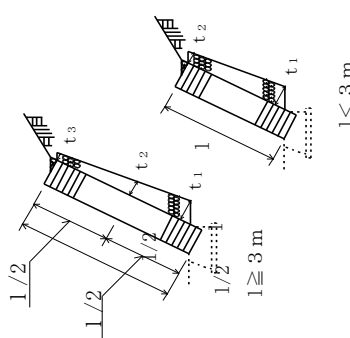
※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。  
ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	種	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	13	橋梁架設工		架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)			全長・支間	—	各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。			
								けたの中心間距離	—				
								そ	—				
3	2	14	法面工	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)			1 < 5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
								切土法	法長の-4%				
								盛土法					-100
								1	1 < 5m				法長の-2%
								1	1 ≥ 5m				-200
								1	延長 L				—
1	延長 L	—											
3	2	14	法面工	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)			1 < 5m	-200	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 施工面積200m <sup>2</sup> につき1箇所、面積200m <sup>2</sup> 以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定。			
								法長	法長の-4%				
								厚					-10
								1	1 ≥ 5m				-20
								1	t < 5cm				但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上
								1	t ≥ 5cm				
1	延長 L	-200											

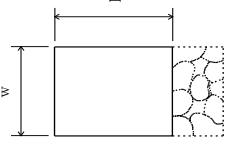
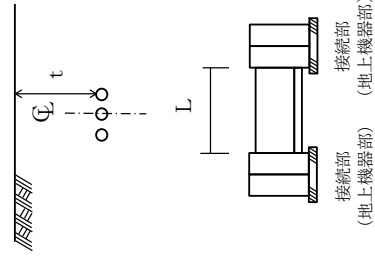
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 l	-50	施工延長20mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。		
						厚さ t	-100			
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	l < 3m	-10	200mm2につき1箇所以上、200mm2以下は2箇所をせん孔により測定。		曲線部は設計図書による
						l ≥ 3m	-20			
3	2	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	幅 w	-30	1 施工箇所につき1箇所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						高さ h	-30			
3	2	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	枠中心間隔 a	±100	1 施工箇所		
						延長 L	-200			
3	2	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	延長 L	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長 L	-200			
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ L	設計値以上	1 施工箇所		
						配置誤差 d	+100			
3	2	14	6		アンカー工	せん孔方向 θ	±2.5度	1 施工箇所		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 $\nabla$	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。  全長  全長  1 施工箇所毎。 L L L L		
						厚さ t	-20			
						裏込厚さ	-50			
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						高さ h	-50			
							-100			
						延長 L	-200			
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	基準高 $\nabla$	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。  1 施工箇所毎。		
						延長 L	-200			

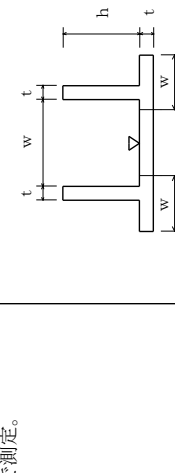
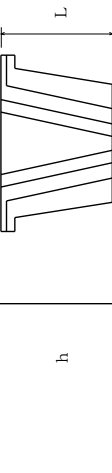
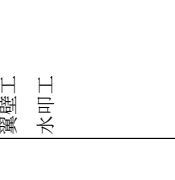
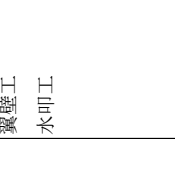


編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	15	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
					高さ h	-50			
					h < 3m				
					h ≥ 3m	-100			
					鉛直度 △	±0.03h かつ ±300以内			
					控え長さ	設計値以上			
					延長 L	-200	1 施工箇所毎		
3	2	15	4	井桁ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
					法長 l	-50			
					l < 3m				
					l ≥ 3m	-100			
					厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub> , t <sub>3</sub>	-50			
				延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200				
							測点 測点 測点		
							1 施工箇所毎		
									鋼製砂防ゲム w l < 3 m

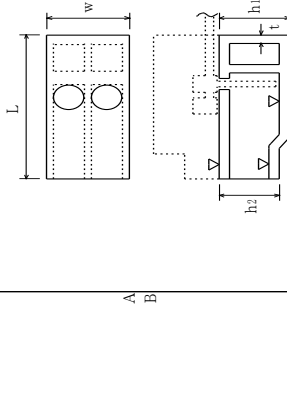
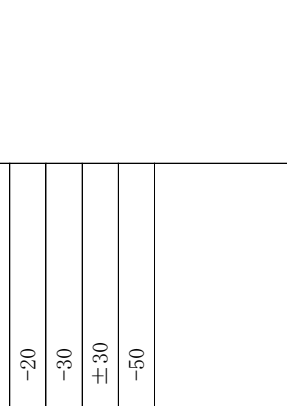
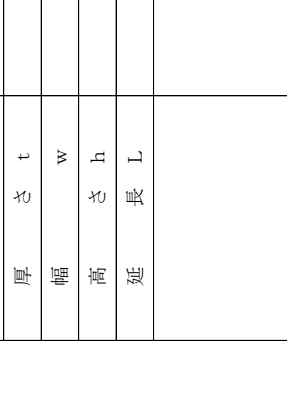
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基 礎	200ps	-800～+200	<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎、5 m毎。 横断方向は、法尻、法肩とし必要に応じて、斜面も加える。ただし、各測定値の平均値は設計基準高以下であること。</p>		
						船 体	500ps	-1,000～+200			
						船 底	1000ps	-1,200～+200			
						デ イ	250ps	-800～+200			
						イ	420ps	-1,000～+200			
						ー	600ps	-1,200～+200			
						ゼ	1350ps	-1,200～+200			
						ル					
						船	幅	-200			
							延 長	-200			
3	2	16	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基 礎	▽	+200以下	<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎、5 m毎。 横断方向は、法尻、法肩とし必要に応じて、斜面も加える。ただし、各測定値の平均値は設計基準高以下であること。</p>		
						船 体	幅	-200			
						船 底	延 長	-200			
						基 礎	▽				
						船 体	幅				
						船 底	延 長				
						基 礎	▽				
						船 体	幅				
						船 底	延 長				
						基 礎	▽				
3	2	18	2	床版工	床版工	基 礎	▽	±20	<p>基準高は、1 径間当たり 2 箇所 (支点付近) で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3 箇所、厚さは型枠設置時におおむね 10 m<sup>2</sup> に 1 箇所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)</p>		
						幅	w	0～+30			
						厚 さ	t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり		設計値以上			
						鉄筋の有効高さ		±10			
						鉄 筋 間 隔		±20			
						上記、鉄筋の有効高さ さがマイナスの場合		±10			
						鉄筋の有効高さ		±10			
						鉄 筋 間 隔		±20			
						上記、鉄筋の有効高さ さがマイナスの場合		±10			

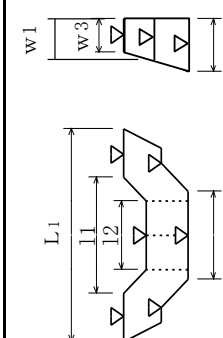
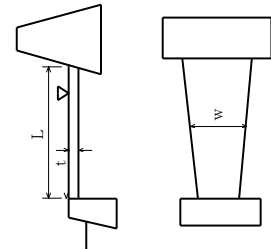
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	1 築堤・護岸	7	4	護岸付属物工	幅	-30			
						高さ	-30			
6	河川編	1 築堤・護岸	10	8	杭出し水制工	基準高	±50	1組毎		
						幅	±300			
						方向	±7°			
						延長	-200			
6	河川編	1 築堤・護岸	13	3	配管工	埋設深	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1箇所。 接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						延長	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	築堤・護岸	13	4	ハンドホール工	基準高 $\nabla$	±30	1 箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
6	河川編	樋門・樋管	5	1	函渠工 (本体工)	基準高 $\nabla$	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前 (載荷前) に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						内空幅 $w_3$	-30			
						内空高 $h_1$	±30			
延長 $L$	-200									
6	河川編	樋門・樋管	5	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鑄鉄管)	基準高 $\nabla$	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1 箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 1 施工箇所毎		
						延長 $L$	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	樋門・樋管	5	7	翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		h
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6	河川編	水門	6	7	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		h
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6	河川編	堰	5	13	閘門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		h
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6	河川編	堰	7	8	堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		h
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						堰長 L	-50			
						L < 20m				
						L ≥ 20m	-100			

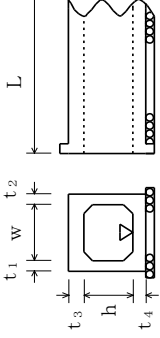
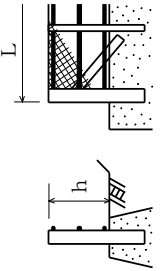
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	8	魚道工	3	魚道本体工		基準高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、40m以下(又は50m)のものは1施工箇所につき2箇所。		
							厚さ $t_1, t_2$	-20			
							幅 $w$	-30			
							高さ $h_1, h_2$	-30			
							延長 $L$	-200			
6	河川編	9	管理橋下部工	2	管理橋台工		基準高 $\nabla$	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
							厚さ $t$	-20			
							天端幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10			
							天端幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10			
							敷幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50			
							高さ $h_1$	-50			
							胸壁の高さ $h_2$	-30			
							天端長 $L_1$	-50			
							敷長 $L_2$	-50			
							胸壁間距離 $L$	±30			
							支点長及び中心線の変化	±50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	6	排水機場	4	機場本體工	基準高▽	±30	図面の表示箇所 A B で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	±30			
						延長 L	-50			
6	河川編	6	排水機場	4	機場本體工	基準高▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6	河川編	5	沈砂池工	7	コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

編	章	節	枝条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	7 床止め・床固め	6	本体工 (床固め本体工)	基準高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。		
					天端幅 w <sub>1</sub> , w <sub>3</sub>	-30			
					堤幅 w <sub>2</sub>	-30			
					堤長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-100			
					水通し幅 l <sub>1</sub> , l <sub>2</sub>	±50			
6	河川編	7 床止め・床固め	8	水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
					厚さ t	-30			
					幅 w	-100			
					延長 L	-100			
					6	河川編			
天端幅 w <sub>1</sub>	-30								
堤幅 w <sub>2</sub>	-30								
長さ L	-100								



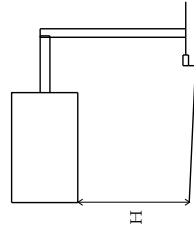
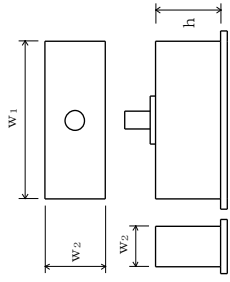
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	3	斜面对策	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-50			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
						深さ h <sub>3</sub>	-30			
						延長 L	-200			
8	3	斜面对策	4		集排水ボーリング工	削孔深さ L	設計値以上	全数測定。		
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度			
8	3	斜面对策	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		
						偏心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
8	3	斜面对策	6		合成杭工	基準高▽	±50			
						偏心量 d	D/4以内かつ+100以内			

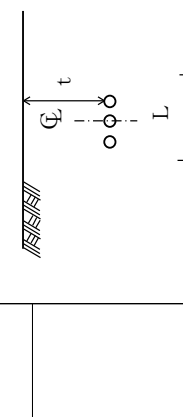
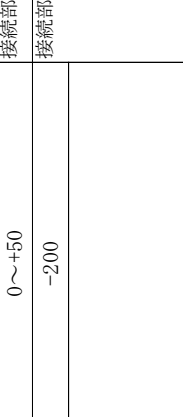

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10	道路編	1 道路改良	2		遮音壁支柱製作工	部材	±3…1≤10 ±4…1>10	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						部材長1 (m)					
10	道路編	1 道路改良	6		場所打函渠工	基準高▽	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚さ t1~t4	-20				
						幅 (内法) w	-30				
						高さ h	±30				
						延長L	L<20m				-50
							L≥20m				-100
10	道路編	1 道路改良	4		落石防止網工	幅	-200	1 施工箇所毎			
						延長 L	-200				
10	道路編	1 道路改良	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎			
						延長 L	-200				

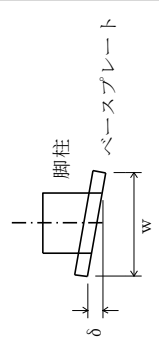
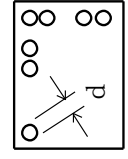
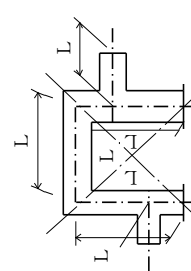
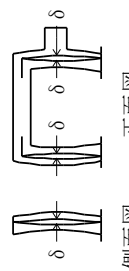
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	1	道路改良	6		防雪柵工	高さ H	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長 L	-200	1施工箇所毎		
						基礎幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎1基毎		
						基礎高さ h	-30			
10	1	道路改良	7		雪崩予防柵工	高さ H	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長 L	-200	1施工箇所毎		
						基礎幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎1基毎		
						基礎高さ h	-30			
10	1	道路改良	4		遮音壁基礎工	アンカー長 l		全数		
						打込み l	-10%			
						埋込み l	-5%			
						幅 w	-30	施工延長20mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
10	1	道路改良	5		遮音壁本体工	高さ h	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		
						支柱間隔 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	±15	施工延長5スパンにつき1箇所		
						支柱ねじれ b-c	10			
10	1	道路改良	5		遮音壁本体工	支柱倒れ d	5			
						支柱高さ h	h × 0.5%			
						支柱延長 L	+30, -20			
						支柱倒れ a	-200			

編	章	節	枝	条	種	工	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 ( $\bar{X}_{10}$ )			
10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工		基準高▽	±50	-	基準高は片側延長40m毎に1箇所割合とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は片側延長80m毎に1箇所割合で測定。 厚さは片側延長80m毎に1箇所掘り起しとして測定。※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方で、中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模工事とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満であるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことと、10個の測定値の平均値 ( $\bar{X}_{10}$ ) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							厚さ	t < 15cm -30 t ≥ 15cm -45	-10 -15			
							幅	-100	-			
10	2	4			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工		基準高▽	±20	-	基準高は片側延長40m毎に1箇所割合とし、道路中心線及び端部で測定。 幅は片側延長80m毎に1箇所割合で測定。 厚さは片側延長80m毎に1箇所コアを採取して測定。		
							厚さ	-9 -25	-3 -			
							幅					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長L	-200	1箇所/1施工箇所		
10	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	基準高	±20	1箇所/1踏掛版		
						各部の厚さ	±20	1箇所/1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1箇所/1踏掛版		
						各部の長さ	±20	全敷		
						厚さ	—	全敷		
						中心のずれ	±20	全敷		
10	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	アンカー長	±20	基礎一基毎		
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						高さ $h$	-30			
10	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基		



編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	2	12	5	1	ケーブル配管工	埋設深 $\nabla$	0~+50	接続部間毎に1箇所 接続部間毎で全数		
						延長 L	-200			
10	2	12	5	2	ケーブル配管工 (ハン ドホール)	基準高 $\nabla$	±30	1箇所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
10	2	12	6	照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1箇所/1施工箇所			
					高さ h	-30				

編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
10	3	3	3	鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレートとの鉛直度 $\delta$ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。							
										部	ベースプレートの	±2	全数を測定。	
											材			
10	3	3	3	鋼製橋脚製作工	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots 10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots 20m < L$	両端部及びび片持ばり部を測定。							
										仮組立時	はりのキャンバール及びび柱の曲がり $\delta$ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。	
											柱の鉛直度 $\delta$ (mm)			

編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10	道路編	3	橋梁下部	橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱置き形状の詳細については、「道路橋支保便覧」による。			
					厚さ t	-20				
					天端幅 w <sub>1</sub> (橋軸方向)	-10				
					天端幅 w <sub>2</sub> (橋軸方向)	-10				
					敷幅 w <sub>3</sub> (橋軸方向)	-50				
					高さ h <sub>1</sub>	-50				
					胸壁の高さ h <sub>2</sub>	-30				
					天端長 l <sub>1</sub>	-50				
					敷長 l <sub>2</sub>	-50				
					胸壁間距離 l	±30				
					支間長及び中心線の変位	±50				
					箱抜き規格値	計画高				+10~-20
					アンカーボルトの鉛直度	平面位置				±20
	アンカーボルトの鉛直度	1/50以下								

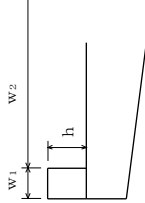
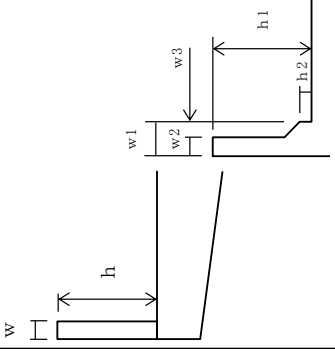


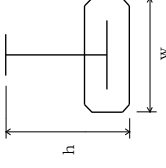
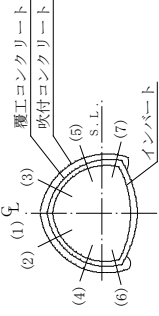
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	3	橋梁下部	7	9	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	R C 橋脚工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。 箱置き形状の詳細については、「道路橋 支承便覧」による。  接続部 (地上機器部)		<p>橋脚中心間距離 l</p> <p>支間長及び 中心線の変位</p> <p>箱 拔 き 規 格 値</p> <p>支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の</p>
							厚さ t	-20			
							天端幅 w <sub>1</sub> (橋軸方向)	-20			
							敷幅 w <sub>2</sub> (橋軸方向)	-50			
							高さ h	-50			
							天端長 l <sub>1</sub>	-50			
							敷長 l <sub>2</sub>	-50			
							橋脚中心間距離 l	±30			
							支間長及び 中心線の変位	±50			
							計画高	+10~-20			
							平面位置	±20			
							アンカーボルトの鉛直度	1/50以下			

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10	3	橋梁下部	7	R C 橋脚工	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 $\nabla$	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。			
							厚さ t	-20				
							天端幅 $w_1$	-20				
							敷幅 $w_2$	-20				
							高さ h	-50				
							長さ L	-20				
							橋脚中心間距離 l	±30				
							支間長及び 中心線の変位	±50				
							箱支 抜承部 ア ン カ ボ ルト の	計画高				+10~-20
							平面位置	±20				
アンカボルト孔の 鉛直度	1/50以下											
10	3	橋梁下部	8	鋼製橋脚工	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高 $\nabla$	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。			
							幅 (橋軸方向)	-50				
							高さ h	-50				
							長さ l	-50				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。		
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						高 さ h	-50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 $\nabla$	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 L	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、 その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 L	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	+5 ※ ±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐侯性鋼材（裸使用）の場合		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	4	鋼橋上部	3	9	橋梁用高欄製作工	部材	±3……L ≤ 10 ±4……L > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						材長1 (m)				
10	4	鋼橋上部	5	10	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	設計移動量 +10以上 コンクリート橋 鋼橋 ±5 4+0.5× (B-2) 1 / 100 5 温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能量 注2)				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)				
						橋軸直角方向 橋軸直角方向 可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差 可動支承の移動量 注3)				
10	4	鋼橋上部	5	10	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	設計移動量 +10以上 コンクリート橋 鋼橋 ±5 4+0.5× (B-2) 1 / 300 5 温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動可能量 注2)				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)				
						橋軸直角方向 橋軸直角方向 可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差 可動支承の移動量 注3)				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	4	道路橋上部	8		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	-20以内かつ-1D以内			
10	4	鋼橋上部	8		地覆工	地覆の幅 $w_1$	-10～+20	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の高さ $h$	-10～+20			
						有効幅員 $w_2$	0～+30			
10	4	鋼橋上部	8		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 $w_1$	-5～+10	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の幅 $w_2$	-10～+20			
						高さ $h_1$	-20～+30			
						高さ $h_2$	-10～+20			
						有効幅員 $w_3$	0～+30			
10	4	鋼橋上部	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		
						高さ	±4			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路 編	5 コン クリ ート 橋 上 部	6 プレ ビ ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレン グ後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部 の3箇所とする。 L: スパン長 (m)		
						高さ	+10 -5			
						桁 長 L スパン長	L < 15... ±10 L ≥ 15... ± (L-5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8L			
10 道路 編	6 トン ネル ( N A T M )	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。 ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の 特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確 保するものとする。			
						位置 間 隔	—			
10 道路 編	6 トン ネル ( N A T M )	4 支 保 工	4		ロックボルト工	角 度	—	施工延長40m毎に断面全面本数検測。		
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面から10cm以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道 路 編	ト ン ネ ル ( N A T M )	5	3	覆工コンクリート工	基準高 (扶頂)	±50	<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。</p> <p>(2) 厚さ</p> <p>(4) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。</p> <p>(5) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p> <p>(6) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。</p> <p>なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。</p> <p>ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。</li> <li>・なお、変形が収束しているものに限る。</li> <li>・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。</li> <li>・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。</li> </ul>		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10	道 路 編	ト ン ネ ル ( N A T M )	5	5	床版コンクリート工	幅 w	-50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
						厚 さ t	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	道 路 編	6	ト ン ネ ル ( N A T M )	4	インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1)幅は、施工40mにつき1箇所。 (2)厚さ (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ)コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。			
						厚さ t	設計値以上				
						延 長 L	—				
10	道 路 編	6	ト ン ネ ル ( N A T M )	4	坑門本体工	基準 高 $\nabla$	$\pm 50$	図面の主要寸法表示箇所にて測定。			
						幅 $w_1, w_2$	-30				
							高さ h				-50
延 長 L	-100										
							-200				

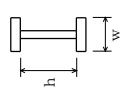
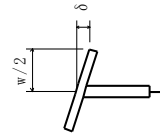
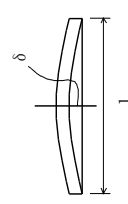


編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	8 坑 門 工	5		明り巻工		基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。 なお、高さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		
							幅 w (全幅)	-50			
							高さ h (内法)	-50			
							厚 さ t	-20			
							延 長 L	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	12	電線共同溝	5		管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0 ~ +50	接続部 (地上機器部) 間毎に1箇所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						延 長 L	-200			
10	12	電線共同溝	5		プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30	接続部 (地上機器部) 間毎に1箇所。		
10	12	電線共同溝	5		現場打ちボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30	高 端 ・ 施 工 継 手 箇 所 及 び 図 面 の 寸 法 表 示 箇 所 で 測 定 。		
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	±30			
						ブ ロ ッ ク 長 L	-50			

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	12	電線共同溝	6	2	ハンドホール工		基準高▽	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
							※幅 $w_1, w_2$	-30			
							※高さ $h_1, h_2$	-30			

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値 (X)	平均の測定値 ( $X_{10}$ )			
10	14	道路維持	5		切削オーバーレイ工		厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高の差とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は80m毎に1箇所の割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
							厚さ t (オーバーレイ)	-9				
							幅 w	-25				
							延長 L	-100				
							平坦性	3m <sup>2</sup> プロファイルカー (σ) 2.4mm以下 直読式 (足付き) (σ) 1.75mm以下				
10	14	道路維持	7		路上再生工		路厚			幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
							盤					
							工					
							延長 L	-30				
							幅	-50				
							延長 L	-100				

編	章	節	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
10	16	3	4	工場製作工	桁補強材製作工	フランジ幅 $w$ (m) 腹板高 $h$ (m) 腹板間隔 $b'$ (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$	トラス・アーチ等 各支点及び各支間中央 付近を測定。	I型鋼桁 トラス弦材			
							$\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$					構造別に、5部材につ き1個抜き取った部材 の中央付近を測定。 $t$
							$\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$					
						$\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$						
						フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$					
						圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$1/1000$	—				



## 7 品質管理基準





## 7 品質管理基準

### 7.1 目的

土木工事共通仕様書並びに設計図書及び特記仕様書等の契約図書、又は各種指針・要綱に、工事に使用する材料の形状寸法、品質、規格等が明示されており、受注者は、示された条件を十分満足し、且つ経済的に作りだす為の管理を行う必要がある。

そこで本項は、それぞれの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本的事項を十分理解して、最も効率的な品質管理を図ることを目的としてまとめたものである。

### 7.2 品質管理基準および規格値

本項については、後述の「7.2 品質管理基準及び規格値」を参照のこと。

### 7.3 公的試験機関での品質管理試験を行う項目

本項については、後述の「7.3 公的試験機関での品質管理試験を行う項目」を参照のこと。

### 7.4 品質管理上の留意点

#### (1) 計画及び実施

1) 品質管理資料として、主に作成する書類は以下のとおりである。

①品質管理総括表（既済部分・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出）

②品質管理図表（施工中は提示とし、工事完成時に提出）

③材料品質証明資料（設計図書で指定した材料がある場合提出）

2) 着工に先立ち、土木工事施工管理基準等関係規定及び契約図書に基づき、試験又は測定項目、試験頻度、試験回数、規格値等を記入した品質管理計画表を作成する。

3) 試験及び測定項目の決定にあたっては、「必須」「その他」の試験区分、特別な場合の適用除外工事等が規定されているので、留意の上計画する。

4) 試験又は測定以外に、材料及び二次製品については品質証明書、カタログ、見本、試験成績表等の提出又は承諾が必要であるので、土木工事共通仕様書、特記仕様書を熟読のうえ対処する。

5) 「コンクリートの耐久性向上対策について」「土木工事における建設資材の品質管理について」、ならびに「道路土工の各種指針」「コンクリート標準示方書」等の関係規定を把握して計画、実施に反映させる。

#### (2) 管 理

管理計画に基づき作業標準を定め、試験又は測定を行い直ちに試験成績表、品質管理図表を作成する。異常がある場合にはその原因の糾明と対策を講ずる。



# 品質管理基準及び規格値



## 7.2 品質管理基準及び規格値

### 目 次

1	セメント・コンクリート	7 - 3
	(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	
2	プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類及びJIS II 類 以外)	7 - 7
3	ガス圧接	7 - 9
4	既製杭工	7 - 10
5	下層路盤 (歩道路盤も含む)	7 - 11
6	上層路盤	7 - 12
7	アスファルト安定処理路盤	7 - 13
8	セメント安定処理路盤	7 - 13
9	アスファルト舗装 (歩道舗装も含む)	7 - 14
10	転圧コンクリート	7 - 17
11	グースアスファルト舗装	7 - 19
12	路床安定処理工	7 - 21
13	表層安定処理工 (表層混合処理)	7 - 21
14	固結工 (深層・中層・浅層混合処理)	7 - 22
15	アンカー工	7 - 23
16	補強土壁工	7 - 23
17	吹付工	7 - 24
18	現場吹付法砕工	7 - 26
19	河川土工	7 - 29
20	砂防土工	7 - 30
21	道路土工	7 - 31
22	捨石工	7 - 32
23	覆工コンクリート (NATM)	7 - 33
24	吹付けコンクリート (NATM)	7 - 36
25	ロックボルト (NATM)	7 - 38
26	路上再生路盤工	7 - 38
27	路上表層再生工	7 - 39
28	排水性舗装工・透水性舗装工	7 - 40
29	プラント再生舗装工	7 - 42
30	工場製作工 (鋼橋用鋼材)	7 - 43
31	ガス切断工	7 - 43
32	溶接工	7 - 43
33	路床土処理工 (Fe石灰処理工・粒調Fe処理材)	7 - 46
34	鋼橋	7 - 47
35	プレストレストコンクリート桁	7 - 48
36	橋梁補修工 (落橋防止工)	7 - 49

注) なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。

注) 「またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。」の品質証明とは、工場で実施する製品検査に基づいた直近の品質証明書とする。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目		
1セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	配合試験	-	-	特記様書で指示した場合。JIS指定工場以外の製品を使用する場合。現場練りコンクリートの場合。	-			
			アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について「平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号」	同左		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	-	○	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○	
		く( J I S マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合を除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については概要を参照)		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下		工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	-	○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	-	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 試験となる砂の上部における溶液の色が濃華色の色より濃い場合。	-	○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下		工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○	
										○
										○
										○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
1セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付コンクリートを除く)	材料	その他 (JISマークリートを表示する場合は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		
	製造	その他 (JISマークリートを表示する場合は除く)	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合同様: JIS A 5308 附属書 C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内			
			計量設備の計量精度	JIS A 5308 附属書 C	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
	(プラント)		ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種※で工種当りの総使用量が50m3未満の場合は工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、桁類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及びび堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSC E-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○
			JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。		○
			JIS A 1125		1回/日以上			○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することが出来る。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<p>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</p> <p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502-2013.503-2007)または設計図書の規定により行う。</p> <p>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	試験成績表等による確認が出来る項目
			単位水量測定	「レディーミックスコンクリートの品質確保について」(レディーミックスコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡))	現場で測定した単位水量の管理値は次の通りとして施工することとする。 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込ます前に、持ち腐らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後、全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内で安定することを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	<p>1日当たりコンクリートの使用量が100m<sup>3</sup>以上施工するコンクリート工及び重要構造物を対象とする。</p> <p>100m<sup>3</sup>/日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m<sup>3</sup>~150m<sup>3</sup>ごと1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。</p>	<p>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m<sup>3</sup>、40mmの場合は165kg/m<sup>3</sup>を基本とする。</p> <p>【レディーミックスコンクリート単位水量測定における重要構造物】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 擁壁(H=5m以上)</li> <li>2 ポストスカルパート(内空断面積25m<sup>2</sup>以上)</li> <li>3 橋梁(上、下部・床版)</li> <li>4 トンネル</li> <li>5 ダム</li> <li>6 砂防堰堤(H=10m以上)</li> <li>7 排水機場</li> <li>8 堰・水門(H=3m以上)</li> <li>9 樋門・樋管(内空断面積10m<sup>2</sup>以上)</li> <li>10 洞門</li> <li>11 その他測定が必要と認められる重要構造物</li> </ol> <p>※1:プレキャスト製品を除く。 ※2:1日当たりコンクリート使用量が100m<sup>3</sup>未満の場合でも、上記の1~11に該当する場合は、単位水量測定を実施する。</p>	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm スランプ2.5cm:許容差±1.0cm	<p>・荷卸し時</p> <p>1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m<sup>3</sup>~150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミックスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。</p> <p>・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。</p>	<p>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
1セメントコンクリート (転圧コンクリート、コンクリートダム、覆工コンクリート、吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6個(σ7…3個、σ28…3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができ、1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・コンクリートの圧縮強度試験については、公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目一覧表を参照のこと。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工、(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
				JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)			
その他	その他	必須	コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・コンクリートの曲げ強度試験については、公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目一覧表を参照のこと。	
				JIS A 1107 JIS A 1112	設計図書による。			
施工後試験	必須	ひび割れ調査	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋管を対象(ただし、すれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象とし、プレキャスト製品及びプレストレスト構造物との接界面を除く全表面とする)。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する	
				JSC-E-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。		
その他	その他	必須	コアによる強度試験	JIS A 1107	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	
				JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類及びJIS II 類以外)	材料	必須	セメントのアルカリ骨材反応抑制策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港第35号、国空建第78号)	同左	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	-	○
			コンクリートの塩化物総量規制	コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)	-	○
			コンクリートのスランプトン試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上	-	○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上	-	○
			コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)	1回/日以上	-	○
			骨材のふるい分け試験 (粒度・相粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ 細骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ 細骨材) JIS A 5011-4 (電気(硫酸)スラグ 細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上及び産地が変わった場合。	-	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材:1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	1回/月以上及び産地が変わった場合。 (微粒分量の多い砂1回/週以上)	-	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。 1回/月以上	-	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ホルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上	-	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
2 プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類及びJIS II 類は除く)	材料	その他 (JIS I 類 コンクリート クリートを 表示する 場合は除く)	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ホルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202 (膨張材)は1回/3ヶ月以上、JIS A 6204 (化学混和剤)は1回/6ヶ月以上	-	○
			コンクリート用混和剤・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6204 JIS A 6205 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤) JIS A 6205 (防せい剤) JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフェューム)			
			練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
		必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
	施工	必須	製品の外觀検査(角穴け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角穴け・ひび割れの無いこと	全数	-	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
3 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨 状態 垂れ下がりが 焼き割れ等 ・ノギス等による 計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	<p>熱間押接法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥著しい垂れ下がりが、へこみ、焼き割れがない。なお、(公社)日本鉄筋継手協会の技量検定試験の判定基準では、垂れ下がりが、6mm以下としている。</p> <p>⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合には各2本、手動ガス圧接の場合には各5本のモデル供試体を作成し実施する。</p>	<p>・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。</p> <p>(1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合</p> <p>・手動ガス圧接及び熱間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</p> <p>・特に確認する必要がある場合は、施工手続の少ない環境下での施工条件、圧接投量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。</p> <p>・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</p> <p>(2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合</p> <p>手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</p>	
	引張検査			JIS Z 3120 JIS Z 2241	JIS G 3112	<p>手動ガス圧接の場合は、工事着手前に作成した試験片5本により、自動ガス圧接の場合は同様に作成した試験片2本により実施する。</p> <p>・目視は全数実施する。</p> <p>・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。</p>	<p>※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目」について「J」を参照すること。</p>	
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨 状態 垂れ下がりが 焼き割れ等 ・ノギス等による 計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	<p>熱間押接法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径(径の異なる場合は細いほうの鉄筋)の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥著しい垂れ下がりが、へこみ、焼き割れがない。なお、(公社)日本鉄筋継手協会の技量検定試験の判定基準では、垂れ下がりが、6mm以下としている。</p> <p>⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>熱間押接法以外の場合</p> <p>・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。</p> <p>・①は、圧接部を切り取って再圧接する。</p> <p>・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。</p> <p>・④は、圧接部を切り取って再圧接する。</p> <p>・⑤は、再加熱して修正する。</p> <p>・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。</p>	<p>熱間押接法の場合</p> <p>・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得る。</p> <p>・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。</p> <p>・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。</p>	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
3 ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の場合、合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を下げる。	超音波探傷検査は採取検査を原則とする。 採取検査の場合は、各ロットの30%以上を抜き取って実施する(上限を30箇所とする)。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外觀検査及び超音波探傷検査を行う。	
			外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有事な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○
4 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目視】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下 外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下	—	・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2mm \times \pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3mm \times \pi$ 以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4mm \times \pi$ 以下とする。	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督職員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。	—	
5 下層路盤 (歩道路盤も含む)	材料	必須	鋼管杭・コンクリート杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	—	
			鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中継り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
5 下層路盤 (歩道路盤も含む)	材料	必須	鋼管杭・コンクリート杭(保固め)水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中継り杭工法)、60%(プレポーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数是一般に車杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	—	
			鋼管杭・コンクリート杭(保固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に車杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。多量。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値:20N/mm <sup>2</sup>	
5 下層路盤 (歩道路盤も含む)	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	粒状路盤:修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものを含む。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②施工する基層または表層用混合物の総使用量が500m <sup>2</sup> 以上1	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目			
施工			骨材のふるい分け試験 土の液性限界・塑性限界試験 鉄鋼スラグの水浸膨脹性試験 道路用スラグの呈色判定試験 骨材の比重、吸水量の測定 粗骨材のすりへり試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	-	3,000未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)	○			
				JIS A 1205	塑性指数PI: 6以下						
				舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下						
				JIS A 5015	呈色なし						
				JIS A 1121	再生グラッサンヤランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。						
				舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が5.3mm以下の場合のみ適用でさる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所: 平均値が最大乾燥密度の85%以上				<ul style="list-style-type: none"> <li>1,000m<sup>2</sup>につき1個、1工事につき最低3個</li> <li>歩道箇所: 片側延長80mにつき1個、1工事につき最低1個</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄鋼スラグには適用しない。</li> <li>・CS:クラッサンヤラン鉄鋼スラグに適用する。</li> <li>・再生グラッサンヤランに適用する。</li> </ul>	○
				舗装調査・試験法便覧 [4]-210	-				<ul style="list-style-type: none"> <li>全幅、全区間で実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローワーやトラック等を用いるものとする。</li> </ul>	○
				JIS A 1215	-				1,000m <sup>2</sup> につき2回の割合で行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認試験である</li> <li>・セメントコンクリートの路盤に適用する。</li> </ul>	○
				JIS A 1102	-				<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事: 異常が認められた時。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認試験である</li> </ul>	○
				JIS A 1205	塑性指数PI: 6以下				設計図書による	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確認試験である</li> </ul>	○
JIS A 1203	含水比試験										

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
6 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験 法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。</li> <li>ただし、鉄鋼スラグには適用しない。</li> <li>MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。</li> <li>HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。</li> <li>MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。</li> </ul>	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験 法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下			
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験 法便覧 [4]-10	呈色なし			
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験 法便覧 [4]-16	1.5%以下			
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験 法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)			
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験 法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上			
			骨材の比重、吸水量の測定		-	必要と認めるとき随時		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前		
施工		必須	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		<ul style="list-style-type: none"> <li>締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</li> <li>締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得たい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</li> </ul>	○
			現場密度の測定	舗装調査・試験 法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	1,000m <sup>2</sup> につき1個、1工事につき最低3個		
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験 法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±15%以内	中規模以上の工事:定期的又は随時(1回~2回/日)。 小規模以下の工事:異常が認められた時。		
			粒度(75 μmフルイ)	舗装調査・試験 法便覧 [2]-14	75 μmふるい: ±6%以内			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
6 上層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m <sup>2</sup> につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下	観察により異常が認められたとき。			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				
7 アスファルト安定処理路盤			9. アスファルト舗装に準じる	—	—	—	—		
			1軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-38	下層路盤: 一軸圧縮強さ[7日間] 0.98Mpa 上層路盤: 一軸圧縮強さ[7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事: 施工前、材料変更時</li> <li>小規模以下の工事: 施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは以上の場合は、舗装施工面積の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満</li> <li>② 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 (コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)</li> </ul> </li> </ul>		
8 セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	下層路盤: 10%以上 上層路盤: 20%以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事: 施工前、材料変更時</li> <li>小規模以下の工事: 施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アスファルト舗装に適用する。</li> </ul>	○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI: 9以下 上層路盤 塑性指数PI: 9以下				
			粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい: ±15%以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事: 定期的又は随時 (1回~2回/日)。</li> <li>小規模以下の工事: 異常が認められた時。</li> </ul>			
			粒度 (75 μmフルイ)	JIS A 1102	75 μmふるい: ±6%以内				
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が5.3mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所: 設計図書による	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,000m<sup>2</sup>につき1個、1工事につき最低3個</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</li> <li>締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</li> </ul>		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
8 セメント安定処理路盤 9 アスファルト舗装(注) (歩道舗装も含む)	施工 材料	その他 必須	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-213, [4]-218	土1.2%以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事: 定期的又は随時(1回~2回/日)。</li> <li>・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事: 施工前</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理区の描いた上での管理が可能なお仕事をいい、舗装施工面積が10000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が30000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施工面積で2000m<sup>2</sup>以上10000m<sup>2</sup>未満</li> <li>② 使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1000m<sup>3</sup>未満)</li> </ul> </li> <li>注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」「プラント」に係る試験を省略できる。</li> </ul>	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率: 3.0%以下			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下			
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 表3.3.17による。			
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			
			ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下			
			ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下			
			ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下			
			ファイラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下			
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比: 2.0%以下			
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度: 2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率: 3.0%以下			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石: 30%以下 CSS : 50%以下 SS : 30%以下			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
9 アスファルト舗装(注) (歩道舗装も含む)	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3000t以上の場合が該当する。</li> <li>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①施工面積で2000m<sup>2</sup>以上10000m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1000m<sup>3</sup>未満)</li> </ul> </li> </ul> 注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」「プラント」に係る試験を省略できる。	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4			
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3			
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3			
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4			
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4			
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4			
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1			
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4			
			高温動粘度試験	舗装調査・試験 法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4			
			60℃粘度試験	舗装調査・試験 法便覧 [2]-192	舗装施工便覧参照 ・改質アスファルト:表3.3.3 ・セミプローションアスファルト:表3.3.4			
			タフネス・テナジアイ試験	舗装調査・試験 法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3			
			石油アスファルト乳剤の品質試験	JIS K 2208	-			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
9 アスファルト舗装(注) (歩道舗装も含む)	プラント	必須	配合試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57		配合ごと1回		
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数 抽出・ふるい分け試験 1~2回/日		○
			粒度(75 μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μmふるい: ±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			○
			温度測定(アスファルト、骨材、混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。185℃を超えてはならない。	随時		○
			その他 水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	設計図書による。		○
			ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39				○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17				○
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所:平均値が基準密度の92%以上	※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 歩道舗装については、「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」の「アスファルト舗装工事の出来形管理及び品質管理に必要な抜取コア数 注7」を参照すること。	※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・複層層を施工の場合、各層毎。 ・締め固め度は監督員が承認した基準密度に対する百分率で表した値。 ・アスファルト量は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値。 ・50t(400m <sup>2</sup> )未満は省略することができる。 ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
			混合物のアスファルト抽出	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量 ±0.9%以内 X10 ±0.55%以内 X6 ±0.50%以内 X3 ±0.50%以内			
混合物の粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度 X10 ±8.0以内 X6 ±7.5以内 X3 ±7.0以内 75 μmふるい: ±5%以内基準粒度 X10 ±3.5以内 X6 ±3.5以内 X3 ±3.0以内						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
9 アスファルト舗装 (注)歩道舗装も含む)	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。		
		その他	外観検査(混合物)	目視				-	
	10 転圧コンクリート	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験 法便覧 [1]-84		設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回	-	
		必須	コンシステンシーVC試験	-		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値:50秒	当初	-	
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 縮固め率:96%		-	
			ランマー突き固め試験			舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 縮固め率:97%		-	
			含水比試験	JIS A 1203		設計図書による。		-	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験が止むを得ず行えない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直次法によるのが望ましい。
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。	-	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22		細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。	-	○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104		設計図書による。		-	○
	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110		設計図書による。	工事開始前、材料の変更時	-	○		
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121		35%以下			ホワイトベースに使用する場合は:40%以下	○	
	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308		粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時		-	○	
	砂の有機不純物試験	JIS A 1105		標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。			・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
10 転圧コンクリート	材料 (使用する場合は、除く) JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 JIS A 1111 JIS A 1125	その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	-	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸気残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年/月以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上			その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
			計量設備の計量精度	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和剤:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上		レディミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート中のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率:10%以下 コンクリート中の空気量の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることが出来る。	○
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下				○
細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上		レディミックスコンクリート以外の場合に適用する。	○		
粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上		レディミックスコンクリート以外の場合に適用する。	○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目			
10 転圧コンクリート	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	試験回数7回以上(1回1本3個以上の供試体の平均値)の場合、全級の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。	—	※公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目一覧表を参照のこと。			
			マーマー突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	—	—	—	—		
			ランマー突き固め試験	—	目標値の±1.5%	—	—	—	—		
			温度測定(コンクリート)	温度計による。	—	2回/日(午前・午後)以上	—	—	—		
			現場密度の測定	Rf水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回(横断方向に3ヶ所)	—	—	—		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300	—	1,000m <sup>2</sup> に1個の割合でコアを採取して測定	—	—	—		
			11 グースアスファルト舗装(注)	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能ないし、舗装施工面積が10000m <sup>2</sup> あるいは使用上の基礎および表層用混合物の総使用量が3000t以上の場合が該当する。	○
						骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率:3.0%以下	・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基礎および表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1000m <sup>3</sup> 未満)	○	
						骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」「プラント」に係る試験を省略できる。	○	
						粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	—	○	
ファイバーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 表-3.3.17による。	—	○							
	ファイバーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	—	○						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目					
II グーナスアスファルト舗装(注)	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事:施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事:施工前</li> </ul>		○					
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下								
			針入度試験	JIS K 2207	15~30(1/10mm)								
			軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃								
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上(25℃)								
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%								
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上								
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下								
			密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm <sup>3</sup>								
			プラント	必須					貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-315	貫入量(40℃)目標値 表層:1~4mm 基層:1~6mm	<ul style="list-style-type: none"> <li>配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100未満の場合も実施する。</li> </ul>	○
									リュエール流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-320	3~20秒(目標値)		
									ホイールトラックキッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	300以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事:定期的または随時。</li> <li>・小規模以下の工事:異常が認められたとき。印字記録の場合:全数抽出・ふるい分け試験 1~2回/日</li> </ul>	○
									曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-69	破断ひずみ(-10℃、50mm/min) $8.0 \times 10^{-3}$ 以上		
									粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度		
									粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度		
	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238				アスファルト量: ±0.9%以内							
温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト:220℃以下 石粉:常温~150℃				随時							
温度測定(初圧圧前)	温度計による。					随時							
							測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
12 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	-		
				舗装調査・試験法便覧 [4]-155,[4]-158	設計図書による。				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53$ mm:砂置換法 (JIS A 1214)	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
				最大粒径 $> 53$ mm:舗装調査・試験法便覧 [4]-185突砂法	設計図書による。				
	ブルーフローリング	その他	平板載荷試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	-	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満:5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満:10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満:15点	・確認試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラヤマトラック等を用いるものとする。 ・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
				JIS A 1215	-				路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。
	現場CBR試験	その他	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		-	
				JIS A 1203	設計図書による。				
	含水比試験	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンヒュー)	JIS A 1216	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		-	
				JIS A 1216	設計図書による。				
土の一軸圧縮試験	材料	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53$ mm:砂置換法 (JIS A 1214)	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
				最大粒径 $> 53$ mm:舗装調査・試験法便覧 [4]-185突砂法	設計図書による。				
表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-185突砂法	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満:5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満:10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満:15点	・最大粒径 $< 100$ mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
				また、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。				



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
13 表層安定処理工(表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	-	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラクタ等を用いるものとする。	
			平板載荷試験	JIS A 1215	-	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。			
			含水比試験	JIS A 1203	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。			
14 固結工 (深層・中層・浅層混合処理)	材料	必須	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンヒューム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			ゲルタイム試験	-		当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			改良体全長の連続性の確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	ボーリング等により供試体を採取する。	
	施工	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目についてを参照すること。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			(深層・中層混合改良(杭))					
			土の一軸圧縮試験(浅層混合改良)	JIS A 1216	設計図書による。 各工法については、学会、協会、メーカーの基準を参考に決定するものとする。	1,000m3未満 1工事当り1回 1,000m3以上5,000m3未満 1工事当り3回 5,000m3以上 1,000m3に1回 ・1,000m3未満:1回 ・1,000m3以上5,000m3未満:3回 ・5,000m3以上6,000m3未満:4回 ・6,000m3以上7,000m3未満:5回	※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目についてを参照すること。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
15 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日	-	
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		繰り返り開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工数量の5%かつ3本以上。</li> <li>初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。</li> </ul>	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。</li> <li>初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。</li> </ul>		
16 補強土壁工	材料	必須	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>定着時緊張力確認試験</li> <li>残存引張力確認試験</li> <li>リフトオフ試験</li> </ul>	※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目についてを参照すること。
			土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査(スリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左		○	
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
		必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53 mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53 mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。</li> <li>1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> <li>橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)</li> <li>【一般の橋台背面】平均92%以上、かつ最小90%以上</li> <li>【インテグラルアバウト構造の橋台背面】平均97%以上、かつ最小95%以上</li> </ul>	
			土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
	施工		また、R計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。</li> <li>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。</li> <li>または、設計図書による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>路床・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。</li> <li>・500m2未満: 5点</li> <li>・500m2以上1,000m2未満: 10点</li> <li>・1,000m2以上2,000m2未満: 15点</li> <li>・2,000m2以上: 20点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大粒径 &lt; 100mm の場合に適用する。</li> <li>左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> <li>橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)</li> <li>【一般の橋台背面】平均92%以上、かつ最小90%以上</li> <li>【インテグラルアバウト構造の橋台背面】平均97%以上、かつ最小95%以上</li> </ul>		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
17 吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	-	○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○
		く( J I S マー ク 表 示 さ れ た )	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材 - 第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材 - 第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材 - 第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材 - 第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
		く( J I S マー ク 表 示 さ れ た )	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	-	○
		く( J I S マー ク 表 示 さ れ た )	骨材の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
		く( J I S マー ク 表 示 さ れ た )	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	-	○
		く( J I S マー ク 表 示 さ れ た )	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目									
17 吹付工	材料 (JISマーカー表示は除く)	その他 (JISマーカー表示は除く)	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○									
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○								
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。				○							
			練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C 回収水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。					○						
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上						○					
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	1回/日以上							○				
			計量設備の計量精度	その他	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上								○			
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート中の単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上									○		
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013										連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	○
			製造 (ブランド)	必須	製造 (ブランド)	製造 (ブランド)										製造 (ブランド)	
クリートを使用する場合は除く)	クリートを使用する場合は除く)	クリートを使用する場合は除く)	クリートを使用する場合は除く)	クリートを使用する場合は除く)	○												

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
17 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<p>・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレデューミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、50m<sup>3</sup>ごとに1回の試験を行う。</p> <p>・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF- C502-2013,503-2007)または設計図書の規定により行う。</p> <p>・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	試験成績表等による確認が出来る項目
17 吹付工	施工	必須	スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレデューミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。	試験成績表等による確認が出来る項目
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程 JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
18 現場吹付 法砕工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレデューミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。	試験成績表等による確認が出来る項目
			アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第1112号、国環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目			
18 現場吹付 法砕工	材料	その他  ( J I S マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く )	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○			
				JIS A 5005							
				JIS A 5011-1～4							
				JIS A 5021							
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 細骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○			
				JIS A 1110							
				JIS A 5005							
				JIS A 5011-1～4							
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	-	○			
				JIS A 5005							
				JIS A 5308							
				JIS A 1105							
			砂の有機不純物試験	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
										JIS A 1137	試験料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。
										JIS A 1122	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 5005	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	-	○			
									セメントの物理試験	JIS R 5201	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)  JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	-	○			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
18 現場吹付 法砕工	材料	その他 (JIS マーク 表示さ れたレ ディミ クスト コンク リートを 使用する 場合は除 く)	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び 上水道水以外 の水の場合: JIS A 5308附 属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸気残留物の量:1g/L以下 200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。  その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
					回収水の場合: JIS A 5308附 属書C			
	製造	必須	細骨材の表面水率試験 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111 JIS A 1125	設計図書による	2回/日以上 1回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。  レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
					水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内			
	レディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	練混ぜ性能試験	パツミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	*小規模工種※で工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
					連続ミキサの場合: 土木学会規 準 JSC E-1 502- 2013			
	施工	その他	スランプ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満、許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下、許容差±2.5cm	*荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	*小規模工種※で工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目		
18 現場吹付 法砕工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程 JSCE F561- 2013	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・参考値:18N/mm <sup>2</sup> 以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照 ※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目については参照すること。	試験成績表等による確認が出来る項目		
			その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013.503-2007)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	設計図書による。			
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。					
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
			土の締めめ試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
			土粒子の密度試験	JIS A 1202						
			土の含水比試験	JIS A 1203						
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205						
19 河川土工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説						
			土の圧密試験	JIS A 1217		当初及び土質の変化した時。				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説						
			土の透水試験	JIS A 1218						



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目				
19 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53$ mm:砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53$ mm:舗装調査・試験法便覧 [4]-185突砂法	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25% $\leq Va \leq 15\%$ 空気間隙率 $Va$ が $Va \leq 15\%$ 粘性土(50% $\leq Sr \leq 95\%$ または空気間隙率 $Va$ が2% $\leq Va \leq 10\%$ または、設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,000m<sup>3</sup>未満 1回</li> <li>1,000m<sup>3</sup>以上5,000m<sup>3</sup>未満 3回</li> <li>5,000m<sup>3</sup>以上6,000m<sup>3</sup>未満 6回</li> <li>6,000m<sup>3</sup>以上7,000m<sup>3</sup>未満 7回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> </ul>					
									<ul style="list-style-type: none"> <li>管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。</li> <li>ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。</li> <li>【砂質土(25%<math>\leq Va \leq 15\%</math> 空気間隙率<math>Va</math>が<math>Va \leq 15\%</math> 粘性土(50%<math>\leq Sr \leq 95\%</math>または空気間隙率<math>Va</math>が2%<math>\leq Va \leq 10\%</math> または、設計図書による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m<sup>2</sup>を標準とし、1日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。</li> <li>500m<sup>2</sup>未満:5点</li> <li>500m<sup>2</sup>以上1000m<sup>2</sup>未満:10点</li> <li>1000m<sup>2</sup>以上2000m<sup>2</sup>未満:15点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大粒径<math>&lt; 100</math>mmの場合に適用する。</li> <li>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> </ul>	
									設計図書による。	設計図書による。		設計図書による。
その他	JIS A 1203	設計図書による。	設計図書による。	設計図書による。	確認試験である。							
20 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-216	土の含水比試験	土の含水比試験	土の含水比試験					
									土の含水比試験	土の含水比試験	土の含水比試験	
									土の含水比試験	土の含水比試験	土の含水比試験	
21 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m<sup>2</sup>を標準とし、1日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。</li> <li>500m<sup>2</sup>未満:5点</li> <li>500m<sup>2</sup>以上1000m<sup>2</sup>未満:10点</li> <li>1000m<sup>2</sup>以上2000m<sup>2</sup>未満:15点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大粒径<math>&lt; 100</math>mmの場合に適用する。</li> <li>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目についてを参照すること。</li> </ul>			
										土の締固め試験	土の締固め試験	土の締固め試験
										土の締固め試験	土の締固め試験	土の締固め試験
21 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m<sup>2</sup>を標準とし、1日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。</li> <li>500m<sup>2</sup>未満:5点</li> <li>500m<sup>2</sup>以上1000m<sup>2</sup>未満:10点</li> <li>1000m<sup>2</sup>以上2000m<sup>2</sup>未満:15点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大粒径<math>&lt; 100</math>mmの場合に適用する。</li> <li>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目についてを参照すること。</li> </ul>			
										土の締固め試験	土の締固め試験	土の締固め試験
										土の締固め試験	土の締固め試験	土の締固め試験
21 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m<sup>2</sup>を標準とし、1日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。</li> <li>500m<sup>2</sup>未満:5点</li> <li>500m<sup>2</sup>以上1000m<sup>2</sup>未満:10点</li> <li>1000m<sup>2</sup>以上2000m<sup>2</sup>未満:15点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大粒径<math>&lt; 100</math>mmの場合に適用する。</li> <li>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目についてを参照すること。</li> </ul>			
										土の締固め試験	土の締固め試験	土の締固め試験
										土の締固め試験	土の締固め試験	土の締固め試験

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
21 道路土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験 土の一軸圧縮試験 土の三軸圧縮試験の方法と解説 土の圧密試験 土のせん断試験 土の透水試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	-	
				JIS A 1216				
				地盤材料試験の方法と解説				
				JIS A 1217				
				地盤材料試験の方法と解説				
				JIS A 1218				
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53$ mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 $> 53$ mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法	<p>【砂質土】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路体: 次の密度への締め込みが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締め試験(JIS A 1210) A・B法)。</li> <li>・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締め込みが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。</li> </ul> <p>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締め込みエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたり1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う)。</p> <p>【粘性土】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路体: 自然含水比またはトラフパイロメーターが確保できる含水比において、空気間隙率<math>V_a</math>が<math>2\% \leq V_a \leq 10\%</math>または飽和度<math>S_r</math>が<math>85\% \leq S_r \leq 95\%</math>。</li> <li>・路床及び構造物取付け部: トラフパイロメーターが確保できる含水比において、空気間隙率<math>V_a</math>が<math>2\% \leq V_a \leq 8\%</math>。</li> </ul> <p>ただし、締め込み管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。</p> <p>その他、設計図書による。</p>	<p>路体の場合、1,000m<sup>3</sup>につき1回の割合で行う。ただし、5,000m<sup>3</sup>未満の工事は、1工事当たり3回以上。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1,000m<sup>3</sup>未満 1回</li> <li>・1,000m<sup>3</sup>以上5,000m<sup>3</sup>未満 3回</li> <li>・5,000m<sup>3</sup>以上6,000m<sup>3</sup>未満 6回</li> <li>・6,000m<sup>3</sup>以上7,000m<sup>3</sup>未満 7回</li> </ul> <p>路床及び構造物取付け部の場合、500m<sup>3</sup>につき1回の割合で行う。ただし、1,500m<sup>3</sup>未満の工事は1工事当たり3回以上。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1,500m<sup>3</sup>未満 3回</li> <li>・1,500m<sup>3</sup>以上2,000m<sup>3</sup>未満 4回</li> <li>・2,000m<sup>3</sup>以上2,500m<sup>3</sup>未満 5回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大粒径<math>&lt; 100</math>mmの場合に適用する。</li> <li>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> </ul>		
			また、 【R】計器を用いた盛土の締め管理要領(案)】	<p>路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、1,500m<sup>2</sup>を標準とし、1日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・500m<sup>2</sup>未満: 5点</li> <li>・500m<sup>2</sup>以上1,000m<sup>2</sup>未満: 10点</li> <li>・1,000m<sup>2</sup>以上2,000m<sup>2</sup>未満: 15点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大粒径<math>&lt; 100</math>mmの場合に適用する。</li> <li>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> </ul>			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目																																								
21 道路土工	施工	必須	ブルーローリング	舗装調査・試験 法便覧 [4]-210	-	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、 現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認試験である。</li> <li>荷重重については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラッキング等を用いるものとする。</li> </ul>																																									
									その他	平板載荷試験	JIS A 1215	-	各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>セメントコンクリートの路盤に適用する。</li> </ul>																																		
																現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。	確認試験である。																												
																						含水比試験	JIS A 1203	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、 5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、 1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。																								
																										ユニオン指数の測定	舗装調査・試験 法便覧 [1]-216	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例)トラファイカピリティが悪い時																			
																															たわみ量	舗装調査・試験 法便覧 [1]-227 (ベンゲルマンヒューム)	ブルーローリングでの不良箇所について実施															
																																			必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。 <ul style="list-style-type: none"> <li>500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。</li> <li>参考値： ・硬石：約2.7g/cm3～2.5g/cm3 ・準硬石：約2.5g/cm3～2g/cm3 ・軟石：約2g/cm3未満</li> </ul>	○								
																																									岩石の吸水率	JIS A 5006	<ul style="list-style-type: none"> <li>500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。</li> <li>参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上</li> </ul>	○				
																																													岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	<ul style="list-style-type: none"> <li>500m3以下は監督職員承諾を得て省略できる。</li> <li>参考値： ・硬石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上4903N/cm2未満 ・軟石：980.66N/cm2未満</li> </ul>	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
23 覆工コンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	-	○	
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材 - 第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材 - 第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材 - 第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材 - 第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年/月以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	-	○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年/月以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度」による試験方法」による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が濃黄色の色より濃い場合。	-	○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	-	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目						
23 覆工コンクリート (NATM)	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合 工事開始前、工事中1回/月以上	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○						
				JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)									
				JIS R 5202	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上									
				—	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308 附属書C				塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上					
					回収水の場合: JIS A 5308 附属書C				水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内					
				製造 (プラント)	その他				計量設備の計量精度	—	—	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
												工事開始前及び工事中1回/年以上。		
				コンクリート	—				ミキサーの練混ぜ性能試験	パッチミキサーの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	—	○
											連続ミキサーの場合: 土木学会規準 JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下		
				—	—				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○
粗骨材の表面水率試験	1回/日以上													
—	—	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	—	○							
					—			・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目				
23 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	単位水量測定試験	レディミキストコンクリートの品質確保について「レディミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込みますに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後、全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m <sup>3</sup> 以内であることを確認する。更に、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	試験成績表等による確認が出来る項目				
				JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(φ7…3個、φ28…3個)とする。	—	—				
				コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後とに分かれる場合は、午前と1回、コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法1 (JSCE-C 502-2013.503-2007) または設計図書」の規定により行う。				
				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	—				
				コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。	—				
				コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。					
				ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基礎期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。				
				テストハンマーによる強度推定調査	JISCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロッックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。					
				コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目			
24 吹付コンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国官環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。	-	○			
				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	-	○		
				骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104					-	○
				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下				-	○
				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラブ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラブ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)				-	○
				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。				・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
				モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上					○
				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下					○
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下					○
				粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上					○
				セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ホルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)					○
				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202						○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目		
24 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C 回収水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年/以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
					モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○			
					水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○			
					コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることが出来る。	○			
					連続ミキサの場合: 台: 土木学会規準 JSCE-F 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量 差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○	
					JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
					JIS A 1125		1回/日以上		○	
					「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前と午後に分けて打設を行い、その試験結果が塩化物量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。			
					必須	JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3回の併試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3=6併試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7...3本、σ28...3本)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法1(JSCE-C502-2013,503-2007)または設計図書の規定により行う。	
						(JSCE-F561-2013) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm <sup>2</sup> 以上	トンネル施工長40mごとに1回	-	



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
24 吹付コンクリート(NATM)	施工	その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm ±1.5%(許容差)	荷卸し時 1)回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 荷卸し時 1)回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	-	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	-	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。	-	
			外観検査(ロップボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
25 ロックボルト(NATM)	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	-	
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回	-	
			ロップボルトの引抜き試験	参考資料「ロップボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。	-	
			修正CBR試験	舗装調査・試験 法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能でない工事を行い、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満)	
26 路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時	-	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	-		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:9以下	-		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	-	○
		その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202			-	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
26 路上再生 路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験 法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、 最大粒径が 5.3mm以下の場 合のみ適用で きる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	1,000m <sup>2</sup> につき1個 1工事につき最低3個	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験 法便覧 [4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時	—	
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験 法便覧 [4]-69		CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。		
			含水比試験	JIS A 1203		1~2回/日	—	
			旧アスファルト針入度	JIS K 2207	—	当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点		—			
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-91	—			
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験 法便覧 [4]-229	—			
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験 法便覧 [4]-238	—			
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験 法便覧 [2]-14	—			
27 路上表層 再生工	施工	必須	新設アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左		—	○
			現場密度の測定	舗装調査・試験 法便覧 [3]-91	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	1,000m <sup>2</sup> につき1個 1工事につき最低3個	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	—0.7cm以内	1,000m <sup>2</sup> 毎	—	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
27 路上表層再生工	施工	その他	粒度(2.36mmフルレイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度(75 μmフルレイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μmふるい: ±5%以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。			
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 表乾比重: 2.45以上吸水率: 3.0%以下			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片: 10%以下			
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			
			28 排水性舗装工・透水性舗装工(注)	材料	必須			
ファイラーのプロロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下						
製鋼スラグの水浸膨張率試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張率: 2.0%以下						
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS): 30%以下						
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量: 12%以下						
針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上						
軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上						
伸度試験	JIS K 2207	50cm以上(15℃)						
引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上						
薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下						
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前		○
			タフネス・テナシイ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	タフネス: 20N・m			
			密度試験	JIS K 2207				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目			
28 排水性舗装工・透水性舗装工 (注)	プラント	必須	粒度(2.36mmフルレイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図の描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2000m <sup>2</sup> 以上10000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t以上3000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1000m <sup>3</sup> 未満) (注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る	○			
									粒度(75μmフルレイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内基準粒度
									アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内
									温度測定(アスファルト、骨材、混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。
									水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。
									ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39	
									ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17	
									カンタダロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-111	
									温度測定(初転圧前)	温度計による。	随時
									現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-122	X <sub>10</sub> 1,000mL/15sec以上 X <sub>10</sub> 300mL/15sec以上(歩道箇所)
舗設現場		必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所: 現場密度の平均値が基準密度の92%以上	※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 歩道舗装については、「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」の「アスファルト舗装工事の出来形管理及び品質管理に必要な採取コア数 注7)を参照すること。	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	○			
									外観検査(混合物)	目視	随時

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目			
29 プラント再生舗装工 (注)	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨 材粒度	舗装調査・試験 法便覧 [2]-14	—	再生骨材使用量500tごとに1回。	注)アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物物については、種別の「材料」「プラント」に係る試験を省略できる。	○			
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験 法便覧 [4]-238	3.8%以上	再生骨材使用量500tごとに1回。		○			
		必須	再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による 再生骨材の旧 アスファルト性 状判定方法	20(1/10mm)以上(25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○			
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。		○			
		必須	プラント	再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格		2回以上及び材料の変化	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差から求める。	○	
				粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験 法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm: ±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表- 2.9.5)による。		抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的または随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 印字記録の場合:全数		○	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験 法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±5%以内 再アス処理の場合、75μm: ±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表- 2.9.5)による。	○					
			再生アスファルト量	舗装調査・試験 法便覧 [4]-238	アスファルト量: ±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量: ±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表- 2.9.5)による。	同左		○			
		必須	舗設現場	その他	水浸ホイールトラックケン グ試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-57		設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
					ホイールトラックケン グ試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-39		舗装調査・試験 法便覧 [3]-17		耐流動性の確認	○
ランピング試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-17				目視	耐磨耗性の確認	○				
必須	舗設現場	必須	外観検査(混合物)	目視	—	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)				
			温度測定(初転圧前)	温度計による。	—	※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。					
必須	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験 法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の83%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	※「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目について」を参照すること。					
			温度測定(初転圧前)	温度計による。	—	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
30 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認	—	現物とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認できること。	—	○
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査(付属部材)	目視及び計測				
31 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 $\mu$ m以下 二次部材の最大表面粗さ 100 $\mu$ m以下 (ただし、切削による場合は50 $\mu$ m以下)	—	最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013)に規定する最大粗さRzとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材:ノッチがあつてはならない 二次部材:1mm以下	—	ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。 わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。	—	—	
			上縁の溶け	目視	—	—	—	
			平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)	—	—	
			ベベル精度	計測器による計測	—	—	—	
			真直度	—	—	—	—	
32 溶接工	施工	必須	引張試験:開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状:JIS Z 3121 1号 試験片の個数:2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験(19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ):開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状:JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置:日本道路協会道路橋示方書・同解説「II 鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2 衝撃試験片試験片の個数:各部位につき3	○	
			衝撃試験:開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状:JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置:日本道路協会道路橋示方書・同解説「II 鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2 衝撃試験片試験片の個数:各部位につき3	○	
			マクロ試験:開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数:1		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
32 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会・道路橋示方書・鋼橋編 18.4.6外部寸法検査」18.4.7内部寸法検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	<p>溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋編 18.4.4 溶接施工法図-18.4.1 開先溶接試験溶接方法による。</p> <p>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p> <p>(非破壊試験を行う者の資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305 (非破壊試験 - 技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。</li> <li>放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> <li>超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</li> <li>手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> </ul>	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553 に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋編 18.4.4 溶接施工法 図-18.4.3 すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	<p>溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋編 18.4.4 溶接施工法図-18.4.3 すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。</p> <p>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p>	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは 400～550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはならない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	<p>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p>	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	<p>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p>	○
			溶合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されなかった寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。	放射線透過試験の場合は JIS Z 3104 による。 超音波探傷試験 (手探傷) の場合は JIS Z 3060 による。	<p>「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋編 表-解 18.4.5 に各継手の強度等級を満たす寸法の内訳きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 18.4.5 に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針 H14.3」が参考にてできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線透過試験を行う者の資格</li> <li>放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> <li>超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</li> <li>手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</li> </ul>	○
			外観検査 (割れ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	<p>磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JIS Z 2305 (非破壊試験 - 技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。</p>	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目	
32 溶接工	施工	必須	外観形状検査(ビード表面のビッド)	・目視及びびンギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にビッドがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビッドの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	-		
			外観形状検査(ビード表面の凹凸)						ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。
			外観形状検査(アンダーカット)						「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.6外部さす検査の規定による。
			外観検査(オーバークラック)						あつてはならない。
			外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びびンギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	-		
外観形状検査(余盛高さ)	設計図書による。 設計図書に特に仕上げる指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) $B < 15 : h \leq 3$ $15 \leq B < 25 : h \leq 4$ $25 \leq B : h \leq (4/25) \cdot B$								
			外観形状検査(アークスタッド)		・余盛り形状の不整: 余盛りは全周にわたり包囲してはいないなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上。 ・クラック及びスラグ巻込み: あつてはならない。 ・アンダーカット: 鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ: (設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。	-		
その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。				



品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
33 路床土処理工 (Fe石灰処理工・粒調Fe処理材)	材料	必須	配合設計CBR		下表「Fe石灰工法の品質管理」参照			
			処理土CBR		下表「Fe石灰工法の品質管理」参照			
	施工	必須	現場密度の測定		下表「Fe石灰工法の品質管理」参照			
<b>(附表一) Fe石灰工法の品質管理</b>								
材料	施工面積 (m <sup>2</sup> )	5,000以上 ～10,000未満		5,000以上 ～10,000未満	10,000以上 ～15,000未満	15,000以上 ～20,000未満	注1) 構造物基礎地盤の補強等に、Fe石灰処理土を適用する時の品質管理も左記を基本とするが、層厚が50cm以上の場合は、仕上り全層の中間部でも単位体積重量試験を実施する。 注2) 材料の品質管理(1)、(2)は、Fe石灰工法の適正な試験方法により行う。	
		(1) 配合設計CBR	1回/1工事	1回/1工事	2回/1工事	3回/1工事		
	(2) 処理土のCBR 突固め直後 水浸4日 水浸7日 水浸14日	1回/1,000m <sup>2</sup>	1回/1,500m <sup>2</sup>	1回/1,500m <sup>2</sup>	1回/2,000m <sup>2</sup>			
	(3) 現場における処理土の乾燥単位体積重量試験	1回/1,000m <sup>2</sup> (ただし、1工事に3回以上)	(附表一2)					
施工	(4) 使用数量の監理	Fe石灰単体の使用数量伝票を提出する。						
<b>(附表二) 「(3)現場における処理土の乾燥単位体積重量試験」の規格値</b>								
路床処理土 (Fe石灰処理土) 路盤工 (粒調Fe処理材)	工種	試験項目	X <sub>10</sub>	X <sub>6</sub>	X <sub>3</sub>			
		締固め度 (%)	95以上	95.5以上	96.5以上			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目			
34 鋼橋	一般構造用圧延鋼材 溶接構造用圧延鋼材 溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	必須	形状寸法、重量、化学成分	—	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114 許容差はJISによる。	鋼材規格証明及び外況検査	特に試験を必要とする場合は、監督員の指示により行う。			
			機械的性質								
			引張試験	JIS Z 2241 (JIS Z 2201)	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114	規格、材質、厚さごと鋼重が概ね10tにつき1組又は監督員の指示及び特記仕様書による。総鋼重が10t未満については、鋼材規格証明書により省略することができる。	—				
			曲げ試験	JIS Z 2248 (JIS Z 2204)	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114		—				
			シャルピー試験	JIS Z 2242 (JIS Z 2202)	JIS G 3106 JIS G 3114		—				
			放射線透過試験								
			引張部材	JIS Z 3104	JIS Z 3104 2級以上	1継手に1枚(端部を含む)	仮組時に検査を行う。監督員の承諾を得て、放射線透過試験のかわりに超音波探傷試験(JIS Z 3060)を用いることができる。				
			圧縮部材	JIS Z 3104	JIS Z 3104 3級以上	5継手に1枚					
			引張フランジ(曲げ部材)	JIS Z 3104	JIS Z 3104 2級以上	1継手に1枚					
			圧縮フランジ(曲げ部材)	JIS Z 3104	JIS Z 3104 3級以上	5継手に1枚					
応力に直交な方向の継手の継手(曲げ部材)(腹板)	JIS Z 3104	JIS Z 3104 2級以上	1継手に1枚(引張側)								
応力に平行な方向の継手の継手(曲げ部材)(腹板)	JIS Z 3104	JIS Z 3104 3級以上	1継手に1枚(端部を含む)								
鋼床版	JIS Z 3104	JIS Z 3104 2級以上	1継手に1枚(端部を含む)								

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
34 鋼橋	グループ溶接継手	必須	放射線透過試験 鋼製橋脚のはり及び柱 主桁のアランジ(鋼床版を除く)及び腹板 鋼床版のデッキプレート	JIS Z 3104	JIS Z 3104	継手全長を原則とする。	現場溶接を行う全断面溶け込みグループ溶接継手について実施する。監督員の承諾を得て、放射線透過試験のかわりに超音波探傷試験(JIS Z 3060)を用いることができる。	
				JIS Z 3104	JIS Z 3104	継手の始終端で連続して50cm(2枚)、中間部で1mにつき1箇所(1枚)およびワイヤー継ぎ部で1箇所(1枚)を原則とする。		
				JIS Z 3104	JIS Z 3104			
				JIS B 1186 その他 JIS Z 2241(JIS Z 2201) JIS Z 2245による	JIS B 1186	特記仕様書又は監督員の指示による。		
35 プレストレストコンクリート桁	グラウト	必須	流動性 ブリーディング率 体積変化率 圧縮強度 塩化物イオン含有率	コンクリート標準示方書 施工編 JSCE-F 531 の方法	JPロート標準 高粘性型 14~23秒 高粘性型~低粘性型 7~35秒 低粘性型 6~14秒 超低粘性型 3.5~6秒	-	-	
				JSCE-F 535 の方法 JSCE-F 535 の方法 JSCE-F 531 の方法	0.3%以下(3時間後) -0.5%~+0.5% 材齢7日に30N/mm <sup>2</sup> 以上 セメント質量の0.08%以下			
	緊張管理	必須	緊張管理	道路橋示方書、コンクリート道路橋施工便覧による	PC鋼線及びPC鋼より線の摩擦係数の管理限界とPC鋼棒の緊張力差の許容誤差は、道路橋示方書による。 ・試験緊張 1回 主桁1)ケーブルごと管理 2)グループごと管理 横組 ケーブルごと管理	プレストレンシング管理図を提出		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認が出来る項目
36 橋梁補修工 (落橋防止工(鋼製ブラケット))	一般構造用圧延鋼材	必須	形状、寸法、重量	JIS G 3193	JIS G 3101	鋼材規格証明書及び外観検査	-	
			化学成分	JISによる	-			
		機械的性質	引張試験	JIS Z 2241	JIS G 3101			
				曲げ試験	JIS Z 2248			
	溶接施工試験	その他	グループ溶接試験	JIS Z 2241	溶接施工による	道路橋示方書による	特に試験を必要とする場合は監督員の指示により行う。	
			すみ肉溶接試験	JIS G 0553	溶接施工による	道路橋示方書による	特に試験を必要とする場合は監督員の指示により行う。	
	浸透探傷試験	必須		上下ブラケット	JIS Z 2243	表面ワレ欠陥があつてはならない。	溶接全箇所とする。	

## (参考資料)

### ロックボルトの引抜試験

#### (1) 計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

#### (2) 計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。

#### (3) 結果の報告

計測結果は図4-1の要領で整理する。

#### (4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図4-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また、地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘案して、ロックボルトの設計を修正する。

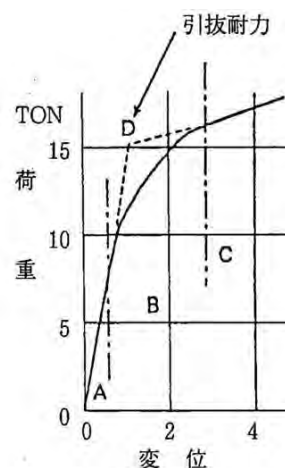


図4-1 ロックボルト引抜試験

### (ロックボルトの引抜試験方法)

この方法は ISRM の提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Committee on Field Tests Document No.2. 1974)

#### (1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図4-2のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

#### (2) 引抜試験

引抜試験は、図4-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

#### (3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

(イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

- (ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。
- (ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。

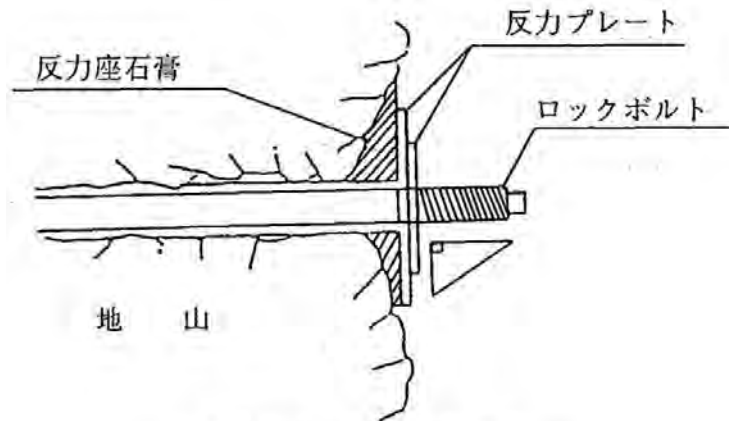


図4-2 反力座の設置

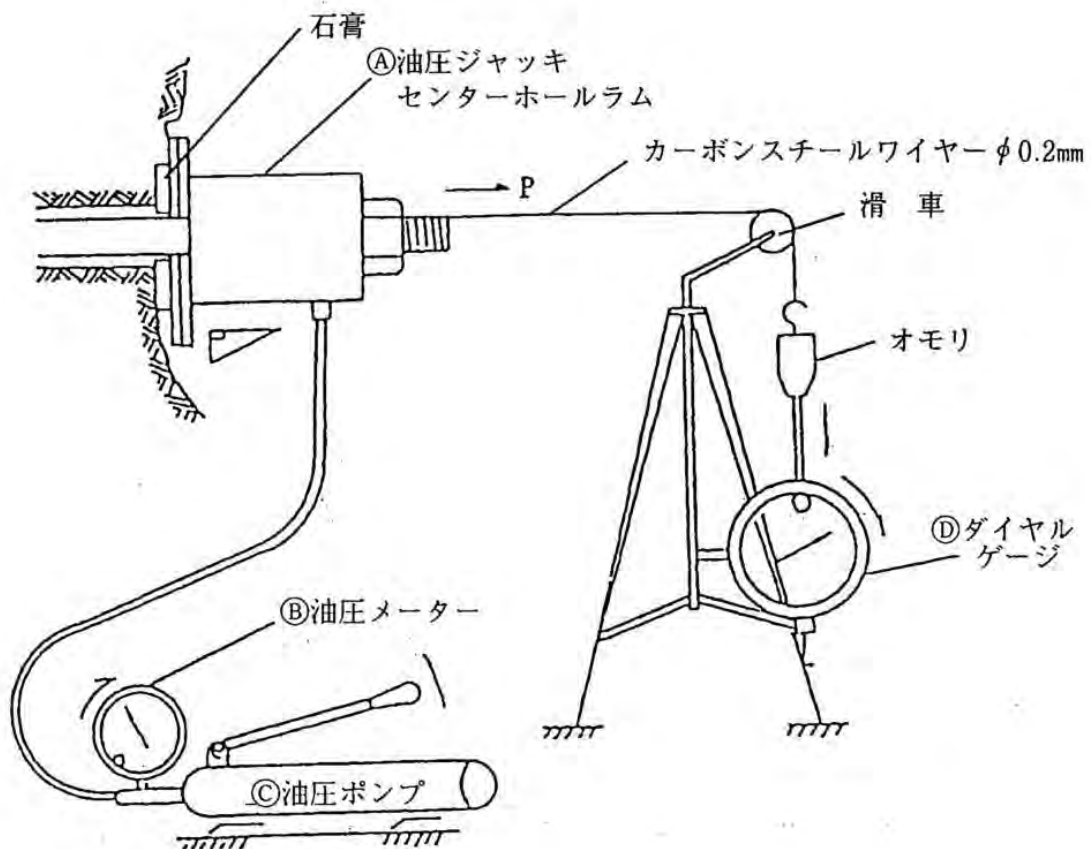


図4-3 引抜試験概要図

## 品質管理 参考資料（国土交通省 九州地方整備局 指針・通達等）

品質管理の参考資料として、国土交通省九州地方整備局 のホームページを参照すること。

「国土交通省 九州地方整備局」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工」→「土木請負工事 必携」→「施工管理編（品質管理・出来形管理・その他）」→「品質管理」→「コンクリート関係」

国土交通省 九州地方整備局 のホームページアドレス

[http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu\\_joho/index\\_04.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/index_04.html)

### ● コンクリート関係

- ・「土木コンクリート構造物の品質確保について」
- ・「コンクリート耐久性向上対策実施要領」
- ・「コンクリート中の塩化物総量規制（土木構造物）実施要領」
- ・「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」
- ・「コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントについて」
- ・「レディミクストコンクリートの品質確保について（単位数量）」
- ・「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」

### ● その他

- ・「R I 計器を用いた盛土の締固め管理要領」

## 7.5 公的試験機関での品質管理試験を行う項目

品質管理基準により義務付けられた品質管理試験項目のうち、次表に示す品質管理試験項目については、公的試験機関（次ページ 注1 参照）での試験の実施を義務付けるものとする。また、次表以外の品質管理試験であっても、設計図書や監督職員の指示により、公的試験機関での実施を指示することがあるので、その場合は同様に公的試験機関で実施するものとする。

公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける項目一覧表

工種	種別	試験項目	試験基準	適用
セ メ ン ト コ ン ク リ ー ト	コ ン ク リ ー ト	圧縮強度試験	1)対象構造物（次ページ 注2）の場合 ① 鉄筋構造物の場合 打設日1日につき $\sigma 7$ 強度及び $\sigma 28$ 強度それぞれ2回ずつの試験を行い、うちそれぞれ1回を公的試験機関にて実施 ② 無筋構造物の場合 打設日1日につき $\sigma 7$ 強度及び $\sigma 28$ 強度それぞれ1回ずつの試験を公的試験機関にて実施 2)対象構造物以外の場合（50m3未満は省略） 打設数量50m3ごとに $\sigma 7$ 強度及び $\sigma 28$ 強度それぞれ1回ずつの試験を行い、うち $\sigma 28$ 強度の試験を公的試験機関にて実施	別紙フロー図を参照のこと
		曲げ強度試験	コンクリート舗装の場合で、打設日1日につき2回（午前・午後）の $\sigma 28$ 強度の試験。	
鋼材	ガス圧接	引張試験	1)手動ガス圧接の場合 工事着手前に作成した試験片5本 2)自動ガス圧接の場合 工事着手前に作成した試験片2本	試験片の作成は鉄筋径毎に行うこと
土 工	砂河防川土土工工 ・ 海道路土土工工	土の突固め試験	500m3以上の盛土を行う道路及び砂防工事で、当初及び土質の変化時の試験。（路床と同一材料の路体盛土は、路床の品質管理試験のみで良い）。河川土工の盛土は、当初及び土質の変化時の試験。	河川、砂防の盛土及び道路の路体盛土材
		修正 CBR 試験	道路の路床工事の盛土材で、当初及び土質の変化時の試験。	土の突固め試験も必要
舗	置路換工床	修正 CBR 試験	道路の置換材料について、当初及び土質の変化時の試験。	
装 工	リ ー ト コ ン ク 舗 装	曲げ強度試験 （作成供試体 －現場施工）	打設日1日につき2回（午前・午後）の $\sigma 28$ 強度の試験。	

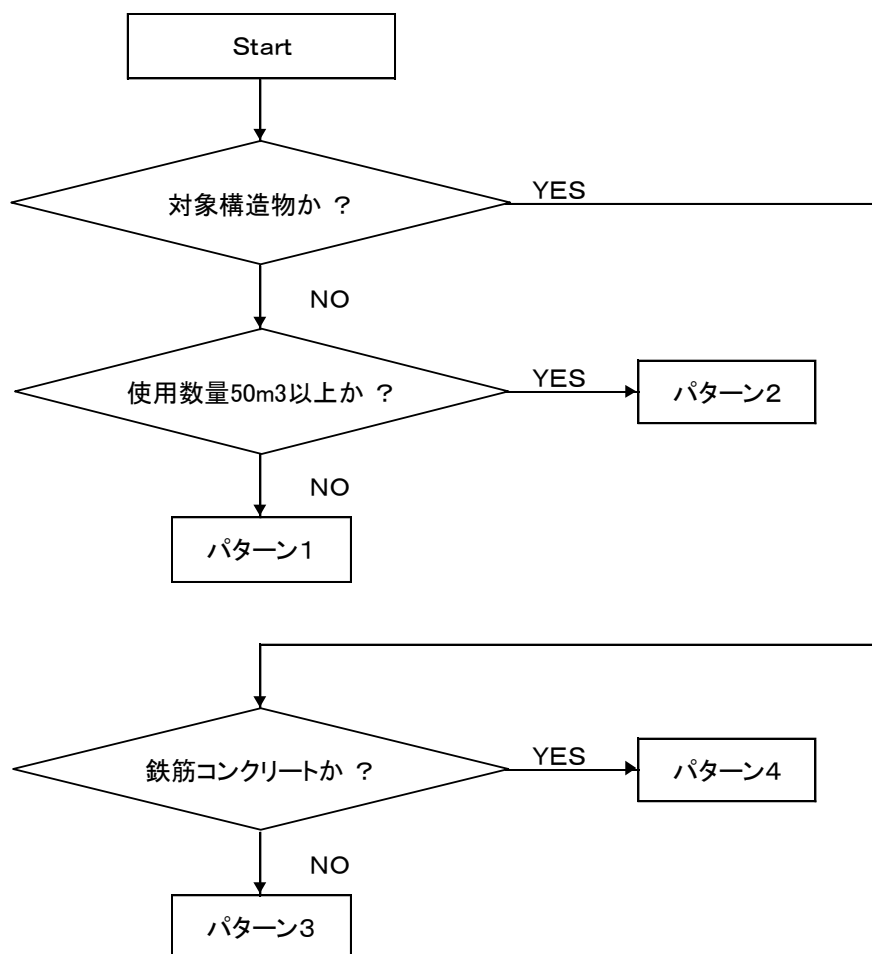


工種	種別	試験項目	試験基準	適用
舗装工事	アスファルト	①コアの密度測定試験 ②混合物のアスファルト量抽出試験 ③混合物粒度分析試験	交通量区分がN7、N6、N5の場合について、採取した3個のコア（複数層施工の場合は、各層毎に採取）についての試験。 ただし、1工事（各層毎）の混合物使用数量が、50t未満（または400m <sup>2</sup> 未満）の場合は省略できる。	「別表 アスファルト舗装工事の品質管理試験」を参照のこと
	ホイールトラック舗装	ホイールトラック試験	改質アスファルト使用の場合、1工事につき1回（複数層に使用の場合は各層毎）、施工前に作成した3個の供試体で実施する試験。 ただし、アスファルト事前審査制度の認定を得た改質アスファルト混合物については、省略することができる。	
地盤改良工事	固結工	土の一軸圧縮試験	改良体500本未満については3本、500本以上については、250本増える毎に1本を追加した供試体の試験（ $\sigma$ 28強度）。1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。 浅層混合改良の場合、1,000m <sup>3</sup> 未満は1工事に1回、1,000m <sup>3</sup> 以上～5,000m <sup>3</sup> 未満は1工事に3回、5,000m <sup>3</sup> 以上は1,000m <sup>3</sup> 毎に1回とする。（ $\sigma$ 28強度）	試験1回当たりの供試体は3個とする
法留面工事	補強土壁工	土の突固め試験	当初及び土質の変化時の試験。	
	吹付工	圧縮強度試験	吹付1日につき1回の試験。なお、テストピースは、現場に配置した型枠に施工と同時期に吹付け、現場放置後切り取ったコアとし、 $\sigma$ 28強度を対象とする。	供試体はキャッピングすること
	吹付現場打工	圧縮強度試験	吹付1日につき1回の試験。なお、テストピースは、現場に配置した型枠に施工と同時期に吹付け、現場放置後切り取ったコアとし、 $\sigma$ 7強度と $\sigma$ 28強度の双方を対象とする。	供試体はキャッピングすること

- 注) 1. 公的試験機関とは、原則として（公財）福岡県建設技術情報センターとする。ただし、年度末等で同センターでの試験に時間を要し、工程への影響が大きいと監督職員が認めた場合は、他の公的試験機関（注3）とすることができる。さらに、他の公的試験機関での試験実施も困難な場合は、監督職員の立会いのもとでの民間試験機関を利用できるものとする。
2. 公的試験機関の圧縮強度試験を義務付ける対象構造物とは、擁壁（高さ1m以上）※、函渠工、PC桁（工場製作は除き、間詰・横桁は含む）、鋼橋のRC床版、RC橋、橋台、橋脚、踏掛版、トンネル、砂防堰堤、排水機場、堰、水門（H=3m以上）、樋管、樋門（内空10m<sup>2</sup>以上）、洞門、共同溝、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、護岸※、水路（内幅2m以上）、（コンクリート）舗装、その他これらに類するもの及び設計図書等に示す構造物とする。（※ブロック積、大型ブロック積、玉石積等を除く。）
3. （一財）九州環境管理協会、（一財）建材試験センター、（一財）日本品質保証機構、（公社）九州機械工業振興会及び他県の直轄試験場・技術センター等や大学を示す。

## コンクリート圧縮強度

### コンクリート圧縮強度試験フロー



※使用数量はコンクリートの種類ごととする。（日打設量ではない）

### コンクリートの品質管理（圧縮強度試験）の頻度および試験実施機関

	頻度	試験内容	
		公的試験機関による試験	自主管理試験
パターン1	省略できる	—	—
パターン2	50m3ごとに1回の試験	左記のうち $\sigma 28$ 強度の試験	左記のうち $\sigma 7$ 強度の試験
パターン3	打設日ごとに1回の試験	打設日ごとに1回の試験	—
パターン4	打設日ごとに2回の試験 (午前・午後の各1回)	打設日ごとに1回の試験	左記以外の試験

- 注) 1. 圧縮強度の1回の試験とは、供試体を6個採取し、そのうち3個は $\sigma 7$ 強度での試験を実施し、残りの3個で $\sigma 28$ 強度の試験を実施することを意味する。
2. スランプ試験、空気量試験は品質管理基準を参照のこと。
3. 「無筋コンクリート」とは、鋼材で補強しないコンクリート。但し、コンクリートの収縮ひび割れその他に対する用心のためだけに鋼材を用いたものは無筋コンクリートとする。

コンクリート構造物の品質管理（圧縮強度）に必要な試験数

種別	使用数量区分	圧縮強度試験数				合計	パターン
		公的試験機関試験		自主管理試験			
		σ7強度	σ28強度	σ7強度	σ28強度		
公的試験機関対象工種	無筋構造物	—	n回	—	—	n回	パターン3
	鉄筋構造物	—	n回	n回		2n回	パターン4
公的試験機関対象工種以外	50m3未満	—	—	—	—	0回	パターン1
	50m3以上 100m3未満	—	1回		—	1回	パターン2
	100m3以上 150m3未満	—	2回		—	2回	
	150m3以上 200m3未満	—	3回		—	3回	
	200m3以上 250m3未満	—	4回		—	4回	
	250m3以上	—	50m3ごとに 上記+1回		—	50m3ごとに 上記+1回	

- 注) 1. 上表は種類ごとに適用する。  
 2. 上記のnは打設日数を表す。  
 3. 上表においての試験数1回あたりの供試体数は、6個である。  
 4. 対象構造物が鉄筋構造物の場合、打設日1日当たり原則午前・午後の2回の実施となるが、公的試験機関での実施分は、午前・午後どちらの分でも構わないものとする。また、打設作業が半日のみ（午前中または午後のみ、および夜間工事で夜間打設のみ）の場合、その日の打設分の品質管理試験は、公的試験機関での実施分1回のみとする。  
 5. 圧縮強度試験を実施するまでの供試体は、設計図書や監督職員による特別な指示がない限り、受注者の責任において標準養生を行うものとする。  
 6. プレキャストPC桁等で早強セメント等を使用する場合、設計図書や監督職員、又は配合報告書の指定・指示により圧縮強度試験に使用する供試体の材齢が7日及び28日とならない場合があるので注意すること。  
 7. 試験予定日（材齢が7日、28日等）が公的試験機関の休業日にあたる場合は、試験実施日を監督職員に確認すること。  
 8. 上記以外であっても、監督職員の指示があった場合は、それに従うものとする。

アスファルト舗装工事の品質管理試験

アスファルト舗装工事の出来形管理及び品質管理に必要な抜き取りコア数

交通量 区分	施工面積 区分	品質管理試験回数(コア数)(A)			出来形管理用 コア数(B)	コア数合計 (A)+(B)	備 考
		自主管理	公的試験機関	小計			
N7 N6 N5	50t未満または 400m <sup>2</sup> 未満	不要	不要	—	1個	1個	
	400m <sup>2</sup> 以上 ~1,000m <sup>2</sup> 未満	—	1回(3個)	1回(3個)	1個	4個	
	1,000m <sup>2</sup> 以上 ~2,000m <sup>2</sup> 未満	—	1回(3個)	1回(3個)	2個	5個	
	2,000m <sup>2</sup> 以上 ~3,000m <sup>2</sup> 未満	1回(3個)	1回(3個)	2回(6個)	3個	9個	
	3,000m <sup>2</sup> 以上 ~4,000m <sup>2</sup> 未満	2回(6個)	1回(3個)	3回(9個)	4個	13個	
	4,000m <sup>2</sup> 以上 ~5,000m <sup>2</sup> 未満	3回(9個)	1回(3個)	4回(12個)	5個	17個	
	5,000m <sup>2</sup> 以上	1,000m <sup>2</sup> 増える ごとに 上記+1回 (上記+3個)	1回(3個)	1,000m <sup>2</sup> 増える ごとに 上記+1回 (上記+3個)	1,000m <sup>2</sup> 増える ごとに 上記+1個	1,000m <sup>2</sup> 増える ごとに 上記+4個	
N4 N3 N2 N1	50t未満または 400m <sup>2</sup> 未満	不要	—	—	1個	1個	
	400m <sup>2</sup> 以上 ~1,000m <sup>2</sup> 未満	1回(3個)	—	1回(3個)	1個	4個	
	1,000m <sup>2</sup> 以上 ~2,000m <sup>2</sup> 未満	1回(3個)	—	1回(3個)	2個	5個	
	2,000m <sup>2</sup> 以上 ~3,000m <sup>2</sup> 未満	2回(6個)	—	2回(6個)	3個	9個	
	3,000m <sup>2</sup> 以上 ~4,000m <sup>2</sup> 未満	3回(9個)	—	3回(9個)	4個	13個	
	4,000m <sup>2</sup> 以上 ~5,000m <sup>2</sup> 未満	4回(12個)	—	4回(12個)	5個	17個	
	5,000m <sup>2</sup> 以上	1,000m <sup>2</sup> 増える ごとに 上記+1回 (上記+3個)	—	1,000m <sup>2</sup> 増える ごとに 上記+1回 (上記+3個)	1,000m <sup>2</sup> 増える ごとに 上記+1個	1,000m <sup>2</sup> 増える ごとに 上記+4個	

- 注) 1. ここでいう品質管理試験とは、コア密度測定試験、混合物のアスファルト量抽出試験、混合物粒度分析試験のことである。
2. 品質管理試験1回あたり3個のコアを採取するものとする。(工事数量に応じて、コア数は必ず3の倍数になる)
3. 複数層(基層・中間層等)の施工を行った場合は、各層ごとに分けて判断し、品質管理試験を実施するものとする。(工事数量も各層ごとの数量で考慮する。)

4. 改質アスファルトを使用する場合は、施工前にホイールトラッキング試験を別途実施しなければならない。(複数層であれば、各層ごとに実施する。)ただし、アスファルト事前審査制度の認定を得た改質アスファルト混合物については省略できる。
5. 品質管理用コアとは別に出来形管理用コアを採取し、舗装厚を確認すること。また、出来形管理用コアは、完成検査時に提示すること。
6. 単純オーバーレイ工事等維持管理的な工事については、実際の交通量区分とは関係なく、交通量区分がN4、N3、N2、N1のグループにあるものとみなし、上表を適用することができる。(切削後、一定の厚さで舗装を打換える場合については交通量区分に応じたコア数とする。)
7. 歩道舗装の場合は、次のとおりとする。
  - ①出来形管理は、厚みの測定のため、片側延長80mごとに1箇所の割でコアを採取する。
  - ②品質管理は、密度測定のため、交通量区分がN4、N3、N2、N1のグループにあるコア数を基本とするが、出来形用のコア数の方が少ない場合は、そのコア数に減じることができるものとする。  
コア数を減じる場合は密度試験を実施した後、出来形管理用として利用する。  
なお、出来形管理用コアは、完成検査時に提示すること。
8. 橋面舗装において、コアを抜き取ることにより橋体に悪影響を与える恐れのある場合は、取付部での抜き取りを行う等、監督職員と協議の上で、一般的な抜き取りコア以外の方法による出来形及び品質管理を実施すること。

(参考) 交通量区分と舗装計画交通量

交通量区分	舗装計画交通量 (台/日・方向)
N 7	3 0 0 0 以上
N 6	1 0 0 0 以上 3 0 0 0 未満
N 5	2 5 0 以上 1 0 0 0 未満
N 4	1 0 0 以上 2 5 0 未満
N 3	4 0 以上 1 0 0 未満
N 2	1 5 以上 4 0 未満
N 1	1 5 未満

(出典) 舗装設計便覧 (平成18年2月)



## 8 写真管理基準





## 8 写真管理基準

### 8.1 目的

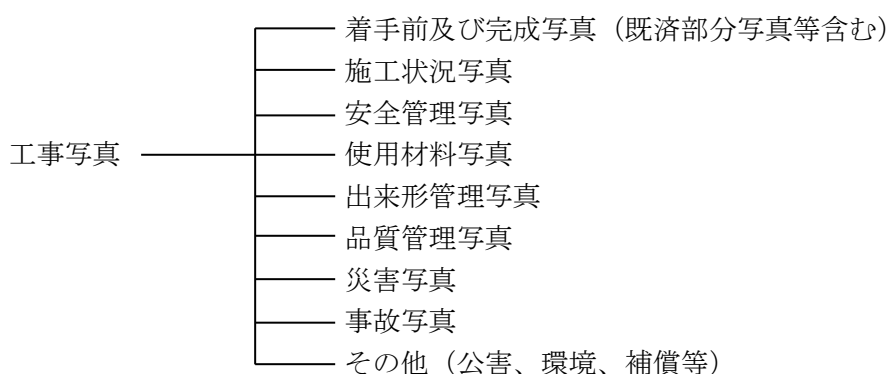
工事写真の撮影は、工事の施工記録と、工事完成後、外面から確認できない箇所の出来形確認資料として、また、各施工段階での使用機械、仮設工法、安全管理施設を知るうえで重要なものである。

### 8.2 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真の撮影～提出に適用する。

### 8.3 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



### 8.4 工事写真の撮影基準

#### 8.4.1 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は撮影箇所一覧表に示すものとする。

#### 8.4.2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、写真帳説明欄等に必要事項を記入し、整理する。特殊な場合は、監督職員が指示した項目や頻度で撮影するものとする。

#### 8.4.3 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管・整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分（工事が完成したときに隠れる部分以外）については、出来形管理状況が分かる写真を工種ごとに1回撮影し、他は撮影を省略する出来るものとする。
- (3) 段階確認において、監督職員等が臨場した箇所は出来形管理写真を省略できる。

#### 8.4.4 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『工事写真の黒板情報電子化（電子黒板）の運用における取扱い』に基づく小黒板情報の電子的記入は、これにあたらぬ。

#### 8.4.5 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度=1,200×900程度～2,000×1,500程度)

#### 8.4.6 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

### 8.5 整理提出

写真を電子納品としていない場合は次によるものとする。

- (1) 写真の大きさはサービスサイズ（Lサイズ）程度とする。また、監督員が指示する場合は、その指示した大きさとする。
- (2) 工事写真帳は、A4版のフリーアルバム（差込式）または、A4版とする。
- (3) 工事写真として、写真の原本と工事写真帳（A4版）を工事完成時に各1部提出すること。
- (4) 工事写真帳の整理については、工種ごとに「撮影箇所一覧表」の「提出頻度」の欄に示す箇所を標準とする。なお、「提出頻度」とは、受注者が「撮影箇所一覧表」に基づく「撮影頻度」により撮影した工事写真のうち、工事写真帳として整理し提出する枚数を示したものである。
- (5) 第1面に着手前と完成が比較できるよう整理し、以下安全管理、施工の工種、順序が判別できる施工状況を整理し、工種毎に見出しを付ける。
- (6) 品質管理写真については、監督職員の指示により別途製本、整理する。
- (7) 工事写真の原本については、次によるものとする。
  - ① 原本を電子媒体（CD-ROM等）で提出する場合は、撮影内容が簡単に把握出来るように電子媒体内を整理し、プリント及び工事写真整理帳（受注者が「撮影箇所一覧表」に基づく「撮影頻度」により撮影した工事写真のうち、工事写真帳以外の写真を整理）とともに提出すること。
  - ② 原本をネガで提出する場合は、密着写真とともにネガアルバムの撮影内容が分かるように整理し、工事写真整理帳（受注者が「撮影箇所一覧表」に基づく「撮影頻度」により撮影した工事写真のうち、工事写真帳以外の写真を整理）とともに提出すること。
  - ③ 原本をAPSのカートリッジフィルムで提出する場合は、カートリッジフィルム内の撮影内容が分かるように明示し、インデックスプリント及び工事写真整理帳（受注者が「撮影箇所一覧表」に基づく「撮影頻度」により撮影した工事写真のうち、工事写真帳以外の写真を整理）とともに提出すること。

(8) 原本については、「撮影箇所一覧表」に基づき撮影した写真すべて含むこと。

## 8.6 その他

### 撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すものでその仕様が確認できる箇所及び監督職員の指示した場所をいう。ただし、延長が長いものについては、起終点や変化点など2、3枚提出すること。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のこと、及び監督職員が指示した箇所を提出することという。
- (3) 不要とは、写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。

## 撮影箇所一覧表

工事写真帳は撮影頻度に基づき必ず撮影（ネガ、電子媒体は必ず撮影頻度で撮影された写真を整理し提出）し、その中から提出頻度に基づいて提出する。

工事写真整理帳は工事写真帳以外の写真を整理し、提出する。

区分		写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了後1枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	全景1枚	
		施工中の写真	工種・種別毎に設計図書及び諸基準に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	全景1枚	
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所につき1回 〔施工前後〕	代表箇所1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	不要	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	全景1枚	夜間・不稼働日の安全対策
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不要	安全訓練等の活動報告書に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	適宜 （不可視となる重要構造物は必須）	
		品質証明 （JISマーク表示）	各品目毎に1回		
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕		
		品質管理	別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影 不可視部分の施工		適宜
出来形管理		別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に準じて撮影 不可視部分の施工	適宜	適宜	
		出来形管理基準が定められていない	監督職員と協議事項		
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔可能な場合、被災前及び被災中〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	発生前は付近の写真でも可
補償関係	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
その他	測量標（仮BM） 工事多角点	設置位置		適宜	
	産業廃棄物写真		運搬車の台数 1～4台 1回 5～9台 2回 10～19台 3回 20～29台 4回 以下10台増す毎に1回追加する。 ※建設廃棄物マニフェストの番号を黒板に記載する。 〔施工中〕	代表箇所各1枚	
	掘削 積込	施工状況			
	運搬	施工状況			
	処分	施工状況			
	残土処理		1工事に1回（処分は搬入場所が変わればその都度） 〔施工中〕	代表箇所各1枚	
	掘削 積込	施工状況			
	運搬	施工状況			
処分	施工状況				
環境対策 イメージアップ等		各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	適宜	※指定処分場、リサイクルプラント以外へ搬入する場合は、工事中に最低1回、監督員が立会した搬入・処分状況を撮影すること。

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		スランプ試験			
		コンクリートの圧縮強度試験 (注)			
		空気量測定			
	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要	コンクリート舗装の場合適用
		コアによる強度試験	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]		
		コンクリートの洗い分析試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]		
	テストハンマーによる強度推定調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]			
	コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]			
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
		引張試験 (注)			
		超音波探傷検査			
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	不要	
		浸透探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
		放射線透過試験			
		超音波探傷試験			
		水セメント比試験			
		セメントミルクの圧縮強度試験			
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ブルーフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]		
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		土の液性限界・塑性限界試験			
		含水比試験			
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要	
		粒度			
		平板載荷試験			
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]		
		含水比試験			
6	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		不要	

(注) 公的試験機関での試験実施の場合は不要。

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度		
7	セメント安定処理路盤 (施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	不要		
		現場密度の測定				
		含水比試験	観察により異常が認められた 場合[試験実施中]			
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]			
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		アスファルト量抽出粒度分析試験				
		温度測定				
		水浸ホイールラッキング試験				
		ホイールラッキング試験				
	ラベリング試験					
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定(注)	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		温度測定				
		外観検査				
		抜取コアAs量抽出試験(注)				
抜取コア粒度分析試験(注)						
すべり抵抗試験						
9	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		マーシャル突き固め試験				
		ランマー突き固め試験				
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]			
		温度測定 (コンクリート)				
		現場密度の測定				コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]
		コアによる密度測定				
10	グーアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		リュエル流動性試験240℃				
		ホイールラッキング試験				
		曲げ試験				
		粒度				
		アスファルト量抽出粒度分析試験				
		温度測定				
	グーアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎に1回 [試験実施中]	不要		
		ブルーフローリング				
		平板載荷試験				
		現場CBR試験				
		含水比試験	降雨後または含水比の変化が 認められた場合 [試験実施中]			
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所につ いて実施 [試験実施中]			

(注) 公的試験機関での試験実施の場合は不要。

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度		
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	不要		
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中]			
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]			
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]			
		現場C B R試験	材質毎に1回 [試験実施中]			
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]			
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	不要		
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	不要		
		モルタルの圧縮強度試験				
		多サイクル確認試験				
		1サイクル確認試験				
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要		
16	吹付工 (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	モルタルを除く	
		コンクリートの圧縮強度試験(注)				
		スランブ試験				品質に変化がみられた場合 [試験実施中]
		空気量測定				
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]			
17	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	モルタルを除く	
		塩化物総量規制				
		コアによる強度試験				品質に異常が認められた場合 [試験実施中]
		スランブ試験				品質に変化がみられた場合 [試験実施中]
		空気量測定				[試験実施中]
		ロックボルトの引抜き試験				試験毎に1回 [試験実施中]
18	河川土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要		
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]			
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]			
19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要		

(注) 公的試験機関での試験実施の場合は不要。

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
20	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]		
		現場C B R 試験	[試験実施中]		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]		
21	捨石工	岩石の見掛比重(注)	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	不要	
		岩石の吸水率(注)			
		岩石の圧縮強さ(注)			
		岩石の形状			
22	覆工コンクリート (N A T M)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	不要	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		
		塩化物総量規制	[試験実施中]		
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		コンクリートの洗い分析試験	[試験実施中]		
23	吹付けコンクリート (N A T M)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		空気量測定			
		コアによる強度試験			品質に異常が認められた場合 [試験実施中]
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回		
		24	ロックボルト (N A T M)		モルタルの圧縮強度試験
モルタルのフロー値試験					
ロックボルトの引抜き試験	適宜				

(注) 公的試験機関での試験実施の場合は不要。



品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度		
25	路上再生路盤工 (材料)	修正C B R試験	材料毎に1回 [試験実施中]	不要		
		土の粒度試験				
		土の含水比試験				
		土の液性限界・ 塑性限界試験				
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]			
		土の一軸圧縮試験				
C A Eの一軸圧縮試験 含水比試験						
26	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	不要		
		旧アスファルトの軟化点				
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]			
		温度測定				
		かきほぐし深さ 粒度				
		アスファルト量抽出粒度分析試験				
27	排水性舗装工・ 透水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		アスファルト量抽出粒度分析試験				
		温度測定				
		水浸ホールラッキング試験				
		ホールラッキング試験				
		ラベリング試験				
	カンタプロ試験					
	排水性舗装工・ 透水性舗装工 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]			
		現場透水試験				
		現場密度の測定				
外観検査						
28	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	不要		
		再生アスファルト量				
		水浸ホールラッキング試験				
		ホールラッキング試験				
		ラベリング試験				
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査	合材の種類毎に1回 [試験実施中]			
温度測定						
現場密度の測定						
29	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 [現物照合時]	不要		
		在庫品切出				当初の物件で1枚 [切出時] ※他は焼き増し
		機械試験				1橋に1回又は1工事に1回 [試験実施中]
30	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	不要		
		ノッチ深さ				
		スラグ				
		上縁の溶け				
		平面度				
		ベベル精度				
		真直度				

(注) 公的試験機関での試験実施の場合は不要。

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	提出頻度	
31	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の 内部欠陥に対する検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
	ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となった スタッドジベルについて [試験実施中]			
32	路床土処理工	配合試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
		現場処理土の室内管理試験			
		現場密度の測定			
33	鋼橋 (鋼材)	機械的性質試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
	鋼橋 (溶接施工試験)	溶接工に準拠			
	鋼橋 (溶接継手)	放射線透過試験			
	鋼橋 (ボルト締付管理)	ボルト締付管理			
34	プレストレスト コンクリート桁 (コンクリート)	セメント・コンクリートに準拠		不要	
	プレストレスト コンクリート桁 (グラウト)	流動性・ブリーディング率・ 体積変化率・圧縮強度	グラウトの種類毎に1回 [試験実施中]		
		塩化物含有量試験			
	プレストレスト コンクリート桁 (緊張管理)	ケーブル緊張管理	試験毎に1回 [試験実施中]		
35	橋梁補修工 (鋼材)	機械的性質試験	試験毎に1回 [試験実施中]	不要	
	橋梁補修工 (溶接施工試験)	溶接工に準拠			
	橋梁補修工 (浸透探傷試験)				

(注) 公的試験機関での試験実施の場合は不要。

## 出来形管理写真撮影箇所 目次

### 【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
<b>第2章 土工</b>						
第3節 河川土工・海岸 土工・砂防土工	1-2-3-2		掘削工			8 - 36
	1-2-3-3		盛土工			8 - 36
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアル メ）壁工法		8 - 37
				多数アンカー式 補強土工法		8 - 37
				ジオテキスタイルを 用いた補強土工法		8 - 37
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		8 - 37
1-2-3-6		堤防天端工			8 - 37	
第4節 道路土工	1-2-4-2		掘削工			8 - 38
	1-2-4-3		路体盛土工			8 - 38
	1-2-4-4		路床盛土工			8 - 38
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		8 - 39
<b>第3章 無筋、鉄筋コンクリート</b>						
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			8 - 39

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
<b>第2章 一般施工</b>						
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		8 - 40
				軽量鋼矢板		8 - 40
				コンクリート矢板		8 - 40
				広幅鋼矢板		8 - 40
				可とう鋼矢板		8 - 40
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		8 - 40
	3-2-3-6		小型標識工			8 - 40
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		8 - 40
				転落（横断）防止柵		8 - 40
				車止めポスト		8 - 40
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		8 - 40
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		8 - 40
	3-2-3-9		区画線工			8 - 40
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		8 - 41
				距離標		8 - 41
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			8 - 41
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		8 - 41
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		8 - 41
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			8 - 41
		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		8 - 41
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			8 - 41
	3-2-3-15		PCボックス製作工			8 - 42
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			8 - 42
		2	PC押し出し箱桁製作工			8 - 42
	3-2-3-17		根固めブロック工			8 - 42
	3-2-3-18		沈床工			8 - 42
	3-2-3-19		捨石工			8 - 42
	3-2-3-22		階段工			8 - 42
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		8 - 43
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		8 - 43
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		8 - 43
		2	多自然型護岸工	かごマット		8 - 43
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		8 - 43
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		8 - 43
	3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		8 - 43
				プレキャストパイプ工		8 - 43
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		8 - 44
				L型側溝		8 - 44
				自由勾配側溝		8 - 44
管渠					8 - 44	
側溝工				場所打水路工	8 - 44	
3	側溝工	暗渠工		8 - 44		

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-30		集水柵工			8 - 44
	3-2-3-31		現場塗装工			8 - 44
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		8 - 44
				砕石基礎工		8 - 44
				割ぐり石基礎工		8 - 44
				均しコンクリート		8 - 44
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		8 - 44
				2	基礎工（護岸）	プレキャスト
	3-2-4-4		既製杭工	既製コンクリート杭		8 - 45
				鋼管杭		8 - 45
				H鋼杭		8 - 45
	3-2-4-5		場所打杭工		8 - 45	
	3-2-4-6		深礎工		8 - 45	
3-2-4-7		オープンケーソン 基礎工		8 - 45		
3-2-4-8		ニューマチック ケーソン基礎工		8 - 46		
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工		8 - 46		
第5節 石・ブロック積 （張）工	3-2-5-3	1	コンクリート ブロック工	コンクリート ブロック積		8 - 46
				コンクリート ブロック張り		8 - 46
				連節ブロック張り		8 - 46
	3-2-5-4		緑化ブロック工	天端保護ブロック		8 - 46
						8 - 47
3-2-5-5		石積（張）工		8 - 47		
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工 粒調Fe含む		8 - 47
				2	アスファルト舗装工 上層路盤工 （粒度調整路盤工） 粒調Fe含む	
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工 （セメント（石灰） 安定処理工）		8 - 48
				4	アスファルト舗装工 加熱アスファルト 安定処理工	
		5	アスファルト舗装工	基層工		8 - 48
		6	アスファルト舗装工	表層工		8 - 49

## 出来形管理写真撮影箇所 目次

### 【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		8 - 49
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		8 - 49
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)		8 - 49
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安 定処理工		8 - 50
		5	半たわみ性舗装工	基層工		8 - 50
		6	半たわみ性舗装工	表層工		8 - 50
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		8 - 50
		2	排水性舗装工	上層路盤工 (粒度調整路盤工)		8 - 51
		3	排水性舗装工	上層路盤工 (セメント(石灰) 安定処理工)		8 - 51
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト 安定処理工		8 - 51
		5	排水性舗装工	基層工		8 - 51
		6	排水性舗装工	表層工		8 - 52
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		8 - 52
		2	透水性舗装工	表層工		8 - 52

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する写真管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-11	1	グーアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		8 - 52
		2	グーアスファルト舗装工	基層工		8 - 52
		3	グーアスファルト舗装工	表層工		8 - 53
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		8 - 53
		2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		8 - 53
		3	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		8 - 53
		4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		8 - 53
		5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		8 - 54
		6	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		8 - 54
		7	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		8 - 54
		8	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		8 - 54
		9	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		8 - 55
		10	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		8 - 55
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		8 - 55
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		8 - 56
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		8 - 56
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		8 - 56
		5	薄層カラー舗装工	基層工		8 - 56
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		8 - 57
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		8 - 57
		3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		8 - 57
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		8 - 57
		5	ブロック舗装工	基層工		8 - 58
	3-2-6-15		路面切削工			8 - 58
	3-2-6-16		舗装打換え工			8 - 58
	3-2-6-17		オーバーレイ工			8 - 58

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する写真管理基準	頁	
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			8 - 58	
	3-2-7-3		置換工 (Fe石灰処理土を含む)			8 - 58	
	3-2-7-5		パイルネット工			8 - 59	
	3-2-7-6		サンドマット工			8 - 59	
	3-2-7-7		パーチカルドレーン工	サンドドレーン工		8 - 59	
				ペーパードレーン工		8 - 59	
				袋詰式サンドドレーン工		8 - 59	
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		8 - 59	
	3-2-7-9		固結工	粉末噴射攪拌工		8 - 59	
				高圧噴射攪拌工		8 - 59	
スラリー攪拌工					8 - 59		
生石灰パイル工					8 - 59		
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		8 - 59	
				鋼矢板		8 - 59	
		2	土留・仮締切工	アンカー工		8 - 59	
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		8 - 60	
		4	土留・仮締切工	締切盛土		8 - 60	
	5	土留・仮締切工	中詰盛土		8 - 60		
	3-2-10-9		地中連続壁工 (壁式)			8 - 60	
	3-2-10-10		地中連続壁工 (柱列式)			8 - 60	
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 63		
第12節 工場製作工 (共通)	3-2-12-1		一般事項	casting fee (metal support work)		8 - 60	
				casting fee (large rubber support work)		8 - 61	
				temporary structure fabrication work		8 - 61	
				blade and metal object fabrication work		8 - 61	
	3-2-12-3		1	桁製作工	temporary structure inspection to be implemented case		8 - 61
					simulation temporary structure inspection to be implemented case		8 - 61
	2	桁製作工	temporary structure inspection not implemented case		8 - 61		
	3-2-12-4			検査路製作工		8 - 61	
	3-2-12-5			鋼製伸縮継手製作工		8 - 61	
	3-2-12-6			落橋防止装置製作工		8 - 62	
	3-2-12-7			橋梁用防護柵製作工		8 - 62	
	3-2-12-8			アンカーフレーム製作工		8 - 62	
	3-2-12-9			プレビーム用桁製作工		8 - 62	
3-2-12-10			鋼製排水管製作工		8 - 62		
3-2-12-11			工場塗装工		8 - 62		



出来形管理写真撮影箇所 目次

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第13節 橋梁架設工	3-2-13-1		架設工	クレーン架設		8 - 62	
				ケーブルクレーン架設		8 - 62	
				ケーブルエレクション架設		8 - 62	
				架設桁架設		8 - 62	
				送出し架設		8 - 62	
				トラベラークレーン架設		8 - 62	
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		8 - 63	
				張芝工		8 - 63	
				筋芝工		8 - 63	
				市松芝工		8 - 63	
				植生シート工		8 - 63	
				植生マット工		8 - 63	
				植生筋工		8 - 63	
				人工張芝工		8 - 63	
				植生穴工		8 - 63	
	3-2-14-3		吹付工 (仮設を含む)	コンクリート		8 - 63	
				モルタル		8 - 63	
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		8 - 63	
				現場吹付法枠工		8 - 63	
	3-2-14-6		2	法枠工	プレキャスト法枠工		8 - 63
				アンカー工		8 - 63	
	第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		8 - 64
3-2-15-2			プレキャスト擁壁工			8 - 64	
3-2-15-3			補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		8 - 64	
				多数アンカー式補強土工法		8 - 64	
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		8 - 64	
3-2-15-4		井桁ブロック工			8 - 64		
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		8 - 64	
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船 バックホウ浚渫船		8 - 64	
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工			8 - 64	

## 出来形管理写真撮影箇所 目次

### 【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
<b>第1章 築堤・護岸</b>							
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	8 - 44	
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 40	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	8 - 44	
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 40	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 46	
	6-1-7-4		護岸付属物工			8 - 65	
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	8 - 47	
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 46	
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	8 - 47	
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 63	
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 43
				巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 43
				かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 43
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 63	
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 63	
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	8 - 37	
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	8 - 43
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	8 - 43
かご枠					3-2-3-27羽口工	8 - 43	
連節ブロック張り					3-2-5-3連節ブロック張り	8 - 46	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 64	
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト 擁壁工	8 - 64	
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固め ブロック工	8 - 42	
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	8 - 42	
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	8 - 42	
	6-1-9-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	8 - 43
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	8 - 43
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	8 - 42	
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	8 - 42	
	6-1-10-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	8 - 43
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	8 - 43
	6-1-10-8		杭出し水制工			8 - 65	

## 出来形管理写真撮影箇所 目次

### 【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 40	
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	8 - 47	
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	8 - 53	
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	8 - 55	
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	8 - 57	
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	8 - 44	
	6-1-11-10		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	8 - 44	
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	8 - 40	
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	8 - 40	
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	8 - 41	
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	8 - 40	
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			8 - 65	
	6-1-13-4		ハンドホール工			8 - 65	
<b>第2章 浚渫（川）</b>							
第2節 浚渫工 （ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工 （民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	8 - 64	
第3節 浚渫工 （グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	8 - 64	
第4節 浚渫工（バックホウ 浚渫船）	6-2-5-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	8 - 64	
<b>第3章 樋門・樋管</b>							
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 45	
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 45	
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 40	
	6-3-5-6	1	2	函渠工	本体工		8 - 65
					ヒューム管		8 - 65
					PC管		8 - 65
					コルゲートパイプ		8 - 65
					ダクタイル鋳鉄管		8 - 65
			PC函渠	3-2-3-28プレキャスト カルバート工	8 - 43		
6-3-5-7		翼壁工			8 - 65		
6-3-5-8		水叩工			8 - 66		
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック 工	8 - 42	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	8 - 42	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	8 - 42	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	8 - 43	
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	8 - 43	
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	8 - 44	
	6-3-7-4		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	8 - 44	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	8 - 44	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	8 - 43	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 40	
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	8 - 42	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
<b>第4章 水門</b>						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	8 - 61
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	8 - 61
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	8 - 62
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	8 - 62
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	8 - 62
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	8 - 61
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	8 - 62
第6節 水門本體工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 45
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 45
	6-4-6-6		矢板工 (遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	8 - 40
	6-4-6-7		床版工			8 - 66
	6-4-6-8		堰柱工			8 - 66
	6-4-6-9		門柱工			8 - 66
	6-4-6-10		ゲート操作台工			8 - 66
	6-4-6-11		胸壁工			8 - 66
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	8 - 65
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	8 - 66
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	8 - 42
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	8 - 42
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	8 - 42
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	8 - 43
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	8 - 43	
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 40
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	8 - 42
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13-1 架設工 (クレーン架設)	8 - 62
	6-4-9-5		架設工 (ケーブルクレーン架設)		3-2-13-1 架設工 (ケーブルクレーン架設)	8 - 62
	6-4-9-6		架設工 (ケーブルエレクション架設)		3-2-13-1 架設工 (ケーブルエレクション架設)	8 - 62
	6-4-9-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13-1 架設工 (架設桁架設)	8 - 62
	6-4-9-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13-1 架設工 (送出し架設)	8 - 62
	6-4-9-9		架設工 (トラベラークレーン架設)		3-2-13-1 架設工 (トラベラークレーン架設)	8 - 62
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 72
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 44
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	8 - 64
第12節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 43
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 73
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 73
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 73
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 73

## 出来形管理写真撮影箇所 目次

### 【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第14節 コンクリート管理 橋上部工(PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁 製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション 桁製作工(購入工)	8 - 41
	6-4-14-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンショ ン桁製作工	8 - 41
	6-4-14-4		プレキャスト セグメント桁製作工 (購入工)		3-2-3-13プレキャスト セグメント桁製作工 (購入工)	8 - 41
	6-4-14-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャスト セグメント主桁組立工	8 - 41
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 72
	6-4-14-7		架設工 (クレーン架設)		3-2-13-1架設工 (クレーン架設)	8 - 62
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工 (架設桁架設)	8 - 62
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	8 - 64
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 76
	第15節 コンクリート管理 橋上部工 (PCホロースラブ 橋)	6-4-15-2		架設支保工(固定)		3-2-13-1架設工
6-4-15-3			支承工		10-4-5-10支承工	8 - 72
6-4-15-4			落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 76
6-4-15-5			PCホロースラブ 製作工		3-2-3-15PCホロースラ ブ製作工	8 - 42
第16節 橋梁付属物工 (コンクリート 管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 43
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 73
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 73
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 73
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 73
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装 工	8 - 47
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	8 - 49
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	8 - 50
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	8 - 52
	6-4-18-9		グースアスファルト 舗装工		3-2-6-11グースアスファ ルト舗装工	8 - 52
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗 装工	8 - 53
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装 工	8 - 55
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	8 - 57
<b>第5章 堰</b>						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	8 - 61
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	8 - 61
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	8 - 61
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手 製作工	8 - 61
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置 製作工	8 - 62
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管 製作工	8 - 62
	6-5-3-9		プレビーム用桁 製作工		3-2-12-9プレビーム用桁 製作工	8 - 62
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵 製作工	8 - 62
	6-5-3-12		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8アンカーフレー ム製作工	8 - 62
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	8 - 61
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	8 - 62

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 45	
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 45	
	6-5-6-5		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	8 - 45	
	6-5-6-6		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	8 - 46	
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 40	
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	8 - 66	
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	8 - 66	
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	8 - 66	
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	8 - 66	
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	8 - 66	
	6-5-6-13		閘門工			8 - 66	
	6-5-6-14		土砂吐工			8 - 66	
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 64	
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 45
		6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 45
6-5-7-5			オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	8 - 45	
6-5-7-6			ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	8 - 45	
6-5-7-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 40	
6-5-7-8			堰本体工			8 - 66	
6-5-7-9			水叩工			8 - 66	
6-5-7-10			土砂吐工			8 - 66	
6-5-7-11			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 64	
第8節 魚道工		6-5-8-3		魚道本体工			8 - 66
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			8 - 66	
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工 (クレーン架設)		3-2-13-1 架設工 (クレーン架設)	8 - 62	
	6-5-10-5		架設工(ケーブル クレーン架設)		3-2-13-1 架設工 (ケーブルクレーン架設)	8 - 62	
	6-5-10-6		架設工(ケーブル エレクション架設)		3-2-13-1 架設工(ケーブ ルエレクション架設)	8 - 62	
	6-5-10-7		架設工 (架設桁架設)		3-2-13-1 架設工 (架設桁架設)	8 - 62	
	6-5-10-8		架設工 (送出し架設)		3-2-13-1 架設工 (送出し架設)	8 - 62	
	6-5-10-9		架設工(トラベラー クレーン架設)		3-2-13-1 架設工(トラベ ラークレーン架設)	8 - 62	
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 62	
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 44	
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	8 - 64	
第13節 橋梁付属物工 (鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 43	
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 73	
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 73	
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 73	
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 73	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第15節 コンクリート管理 橋上部工（PC	6-5-15-2		プレテンション桁製 作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション 桁製作工（購入工）	8 - 41
	6-5-15-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンショ ン桁製作工	8 - 41
	6-5-15-4		プレキャスト セグメント桁製作工 （購入工）		3-2-3-13プレキャストセ グメント桁製作工（購入 工）	8 - 41
	6-5-15-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセ グメント主桁組立工	8 - 41
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 72
	6-5-15-7		架設工 （クレーン架設）		3-2-13-1架設工 （クレーン架設）	8 - 62
	6-5-15-8		架設工 （架設桁架設）		3-2-13架設工 （架設桁架設）	8 - 62
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	8 - 64
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 76
	第16節 コンクリート管理 橋上部工 （PCホロースラブ 橋）	6-4-15-2		架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工
6-4-15-3			支承工		10-4-5-10支承工	8 - 72
6-5-16-4			落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 76
6-5-16-5			PCホロースラブ 製作工		3-2-3-15PCホロースラ ブ製作工	8 - 42
第17節 コンクリート管理 橋上部工 （PC箱桁橋）	6-4-15-2		架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	8 - 62
	6-4-15-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 72
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	8 - 42
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 76
第18節 橋梁付属物工（コン クリート管理橋）	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 43
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 73
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 73
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 73
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 73
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 40
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	8 - 42
<b>第6章 排水機場</b>						
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 45
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 45
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 40
	6-6-4-6		本体工			8 - 67
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			8 - 67
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 45
	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 45
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 40
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 64
	6-6-5-7		コンクリート床版工			8 - 67
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック 工	8 - 42
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 44
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 45
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 45
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 40
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	8 - 67

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
<b>第7章 床止め・床固め</b>							
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 45	
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 40	
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工			8 - 67
				植石張り		3-2-5-5石積（張）工	8 - 47
				根固めブロック		3-2-3-17根固めブロック工	8 - 42
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 64	
	6-7-4-8		水叩工	水叩工			8 - 67
				巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 43
根固めブロック					3-2-3-17根固めブロック工	8 - 42	
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	8 - 67	
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	8 - 67	
	6-7-5-6		側壁工			8 - 67	
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	8 - 67	
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 64	
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	8 - 46	
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	8 - 47	
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	8 - 44	
<b>第8章 河川維持</b>							
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	8 - 37	
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	8 - 53	
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	8 - 47	
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 40	
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 40	
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	8 - 41	
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	8 - 65	
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	8 - 65	
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	8 - 63	



出来形管理写真撮影箇所 目次

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
<b>第9章 河川修繕</b>						
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	8 - 37
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 63
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	8 - 43
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリート ブロック工 (連節ブロック張り)	8 - 46
				コンクリート ブロック張り	3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 46
				石張工	3-2-5-5石積(張)工	8 - 47
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 63
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	8 - 47
	6-9-6-4		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 46
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 40
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	8 - 58
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	8 - 58
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	8 - 58
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型 側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	8 - 44
				集水柵工	3-2-3-30集水柵工	8 - 44
6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	8 - 40	
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 44
	6-9-8-4		コンクリート面 塗装工		3-2-3-11コンクリート面 塗装工	8 - 41

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第8編 斜面对策編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
<b>第3章 斜面对策</b>							
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 63	
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 63	
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 63	
	8-3-4-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	8 - 43
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	8 - 43
	8-3-4-6		アンカー工 (プレキャスト コンクリート板)		3-2-14-6アンカー工	8 - 63	
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	8 - 63	
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 45	
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 64	
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト 擁壁工	8 - 64	
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	8 - 64	
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	8 - 64	
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	8 - 69	
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・ 排水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 44	
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			8 - 68	
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	8 - 44	
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 44	
	8-3-6-7		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	8 - 44	
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			8 - 68	
	8-3-7-5		集水井工			8 - 68	
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 64	
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	8 - 59	
	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 40	
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 45	
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 45	
	8-3-9-5		シャフト工 (深礎工)		3-2-4-6深礎工	8 - 45	
	8-3-9-6		合成杭工			8 - 68	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
<b>第1章 道路改良</b>							
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		8 - 69	
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	8 - 62	
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 63	
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 63	
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 63	
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	8 - 63	
	10-1-5-7			かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	8 - 43
ふとんかご					3-2-3-27羽口工	8 - 43	
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 45	
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 45	
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 64	
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	8 - 64	
	10-1-7-7			補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	8 - 64
					多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	8 - 64
ジオテキスタイルを用いた補強土工法					3-2-15-3補強土壁工	8 - 64	
10-1-7-8			井桁ブロック工	3-2-15-4井桁ブロック工	8 - 64		
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	8 - 46	
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	8 - 47	
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 45	
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 45	
	10-1-9-6		場所打函渠工			8 - 69	
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	8 - 43	
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	8 - 44	
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	8 - 44	
	10-1-10-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	8 - 44	
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	8 - 44	
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 44	
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	8 - 44	
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			8 - 69	
	10-1-11-5		落石防護柵工			8 - 69	
	10-1-11-6		防雪柵工			8 - 69	
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			8 - 69	
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			8 - 69	
	10-1-12-5		遮音壁本体工			8 - 69	

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
<b>第2章 舗装</b>						
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	8 - 47
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	8 - 49
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	8 - 50
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	8 - 52
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	8 - 52
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	8 - 53
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	8 - 55
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	8 - 57
	10-2-4		歩道路盤工			8 - 70
	10-2-4		取合舗装路盤工			8 - 70
	10-2-4		路肩舗装路盤工			8 - 70
	10-2-4		歩道舗装工			8 - 70
	10-2-4		取合舗装工			8 - 70
	10-2-4		路肩舗装工			8 - 70
	10-2-4		表層工			8 - 70
	第5節 排水構造物工 (路面排水工)	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工
10-2-5-4			管渠工		3-2-3-29側溝工	8 - 44
10-2-5-5			集水柵(街渠柵)・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	8 - 44
10-2-5-6			地下排水工		3-2-3-29暗渠工	8 - 44
10-2-5-7			場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 44
10-2-5-8			排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	8 - 44
10-2-5-9			排水性舗装用路肩排水工			8 - 70
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	8 - 40
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		8 - 70
				ラバーシュー		8 - 70
				アンカーボルト		8 - 70
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 40
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 40
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 40
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	8 - 40
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8 - 40
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		8 - 70
		2	大型標識工	標識柱工		8 - 70
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	8 - 40
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	8 - 41
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			8 - 71
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		8 - 71
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		8 - 71
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 43

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
<b>第3章 橋梁下部</b>						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	8 - 61
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			8 - 71
	10-3-3-4		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8アンカーフレ ーム製作工	8 - 62
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	8 - 62
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 45
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 45
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	8 - 45
	10-3-6-6		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	8 - 45
	10-3-6-7		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	8 - 46
	10-3-6-8		橋台躯体工			8 - 71
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 45
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 45
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	8 - 45
	10-3-7-6		オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	8 - 45
	10-3-7-7		ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	8 - 46
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	8 - 46
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		8 - 71
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		8 - 71
	第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
10-3-8-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 45
10-3-8-5			深礎工		3-2-4-6深礎工	8 - 45
10-3-8-6			オープンケーソン 基礎工		3-2-4-7オープンケーソン 基礎工	8 - 45
10-3-8-7			ニューマチック ケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチック ケーソン基礎工	8 - 46
10-3-8-8			鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	8 - 46
10-3-8-9		1	橋脚フーチング工	I型・T型		8 - 72
		2	橋脚フーチング工	門型		8 - 72
10-3-8-10		1	橋脚架設工	I型・T型		8 - 72
		2	橋脚架設工	門型		8 - 72
10-3-8-11			現場継手工			8 - 72
10-3-8-12			現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 44

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁	
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	8 - 44	
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 40	
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	8 - 44	
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	8 - 40	
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 46	
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	8 - 65	
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	8 - 47	
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 46	
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	8 - 47	
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 63	
	10-3-11-8			多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 43
				多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 43
				多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	8 - 43
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 63	
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 63	
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	8 - 37	
	10-3-11-12			羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	8 - 43
			ふとんかご		3-2-3-27羽口工	8 - 43	
			かご枠		3-2-3-27羽口工	8 - 43	
			連節ブロック張り		3-2-5-3連節ブロック張り	8 - 46	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 64	
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト 擁壁工	8 - 64	
<b>第4章 鋼橋上部</b>							
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	8 - 61	
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	8 - 61	
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手 製作工	8 - 61	
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置 製作工	8 - 62	
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管 製作工	8 - 62	
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵 製作工	8 - 62	
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			8 - 72	
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	8 - 61	
	10-4-3-11		鋳造費		3-2-12-1鋳造費	8 - 60	
	10-4-3-12		アンカーフレーム 製作工		3-2-12-8アンカーフレー ム製作工	8 - 62	
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	8 - 62	
	第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工 （クレーン架設）		3-2-13-1 架設工 （クレーン架設）	8 - 62
		10-4-5-5		架設工（ケーブル クレーン架設）		3-2-13-1 架設工 （ケーブルクレーン架設）	8 - 62
10-4-5-6			架設工（ケーブル エレクション架設）		3-2-13-1 架設工（ケー ブルエレクション架設）	8 - 62	
10-4-5-7			架設工 （架設桁架設）		3-2-13-1 架設工 （架設桁架設）	8 - 62	
10-4-5-8			架設工 （送出し架設）		3-2-13-1 架設工 （送出し架設）	8 - 62	
10-4-5-9			架設工（トラベラー クレーン架設）		3-2-13-1 架設工（トラ ベラークレーン架設）	8 - 62	
10-4-5-10		1		支承工	鋼製支承		8 - 72
		2		支承工	ゴム支承		8 - 72

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 44
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	8 - 64
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 43
	10-4-8-3		落橋防止装置工			8 - 73
	10-4-8-5		地覆工			8 - 73
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			8 - 73
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			8 - 73
	10-4-8-8		検査路工			8 - 73
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	8 - 45
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	8 - 45
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	8 - 72
				T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	8 - 72
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13-1架設工	8 - 62
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 44
<b>第5章 コンクリート鋼上部</b>						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	8 - 62
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	8 - 62
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	8 - 61
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	8 - 61
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	8 - 62
	10-5-3-7		casting 費		3-2-12-1 casting 費	8 - 60
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	8 - 41
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	8 - 41
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	8 - 41
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	8 - 41
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	8 - 41
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 72
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	8 - 62
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（架設桁架設）	8 - 62
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	8 - 64
	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 76
第6節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		8 - 73
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 72
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13-1架設工（クレーン架設）	8 - 62
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（架設桁架設）	8 - 62
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	8 - 64
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 76

出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第7節 PCホロースラブ 橋工	10-5-7-2		架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	8 - 62
	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 72
	10-5-7-4		PCホロースラブ 製作工		3-2-3-15PCホロースラ ブ製作工	8 - 42
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 76
第8節 RCホロースラブ 橋工	10-5-8-2		架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	8 - 62
	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 72
	10-5-8-4		RC場所打ホロー スラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラ ブ製作工	8 - 42
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 76
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラ ブ製作工	8 - 43
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-2		架設支保工（固定）		3-2-13-1架設工	8 - 62
	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 72
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	8 - 42
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-16-22-4落橋防止装置工	8 - 76
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	8 - 42
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	8 - 72
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13-1架設工 （片持架設）	8 - 62
第12節 PC押出し箱桁橋 工	10-5-12-2		PC押出し箱桁製作 工		3-2-3-16PC押出し箱桁 製作工	8 - 42
	10-5-12-3		架設工 （押出し架設）		3-2-13-1架設工 （押出し架設）	8 - 62
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 43
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 73
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 73
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 73
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 73
<b>第6章 トンネル（NATM）</b>						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			8 - 74
	10-6-4-4		ロックボルト工			8 - 74
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			8 - 74
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリー ト工	8 -
	10-6-5-5		床版コンクリート工			8 - 74
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			8 - 74
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	8 -
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			8 - 75
	10-6-8-5		明り巻工			8 - 75



出来形管理写真撮影箇所 目次

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
<b>第12章 電線共同溝</b>						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		8 - 75
	10-12-5-3		プレキャスト ボックス工	特殊部		8 - 75
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部		8 - 75
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			8 - 75
<b>第14章 道路維持</b>						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	8 - 58
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	8 - 58
	10-14-4-5		切削オーバーレイ工			8 - 76
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	8 - 58
	10-14-4-7		路上再生工			8 - 76
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装 工	8 - 55
	10-14-4-11		グルーピング工			8 - 76
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	8 - 44
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	8 - 44
	10-14-5-5		集水柵・ マンホール工		3-2-3-30集水柵工	8 - 44
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	8 - 44
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 44
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	8 - 44
第6節 防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 40
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 40
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 40
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	8 - 40
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8 - 40
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	8 - 70
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	8 - 41
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	8 - 71
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	8 - 71
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 64
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト 擁壁工	8 - 64
第11節 石・ブロック積 (張) 工	10-14-11-3		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 46
	10-14-11-4		石積(張) 工		3-2-5-5石積(張) 工	8 - 47
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	8 - 69
	10-14-12-5		プレキャスト カルバート工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	8 - 43
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 63
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 63
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 63
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	8 - 63
	10-14-13-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	8 - 43 8 - 43

## 出来形管理写真撮影箇所 目次

### 【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第15節 橋梁付属物工	10-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	8 - 43
	10-14-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 73
	10-14-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 73
	10-14-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 73
	10-14-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 73
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面 塗装工		3-2-3-11コンクリート面 塗装工	8 - 41
<b>第16章 道路修繕</b>						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			8 - 76
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製 作工	8 - 62
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	8 - 58
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	8 - 58
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレ イ工	8 - 76
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	8 - 58
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	8 - 76
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装 工	8 - 55
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	8 - 44
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	8 - 44
	10-16-6-5		集水枡・ マンホール工		3-2-3-30集水枡工	8 - 44
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	8 - 44
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	8 - 44
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	8 - 44
第7節 縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	8 - 40
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 40
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	8 - 40
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	8 - 40
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	8 - 40
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	8 - 40
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	8 - 70
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	8 - 40
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	8 - 41
	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	8 - 71
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	8 - 71
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	8 - 64
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト 擁壁工	8 - 64
第15節 石・ブロック積 (張)工	10-16-15-3		コンクリート ブロック工		3-2-5-3コンクリート ブロック工	8 - 46
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	8 - 47

## 出来形管理写真撮影箇所 目次

### 【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する 写真管理基準	頁
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	8 - 69
	10-16-16-5		プレキャスト カルバート工		3-2-3-28プレキャスト カルバート工	8 - 43
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	8 - 63
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	8 - 63
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	8 - 63
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	8 - 63
	10-16-17-7			かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工
ふとんかご					3-2-3-27羽口工	8 - 43
第18節 落石雪害防止工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	8 - 69
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	8 - 69
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	8 - 69
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	8 - 69
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	8 - 76
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	8 - 72
	10-16-21-4		P C橋支承工		10-4-5-10支承工	8 - 72
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-4		落橋防止装置工			8 - 76
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	8 - 73
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	8 - 73
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	8 - 73
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	8 - 73
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	8 - 44
	10-16-25-6		コンクリート面 塗装工		3-2-3-11コンクリート面 塗装工	8 - 41

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-2
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-3
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 〔締固め時〕		
						法長 幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-4
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所 に1回〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-5
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-6

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-2
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-3
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる 毎に1回 〔締固め時〕		
						法長 幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工（盛土部）	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	代表箇所 各1枚	1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所 各1枚	1-3-7-4
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	代表箇所 各1枚	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所1回 〔打込前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-4
						変位	40m又は1施工箇所1回 〔打込後〕		
						数量	全数量 〔打込後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	施工状況	種別毎に1回 〔施工中〕	不要	3-2-3-5
						出来ばえ	種別毎に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所1回 〔施工後〕	不要	3-2-3-6
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	不要	3-2-3-7
						パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	不要	3-2-3-8
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	不要	3-2-3-8
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	不要	3-2-3-9
						施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕		



出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	不要	3-2-3-10
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-11
						素地調整状況 (塗替)			
						塗装状況	各層毎につき1回 〔塗装後〕		
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1 スパンにつき1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-12
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1 スパンにつき1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-12
3	2	3	13		ポストテンション桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎につき1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-13
						幅(上) 幅(下) 厚さ 高さ			
						中詰め及び グラウト状況	1 スパンにつき1回 〔施工時〕		
3	2	3	14	1	プレキャストセグメント 製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1 スパンにつき1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-14
3	2	3	14	2	プレキャストセグメント 主桁組立工	組立状況	1 スパンにつき1回 〔組立時〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-14

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	15		P Cホロースラブ製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-15
						幅厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	1	P C箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-16
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	2	P C押し箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-16
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-17
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-2-18
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-19
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	1 施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-22

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	設置状況	1 スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-24
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1 スパンに1回 〔設置後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-24
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-26
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-26
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-27
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-27
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-28
						※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所に1回 (※印は場所打ちのある場合) 〔埋戻し前〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	不要	3-2-3-29
3	2	3	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-29
3	2	3	29	3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	不要	3-2-2-29
3	2	3	30		集水柵工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所 に 1 回 〔型枠取外し後〕	不要	3-2-3-30
3	2	3	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-3-31
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕		
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	3-2-4-1
3	2	4	3	1	基礎工護岸(現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-3

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	4	3	2	基礎工護岸 (プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-3
3	2	4	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所 に1回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-4
						根入長	1施工箇所 に1回 〔打込前〕		
						数量	全数量 〔打込後〕		
						杭頭処理状況	1施工箇所 に1回 〔処理前、中、後〕		
3	2	4	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所 に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-5
						偏心量	1施工箇所 に1回 〔打込後〕		
						数量、杭径	全数量 〔杭頭余盛部の 撤去前、杭頭処理後〕		
						杭頭処理状況	1施工箇所 に1回 〔処理前、中、後〕		
						鉄筋組立状況	1施工箇所 に1回 〔組立後〕		
3	2	4	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	代表箇所 各1枚	3-2-4-7
						偏心量	全数量 〔施工後〕		
						数量、基礎径			
						ライナープレート 設置状況	1施工箇所 に1回 〔掘削後〕		
						土質	土質の変わる毎 に1回 〔掘削中〕		
						鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕		
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	全枚数	3-2-4-7
						ケツの長さ	1ロットに1回 〔設置後及び型枠 取外し後〕		
						ケツの幅			
						ケツの高さ			
						ケツの壁厚			
						偏心量			
						鉄筋組立状況			
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕		
封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕								

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン 基礎工	沓	1基に1回〔据付後〕	全枚数	3-2-4-8
						ケーソンの長さ	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
						ケーソンの幅			
						ケーソンの高さ			
						ケーソンの壁厚			
						偏心量			
						鉄筋組立状況			
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
封鎖コンクリート	1基に1回〔施工時〕								
打設状況									
中埋状況									
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回□据付後〕	全枚数	3-2-4-9
						根入長	1基に1回 〔設置後〕		
						偏心量			
						鉄筋組立状況			
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート	1基に1回〔施工時〕		
打設状況									
中埋状況									
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-3
						法長又は高さ 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕		
						基礎コンクリート 水抜管 吸出し防止材	40m又は1施工箇所1回 〔施工中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	法長又は高さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	代表箇所 各1枚	3-2-5-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-3

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-4
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
						基礎 水抜管 吸出し防止材	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-5-5
						法長 厚さ (石積・張)	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
						基礎 水抜管 吸出し防止材	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000m <sup>2</sup> に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切取りコア厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		



出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切取りコア厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						修正状況			
						厚さ			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						抜き取りコア厚さ	全数量 〔抜き取り後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-8
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						浸透性ミルク 注入状況	400mに1回 〔注入時〕		
						抜き取りコア厚さ	全数量 〔抜き取り後〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						修正状況			
						厚さ			
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎、測定基準箇所に 準ずる 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						抜き取りコア厚さ	全数量 〔抜き取り後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						抜き取りコア厚さ	全数量 〔抜き取り後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-9
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-10
						タックコート	各層毎に1回 〔塗布時〕		
						抜き取りコア厚さ	全数量 〔抜き取り後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎、測定基準箇所に 準ずる 〔修正後〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-11
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000m <sup>2</sup> に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切取りコア厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕		
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕		
						目地段差	1工事に1回		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000m <sup>2</sup> に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	校正状況	400mに1回 〔校正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切取りコア厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔校正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-12
						転圧状況	〔施工中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕		
					平坦性	1工事に1回 〔実施中〕			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況	〔施工中〕		
						校正状況	各層毎400mに1回 〔校正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔校正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔校正後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000m <sup>2</sup> に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						転圧状況			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎、測定基準箇所に 準ずる 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-13
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切り取りコア厚さ	全数量 〔抜取後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		



出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎、測定基準箇所に 準ずる 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-14
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						切取りコア厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 延長 厚さ(基準高)	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-15
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-16
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-6-17
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕		
						切取りコア厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-2
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-3

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	7	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-5
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-6
3	2	7	7	8	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクション パイル工)	打込長さ 出来ばえ	200m2又は1施工箇所 に1回 〔打込み前後, 施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-7
						杭径 位置・間隔	200m2又は1施工箇所 に1回 〔打込後〕		
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕		
3	2	7	9		固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	杭径 位置・間隔	1 施工箇所に 1 回 〔打込後〕	代表箇所 各1枚	3-2-7-9
						深度	1 施工箇所に 1 回 〔打込前後〕		
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所 に1回 〔打込前〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
						数量	全数量 〔打込後〕		
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	1 施工箇所に 1 回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
						配置誤差	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所 に1回 ただし、根入部は40m に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-5
3	2	10	9		地中連続壁工 (壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-9
3	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-10-10
3	2	10	22		法面吹付工		第3編2-14-3 吹付工に準ずる		3-2-10-22
3	2	12	1	1	casting fee (metal support work)	製作状況	適宜 〔製作中〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-1

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3	2	12	1	2	鑄造費（大型ゴム支承工）	製作状況	適宜 [製作中]	代表箇所 各1枚	3-2-12-1
3	2	12	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-1
						製作状況	適宜 [製作中]		
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1 施工箇所に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-1
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション 仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	※シミュ レーション 仮組立検査 の場合は仮 組立寸法を 省略
						製作状況	適宜 [製作中]		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を 実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-3
						製作状況	適宜 [製作中]		
3	2	12	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-4
						製作状況	適宜 [製作中]		
3	2	12	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-5
						製作状況	適宜 [製作中]		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-6
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-7
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-8
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-9
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-10
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-12-11
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工	1		架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	3-2-13-1

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-2
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m2又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-2
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
						厚さ(検測孔)	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕		
						アンカーピンの本数	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m2又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-3
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
						アンカーピンの本数	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕		
						厚さ(検測孔)	200m2又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	1	法粋工 (現場打法粋工) (現場吹付法粋工)	法長 幅 高さ 粋中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	2	法粋工 (プレキャスト法粋工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	3-2-14-6
						防錆油の充填状況	10箇所に1回〔施工中〕		
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-15-1
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況 高さ	200m又は1施工箇所1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	3-2-15-2
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度 控え	120m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-15-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	3-2-15-4
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕		
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工	3		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1 施工箇所1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	3-2-16-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	1		床版工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1 スパンに1回 〔打設前後〕	代表箇所 各1枚	3-2-18-1



出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
6	河川編	1	7	4	護岸附属物工	幅 高さ	1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-1-7-4	
6	河川編	1	10	8	杭出し水制工	径 杭長 幅 方向 間隔	1 施工箇所 to 1 回 〔打込み前〕 1 施工箇所 to 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-1-10-8	
6	河川編	1	13	3	配管工	配管状況	100m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	不要	6-1-13-3	
6	河川編	1	13	4	ハンドホール工	据付け状況 厚さ 幅 高さ	40m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工中〕 100m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	不要	6-1-13-4	
6	河川編	3	5	6	1	函渠工 (本体内)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1 施工箇所に 1 回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各 1 枚	6-3-5-6
6	河川編	3	5	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m 又は 1 施工箇所に 1 回 〔巻立前〕	不要	6-3-5-6
6	河川編	3	5	7	翼壁工	厚さ 幅 高さ 長さ	1 施工箇所に 1 回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各 1 枚	6-3-5-7	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6	河川編	3	5	8	水叩工	厚さ 幅 高さ 長さ	1 施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	6-3-5-8
6	河川編	4	6	7 8 9 10 11	床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ 長さ	1 施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	6-4-6-7
6	河川編	5	6	13 14	閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-6-13 6-5-6-14
6	河川編	5	7	8 9 10	堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
6	河川編	5	8	3	魚道本体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎につき1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-8-3
6	河川編	5	9	2	管理橋橋台工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	6-5-9-2

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
6	河川編	6	4	6	機場本 体工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-6-4-6
6	河川編	6	4	7	燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	適宜	6-6-4-7
6	河川編	6	5	7	コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-6-5-7
6	河川編	7	4	6	本体工 (床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-7-4-6
6	河川編	7	4	8	水叩工	幅 高さ	測定箇所毎に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-7-4-8
6	河川編	7	5	6	側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に 1 回 〔施工後〕	代表箇所 各 1 枚	6-7-5-6

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第8編 斜面对策編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
8	3	6	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	不要	8-3-6-4
8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	8-3-7-4
8	3	7	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	8-3-7-5
8	3	9	6		合成杭工	偏心量	1施行箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	8-3-9-6
						数量			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	代表箇所 各1枚	10-1-3-2
10	1	9	6		場所打函渠工	厚さ 幅（内空） 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-1-9-6
10	1	11	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-4
10	1	11	5		落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-5
10	1	11	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-6
10	1	11	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-11-7
10	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 （施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	適宜	10-1-12-5
10	1	12	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-1-12-5

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	10-2-4
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕		
						修正状況	400mに1回 〔修正後〕		
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	代表箇所 各1枚	10-2-4
						抜取りコブ厚さ	全数量 〔抜取り後〕		
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕		
						据付状況	200m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕		
10 道路編	2 舗装	5 排水構造 物工（路面 排水工）	9		排水性舗装用 路肩排水工		不要	10-2-5-9	
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工） （ラバーシュー） （アンカーボルト）	<コンクリート工> 各部の厚さ 各部の長さ <ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ <アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-2-7-4
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	適宜	10-2-9-4
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ	1施工箇所に1回	適宜	10-2-9-4

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10	2	12	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	不要	10-2-12-5-1
10	2	12	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	据付け状況	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	不要	10-2-12-5-2
						厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
10	2	12	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所 に1回 (施工前は必要に 応じて) 〔施工前後〕	適宜	10-2-12-6
10	3	3	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工 事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	10-3-3-3
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工 事に1回 〔仮組立時〕		
10	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-3-6-8
10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-3-7-9
10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-3-7-9

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10	3	8	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-3-8-9
10	3	8	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-3-8-9
10	3	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	10-3-8-10
10	3	8	10	2	橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	代表箇所 各1枚	10-3-8-10
10	3	8	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所につき1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-3-8-11
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋につき1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	10-4-3-9
						製作状況			
10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	支承取付状況	1スパンにつき1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	10-4-5-10
10	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	支承取付状況	1スパンにつき1回 〔取付後〕	代表箇所 各1枚	10-4-5-10



出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10	4	8	3		落橋防止装置工	アンカーボルト 孔の削孔長	1 施工箇所に1回 〔削孔後〕	代表箇所 各1枚	10-4-8-3
10	4	8	5		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-4-8-5
10	4	8	6	7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-4-8-6 10-4-8-7
10	4	8	8		検査路工	幅 高さ	1 施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-4-8-8
10	5	6	2		プレビーム桁製作工 (現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	10-5-6-2
					製作状況	適宜 〔製作中〕			
					仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕			
					幅 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	10-6-4-3
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕		
						吹付面の 清掃状況	80mに1回 〔清掃後〕		
						金網の 重合せ状況	80mに1回 〔2次吹付前〕		
						吹付け厚さ (検測孔)	80mに1回 〔吹付後〕		
10 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は 80mに1断面〔穿孔中〕	代表箇所 各1枚	10-6-4-4
						ロックボルト 注入状況	施工パターン毎又は 80mに1断面〔注入中〕		
						ロックボルト 打設後の状況	施工パターン毎又は 80mに1断面〔打設後〕		
10 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	代表箇所 各1枚	10-6-5-3
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕		
						幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
10 道路編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-6-5-5
10 道路編	6 トンネル (NATM)	6 インバート工	4		インバート本体工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	10-6-6-4
						幅(全幅)	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10	6	8	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	10-6-8-4
10	6	8	5		明り巻工	覆工(巻立空間)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠組立後〕	代表箇所 各1枚	10-6-8-5
						覆工(厚さ)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕		
						幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
10	12	5	2		管路工(管路部)	敷設状況	100m又は1施工箇所に1回 〔敷設後〕	代表箇所 各1枚	10-12-5-2
10	12	5	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔据付後〕	代表箇所 各1枚	10-12-5-3
10	12	5	4		現場打ちボックス工 (特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	代表箇所 各1枚	10-12-5-4
10	12	6	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	不要	10-12-6-2

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	10-14-4-5
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕		
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	10-14-4-7
						整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	11		グレーピング工	出来ばえ	施工日に1回 (施工前後)	不要	10-14-4-11
10 道路編	16 道路維持	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	代表箇所 各1枚	10-16-3-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
10 道路編	16 道路維持	22 橋梁付属物工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 (材料搬入時)	代表箇所 各1枚	10-16-22-4
						出来ばえ	適宜 (施工中)		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
その他					舗装工関係 橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所 〔施工中〕	代表箇所 各1枚	その他		
					トンネル関係 トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所 〔埋戻し前〕	代表箇所 各1枚	その他		
					トンネル関係 トンネル(矢板工法)	岩質	岩質の変わる毎 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	その他		
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕		その他		
						巻立て空間	1セントル 〔型枠組立て後〕		その他		
						覆工厚さ	1セントル 〔型枠除去後〕		その他		
						埋設支保工 (建込間隔、寸法、基数)	100m又は1施工箇所 〔建込後〕		その他		
						湧水処理工 設置状況	全数量 〔設置後〕		その他		
						集水渠(幅、高さ、位置)	100m又は1施工箇所 〔設置後〕		代表箇所 各1枚	その他	
						地下排水工 (管接合据付状況)					
							地下排水工 (フィルター厚さ)		100m又は1施工箇所 〔投入前後〕	代表箇所 各1枚	その他
							インバート厚さ		40m又は1施工箇所 〔埋戻し前〕		その他
						矢板設置状況	岩質の変わる毎 〔設置後〕	その他			
						グラウト 材料使用量	全数量 〔使用前〕	その他			
					シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	その他		
						セグメント 組立状況	1工事に1回 〔組立後〕		その他		
						二次覆工 (セグメント 清掃状況)	1工事に1回 〔清掃後〕		その他		
						二次覆工の厚さ	1スパンに1回 〔型枠取外し後〕		その他		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
そ の 他					維持 修繕 工 関 係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	不要	その他
						コンクリート舗装	目地掃除	3,000m <sup>2</sup> に1回 〔施工前後〕	不要	その他
							目地充填	3,000m <sup>2</sup> に1回 〔施工後〕		その他
							注入工、削孔状況 (位置、間隔)	2,000m <sup>2</sup> に1回 〔削孔後〕		その他
							注入工、注入圧	2,000m <sup>2</sup> に1回 〔注入時〕		その他
							目地亀裂防止材、 張付け状況	3,000m <sup>2</sup> に1回 〔張付け後〕		その他
							局部打換、 各層厚さ	各層毎100mに1回 又は1施工箇所に1回 〔施工前後〕		その他
					路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回 又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所 各1枚	その他	
					道路除草	出来ばえ	2kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	適宜	その他	
					路肩整正	出来ばえ	1kmに1回	適宜	その他	
					新設、更新、修理 防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	その他	
					新設、更新、修理 標識類	基礎幅、 深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	その他	
					新設、更新、修理 照明灯	基礎幅、 深さ、 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜	その他	
					視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕	適宜	その他	
					清掃(路面、標識、 側溝、集水柵)	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	適宜	その他	
					区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	適宜	その他	
						材料使用量	全数量 〔施工前後〕	適宜	その他	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
その他					維持修繕工関係	街路樹植樹	出来ばえ	適宜 [施工前後]	適宜	その他	
						街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 [施工前後]	適宜	その他	
						街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本に1回, グリーンベルト100mに1回 [施工前後]	適宜	その他	
							材料使用量	全数量 [施工前後]	適宜		
						街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本に1回, グリーンベルト100mに1回 [施工中]	適宜	その他	
							材料使用量	全数量 [施工前後]	適宜		
						街路樹雪囲	出来ばえ	適宜 [施工後]	適宜	その他	
						排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 [施工中]	適宜	その他	
						凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 [施工中]	適宜	その他	
							材料使用量	全数量 [施工前後]	適宜	その他	
						河川除草	出来ばえ	1kmに1回 (1回刈毎) [施工前後]	適宜	その他	
						鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、 間隔、 継手寸法	打設ロット毎に1回 又は1施工箇所毎に1回 [組立後]	適宜	その他
							コンクリート打設	打継目処理、 締固施工状況	工種種別毎に1回 [施工時]	1 施工 ブロック 各1枚	その他
							養生	養生状況	工種種別毎に1回、 養生方法毎に1回 [養生時]		その他





## 9 段階確認等



## 9 段階確認等

### 9.1 材料承諾・確認

#### 9.1.1 目的

土木工事共通仕様書第2編 第1章 第2節 工事材料の品質 1. 一般事項に、「受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。」と規定されている。

また、同節 4. 見本・品質証明資料文中に、「設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。」と規定されている。

#### 9.1.2 実施要領

##### (1) 材料承諾願

設計図書において指定された工事材料の使用にあたっては、材料搬入前に材料承諾願により監督職員の承諾を得るものとし、承諾を得た後現場へ搬入するものとする。

##### (2) 材料確認

設計図書において現場確認が必要な工事材料がある場合は、監督職員と協議の上、臨場確認を受けるものとする。

##### (3) 写真管理

材料確認の写真撮影は、写真管理基準によるものとする。

## 9.2 段階確認・立会事項

### 9.2.1 目的

段階確認、立会については、「土木工事共通仕様書」及び「工事請負契約書」に下記のとおり規定されている。

#### 第3編 第1章

#### 3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等

##### 1. 立会依頼書の提出

受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

##### 2. 監督職員の立会

監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

##### 3. 確認、立会の準備等

受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。なお、監督職員が製作工場において確認を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

##### 4. 確認及び立会の時間

監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

##### 5. 遵守義務

受注者は、契約約款第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっては、契約約款第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

##### 6. 段階確認

段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1)受注者は、表3-1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- (2)受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (3)受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。
- (4)受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

##### 7. 段階確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

また、立会については「工事請負契約書」に下記のとおり規定されている。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会の上施工するものと指定された工事については、当該立会を受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

#### 9.2.2 実施上の留意点

段階確認の方法には臨場確認と机上確認があり、その取扱いも異なるので留意する。確認又は立会いが完了しないと施工の続行ができず、工程に影響を来たすので確認・立会い計画を作成し計画的に願い出るよう留意する。

##### (1) 定義

###### 1) 立会

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 35. 立会に、「立会とは、契約図書に示された事項について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」と定義されている。

###### 2) 段階確認

土木工事共通仕様書第3編 3-1-1-1 用語の定義 2. 段階確認に、「段階確認とは、設計図書に示された施工段階、監督職員の指示した施工途中の段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。」と定義されている。

#### 9.2.3 実施要領

##### (1) 立会の願い出

立会願の所定の様式は「工事打合せ簿（様式2-1）」を標準とするが、監督職員の了解が得られればこの限りではない。立会願には必要に応じて関係資料の写しを添付する。

##### (2) 立会の実施

監督職員は願い出により臨場し、施工等の立会を行う。

立会は、設計図書に指定及び監督職員が指示する工事施工の立会等である。

##### (2) 段階確認の報告

段階確認は、土木工事共通仕様書 第3編 3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等表 3-1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は事前に段階確認に係わる報告（段階確認一覧表内の種別、細別、確認の予定時期）を監督職員に提出しなければならない。

なお、段階確認に係わる報告については、下記の方法が挙げられるが、下記の方法以外の提出も含めて、事前に監督職員に確認するものとする。

- ① 工事打合せ簿（様式 2-1）による整理
  - ② 施工計画書－施工方法の工種フロー内に明記
  - ③ 週間工程表による確認
- (4) 段階確認の実施
- 段階確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認が得られない場合は、施工管理記録、写真等の資料を準備、提出し机上確認を受けることが出来る。

## 1 0 安全管理





## 10 安全管理

### 10.1 目的

建設工事の増大並びに大型化に伴い、労働災害は増加の傾向にあると共に、全産業と比較しても相変わらず高率を示している現状である。

建設工事の安全管理は、昭和47年に労働基準法から独立、立法された労働安全衛生法及び同施行令、同規則に基づいて実施することになっており、これらの法令は危険防止基準の確立、事業場内における責任体制の明確化、事業者の自主的活動の促進措置等を定めている。

安全管理の徹底を図るためには、安全ポケットブック（福岡建設労務安全研究会：編集・発行）等を活用し、上記労働安全衛生法等の法令に加え、火薬類取締法、建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）その他各種の法令に準拠して、直接作業に従事する労働者の労働災害を防止するのみならず、現場周辺の住民、住宅等、一般通行人等に対する公衆災害の防止に努めなければならない。

### 10.2 安全管理上の留意点

#### 10.2.1 安全管理計画

具体的な安全対策を立案し、施工計画書に記載し実施する。その主要事項は次のとおりである。

- (1)安全衛生管理、火災予防、災害防止等の管理機構及び活動方針
- (2)安全、衛生教育方針
- (3)安全教育訓練
- (4)仮設備工事の安全対策
- (5)工事作業の安全対策
- (6)工事車両の安全対策
- (7)通行車両、歩行者及び沿道物件（地下埋設物等含む）に対する安全対策

#### 10.2.2 安全衛生管理体制の確立

労働安全衛生法に基づく安全衛生管理組織には、一般的な安全衛生管理組織と、数社の下請業者が一つの場所で混在して作業を行う場合の二通りがあり、それぞれの形態でその管理組織は異なるので留意する。ただ、管理組織を設けるための常時使用する労働者数が規定されているが、これに満たない場合も準用して組織を設けることが望ましい。

#### 10.2.3 安全衛生教育

労働者の雇い入れ時（作業内容の変更も含む）の教育、危険又は有害な業務につかせるときの特別教育、及び職長等の教育については、法の規定するところにより確実に実施しなければならない。

#### 10.2.4 安全教育訓練

施工計画書に、個々の工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な活動計画を作成する。

工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全・訓練等を実施する。

- (1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2)当該工事内容の周知徹底
- (3)工事安全に関する法令、通達、指針の周知徹底
- (4)当該工事における災害対策訓練

- (5)当該工事現場で予想される事故対策
- (6)その他、安全・訓練等として必要な事項

#### 10.2.5 有資格者の標示

各作業主任者、車両系建設機械運転者等それぞれ資格を必要とするので、その確認を行っておくと共に、現場の見易い所に標示、掲示を行っておく。異動が生じたら、標示板の書き替え等配慮する。

#### 10.2.6 現場巡回

安全巡視員の設置については義務付けられているが、受注者の社内における現場巡回、又は隣接等受注者との連携における相互巡回、工事安全協議会等による巡回も計画する。

#### 10.2.7 作業手順書

作業手順書を具体的に作成し、各作業の安全対策、安全衛生教育及び安全訓練等に随時活用を図ること。

#### 10.2.8 安全巡視日誌

日誌の様式は、各受注者によって相違しているが、下記事項については最低記入するよう留意する。

- (1)巡視時間
- (2)点検項目（各現場の状況に応じて具体的な点検項目を定める。）
- (3)指示事項に対する是正確認の時間、及び確認者のサイン等

#### 10.2.9 その他

「安全教育訓練実施資料」は実施状況の提示とし、具体的な実施内容の提出は不要とする。

### 10.3 事故報告

「土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-29 事故報告書」に規定されているとおり、受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、福岡市公共工事にかかる事故報告要領に基づいて報告しなければならない。

事故速報の様式は、福岡市ホームページの「創業・産業・ビジネス」→「公共工事・技術情報」→「公共工事の技術情報」→「公共工事の安全対策について」  
(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/anzen.html>)  
→「公共工事にかかる事故報告要領」の標準様式を使用する。

# 1 1 再生資源



## 1 1 再生資源

### 11.1 再資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）

再生資源利用計画書（実施書）や再生資源利用促進計画書（実施書）の作成は、全ての工事が対象となる。

作成にあたっては、原則、建設副産物情報センター（<http://www.recycle.jacic.or.jp/>）のWEBオンラインシステム「建設副産物情報交換システム」により、元請業者がデータ入力・登録後、写しを工事着手時（施工計画書に含め）に監督職員に提出、工事完了後には実施書を発注者に提出する。監督職員は提出された実施書を一件書類へ添付する。建設副産物情報交換システムを導入していない場合は、「再生資源利用計画書（実施書）」や「再生資源利用促進計画書（実施書）」の提出でも可とする。

なお、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-18 建設副産物 5. 再生資源利用計画、6. 再生資源利用促進計画、7. 処理場所及び処理業者の変更、8. 実施書の提出 9. 建設副産物情報交換システムには以下のように規定されている。

#### 5. 再生資源利用計画

受注者は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

#### 6. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

#### 7. 処理場所及び処理業者の変更

受注者は処理場所及び処理業者の変更を生じる場合は、事前に監督職員に届出て変更の承諾を受けなければならない。

#### 8. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。

#### 9. 建設副産物情報交換システム

受注者はコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。

なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。建設副産物情報交換システムを導入していない場合は、「再生資源利用実施書」や「再生資源利用促進実施書」の提出でも可とする。

### 11.2 再利用の促進

福岡市が発注する工事において発生する建設廃材および使用する再生材については、積極的に再利用を推進するものとする。

#### (1) 建設廃材の適正処理

建設廃材について再生可能なものは、全て中間処理施設へ搬入することを原則とする。

なお、搬入にあたっては適正に資材の判別を行い搬入すること。

#### (2) 再生材の使用

再生材の使用を原則とし、その使用にあたっては、再生路盤材及び再生裏込め・基礎材については認定再利用施設の製品を、再生加熱アスファルト混合物についてはアスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された混合物を使用することを原則とする。

ただし、夜間作業や使用量が少ない時には、あらかじめ再生材製造業者と協議を行うこととする。

### (3) 再生材の使用に関する注意事項

1) 再生加熱アスファルト混合物は、工事現場から40Km及び1.5時間の範囲内で利用することとし、工事目的物に要求される合材の温度等の品質管理に注意すること。

2) 再生加熱アスファルト混合物の使用にあたっては、資源再利用の観点から、できるだけ再生骨材の混入が多いものとするが、混入率30%以上のものを使用すること。

3) 路盤材及び裏込め・基礎材の使用にあたり、再生材と新材の混合再生材を使用する場合は、再生材の混入率50%以上のものとする。

4) 契約後、監督員は再生材使用について、再生材の安定供給を図ることから、再生材製造業者と現場供給に関する協議を行うよう、受注者の指導を行うこと。

## 11.3 再利用施設の認定

再生材として使用する再生路盤材及び再生裏込め・基礎材等の再生材料を製造する混合所（以下「再利用施設」という。）は、次の要件に適合する施設とし再生材の安定供給、品質管理等を図るために、再利用施設の認定を行うもの。

なお、再利用施設の認定状況については「認定施設等一覧表」によるものとする。

### (1) 再利用施設としての要件

①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による、中間処理業の許可を受けた施設であること。

②「舗装再生便覧」にいう、混合所に適合する施設であること。

③市の公共工事に伴う建設廃材等の、受け入れ体制が整備された施設であること。

④資材の供給において、制約のない施設であること。

### (2) 混合再利用施設としての要件

①「碎石法」による、採取計画の認可を受けた施設であること。

②混合材は再利用施設で製造されたものとする。

③資材の供給において、制約のない施設であること。

## 11.4 建設発生土

土木工事共通仕様書第1編 第1編 1-1-1-18 建設副産物 11. 建設発生土受入承諾書において以下のように規定されている。

### 9. 建設発生土受入承諾書

受注者は、建設発生土の処理にあたり、事前に「建設発生土受入承諾書」を監督職員に提出しなければならない。

#### 1) 処理確認

認定施設一覧表に記載の指定処分場および建設発生土リサイクルプラント以外への搬出は、工事中に最低1回、施工計画書に記載された処分場の搬入・処分状況について監督員の立会が必要。ただし、やむを得ない場合は現場代理人等の立会に代えることができる。

## 2) 交通安全対策

処分場等に搬入する工事車両においては、交通安全が図られるよう、法定速度を厳守する等、受注者への指導徹底を図ること。

また、本市の指定処分場に土砂搬入を行う車両については、発注局及び処分場名を記入し、外から確認できる場所（フロントガラス等）に必ず掲示すること。



## 11.5 産業廃棄物処理に関する運用基準

### [1. 目的・適用]

昭和60年4月1日制定「建設工事から発生する産業廃棄物の処理料の設計計上要領」（以下「設計計上要領」）に基づく運用基準を定め、産業廃棄物の適正な処理を行うことを目的とする。

### [2. 監督業務]

#### 1. 施工計画書の確認

監督員は、受注者が工事着手前に提出する施工計画書の内容確認を以下により行う。

##### (1) 処分先の確認

廃棄物の処理処分施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいた適正な処理・処分施設であること。

- ・コンクリート殻及び路盤材使用の鉞さい  
福岡市認定再利用施設であること。

- ・アスファルト殻

中間処理施設のうち、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された製品を製造する混合所が併設された施設であること。

- ・建設汚泥

中間処理後に資材として有価で販売することを目的とした中間処理施設等については、事前に産業廃棄物処分業許可証の内容等により、汚泥発生量に見合うリサイクルが可能な施設であること。

なお、最終処分についても許可書の内容等により、汚泥の発生量に見合う処理が可能な施設であること。

## (2) 産業廃棄物処理委託契約書の確認

産業廃棄物の不適正処分を防止するため、「産業廃棄物処理委託契約書」等の書面により適正な処理がなされていること。

- ・産業廃棄物の処理を収集運搬業者及び処分業者に委託する場合は、それぞれ取り交わしている書面による委託契約書が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定されている内容であること。

- ・委託契約書に受託者（処分業者・収集運搬業者等）の許可証を添付していること。

## 2. 着手前に受注者が作成する必要な書類

- ・産業廃棄物処理計画書

「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき産業廃棄物の発生見込量が500m<sup>3</sup>以上の工事は「産業廃棄物処理計画書」を工事着手の15日前までに「環境局産業廃棄物指導課」に提出すること。

## 3. 工事施工中の産業廃棄物処理状況の確認

監督員は、施工計画書に基づき産業廃棄物の処理が適切に行われるよう確認すること。

## 4. 産業廃棄物数量の確認

(1) 処理数量は、マニフェストに基づき受注者が作成した再生資源利用促進実施書で確認する。

マニフェストA・B・D・E票は排出事業者（受注者）の手持ち資料として工事完了検査の際、提示できるようにしておくこと。

また、マニフェストは排出事業者（受注者）が5年間保存することとなっているので、原本は必ず排出事業者が保管すること。

## 5. 産業廃棄物としての判断が困難な場合の取扱い

産業廃棄物として判断が困難な場合は、環境局産業廃棄物指導課の指示を受けるものとする。

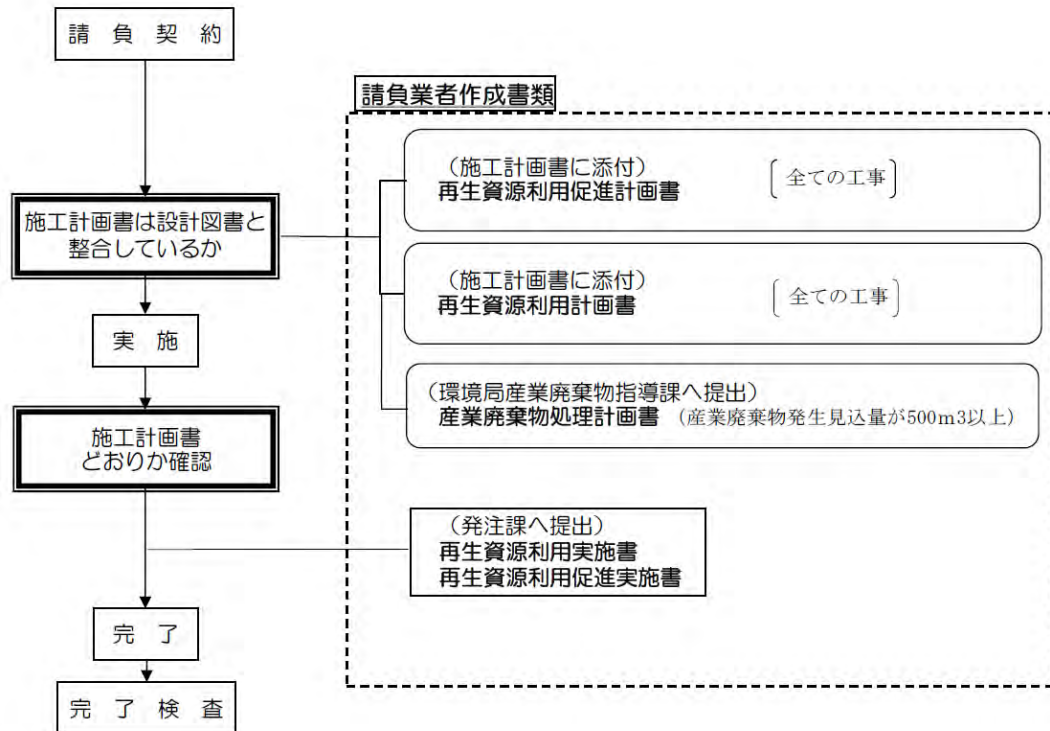


6. 必要書類の要件

書 類	発 注 者	業 者	産 廃 指 導 課	要 件
特 記 仕 様 書	○	△		・ 建設副産物の処理や現場再利用及び再生材仕様等 についての特別な指示を示す場合
施 工 計 画 書	△	○		・ すべての工事
再生資源利用促進計画書	△	○		・ すべての工事
再生資源利用計画書	△	○		・ すべての工事
マ ニ フ ェ ス ト	△	○		・ 建設廃棄物処理計画書に記載された建設廃棄物を 実際に処理したことの証明となる必要書類
産業廃棄物処理計画書	△	○	☆	・ 産業廃棄物の発生見込量が500m <sup>3</sup> 以上の工事
産業廃棄物処理委託契約書 (写し)	△	○		・ 現場から発生する産業廃棄物の処理を収集運搬業 者及び処理処分業者に委託する場合に必要
再生資源利用促進実施書	△	○		・ すべての工事
再生資源利用実施書	△	○		・ すべての工事

- ・・・作成
- △・・・内容確認
- ☆・・・環境局産業廃棄物指導課へ

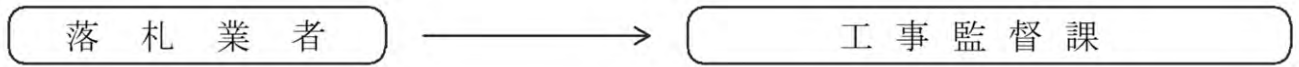
7. 建設工事から発生する産業廃棄物処理の施工フロー



## 11.6 建設リサイクル法通知の事務手続き

### 1) 分別解体計画等の説明（法第12条）

工事監督課は入札後、契約締結までの間に受注者（元請け業者）から様式-2「分別解体等の計画等」の提出を求め、計画内容について説明を受ける。



### 2) 事前通知（法第11条）

対象建設工事の工事監督課は、工事の着手前に、まず環境局循環型社会推進部産業廃棄物指導課（以下「産業廃棄物指導課」という）の確認を受け、住宅都市局建築指導部建築物安全推進課（以下「建築物安全推進課」という）に通知する。

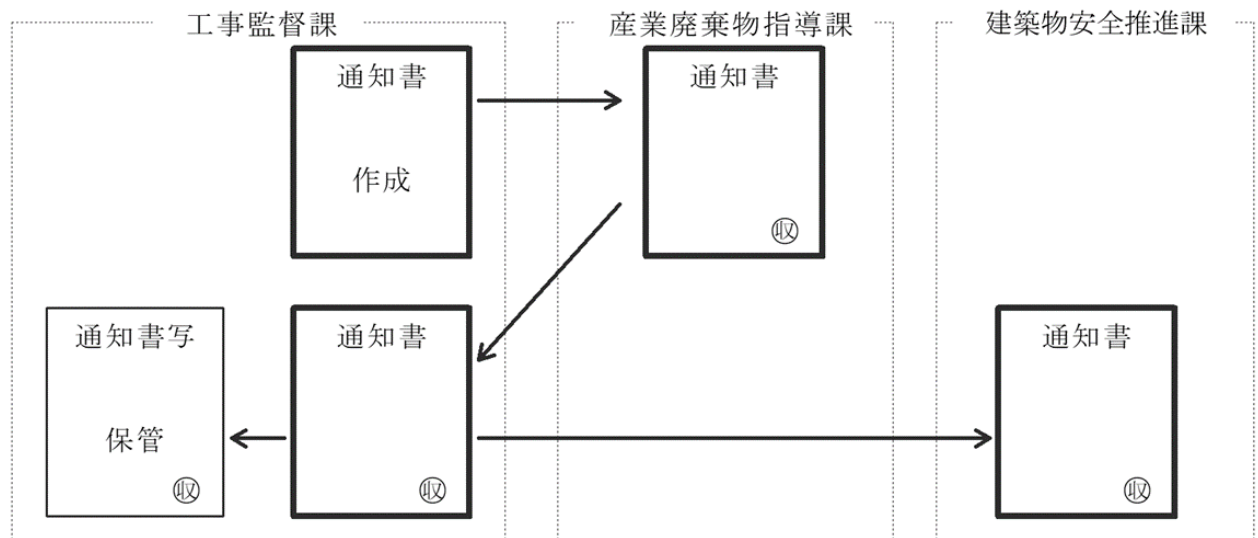
〔通知の方法〕

- ①工事監督課が様式-3「通知書」を一部作成する。
- ②産業廃棄物指導課に「通知書」と「工事請負契約書（写）」を提示し、記載事項について確認してもらい、通知書に「確認印」を押印してもらう。
- ③確認印が押印された「通知書」を建築物安全推進課に提出する。

また、「通知書」の提出部数は1部であるため、工事監督課はあらかじめ複写を作成し保管する。

#### ④発注形態と通知方法との関係

	(ケース)	(通知の方法)
1	一つの現場で元請け業者が複数ある場合	契約単位
2	元請負業者が同じで現場が異なる場合	現場単位
3	元請負業者と現場が同じで契約が異なる場合（例；随意契約）	契約単位



### 3). 各種様式等

- 1) 建設リサイクル法関係通知書 . . . . . 様式-1
- 2) 分別解体等の計画等 . . . . . 様式-2
- 3) 通知書 . . . . . 様式-3
- 4) 建設工事請負契約書（別紙） . . . . . 参考-1
- 5) 建設リサイクル法の概要 . . . . . 参考-2

## 建設リサイクル法関係通知書

起工番号

発注課 局 部 課

契約件名

## 1 建設リサイクル法対象の別

(アカイのいずれかに○、イの場合はaからcのいずれかにも○)

ア 本工事は、建設リサイクル法の対象とはなりません。

イ 本工事は、下記の場合に建設リサイクル法の対象となります。

a 契約金額に関わらず

b 契約金額が1億円以上の場合

c 契約金額が500万円以上の場合

a から c のいずれかに○。

政令第2条第1号(80㎡以上の建築物の解体工事)と

第2号(500㎡以上の建築物の新築増築)の場合は

aに○。第3号(第2号以外の新築工事等)の場合は

bに○。第4号(建築物以外の工事)の場合はcに○

## 2 建設リサイクル法に関する工事の内容は下記のとおりです。

ア 解体工事の有無(いずれかに○)

有 無

イ 本工事で発生する特定建設資材廃棄物(新築工事等の場合は使用する特定建設資材)

特定建設資材の種類	発生(使用)の有無 (発生(使用)するものに○)
コンクリート(コンクリート及び鉄から成る建設資材を含む)	
木材	
アスファルト・コンクリート	



## 通 知 書

平成 年 月 日

福岡市長 殿

(工事発注者) 発注者職氏名 : \_\_\_\_\_

住 所 : \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

## 記

連絡先	所属名			
	<small>フリガナ</small> 担当者職氏名			
	電話番号			
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所	福岡市		
	工事の概要	<p>工事の種類</p> <p><input type="checkbox"/>建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/>建築物に係る新築又は増築の工事</p> <p><input type="checkbox"/>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p><input type="checkbox"/>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 ( ) 注1</p> <p>工事の規模</p> <p>建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象面積____㎡</p> <p>建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象面積____㎡</p> <p>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p>用途____、階数____、請負代金____万円(税込)</p> <p>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金____万円(税込)</p>		
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日 工事着手予定日：平成 年 月 日		
請負者	会社名		<small>フリガナ</small> 現場代理人氏名	
	所在地	〒 -		
	電話番号	(内線 )	F A X	- -

※受付番号 : \_\_\_\_\_

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。  
(例：舗装、築堤、土地改良等)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく  
解体工事に要する費用等

1 解体工事に要する費用

円

2 再資源化等に要する費用

円

3 分別解体等の方法

手作業

手作業及び機械作業の併用

4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材	施設名	所在地

## 建設リサイクル法の概要

### 1) 建設リサイクル法の経緯

国においては、公共建設工事が建設副産物対策の先導的な役割を果たすべく、再資源化の推進と再生資源の積極的な利用を進めてきたが、建設廃棄物のリサイクルをさらに推進するために、「建設工事に係る再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」を平成12年5月31日に制定、公布し、平成14年5月30日から全面的に施行された。

### 2) 建設リサイクル法の目的

特定の建設資材について、その分別解体等および再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、資源の有効な利用の確保と廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

### 3) 分別解体等および再資源化等の義務付け

#### ①分別解体等実施義務（法第9条）

特定建設資材（①コンクリート、②コンクリート及び鉄からなる建設資材、③アスファルト・コンクリート、④木材）を用いた建築物その他の工作物（建築物等）の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等（解体工事以外の工事）であって、その規模が一定規模以上のもの（対象建設工事）の受注者（下請契約が締結されている場合の各下請負人も含む。）又は自主施工者は、施工方法に関する基準に従って分別解体等を行わなければならない。

#### ②再資源化等の義務付け（法第16条）

対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を行わなければならない。ただし、指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となったもの。施行令第4条）については、工事現場から一定距離（50km）の範囲に再資源化施設がない場合など、再資源化をすると受注者に過大な負担がかかる場合には、焼却等によりその容積を減らす（縮減）ことができる。

## 1 2 出来形数量計算書





## 12 出来形数量計算書

### 12.1 目的

出来形数量計算書作成は、出来高管理を行う上で必要且つ重要な作業である。この作業には3通りの目的があり、その内容は下記のとおりである。

- (1) 契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行うと共に、契約図書に数量が明示されていない各種材料及び構造の数量計算
- (2) 設計図面等に変更があった場合、変更に関する数量計算
- (3) 出来高確認のための数量計算

### 12.2 作成上の留意点

上記3通りの作業に関する留意点を下記に述べる。

- (1) 契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行うと共に、契約図書に数量が明示されていない場合、各種材料及び構造物の数量計算を行う。
  - 1) 数量計算対象は工事内訳書、明細書及び各種構造図等に示されている工種全般とする。また、一式契約、仮設工（床掘、埋戻し、型枠、支保工、足場等）についても数量計算を行う。数量計算は設計寸法によって行う。
  - 2) この照査によって契約数量、寸法等の誤りが発見される場合もあり、この結果が施工に影響を与えるので、工事契約後直ちに数量計算を実施する必要がある。
  - 3) 違算等の資料（数量計算、図面等）は、変更指示及び契約変更の資料として利用される場合もあるので、早急に且つ正確に作成しなければならない。
- (2) 設計図面等に変更があった場合、変更に関する数量計算を行う。
  - 1) 変更数量計算書、図面等は変更指示及び契約変更の資料として利用されるので、早急且つ確実に作成しなければならない。
  - 2) 変更数量計算書は、協議書・通知書で交わされた条件、及び変更設計寸法を基に算出された数量である。したがって、契約変更数量は、監督職員が変更指示した内容のみ認められるものであり、現地出来形寸法で算出されたものではない。
- (3) 出来高数量確認のために数量計算を行う。
  - 1) 数量計算の結果が出来高数量総括表に記入される。
  - 2) 数量計算は工事内訳書、明細書に記載されている契約数量に対して行う。
  - 3) 数量計算は出来形寸法によって計算する。この場合、出来形寸法が設計寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値に定める規格値を満足しているか否かを確認する。

### 12.3 作成要領

数量計算は、土木工事設計要領第I編共通編によることを原則とするが、細部要領の運用は下記のとおりとする。

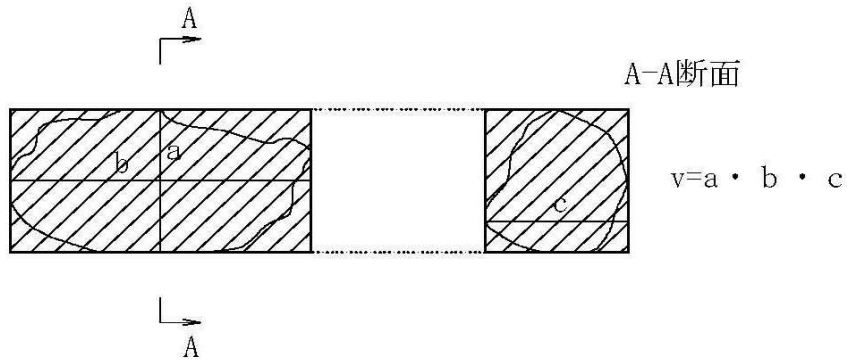
- (1) 公式で計算する場合は、当該公式を記入して計算を実行する。
- (2) 計算対象の構造物は図示すると共に、計算に使用する寸法は構造図に記入する。
- (3) 設計図に記入されていない寸法を用いて計算する場合は、その寸法の算出根拠を明確に計算書に記載する。
- (4) 計算過程は第三者にも理解できるように分かり易く計算する。

## 12.4 転石体積の計算要領（案）

転石体積の計算及び管理要領は、原則として下記のとおりとする。

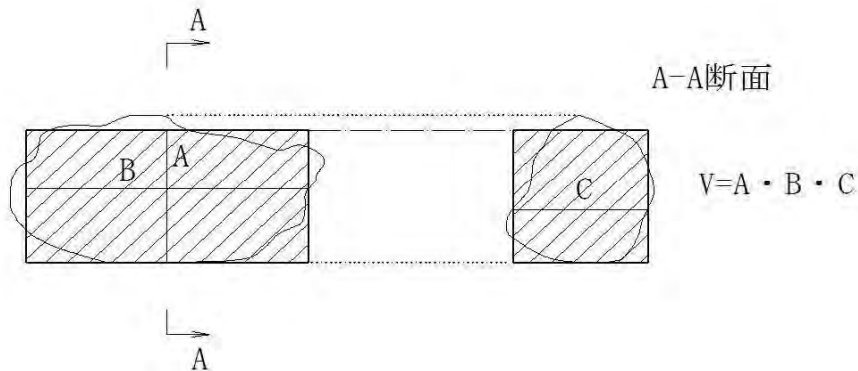
### 1 一般的な形状の体積計算

- ① 露出した転石全数の、側面部における高さおよび長さ、断面部における幅の頂点間寸法を測定し、この体積 $V$ を算出する。（以下「仮体積」という。）



- ② 下記に示す露出順位毎に、側面および断面形をほぼ平均断面形と想定される高さ、長さ、幅の寸法を測定し、この体積 $V$ を算出する。（以下「実体積」という。）

露 出 順 位						
1	2	5	10	20	30	40
50	70	90	110	140	以下 30 側目毎	



- ③ ②で算出した実体積の合計を、同一転石の①で算出した仮体積の合計で除して係数(D)を求める。

$$D = \frac{V_1 + V_2 + V_5 \cdots = \sum_{i=1}^{1,2,5\cdots} V}{v_1 + v_2 + v_5 \cdots = \sum_{i=1}^{1,2,5\cdots} v} \quad \text{※指定少数位は2位とする。}$$

- ④ ①で算出した全転石の仮体積の合計に、③で算出した係数(D)を乗じて全体積(Z)を算出する。

$$Z = (v_1 + v_2 + v_5 \cdots = \sum_{i=1}^n v) \times D$$

## 2 特殊な形状の体積計算

特殊な形状の転石は上記1の計算によらず、別途算出をするものとする。  
特殊な形状とは下記による。

- ① 長方体またはこれに近い形状。(下記参考図 a または b に類似した形状)・
- ② 欠損部の多い形状。(下記参考図 d に類似した形状)

この場合の算出方法は、数量計算公式による算出、または平均断面法による算出、または前記の一般的な形状の体積計算による算出が考えられるが、当該転石の形状から最適の方法を選び直接実体積を算出するものとする。

## 3 写真管理および立会

各転石に一連番号を付し、全個数の寸法撮影を行うものとする。

この場合、実体積算出対象転石の寸法撮影(仮体積、実体積共)は監督職員の立会を必要とする。

## 4 寸法測定

転石寸法は5cm単位の測定を標準とする。

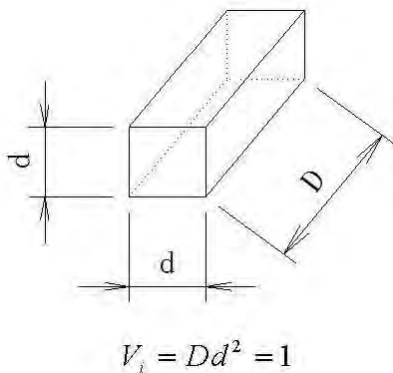
## 5 その他

転石の体積は切土量または床掘量から控除すること。

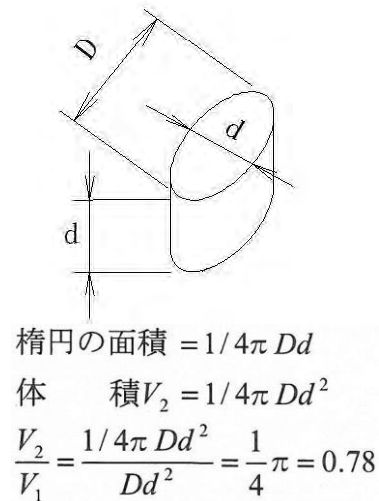
## 参 考

転石の形状によって、長方体を1とした場合の欠損部の状態ごとの係数を参考として示す。

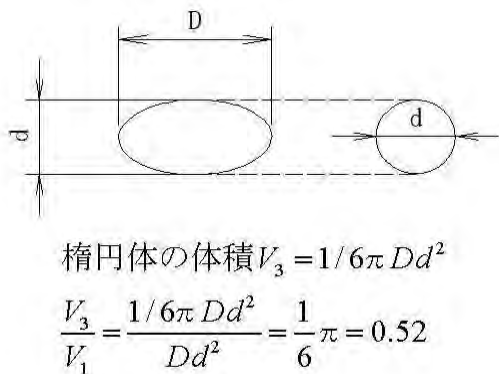
a 図



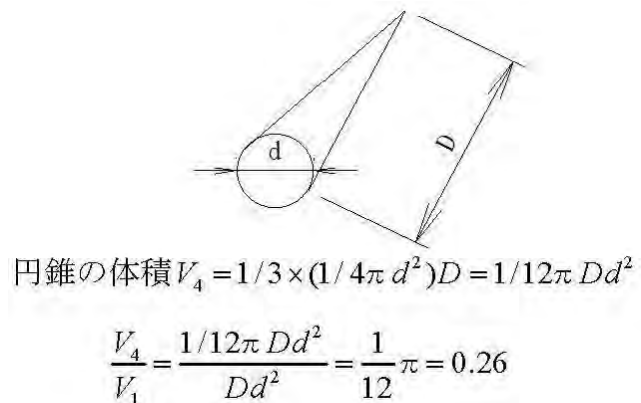
b 図



c 図



d 図



(作成例)

転石計算書 (仮体積)

No. 1

番号	高さ (m)	長さ (m)	幅 (m)	体積 (m <sup>3</sup> )	備考
1	1.15	1.80	2.30	4.8	
2	0.95	1.70	2.15	3.5	
3	1.05	1.35	2.25	3.2	
4	1.20	1.80	2.30	5.0	
5	1.35	1.95	2.80	7.4	
6	1.50	1.80	2.00	5.4	
(a)	-	-	-	-	特殊形状により別途計算
7	1.05	1.20	2.00	2.5	
8	1.70	1.90	2.00	6.5	
9	1.05	1.85	1.30	2.5	
10	2.70	4.70	3.60	45.7	

・  
・  
・

40	1.15	1.70	1.60	3.1	
41	0.80	1.30	1.55	1.6	
42	0.95	1.25	1.75	2.1	
43	2.20	1.70	2.10	7.8	
44	1.10	1.60	1.60	2.8	
45	1.00	0.85	1.40	1.2	
46	1.25	1.30	1.80	2.9	
47	1.50	1.80	2.20	5.9	
	-	-	-	-	特殊形状により別途計算
48	2.05	5.85	5.45	65.4	
49	1.10	2.25	2.25	5.6	
50	1.35	2.60	2.15	7.5	

$$V_1 + V_2 + V_3 + V_{10} + V_{20} + V_{30} + V_{40} + V_{50} = 85.5 \text{ m}^3$$

$$\sum_{i=1}^{50} = 429.8 \text{ m}^3$$

転石計算書（実体積）

No. 2

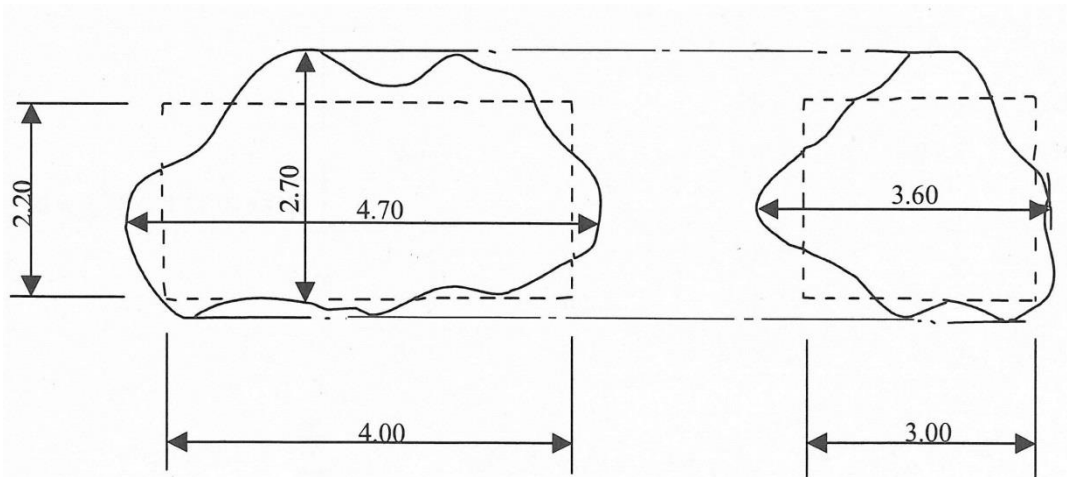
番号	高さ (m)	長さ (m)	幅 (m)	体積 (m3)	備考
1	0.85	1.55	1.90	2.5	
2	0.70	1.45	1.80	1.8	
5	1.15	1.60	1.95	3.6	
10	2.20	4.00	3.00	26.4	
20	1.35	2.10	1.50	4.2	
30	0.80	1.80	1.80	2.6	
40	0.85	1.30	1.30	1.4	
50	0.85	2.10	1.75	3.1	
計				45.6	

$$D = \frac{\sum_{i=1}^{1.25\dots} V}{\sum_{i=1}^{1.25\dots} v} = 45.6 / 85.5 = 0.53$$

$$\therefore Z = \sum_{i=1}^{50} v \times D = 429.8 \times 0.53 = 227.8 \text{ m}^3$$

総合計 227.8 + (a) + (b) = 227.8 + 3.6 + 9.7  
= 241.1 m<sup>3</sup>

No. 10 の場合





## 1 3 工事関係書類様式一覧





## 工事関係書類 様式一覧【土木】

No.	書類名称	様式	No.	書類名称	様式
1	工事打合せ簿 ※押印:現場代理人印	様式2-1	34	事故速報	様式1
2	協議書 ※押印:現場代理人印	様式2-3	35	事故報告書	様式2
3	請求書	参考様式 (会計用)	36	報告書(監督担当課の見解)	様式2-1
4	建設工事請負契約書	様式 (契約課)	37	工事履行報告書	様式3-1
5	請書	様式第6号 (契約課)	38	中間前金払認定請求書	様式 (契約課)
6	見積書	様式第10号 (契約課)	39	工事履行報告書	様式 (契約課)
7	着手届	様式第13号 (契約課)	40	中間前金払認定調書	様式 (契約課)
8	現場代理人及び技術者通知書	様式	41	中間前金払請求書	様式 (契約課)
9	履歴書 ※押印:現場代理人印または技術者印	様式	42	指定部分完了届	様式
10	建設業退職金共済制度に係る報告書 (当初・完了時)	様式 (検査課)	43	指定部分受渡書	様式
11	下請負人(建設用機械使用)通知書 【廃止予定】	様式	44	部分払申請書	参考様式 (検査課)
12	監督員通知書	様式1-1	45	既済部分明細書	参考様式 (検査課)
13	前金払請求書	様式 (契約課)	46	部分払金計算書	参考様式 (検査課)
14	分別解体等の計画等	別表3	47	中間確認検査依頼について ※受注者の都合による場合	別紙1 (検査課)
15	建設リサイクル法に基づく通知書	様式-3	48	中間確認検査依頼について ※発注者の都合による場合	別紙2 (検査課)
16	特定建設作業実施届出書	様式第9 (環境保全課)	49	契約目的物の部分使用承諾書	別紙3 (検査課)
17	休日取得計画表兼実施報告書	様式	50	通知書 ※押印:現場代理人印	様式2-4
18	再生資源利用計画書	建設副産物情報交換 システムより出力 ※	51	設計変更事由書	様式2-5
19	再生資源利用促進計画書	建設副産物情報交換 システムより出力 ※	52	共済証紙受払簿	様式第030号 (建退共)
20	建設発生土受入承諾書 ※押印:現場代理人印	様式-3	53	就労状況報告書及び共済証紙受領書 【提出不要】	様式2号 (建退共事務受託様式)
21	技術提案等の履行確認表	様式 (技術企画課)	54	共済証紙貼付状況報告書 【提出不要】	様式3号 (建退共事務受託様式)
22	地下埋設物確認書	様式	55	完了届	様式第14号 (契約課)
23	ICT活用工事(土工)実施計画書	様式	56	受渡書	様式第16号 (契約課)
24	産業廃棄物処理計画書	様式1 (産業廃棄物指導課)	57	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	別記様式 第3 ① (検査課)
25	工事概要	様式	58	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況 (説明資料)	別記様式 第3 ② (検査課)
26	電子納品事前協議チェックシート 土木工用	様式	59	電子媒体納品書 ※押印:現場代理人印	参考様式
27	事前協議チェックシート (情報共有システム活用工用)	様式	60	技術提案等の履行確認結果表	様式 (技術企画課)
28	施工体制台帳	参考様式 (国土交通省)	61	再生資源利用実施書	建設副産物情報交換 システムより出力 ※
29	再下請負通知書	参考様式 (国土交通省)	62	再生資源利用促進実施書	建設副産物情報交換 システムより出力 ※
30	施工体系図	参考様式 (国土交通省)	63	産業廃棄物処理実績報告書	様式2 (産業廃棄物指導課)
31	地場企業下請不使用理由書	様式-1	64	手直し完了報告書	様式 (検査課)
32	使用資材一覧表	参考様式	※ 建設副産物情報交換システムで入力することを原則とするが、やむをえない場合は、 エクセル入力でも可とする。		
33	安全・訓練等の実施報告書	様式3-4			

(様式2-1)

平成 年 月 日

福岡市長様

受注者名

現場代理人氏名

印

平成 年 月 日に契約しました下記の工事については、次のとおり（協議・承諾・通知・提出・報告・届出・検査・確認・立会・請求・その他（ ））を（願います・いたします。）

工事名	
工事場所	
工期	
請負額	
(内容)	

平成 年 月 日  
福岡市 局 部 課  
課 長 印

上記について、下記により（承諾・受理・通知・その他（ ））します。

記

---



---



---

※押印の上、一部返送願います。（二部作成）

(様式2-3)

## 協 議 書

平成 年 月 日

福岡市長 様

受注者名

現場代理人氏名

印

平成 年 月 日に契約しました下記の工事について、次のとおり協議します。

工 事 名					
工 事 場 所		工 期	自	平成	年 月 日
請 負 額			至	平成	年 月 日
協 議 事 項	協 議 理 由				
添 付 書 類					

※ 変更増減額（概算金額）の提示 [ 要請する ・ 要請しない ]

# 請 求 書

金 額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(金額の記載は、アラビア数字を用いその頭部に「¥」を記入してください。)

件 名

希望する支払方法に☑を記入してください。

口座振込を希望します。

(本市に2つ以上口座を登録されている方等は、以下に振込を希望する口座をご記入ください。)

金融機関名	銀行								本店 支店	
預金種別	普通・当座				口座番号					
口座名義 (カナ)										

(記入する口座は請求者名義のものに限ります。また、口座名義等の記入にあたっては、必ず預金通帳を確認のうえ、記載のとおり正確に記入してください。)

現金受領を希望します。

隔地払（外国送金等）を希望します。

上記の金額を請求します。

平成      年      月      日

住所

氏名

(あて先) 福岡市 (区) 長

請 求 印

(福岡市)

- (注) 1 **金額と口座番号は、右づめで記入してください。**  
 なお、ゆうちょ銀行への振込を希望される場合は、振込用の口座番号を記入してください。
- 2 **請求書の金額は、訂正できません。**  
**請求印は、異なる印鑑での再捺印ができません。**  
 なお、金額・請求印以外の項目は、請求印で訂正できます。
- 3 **黒ボールペンを使用してください。(鉛筆や消せるペンは、使用できません。)**

(頭書)

## 建設工事請負契約書

収入  
印紙

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

4 請負代金額

		十億			百万			千			円
--	--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_ 円

5 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

6 契約の保証  
(該当するものに☑)

発注者が指定する契約の保証

 (1) 金銭的保証  (2) 役務的保証に対応可能な保証  (3) 免除

受注者が選択する金銭的保証の種類

※上記(1)が指定された場合に以下のいずれかを選択

 契約保証金  有価証券(利付国債又は地方債)  
 金融機関の保証  保証事業会社の保証  
 公共工事履行保証証券  履行保証保険

7 部分払いの限度回数 回

8 契約成立に当たっての福岡市議会の議決の要否  必要  不要  
(該当するものに☑)

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の建設工事共同企業体協定書により上記の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市

福岡市長 高 島 宗 一 郎 印

受注者 所 在 地  
商号又は名称  
代表者役職氏名

印

様式第6号

収 入
印 紙

## 請 書

1 契約件名

2 履行場所

3 履行期間

年 月 日 から  
年 月 日 まで

4 契約金額

百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_ 円

5 契約保証金

6 検査期限

完了届を受理した日から工事については14日

その他については10日以内

7 代金支払期限

適法な支払請求を受けた日から工事については40日

その他については30日以内

(支払遅延に対する遅延利息は、契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）)

8 担保期間

受渡完了の日から 年 月

9 違約金

履行期間内に義務を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合を乗じて得た額

上記により、福岡市契約事務規則その他関係法令及び設計図書又は仕様書等の関係書類一切を承諾のうえお請けします。

年 月 日

(宛先)福岡市長

住 所

氏 名

印

随 意 契 約 伺

決裁区分 市長 ( ) 副市長 ( ) ( ) ( ) (市長) (局長) (部長) (課長)		起工番号 第 号
市長 ( ) 副市長 ( ) ( ) ( )		起 案 平 成 年 月 日 決 裁 平 成 年 月 日 局 区 部 課 係
局長	部長	課長
		係長
		起案者 (電話 )

下記により随意契約してよろしいか伺います。

随意契約による理由	<input type="checkbox"/> 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号による。 <input type="checkbox"/> 福岡市契約事務規則第 22 条第 号による。		
契約保証金	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 免除 免除理由：福岡市契約事務規則第 25 条第 号		
履行場所	福岡市 区	契約締結日	平成 年 月 日
履行期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	検査期限	完了届を受理した日から14日以内
かし担保期間	受渡完了の日から 年 月 日以内	代金支払期限	支払請求書受理の日から40日以内
		支払遅延利息	この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率
		部 分 払	回まで

契約金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

収入印紙

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

見 積 書

* 見積金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

\*件 名

\*履行期間

福岡市契約事務規則及び関係書類を承諾のうえ、見積りいたします。

\*平成 年 月 日

(あて先)福岡市長

\* 所 在 地

\* 商 号 又 は 名 称

(電話 )

\* 代表者又は年間受任者

印

\*消費税及び地方消費税に係る課税事業者であることを申し出ます。

(注) ア 見積書は大枠内の\*のみ記入のこと。

イ 収入印紙は契約書または請書を作成するときは不要です。

ウ 見積り者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積金額欄に記載してください。ただし、単価契約又は長期継続契約においては、これによらない方法での見積りを指示するので、それに従ってください。

エ この見積りに関して談合等不正行為が行われた場合は、損害賠償金として契約金額の10分の2に相当する額(損害額が10分の2に相当する額を超える場合においては、当該超える額を加えた額)を請求します。(福岡市契約事務規則第14条)



様式第13号

担 当 課		
課 長	係 長	係 員

## 着 手 届

年 月 日

(宛先)福岡市長

住 所

氏 名

④

年 月 日に契約しました下記 工事・製造・業務 に、  
年 月 日着手しましたのでお届けいたします。

1 契 約 件 名

2 履 行 場 所

3 履 行 期 間            年        月        日から  
                                 年        月        日まで

(注)「工事・製造・業務」については、該当するものを○で囲むこと。

課			課		
課長	係長	係員	課長	係長	係員

## 現場代理人及び技術者通知書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

住所  
受注者  
氏名

印

現場代理人及び技術者を下記のとおり定めたので通知します。  
なお別紙のとおり現場代理人及び技術者の履歴書を提出します。

工 事 名					
工 事 場 所					
契 約 金 額					
契 約 年 月 日	平成 年 月 日	履行期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	
現 場 代 理 人 氏 名					
技 術 者 氏 名			該種 1 該○ 5 當で までの番 の号を 類の困 む。	1. 主任技術者 2. 専任の主任技術者 3. 監理技術者 4. 専任の監理技術者 5. 専門技術者	
技 術 者 氏 名					
摘 要					

- (注)
1. 技術者が現場代理人を兼ねる場合は技術者氏名欄には「同上」を記入して可。
  2. 専門技術者の設置を必要とする場合は管理の対象となる工事名を摘要欄に記入すること。  
なお、主任、監理及び専門技術者等の設置基準は建設業法（第26条第1項、同2項、第26条の2）を参照のこと。
  3. 現場代理人及び技術者の履歴書は、別記様式により作成すること。

(平成 年 月 日作成)

## 履 歴 書

(現場代理人・技術者)

住 所

氏 名

印

生年月日 昭和 年 月 日生  
平成

学 歴 (最終学歴)	年 月	
職 歴	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
免許・資格	年 月 日取得(又は登録)	
	年 月 日取得(又は登録)	
営業所の 専任技術者	該当する                      該当しない                      ※どちらかを○で囲む	
兼 任 す る 工 事	①発注機関名称	
	②工事名	
	③工事場所	
	④契約金額	
	⑤履行期間	
	⑥兼任の種類	現場代理人                      主任技術者                      ※該当を○で囲む

(注) 1. 技術者の履歴書の職歴・資格欄は、技術者の設置基準(特に仕様書で定められたものを含む。)に適合していることを確認するに足りる内容とすること。

2. 現場代理人、又は専任を要しない主任技術者として兼任する工事がある場合は、兼任する工事の欄に必要事項を記入すること。また、履行期間中に他工事の兼任を行う場合も、速やかに必要事項を記入し届け出ること。

課長	係長	係員

平成 年 月 日

(あて先)  
福岡市長商号又は名称  
所在地  
代表者 役職名・氏名

印

## 建設業退職金共済制度に係る報告書 (当初・完了時)

下記の工事請負契約に係わる建設業退職金共済制度の共済証紙について、下記のとおり報告します。なお、建設業退職金共済証紙を購入した場合は、当該掛金収納書を提出します。

記

1	契約件名	
2	工事の種類	舗装、橋梁等、ずい道、堰堤、浚渫・埋立、その他の土木、建築(住宅、非住宅)、設備(住宅、非住宅)、屋外の電気等、機械器具設置
3	契約年月日	平成 年 月 日
4	契約金額	円
5	共済証紙購入額	円 (保有の証紙を使用する場合も記入して下さい)
6	建設業退職金共済証紙について(□に✓印を記入(複数可))	
	<input type="checkbox"/> 対象労働者の就労予定日数による共済証紙購入等 対象労働者 人 就労(予定)日数 のべ 日 (証紙の内訳)	
	共済証紙購入額	日分
	保有の共済証紙を使用	日分
		合計 日分
	<input type="checkbox"/> 対象者の把握が困難なため、「共済証紙の購入の考え方」による共済証紙購入 $\left( \frac{\text{総工事費}}{\text{該当工事の共済証紙購入率}} \right) \times \left( \frac{\text{共済証紙購入額}}{1000} \right) \times \frac{\text{共済証紙単価}}{70\%}$	
	$= \text{円} \div \text{証紙単価} = \text{枚(端数切り上げ)}$	
	<input type="checkbox"/> (1)当初に収納書を提出できません (2)対象者はいません 理由	

平成 年 月 日

福岡市長様

請負者 住所  
氏名

印

## 下請負人（建設用機械使用）通知書

平成 年 月 日契約した下記工事については、建設工事請負契約書第7条の規定により、次のとおり通知します。

記

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
建 設 用 機 械 名	下請負人（建設用機械仕様）		使用期間 （工程上）
	住 所	称号及び代表者	

- (注) 1 建設用機械は、掘削機械、基礎工事用機械、クレーン、舗装機械等の重機械を対象とする。
- 2 下請負人決定後（下請負人を変更したときには変更後）すみやかに提出すること。
- 3 有資格者名簿（資格証明写）を添付すること。

(様式1-1)

平成 年 月 日

受注者 様

福岡市長 高島 宗一郎

## 監督員通知書

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した次の工事について、  
工事請負契約書約款第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり監督員の職氏  
名を通知します。

工事名

工事場所

記

監督員 所属  
職氏名

所属  
職氏名

注) 2名以上の監督員を設置する場合は権限内容を記入のこと

						起案 平成	年	月	日
						決裁 平成	年	月	日
課			課			課			
課 長	係 長	係 員	課 長	係 長	係 員	課 長	係 長	係 員	

### 前金払審査結果及び支出伺

前金払請求書に基づき内容検討の結果適当と認めます。

なお、福岡市契約事務規則第36条の規定により前金払してよろしいか。

## 前 金 払 請 求 書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

請求者 住所

氏名

請求印

次のとおり、前金払を請求します。

金 額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(金額の記載は、アラビア数字を用いその頭部に「¥」を記入してください。)

口座振込先

金融機関名	銀行											本店					
												支店					
預金種別	普 通					口座番号											
口座名義 (カナ)																	

(記入する口座は、福岡市に届け出している前金専用口座を記入してください。記入にあたっては、必ず預金通帳を確認のうえ、記載のとおり正確に記入してください。)

記

契約件名

契約年月日 平成 年 月 日  
 履行期間 平成 年 月 日から  
 平成 年 月 日まで

#### ■請求金額確認欄

契 約 金 額	.....	円
前 金 払 の 率	.....	%
支 払 可 能 額	.....	円
前 金 払 請 求 額	.....	円

### 分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
工事の種類		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材	
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数      年 その他 ( )	
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 敷地境界との最短距離    約      m その他 ( )	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 ( )	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員    約      m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 ( )	
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> その他 ( )
その他 (特定建設資材に付着していない、解体・維持修繕時に発生する有害物質)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(スレートボード等) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ( )	近隣住民等に工事内容を広報・周知する <input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 ( ) その他の場合の理由 ( )	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ)		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)		
	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
	<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。



## 通 知 書

平成 年 月 日

福岡市長 殿

(工事発注者) 発注者職氏名 : \_\_\_\_\_

住 所 : \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

## 記

連絡先	所属名			
	<small>フリガナ</small> 担当者職氏名			
	電話番号			
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所	福岡市		
	工事の概要	<p>工事の種類</p> <p><input type="checkbox"/>建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/>建築物に係る新築又は増築の工事</p> <p><input type="checkbox"/>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p><input type="checkbox"/>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 ( ) 注1</p> <p>工事の規模</p> <p>建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象面積____㎡</p> <p>建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象面積____㎡</p> <p>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p>用途____、階数____、請負代金____万円(税込)</p> <p>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金____万円(税込)</p>		
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日 工事着手予定日：平成 年 月 日		
請負者	会社名		<small>フリガナ</small> 現場代理人氏名	
	所在地	〒 -		
	電話番号	(内線 )	F A X	- -

※受付番号 : \_\_\_\_\_

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。  
(例：舗装、築堤、土地改良等)

## 特定建設作業実施届出書

(あて先) 福岡市長

平成 年 月 日

住所 〒

届出者

氏名又は名称

印

(法人にあつてはその代表者の氏名及び印)

電話番号

担当者名

特定建設作業を実施するので、騒音規制法・振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類	騒音規制法	1. くい打機・くい抜機・くい打くい抜機 2. びょう打機      3. さく岩機      4. 空気圧縮機(動力源を除く) 5. コンクリートプラント・アスファルトプラント 6. バックホウ      7. トラクタショベル      8. ブルドーザー		
	振動規制法	1. くい打機・くい抜機・くい打くい抜機    2. 鋼球 3. 舗装版破砕機      4. ブレーカー(ハンドブレーカを除く)		
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間				
自 年 月 日				
至 年 月 日				
日間				
特定建設作業の開始及び終了の時刻				
作業開始		作業終了		作業日
時		時		日/週
実働時間				
時間/日				
騒音・振動の防止方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名				
電話番号				
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所				
電話番号				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名				
電話番号				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所				
電話番号				
備考 1 特定建設作業の種類は、該当する作業に○印をつけてください。 2 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示してください。 3 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日毎にまとめて差し支えありません。 4 ※印の欄には、記載しないでください。 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。 6 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができます。 7 添付書類 工事現場の付近見取図、特定建設作業の工程を明示した工事工程表				※受理年月日





様式1・イ 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー

「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版

表面

1. 工事概要

Form with fields for project name, address, dates, and contact information. Includes a redacted area for company name and phone number.

Form with fields for construction type, amount, dates, and location. Includes a redacted area for amount and dates.

2. 建設資材利用計画

Main table with columns for material type, quantity, price, and utilization status. Includes sub-headers for 'Construction Materials' and 'Recycled Materials'.

Multiple detailed lists and tables explaining material specifications and recycling codes. Includes sections for 'Recycled Materials' and 'Construction Materials' with specific codes and descriptions.

様式2・口 再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事用一

裏面

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類 場外搬出時の性状	発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで		現場内利用・減量		現場外搬出について					再生資源利用促進率 ②+③+⑤ ① (%)			
	用途 コード *10	②利用量 うち現場内 改良分 小数点第三位まで	減量法 コード *11	③減量化 小数点第三位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上に わたる時は、用紙を換えて下さい。	区分	加工条件の 内容 コード*12	住所コード *4	運搬距離 千 百 十 一		搬出先の種類 コード *13	④現場外搬出量 小数点第三位まで	⑤再生資源 利用促進量
資材・廃棄物													
コンクリート塊		トン			搬出先1			km		トン	0.000	0%	
建設発生木材A (柱、巾木など木製部材 が廃棄物となったもの)		トン			搬出先2			km		トン	0.000	0%	
アスファルト コンクリート塊		トン			搬出先1			km		トン	0.000	0%	
その他がれき類		トン			搬出先2			km		トン	0.000	0%	
建設発生木材B (出木、取付材などが 廃棄物となったもの)		トン			搬出先1			km		トン	0.000	0%	
建設汚泥		トン			搬出先2			km		トン	0.000	0%	
金属くず		トン			搬出先1			km		トン	0.000	0%	
廃塩化ビニ ル管・継手		トン			搬出先2			km		トン	0.000	0%	
腐プラスチック (廃塩化ビニル 管・継手を除く)		トン			搬出先1			km		トン	0.000	0%	
廃石膏ボード		トン			搬出先2			km		トン	0.000	0%	
紙くず		トン			搬出先1			km		トン	0.000	0%	
77ハット (飛散性)		トン			搬出先2			km		トン	0.000	0%	
その他の分別 された廃棄物 (建設混合廃棄物)		トン			搬出先1			km		トン	0.000	0%	
第一種 建設発生土		地山m <sup>3</sup>			搬出先2			km		地山m <sup>3</sup>	0.000	0%	
第二種 建設発生土		地山m <sup>3</sup>			搬出先1			km		地山m <sup>3</sup>	0.000	0%	
第三種 建設発生土		地山m <sup>3</sup>			搬出先2			km		地山m <sup>3</sup>	0.000	0%	
第四種 建設発生土		地山m <sup>3</sup>			搬出先1			km		地山m <sup>3</sup>	0.000	0%	
液状土以外の泥土		地山m <sup>3</sup>			搬出先2			km		地山m <sup>3</sup>	0.000	0%	
浚渫土 (建設汚泥を除く)		地山m <sup>3</sup>			搬出先1			km		地山m <sup>3</sup>	0.000	0%	
合計		0.000			搬出先2			km		0.000	0.000	0%	

【建設発生土の場合】

- 売却
- 他の工事現場(内陸)
- 他の工事現場(海面)
- 中間処理施設(アスファルト・コンクリート以外の再資源化施設)
- 中間処理施設(コンクリート以外の再資源化施設)
- 中間処理施設(サマール/サイクル)
- 中間処理施設(単独焼却)

【建設副産物の場合】

- 売却
- 他の工事現場
- 中間処理施設(アスファルト・コンクリート以外の再資源化施設)
- 中間処理施設(コンクリート以外の再資源化施設)
- 中間処理施設(サマール/サイクル)
- 中間処理施設(単独焼却)

【建設発生土の場合】

- 売却
- 他の工事現場(内陸)
- 他の工事現場(海面)
- 中間処理施設(アスファルト・コンクリート以外の再資源化施設)
- 中間処理施設(コンクリート以外の再資源化施設)
- 中間処理施設(サマール/サイクル)
- 中間処理施設(単独焼却)
8. 廃棄物最終処分場(海面処分場)
9. 廃棄物最終処分場(内陸処分場)

【建設発生土の場合】

1. 売却  
2. 他の工事現場(内陸)  
3. 他の工事現場(海面)  
4. 中間処理施設(アスファルト・コンクリート以外の再資源化施設)  
5. 中間処理施設(コンクリート以外の再資源化施設)  
6. 中間処理施設(サマール/サイクル)  
7. 中間処理施設(単独焼却)

【建設副産物の場合】

1. 売却  
2. 他の工事現場  
3. 中間処理施設(アスファルト・コンクリート以外の再資源化施設)  
4. 中間処理施設(コンクリート以外の再資源化施設)  
5. 中間処理施設(サマール/サイクル)  
6. 中間処理施設(単独焼却)

【建設発生土の場合】

1. 売却  
2. 他の工事現場(内陸)  
3. 他の工事現場(海面)  
4. 中間処理施設(アスファルト・コンクリート以外の再資源化施設)  
5. 中間処理施設(コンクリート以外の再資源化施設)  
6. 中間処理施設(サマール/サイクル)  
7. 中間処理施設(単独焼却)  
8. 工事予定地・仮置場・ストックヤード  
(再利用の目的がない場合)  
9. 採石場・砂利採取跡地等  
10. 廃棄物最終処分場(掘削土としての受入)  
11. 廃棄物最終処分場(掘削土以外の受入)  
12. 土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

## 建設発生土受入承諾書

工 事 名	
工 事 発 注 課	
受 注 者	(受注者名) (現場代理人氏名) 印
搬 入 場 所	
所有者または管理者 住 所 氏 名	
捨 土 量	m <sup>3</sup>
処 分 先 の 現 況	
町 内 会 名 会 長 氏 名	
備 考	

注1 施工計画書に添付すること。

注2 処分先のわかる位置図を添付すること。

注3 町内会長氏名欄の記入方法はいずれかにする。

①町内会名, 会長氏名を記入する。

②「別紙のとおり」と記入し、一定期間の承諾を得た資料を添付する。

注4 町内会長の承諾は、指定処分場及び本市の工事に流用する場合については不要。

注5 「福岡県土砂埋め立て等による災害の発生の防止に関する条例」により、土砂埋め立て等を行う土地の面積が、3,000㎡を超える場合は、県知事の許可が必要となるので、予め土砂埋立許可等の確認を行い、許可書の写しを添付すること。

## ■技術提案等の履行確認表

○工事名: \_\_\_\_\_

○請負者: \_\_\_\_\_

評価項目名		確認方法	備考
①	提案内容		

※「提案内容」については、採用された提案(加点対象)を監督員と調整のうえ簡潔に記載してください。



地下埋設物確認書

埋設物	確認年月日	確認結果		試掘時の 現地立会
水道				要・不要
		工事による影響	有・無	
ガス				要・不要
		工事による影響	有・無	
N T T				要・不要
		工事による影響	有・無	
九州電力 配電課				要・不要
		工事による影響	有・無	
九州電力 送電課				要・不要
		工事による影響	有・無	
下水道				要・不要
		工事による影響	有・無	
その他				要・不要
		工事による影響	有・無	
		工事による影響	有・無	

<その他>

下水道(再生水)

国土交通省(光ケーブル等)

その他の通信

県警(信号ケーブル等)

照明ケーブル

地下鉄

など

(別添)

## ICT活用工事（土工）実施計画書

(工事名：○○○○○○○○工事)

会社名：○○○○○○建設

当該工事において活用する技術について、「作業内容」欄の該当する工種のチェック欄に「■」と記入し、「採用技術番号」欄に該当建設生産プロセスの作業内容ごとに採用する技術番号を記載する。また、建設生産プロセスの各段階において、現場条件によりICTによる施工が適当でない箇所を除く土工施工範囲の全てで活用する場合は、左端のチェック欄に「■」と記入する。

(内容)

施工プロセスの段階		作業内容		採用する技術番号	技術番号・技術名	
□ 全て活用する	<input type="checkbox"/> ① 3次元起工測量				1 空中写真測量（無人航空機）による起工測量 2 レーザースキャナーによる起工測量 3 トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 4 その他の3次元計測技術による起工測量 4を選択した場合の技術名称： [ ]	
	<input type="checkbox"/> ② 3次元設計データ作成				※3D次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。	
	<input type="checkbox"/> ※当該工事に含まれる右記の作業全てで活用する場合に「■」と記入	<input type="checkbox"/> ③ ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 掘削工			1 3次元マシンコントロール（ブルドーザー）技術 2 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術 3 3次元マシンガイダンス（ブルドーザー）技術 4 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 盛土工			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 路体盛土工			
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 路床盛土工				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 法面整形工				
<input type="checkbox"/>	④ 3次元出来形管理等の施工管理 ※同上	<input type="checkbox"/>	出来形		1 空中写真測量（無人航空機）による出来形管理 2 レーザースキャナーによる出来形管理 3 トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 4 その他の3次元計測技術による出来形管理 4を選択した場合の技術名称： [ ]	
					<input type="checkbox"/>	品質
<input type="checkbox"/>	⑤ 3次元データの納品					

ICTを活用する施工プロセスまたは作業内容に「■をつける」

上表の全て、もしくは③、④いずれかの作業内容を含む一部においてICTを活用すること。

部分的ICT施工については、「別表1 ICT活用区分について」の5区分のうちから選択すること。

注1) ICT活用工事の詳細については、特記仕様書によるものとする。

注2) 採用する技術番号欄には、一つの作業内容に対して複数の技術番号を記載することができる。

また、複数記載した技術のうち、1技術を活用することでも可能とする。

例：「1」、「1または3」

注3) ①、④において、「4. その他の3次元計測技術による・・・」を選択した場合は、その技術名称を記載すること。

## 産業廃棄物処理計画書

(様式1)

平成 年 月 日 作成

工 事 名			
工 事 場 所			
発 注 者			
請 負 者 名	住 所 氏 名 (法人にあつては名称 及び代表者の氏名) 電話番号		
請 負 額		責任者職・氏名	印

## 1. 工事概要

工 事 種 別	新築工事	増築工事	修繕工事	模様替工事
	解体工事	土木工事	その他 ( )	
工 事 概 要 等				
工 期	～			
施 工 条 件 等				
確 認 事 項	廃石綿 有・無 [ ]	石綿含有 産業廃棄物 有・無 [ ]	PCB廃棄物※ 有・無 [ ]	

※PCB廃棄物の排出事業者は、所有者となります。  
記載する際には所有者の承諾を得てください。

## 2. 事務処理欄

--

3. 産業廃棄物処理計画

	発生量	現場内有効利用		現場外排出量	現場外排出量の内訳			収集運搬委託業者名	処分方法	処分委託業者名
		利用量	用途		再生利用	中間処理	最終処分			施設の所在地
コンクリートがら	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・ ( )	
アスファルト・ コンクリートがら	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・ ( )	
その他がれき類 (ブロック・瓦等)	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・ ( )	
ガラスくず及び 陶磁器くず	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・埋立 ( )	
廃プラスチック類	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・溶融 ( )	
金属くず	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・ ( )	
紙くず	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・焼却 ( )	
木くず	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・焼却 ( )	
繊維くず	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・焼却 ( )	
廃石膏ボード	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・埋立 ( )	
建設汚泥	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・埋立 ( )	
混合廃棄物	安定型 品目のみ	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		( )	
	管理型 品目含む	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		( )	
石綿含有産業廃棄物		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		( )	
		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		( )	
特管産廃	廃石綿等	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		溶融・埋立 ( )	
		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3	t, m3		破碎・ ( )	
(建設発生土)	t, m3	t, m3		t, m3	t, m3	t, m3	t, m3			

## 工事概要

項目	内容
契約番号	1234567890
工事名	平成〇〇年度 ※※※※※工事
履行場所	福岡市A区B〇丁目〇〇番地
発注部署	〇〇局〇〇部〇〇課
監督員	福岡 次郎
受注者名	〇〇〇〇株式会社
現場代理人	電子 太郎
主任技術者	電子 次郎
契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
当初契約金額(円)	10,000,000
最終契約金額(円)	12,000,000
履行期間・着手(当初)	平成〇〇年〇月〇日
履行期間・完了(当初)	平成〇〇年〇月〇日
履行期間・着手(変更)	平成〇〇年〇月〇日
履行期間・完了(変更)	平成〇〇年〇月〇日
完了年月日	平成〇〇年〇月〇日
工事概要	本工事は、市道N号線、C区D〇丁目〇〇番地～C区E〇丁目〇〇番地までの道路補修工事である。舗装面積 500m <sup>2</sup>
その他特筆すべき事項	例)紙媒体のみで提出したものなどを記載

＜電子納品事前協議チェックシート 土木工事用＞

土木工事

事前協議実施日 H00.00.00

※このチェックシートは「福岡市電子納品の手引き」を適用する場合に使用する。国土交通省の要領・基準に準拠する場合には、＜電子納品事前チェックシート 土木工事用(国土交通省準拠)＞を使用してください。

(1) 業務情報

件名	〇〇工事		
契約金額	円	履行期間	H00.00.00~H00.00.00
受注者名	(株)〇〇会社		
発注担当課	〇〇局〇〇部〇〇課		

(2) 事前協議参加者情報

＜発注者＞

所属					氏名	備考
1						市監督員
2						
3						
	連絡先	TEL	FAX	E-mail		

＜受注者＞

所属					氏名	備考
1						現場代理人
2						
3						
	連絡先	TEL	FAX	E-mail		

(3) 電子納品対象の納品方法

提出する電子媒体	<input type="checkbox"/> CD-R	<input type="checkbox"/> DVD-R
----------	-------------------------------	--------------------------------

(4) 検査方法

検査方法	<input type="checkbox"/> 電子検査	<input type="checkbox"/> 紙検査
------	-------------------------------	------------------------------

(5) フォルダ構成

フォルダ名の表記	<input type="checkbox"/> 日本語表記	<input type="checkbox"/> 英語表記
----------	--------------------------------	-------------------------------

(6) 電子納品対象物

必要に応じて空欄に電子納品対象となるものを追記すること

項目	対象	ファイル形式(電子納品対象の場合)		
<b>必須成果品</b>				
工事概要	■	<input type="checkbox"/> XLS形式	<input type="checkbox"/> CSV形式	<input type="checkbox"/> XML形式
事前協議チェックシート	■	<input type="checkbox"/> XLS形式	<input type="checkbox"/> CSV形式	<input type="checkbox"/> XML形式
図面	■	<input type="checkbox"/> SXF(SFC形式)	<input type="checkbox"/> オリジナル	<input type="checkbox"/> PDF
<b>選択成果品</b>				
<b>写真</b>				
代表写真	<input type="checkbox"/>	■ JPEG形式		
代表写真以外	<input type="checkbox"/>	■ JPEG形式		
<b>施工管理</b>				
工事打合せ簿	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
施工計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
品質管理資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
出来形管理資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	
安全管理資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル	

項目	対象	ファイル形式(電子納品対象の場合)	
選択成果品	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> PDF	<input type="checkbox"/> オリジナル

<事前協議チェックシート(情報共有システム活用工事用)>

【土木工事用】

事前協議実施日	H . . .
---------	---------

※このチェックシートは「情報共有システム活用要領」を適用する場合に使用する。

(1) 業務情報

工事名	〇〇工事		
契約金額	円	工期	H . . . ~ H . . .
発注部署	〇〇局〇〇部〇〇課	受注者名	(株)〇〇会社

(2) 事前協議参加者情報

発注者	所属	〇〇局〇〇部〇〇課		
	職位	監督員		
	氏名			
受注者	会社名	(株)〇〇会社		
	職位	現場代理人		
	氏名			

(3) 情報共有システムの利用予定状況

ASPシステム提供者(システム名)	〇〇( 〇〇 )
-------------------	----------

(4) 電子納品対象物

帳票(鑑)作成機能で作成可能な帳票については、電子での納品を推奨します。

(上記は電子欄に■をつけています。必要な場合は変更してください。)

また、項目は必要に応じて追記・削除してください。

項目	納品		ファイル形式 (電子納品の場合)	
	電子	紙		
工事概要	■	—	■	オリジナル
事前協議チェックシート	■	—	■	オリジナル
工事書類				
工事帳票				
施工計画書	—	■	—	
照査・着工前測量				
照査確認資料	■	□	□ PDF	□ オリジナル
工事測量成果表	■	□	□ PDF	□ オリジナル
工事測量結果	■	□	□ PDF	□ オリジナル
施工体制				
施工体制台帳	■	□	□ PDF	□ オリジナル
施工体系図	■	□	□ PDF	□ オリジナル
地場企業下請不使用理由書	■	□	□ PDF	□ オリジナル
施工管理				
工事打合せ簿	■	□	□ PDF	□ オリジナル
立会願い	□	□	□ PDF	□ オリジナル
段階確認の報告	□	□	□ PDF	□ オリジナル
材料承諾願				
使用資材一覧表	□	□	□ PDF	□ オリジナル
安全管理				
安全・訓練等の実施報告書	□	□	□ PDF	□ オリジナル
工事履行報告書	■	□	□ PDF	□ オリジナル



設計変更						
協議書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PDF	<input type="checkbox"/>	オリジナル
通知書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PDF	<input type="checkbox"/>	オリジナル
出来形管理資料						
出来形管理総括表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PDF	<input type="checkbox"/>	オリジナル
出来形管理図表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PDF	<input type="checkbox"/>	オリジナル
出来形数量計算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PDF	<input type="checkbox"/>	オリジナル
段階確認実施時の確認資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PDF	<input type="checkbox"/>	オリジナル
段階確認完了写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PDF	<input type="checkbox"/>	オリジナル
品質管理資料						
品質管理総括表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PDF	<input type="checkbox"/>	オリジナル
品質管理図表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PDF	<input type="checkbox"/>	オリジナル
品質管理写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PDF	<input type="checkbox"/>	オリジナル
品質規格証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PDF		
その他						
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PDF	<input type="checkbox"/>	オリジナル
工事写真						
工事写真帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PDF		
工事写真原本	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	オリジナル		
工事完成図書						
工事完成図	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	オリジナル		
工事管理台帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PDF	<input type="checkbox"/>	オリジナル
地質土質調査成果	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	PDF	<input type="checkbox"/>	オリジナル
i-Construction関連	<input checked="" type="checkbox"/>	-	<input checked="" type="checkbox"/>	オリジナル		

年 月 日

施工体制台帳 (作成例)

[会社名]

[事業所名]

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業種 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業種 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

工事名称 内容及び 発注者 住所			
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日 年 月 日

契約所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
		元請契約			
下請契約					

発注者の監督員名	権限及び意見申出方法
----------	------------

監督員名	権限及び意見申出方法	
現場代理人名	権限及び意見申出方法	
主任技術者名 専門技術者名	資格内容	
専門技術者名	資格内容	
当工事内容	資格内容	
当工事内容	当工事内容	

外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
-------------------	-----	-------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名	代表者名
住所	
工事名称 内容及び 工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日 契約日 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業種 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業種 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名 権限及び意見申出方法	安全衛生責任者名	
	安全衛生推進者名	
	雇用管理責任者名	
	専門技術者名	
資格内容	資格内容	
当工事内容	当工事内容	

外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
-------------------	-----	-------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

年 月 日

### 再下請負通知書（作成例）

直近上位  
注文者名

\_\_\_\_\_

【報告下請負業者】

住所 \_\_\_\_\_

元請名称	_____
------	-------

会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

#### 《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容	_____		
工期	自 年 月 日 至 年 月 日		
建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	大臣特定 工事業 知事一般	第 号	年 月 日
	大臣特定 工事業 知事一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
		営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
		事業所 整理記号等		

監督員名 権限及び 意見申出方法	現場代理人名 権限及び 意見申出方法	安全衛生責任者名	
		安全衛生推進者名	
		雇用管理責任者名	
主任技術者名 資格内容	主任技術者名 資格内容	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有	無	有	無

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有	無	有	無
-----------------------	---	---	---	---

#### 《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名	代表者名
住所 電話番号	
工事名称 及び 工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
	契約日 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	大臣特定 工事業 知事一般	第 号	年 月 日
	大臣特定 工事業 知事一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
		営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
		事業所 整理記号等		

現場代理人名 権限及び 意見申出方法	主任技術者名 資格内容	安全衛生責任者名	
		安全衛生推進者名	
		雇用管理責任者名	
主任技術者名 資格内容	主任技術者名 資格内容	専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有	無	有	無

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

施工体系図(作成例)

発注者名	自	年	月	日
工事名称	至	年	月	日

元請	名	
監督員	名	
監理技術者	名	
主任技術者	名	
専門技術者	名	
担当工事内容		
専門技術者名		
担当工事内容		

元方安全衛生管理者

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長	
-----	--

会社名	年月日～年月日
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	

会社名	年月日～年月日
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	

会社名	年月日～年月日
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	

会社名	年月日～年月日
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	

会社名	年月日～年月日
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	

会社名	年月日～年月日
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	

会社名	年月日～年月日
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	

会社名	年月日～年月日
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	

会社名	年月日～年月日
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	

会社名	年月日～年月日
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	

会社名	年月日～年月日
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	

会社名	年月日～年月日
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	

会社名	年月日～年月日
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	

会社名	年月日～年月日
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	

会社名	年月日～年月日
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	

会社名	年月日～年月日
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	

## 地場企業下請不使用理由書

(No. 1)

地場外1次下請業者一覧

No.	下請業者名	本店所在地	工種
		不使用理由(具体的に記入)	分類記号※ (下表選択)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

※ 地場(市内)企業を選定しない主たる理由から分類し、記号を記入してください。

記号	分類	記号	分類
A	技術力関係	D	系列企業関係
B	機械設備関係	E	協力企業関係
C	請負金額関係	F	上記以外の分類





(様式3-4)

## 安全・訓練等の実施報告書

工 事 名							
工 事 箇 所	福岡市 区						
請 負 金 額			工 期	自			
現場代理人氏名				至			
実 施 日 時	平成	年	月	日 ( 曜日 )	時 分	人数	
実 施 内 容							



(速報第 回・最終版)

## 事故速報

報告日時 月 日  
時 分

課

課長

係長

係員

報告者		受理者						
工事件名					受注者名			
工期					現場代理人			
請負金額					連絡先			
いつ	平成 年 月 日 ( ) 時 分頃				天候			
どこで								
だれ(何が) 原因者	1. 工事関係者 2. 通行人・住民等 3. その他(例:落石や不発弾等)							
	氏名		住所					
	勤務先	下請の場合 次			連絡先		男・女	才
原因者	備考							
どうした時に 発生状況	1. 現場作業中 2. 通行中 3. その他 ※詳細は内容欄に記載のこと							
だれ(何が) 被災者	1. 工事関係者 2. 通行人・住民等 3. 現場資機材等 4. その他(備考欄に記載)							
被災者	氏名		住所					
	勤務先	下請の場合 次			連絡先		男・女	才
	備考							
どうなった	1. 物損 2. 負傷 3. 死亡 ※詳細は内容欄に記載のこと							
どうなった	傷病の程度等							
	病院名		搬送手段	救急車・通勤用車両・その他の車両				
周囲への影響	1. 多い 2. 少ない 3. なし ※詳細は内容欄に記載のこと							
関係機関への連絡の有無	警察署		水道局		NTT		区役所	
	労基署		九州電力		道路管理者		その他	
	消防署		西部ガス		交通関係		(署、店名を記入)	
添付資料	・現場見取り図 ・現場写真 ・事故状況図 ・その他( )							
※添付資料の該当に○印。				※下記2項目は最終報告までに記入すること。				
事故後の対応(応急処置等)								
事故の原因								
監督課指示事項(監督課が記入)								

※受注者の方へ:事故発生時、太枠欄の情報を至急確認しTEL等で通報して下さい。  
 その後は確認後の第2、3報でよい。

部長	課			課		
	課長	係長	係員	課長	係長	係員

平成 年 月 日

## 事故報告書

福岡市 局 部  
課長 様

受注者名

印

工 事 件 名	名 称					
	請 負 金 額		工期	～		
	現場代理人氏名					
発 生 日 時 等	平成 年 月 日 ( 曜日 )	時 分頃	天 候			
発 生 場 所						
被 災 者 (被災物件)	氏名(物件名)	年齢	性別	職 種	傷病等の程度	休業見込日数
	業者名又は勤務先				下請の場合 次	
	事務所又は自宅所在地					
事故発生状況						
事故の原因						
事故後の措置 (再発防止策)						
事故の分類	・ 労働災害 ・ もらい事故 ・ 死傷公衆災害 ・ 物損公衆災害 ・ その他					
周囲への影響	・ 大きい(多い) ・ 小さい(少ない) ・ なし ・ 内容( )					
添付書類等	・ 死傷病報告書(労基署提出分の写し) ・ 診断書(写し) ・ 現場見取り図 ・ 現場写真 ・ 事故状況図 ・ 構築物の構造図等 ・ 埋設物位置図等 ・ その他( )					

- 備 考
1. 事故の分類については、該当するものに○をつけること。
  2. 周囲への影響については、影響範囲が1件の場合小さいとし、それを超えるものは大きいとする。
  3. 添付する書類を○で囲むこと。

部長	課			課		
	課長	係長	係員	課長	係長	係員
印	印	印	印	印	印	印

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

## 報告書

(監督担当課の見解)

福岡市公共工事安全推進委員会委員長 様

( 公共工事安全推進委員 )

局 部 課  
課長

工 事 件 名	名 称	○○工事					
	請 負 金 額	○○,○○○,○○○円	工期	H○.○.○ ~ H○.○.○			
	受注者名	(株)○○組					
	現場代理人氏名	○○ ○○					
発 生 日 時 等	平成 ○ 年	○ 月	○ 日	( ○ 曜日)	○ 時 ○○ 分頃	天候	曇り
事故の原因 に対する見解							
受注者の注意義務 に対する見解							
事故後の措置 に対する見解及び 監督担当課が行った 周知並びに研修 等							
添 付 書 類 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死傷病報告書(労基署提出分の写し) ・ 診断書(写し) ・ 現場見取り図 ・ 現場写真</li> <li>・ 事故状況図 ・ 構築物の構造図等 ・ 埋設物位置図等 ・ その他( )</li> </ul>						

- 備 考
1. 添付する書類を○で囲むこと。
  2. 添付書類等は、様式2(受注者作成)で添付された書類については不要。



課			課			課		
課長	係長	係員	課長	係長	係員	課長	係長	係員

調査の結果、中間前金払ができる要件を具備していることから認定してよろしいか。

## 中間前金払認定請求書

工事名	
工事場所	
工期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
契約金額	円
<p>上記工事について、工事履行報告書を添付し、 中間前払金に係る認定を請求します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(あて先) 福岡市長</p> <p>請求者 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	

工 事 履 行 報 告 書

平成 年 月 日

(あて先)

福 岡 市 長

(工事請負者)

住所

氏名

印

工 事 名			
工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
報告日付	平成 年 月 日現在		
月 別	予定工程 %	実施工程 % ( ) は予定工程との差	作業に要する経費 %
平成 年 月	%	% ( )	%
月	%	% ( )	%
月	%	% ( )	%
月	%	% ( )	%
月	%	% ( )	%
月	%	% ( )	%
月	%	% ( )	%
月	%	% ( )	%
月	%	% ( )	%
月	%	% ( )	%
月	%	% ( )	%
月	%	% ( )	%
(記載欄)			

工期の2分の1以上で当該時期までに実施すべき作業が行われ、作業に要する経費は2分の1以上であることを確認した。

平成 年 月 日

(監督員) 所属

氏名

印

課 長	係 長

中 間 前 金 払 認 定 調 書

契約の相手方	住所  氏名
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	平成      年      月      日から 平成      年      月      日まで
契 約 金 額	円
摘 要	
<p style="text-align: center;">上記の工事についてはその進捗を調査したところ、中間前金払 をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p style="text-align: center;">平成      年      月      日</p> <p style="text-align: center;">福岡市中央区天神一丁目8番1号</p> <p style="text-align: center;">福岡市長    高 島   宗 一 郎                      ㊟</p>	

						起案 平成	年	月	日
						決裁 平成	年	月	日
課			課			課			
課長	係長	係員	課長	係長	係員	課長	係長	係員	

中間前金払審査結果及び支出伺

前金払請求書に基づき内容検討の結果適当と認めます。  
 なお、福岡市契約事務規則第36条の2の規定により中間前金払してよろしいか。

中間前金払請求書

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

請求者 住所  
 氏名

請求印

次のとおり、中間前金払を請求します。

金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(金額の記載は、アラビア数字を用いその頭部に「¥」を記入してください。)

口座振込先

金融機関名	銀行													本店	支店				
預金種別	普通						口座番号												
口座名義 (カナ)																			

(記入する口座は、福岡市に届け出している前金専用口座を記入してください。記入にあたっては、必ず預金通帳を確認のうえ、記載のとおり正確に記入してください。)

記

契約件名

契約年月日 平成 年 月 日  
 履行期間 平成 年 月 日から  
 平成 年 月 日まで

■請求金額確認欄

契約金額 ..... 円 (A)  
 支払済の前金払の額 ..... 円 (B)  
 支払済の前金払の率 ..... %  
 中間前金払の額 ..... 円 (C) = 中間前金払の請求金額  
 中間前金払の率 ..... %  
 前金等の支払額 ..... 円 [(B) + (C) ≤ (A) × 60%]



課		
課長	係長	係員

## 指定部分完了届

平成 年 月 日

(あて先)

福岡市長

住所

氏名

印

(電話

—

)

平成 年 月 日着手しました下記工事の指定部分は 月 日完成  
 しましたので検査願います。

1 契約件名

2 履行場所 福岡市 区

3 履行期間 平成 年 月 日から  
 平成 年 月 日まで

但 工事については 月 日

# 指 定 部 分 受 渡 書

平成 年 月 日

1 契 約 件 名

2 指 定 部 分 金 額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3 担 保 期 間

受渡しの完了の日から 年 月

4 指 定 部 分

完成検査年月日

平成 年 月 日

上記工事の指定部分を平成 年 月 日受渡しました。

平成 年 月 日

引渡人

印

引受人

印

立会人

印

課 長	係 長	係 員

平成 年 月 日

(あて先) 福岡市長

請負人

住所

氏名

印

## 部 分 払 申 請 書

下記工事について、部分払いを受けたいので、 月 日までの出来形  
部分等の確認検査をお願いします。

記

1 契約件名

2 履行場所

3 履行期間  
平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで

既 済 部 分 明 細 書

起工番号	工 期				課			課		
	平成	年	月	日から	課長	係長	係員	課長	係長	係員
	平成	年	月	日まで						
① 工 事 名					摘    要	前回迄の火災保険金額（土木 工事を除く。）				
② 設 計 金 額				※						
③ 請 負 金 額				※						
④ 設計単価に基 づく出来高金額										
⑤ 今回までの 出来高金額	③ / ② × ④									

注) 金額を変更した場合、※欄に当初金額を記入し、  
⑤の③及び②については、その税込み金額とする。

(A 4 横型とする)

部分払金計算書を添付（別途ファイル参照）

設 計 内 容						出 来 高			備 考
種 別	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	数量	金 額	%	

※ 建築，設備工事については設計書を代用

(A 4 横型とする)

## 部分払金計算書

平成 年度当初 ( 回目)

履行期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
年度		平成	年度	平成	年度	計	
A 年度別出来高予定金額 (請負代金額)			円		円	円	
B 年度別支払予定金額			円		円	円	
既 支 払 状	C1 前払金額		円		円	円	
	C2 中間前払金額		円		円	円	
	D 前金率(C1+C2)/A			%		%	%
	E 部 分 払 支	1 回目		円		円	円
		2 回目		円		円	円
		3 回目		円		円	円
合計			円		円	円	
F 支払総額 (C1+C2+E)			円		円	円	
G 年度別請負代金残額 (B-F)			円		円	円	
H 前回まで支払の対象と なった出来高金額(E/K)			円		円		
I 今回までの出来高金額			円		円	今回までの出来高に対する 火災保険加入金額 円	
J 今回の出来高金額 (I - H)			円		円	円	
K 出来高支払可能率 (90% - D)			%		%	%	
L 支払可能金額 (J × K)			円		円	円	
M 今回の支払金額 (千円未満切捨)			円		円	円	
N 差引年度別請負代金 残額 (G - M)			円		円	円	
備考							

# 部分払金計算書

平成 年度末 ( 回目)

年度末

履 行 期 間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				
年 度		平成	年度	平成	年度	計
A 年度別出来高予定金額 ( 請 負 代 金 額 )			円		円	円
B 年度別支払予定金額			円		円	円
既	C1 前払金額		円		円	円
	C2 中間前払金額		円		円	円
支	D 前金率(C1+C2)/A		%		%	%
	E		円		円	円
払	部	1 回 目		円		円
		2 回 目		円		円
		3 回 目		円		円
状	支	合 計		円		円
		F 支払総額 (C1+C2+E)		円		円
G 年度別請負代金残額 (B-F)			円		円	円
H 前回まで支払の対象と なった出来高金額(E/90)			円		円	円
I 今回までの出来高金額			円		円	円 <small>今回までの出来高に対する火災保険加入金額</small>
J I × 90%			円		円	円
K 支払可能金額 (J - F)			円		円	円
L 今回の支払金額 (千円未満切捨)			円		円	円
M 差引年度別請負代金 残 額 (G - L)			円		円	円
備考						

※受注者の都合による場合

(別紙 1)

				課
課長	係長	係長	係	員

平成 年 月 日

(あて先)

福岡市長

受注者 住 所  
氏 名

印

## 中間確認検査依頼について

- 1 契約件名
- 2 履行場所
- 3 履行期間
- 4 検査項目・内容
- 5 検査場所
- 6 検査希望日

上記契約につきましては、次の理由により、別紙添付図面等  
又は上記項目・内容の中間確認検査をお願いいたします。

理 由

---



---



---



---



---

※発注者の都合による場合

(別紙 2)

課			課			
課長	係長	係員	課長	係長	係長	係員

平成 年 月 日

財政局技術監理部検査課長 様

局 部 課長

## 中間確認検査依頼について

- 1 契約件名
- 2 履行場所
- 3 履行期間
- 4 検査項目・内容
- 5 検査場所
- 6 検査希望日

上記契約につきましては、次の理由により、別紙添付函面等又は上記項目・内容の中間確認検査をお願いいたします。

### 理 由

-----

-----

-----

-----

-----

発注課から提出される中間確認検査依頼については、発注課、監督課（同一の場合は一課）の決裁を要する。



(別紙 3)

平成 年 月 日

(あて先)  
福岡市長

受注者 住 所  
氏 名

印

## 契約目的物の部分使用承諾書

- 1 契 約 件 名
- 2 履 行 場 所
- 3 履 行 期 間

上記契約について別紙添付図面表示部分の引渡し前における部分使用の御要望については、建設工事請負契約書約款第33条（部分使用）の規定により承諾するとともに、中間確認検査時においては立会いたします。

使用期間

平成 年 月 日から引渡し完了日まで

(様式 2-4)

平成 年 月 日

## 通 知 書

受注者名  
現場代理人氏名 様福岡市 局 部 課長  
印

平成 年 月 日付の下記工事の協議については、次のとおり通知します。

工 事 名			
工 事 場 所			
受 注 者 名		請 負 金 額	円
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約変更 予 定 日	平成 年 月 日
(通知事項)			
変更増減額 (概算金額)	約 ○ 万円 増・減	左記は設計金額における直接工事費ベースの増減額であり、後日の変更契約に係る参考値として位置付けるものである。	

上記の通知については、承諾します。

平成 年 月 日

受注者名  
現場代理人氏名 印

※ 押印の上、一部返送願います。(二部作成)

(様式 2-5)

## 設計変更事由書

変更事由	理由
概算金額	約 ○○ 万円 増 (直工)
※ 工種, 名称, 形状, 寸法等を記入して下さい。	



建退共事務受託様式2号

建退共制度に係る被共済者就労状況報告書  
(兼建設業退職金共済証紙交付依頼書)

整理番号

平成 年 月 日

元請  
事業所

殿

下請事業所

住 所  
共済契約者  
番 号

工 事 名

工事コード

以下のとおり報告します。

記

期 間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

被共済者数 人 延べ就労日数 日

現場責任者確認

印

## 建設業退職金共済証紙受領書

整理番号

元請  
事業所

殿

1日券 枚

10日券 枚

上記の共済証紙を受領いたしました。

平成 年 月 日

下請事業所

印

建設業退職金共済証紙貼付状況報告書

報告日 平成 年 月 日

元請名	殿		共済契約者(下請)名	印
工事名	共済契約者番号			
工事コード	工	期	平成 年 月 日	日
被共済者数	人	延べ就労日数	平成 年 月 日	日

< 月分 > もしくは < 工事終了日 年 月 日 >

受入年月日	受入		貼付		払出			証紙残枚数	
	受入枚数	枚	貼付年月日	被共済者数	共済手帳への証紙貼付枚数	払出年月日	下請名		被共済者数
年 月 日	枚		年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚
年 月 日	枚		年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚
年 月 日	枚		年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚
年 月 日	枚		年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚
年 月 日	枚		年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚
年 月 日	枚		年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚
年 月 日	枚		年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚
年 月 日	枚		年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚
年 月 日	枚		年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚
年 月 日	枚		年 月 日	人	枚	年 月 日		人	枚
合計	枚		合計	人	枚	合計		人	枚

以上のとおり報告致します。

(注) [ ] の箇所に必要事項入力。  
必ず、受入・貼付・払出年月日を入力。

様式第14号

担 当 課		
課 長	係 長	係 員

## 完 了 届

年 月 日

(あて先)福岡市長

住 所

氏 名

④

年 月 日に着手しました下記工事は 月 日完成しましたので検査願います。

1 契 約 件 名

2 履 行 場 所

3 履 行 期 間           年       月       日から  
                          年       月       日まで

様式第16号

## 受 渡 書

1 契 約 件 名

2 契 約 金 額

百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

3 担 保 期 間 受渡完了の日から 力年

4 完成検査年月日 年 月 日

上記契約の目的物を 年 月 日受け渡しました。

年 月 日

引渡人 ⑩

引受人 ⑩

立会人 ⑩



## 別記様式第3 ①

課長	係長	係員

平成	年	月	日	受付
----	---	---	---	----

## 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況

平成 年 月 日

(あて先)福岡市長様  
 福岡市水道事業管理者様  
 福岡市交通事業管理者様  
 請負者

印

下記工事における工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況について提出します。  
 記

工事名				
工事場所				
工期	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで
請負代金額				円
1. 実施状況(提案件数)				
考查項目	細 別			
○工事特性	___件	<input type="checkbox"/> 構造物の特殊性 <input type="checkbox"/> 建物規模 <input type="checkbox"/> 建物固有の機能の難しさ <input type="checkbox"/> 建物固有の施工技術の難しさ <input type="checkbox"/> 厳しい自然・地盤条件 <input type="checkbox"/> 都市部等の作業環境, 社会条件等 <input type="checkbox"/> 厳しい周辺環境, 社会条件 <input type="checkbox"/> 長期工事における安全確保 <input type="checkbox"/> 施工現場		
○創意工夫	___件	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け <input type="checkbox"/> 施工関係 <input type="checkbox"/> 品質関係 <input type="checkbox"/> 安全衛生関係 <input type="checkbox"/> 施工管理関係		
○社会性等	___件	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等		
合 計	___件			
2. 提案内容				
別記様式第3②のとおり				

1. 考查項目別に提案件数及び該当する細別の□に×マークを記入すること。
2. 別記様式第3②については、考查項目、細別、提案内容ごとに作成し提出すること。  
(別記様式第3②は上記合計件数分提出する必要があります。)
3. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。
4. 具体的な取組内容(例)等については、別表3, 4「工事特性・創意工夫・社会性等に関する事例」を参考にすること。

## 別記様式第3 ②

## 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			
考 査 項 目		細 別	
提 案 内 容			
( 説 明 )			
( 添 付 図 )			

説明資料は簡潔に作成するものとし，必要に応じて別葉とする。

平成 年 月 日

## 電子媒体納品書

様

受注者（住所）  
（氏名）  
（現場代理人）

印

下記のとおり電子媒体を納品します。

記

契約件名			契約番号	
電子媒体の種類	数量	単位	作成年月日	備考
		枚	平成〇〇年〇〇月〇〇日	

備考

1. 監督職員に提出

■技術提案等の履行確認結果表

課		
課長	係長	係員

○工事名: \_\_\_\_\_

○請負者: \_\_\_\_\_

評価項目名	提案内容	履行確認		備考
		履行	不履行	
①				
②				
③				
④				

※「提案内容」については、採用された提案(加点対象)を監督員と調整のうえ簡潔に記載してください。

※) 所見	
----------	--

※)特記すべき内容がある場合に記載

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

上記のとおり技術提案等の履行状況を確認しました。

所 属 : 〇〇局〇〇部〇〇課

総括監督員 : \_\_\_\_\_ 印

監督員 : \_\_\_\_\_ 印

様式1 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再生資源化報告」対応版ー

1. 工事概要 (赤着色セルは必須入力箇所です。)

Form with fields for project details: 発注担当者チェック欄, 発注機関コード, 法人番号, 請負会社名, 建設業許可の場合, 解体工事登録の場合, 会社所在地, 請求金額, 工期, 住所コード, 施工内容, 建築面積, 延床面積, 構造, 用途, 階数, 竣工年月日, 工事責任者, 調査票記入者.

Form with fields for construction details: 工事名, 工事種別コード, 請負金額, 工期, 住所コード, 施工内容, 再生資源の利用に関する特記事項.

Form for building area and floor details: 建築面積, 延床面積, 構造, 用途, 階数, 地上, 地下.

2. 建設資材利用実施

Main table with columns: 分類, 小分類, 規格, 価格, 主な利用用途, 利用量(A), 再生資材利用量(B), 再生資材の名称, 再生資材の供給元施設、工事等の名称, 供給元種類, 施工条件, 再生資材の供給元場所住所, 再生資源利用率.

再生資材の供給元について
1. 現場内利用
2. 他の工事現場(内陸)
3. 他の工事現場(海面)
4. 再資源化施設
5. 土砂ストックヤード
6. その他

コンクリートについて
1. 再生コン(Co再生骨材M)
2. 再生コン(Co再生骨材L)
3. 再生コン(Co再生骨材H)
4. 再生コン(その他再生骨材)
5. 無筋コンクリート二次製品(リユース品)
6. 再生無筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
7. 再生無筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
8. その他

アスファルト・コンクリートについて
1. 表層
2. 基層
3. 上層路盤
4. 歩道
5. その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
6. 土砂について
7. 道路路床
8. 2.路床
9. 3.河川築堤
10. 構造物等の裏込材、埋戻し用
11. 宅地造成用
12. 現場整備(農地整備)
13. その他

コンクリートについて
1. 再生コン(バレンジ骨材)
2. 再生コン(Co再生骨材M)
3. 再生コン(Co再生骨材L)
4. 再生コン(Co再生骨材H)
5. 再生コン(その他再生骨材)
6. 無筋コンクリート二次製品(リユース品)
7. 再生無筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
8. 再生無筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
9. 再生無筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
10. その他





課長		係長		係員	

## 手直し完了報告書

平成      年      月      日

福岡市長 殿

起工番号

工事名

請負者 住 所

氏 名

(電話      -      )

### 手直指摘事項

- (1) \_\_\_\_\_
- (2) \_\_\_\_\_
- (3) \_\_\_\_\_
- (4) \_\_\_\_\_
- (5) \_\_\_\_\_
- (6) \_\_\_\_\_
- (7) \_\_\_\_\_
- (8) \_\_\_\_\_
- (9) \_\_\_\_\_

上記手直の完了は平成      年      月      日確認いたしました。

所属課名	
監督員 職 氏 名 印	印